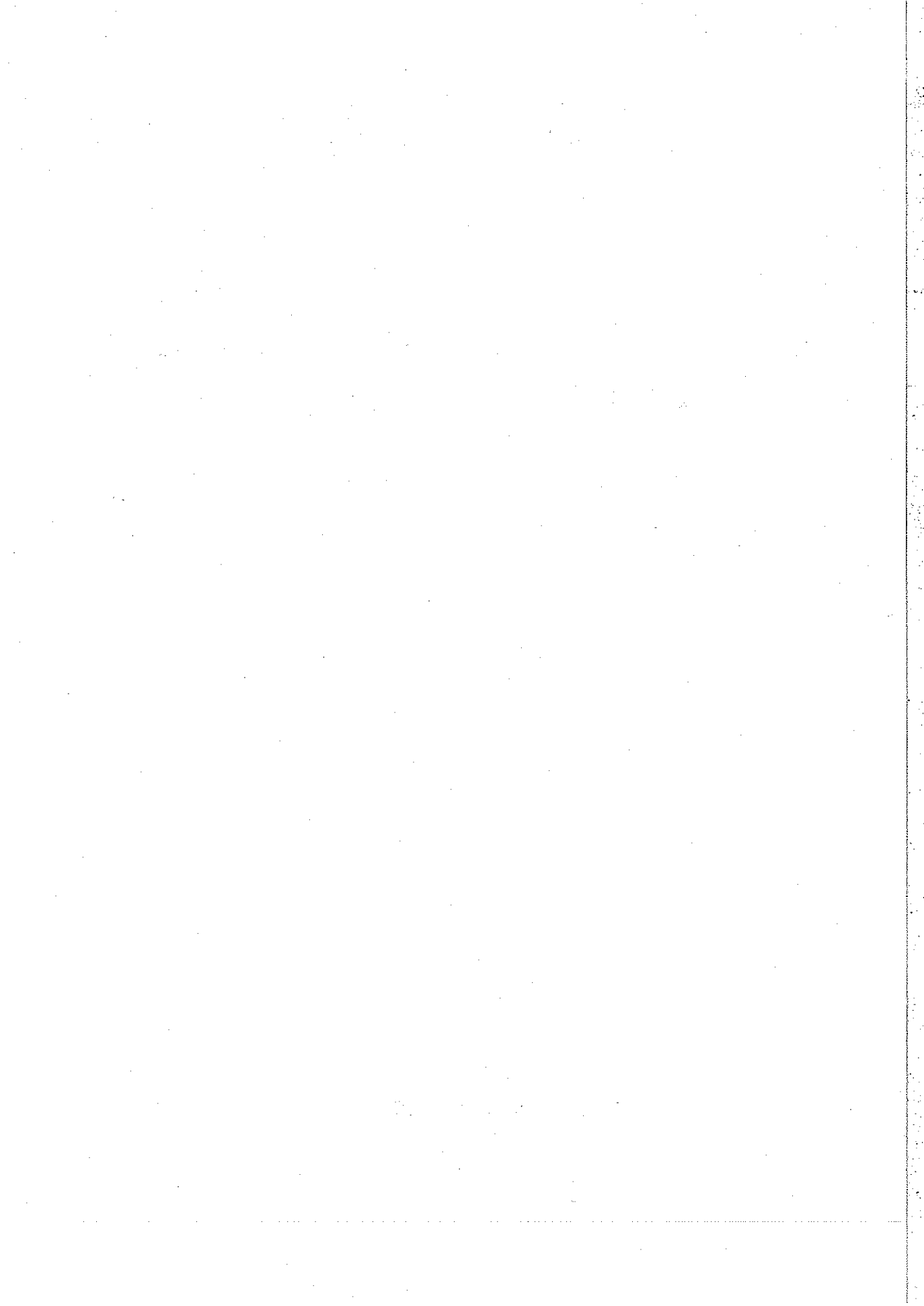


平成6年3月4日開会
平成6年3月28日閉会

和泉市議会第1回定例会会議録

第 2 号

和 泉 市 議 会



和泉市議会第1回定例会会議録目次

平成6年3月4日（金曜日）第1日目

○ 出席議員・欠席議員	1頁
○ 議事説明員、その他	1〃
○ 議事日程	3〃
○ 開会宣告（午前10時00分）	3〃
○ 市長開会挨拶	4〃
○ 日程第1 会議録署名議員の指名について（上田育子・並河道雄）	4〃
○ 日程第2 会期の決定について（3月4日～3月29日 26日間）	5〃
○ 日程第3 （議案第9号） 和泉市事務分掌条例の一部を改正する条例制定について	一 括 上 程 22頁
○ 日程第4 （議案第10号） 和泉市奨学基金条例の一部を改正する条例制定について	
○ 日程第5 （議案第2号） 平成6年度和泉市一般会計予算	
○ 日程第6 （議案第3号） 平成6年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算	
○ 日程第7 （議案第4号） 平成6年度和泉市老人保健事業特別会計予算	
○ 日程第8 （議案第5号） 平成6年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算	
○ 日程第9 （議案第6号） 平成6年度和泉市公共下水道事業特別会計予算	
○ 日程第10 （議案第7号） 平成6年度和泉市水道事業会計予算	
○ 日程第11 （議案第8号） 平成6年度和泉市病院事業会計予算	

- 日程第12 (議員提出議案第1号) 予算審査特別委員会設置について 53頁
- 日程第13 予算審査特別委員会委員の選任について 53〃
- 散会宣告 (午前11時35分) 54〃

平成6年3月9日(水曜日)第2日目

- 出席議員・欠席議員 55〃
- 議事説明員、その他 55〃
- 議事日程 57〃
- 開会宣告 (午前10時00分) 62〃
- 日程第1 一般質問について
 - 1 番に 1番 友田博文君 62〃
 - 2 番に 11番 井坂義行君 80〃
 - 3 番に 5番 上田育子君 92〃
 - 4 番に 25番 天堀博君 106〃
- 散会宣告 (午後4時08分) 125〃

平成6年3月10日(木曜日)第3日目

- 出席議員・欠席議員 127〃
- 議事説明員、その他 127〃
- 議事日程 129〃
- 開会宣告 (午前10時04分) 129〃
- 日程第1 一般質問について
 - 1 番に 20番 並河道雄君 129〃
 - 2 番に 27番 早乙女実君 146〃

3 番に 26番 原 重 樹 君	169頁
4 番に 19番 穴 瀬 克 己 君	186"
○ 散会宣告 (午後 4 時45分)	204"

平成 6 年 3 月 11 日 (金曜日) 第 4 日 目

○ 出席議員・欠席議員	205"	
○ 議事説明員、その他	205"	
○ 議事日程	207"	
○ 開会宣告 (午前10時05分)	208"	
○ 日程第 1 (監査報告第 1 号) 例月出納検査結果報告 (収 入 役 扱 平成 5 年 9 月分)	一 括 上 程 208頁	
○ 日程第 2 (監査報告第 2 号) 例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成 5 年 9 月分)		
○ 日程第 3 (監査報告第 3 号) 例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成 5 年 9 月分)		
○ 日程第 4 (監査報告第 4 号) 例月出納検査結果報告 (収 入 役 扱 平成 5 年 10 月分)		
○ 日程第 5 (監査報告第 5 号) 例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成 5 年 10 月分)		
○ 日程第 6 (監査報告第 6 号) 例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成 5 年 10 月分)		
○ 日程第 7 (監査報告第 7 号) 定期監査 (平成 5 年度第二次分) 結果報告		
○ 日程第 8 (議案第 11 号) 財産処分について (黒鳥財産区、一条院財産区共有財産(ため池)の処分)		209"
○ 日程第 9 (議案第 12 号) 財産取得について (黒鳥山公園用地)		213"
○ 日程第 10 (議案第 13 号) 財産取得について (和泉市立いぶき野小学校校舎及びプール)		一括 上程 217頁

○ 日程第11	(議案第14号) 財産取得について(和泉市立北池田中学校校舎及びプール)	一括 上程 217頁
○ 日程第12	(議案第15号) 平成5年度和泉市一般会計補正予算(第4号)	223頁
○ 日程第13	(議案第16号) 平成5年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	230"
○ 日程第14	(議案第17号) 平成5年度和泉市老人保健事業特別会計補正予算(第2号)	232"
○ 日程第15	(議案第18号) 平成5年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)	236"
○ 日程第16	(議案第19号) 平成5年度和泉市水道事業会計補正予算(第3号)	238"
○ 日程第17	(議案第20号) 平成5年度和泉市病院事業会計補正予算(第3号)	240"
○ 日程第18	(議案第21号) 教育委員会委員の任命について	242"
○ 散会宣告(午前11時20分)		244"

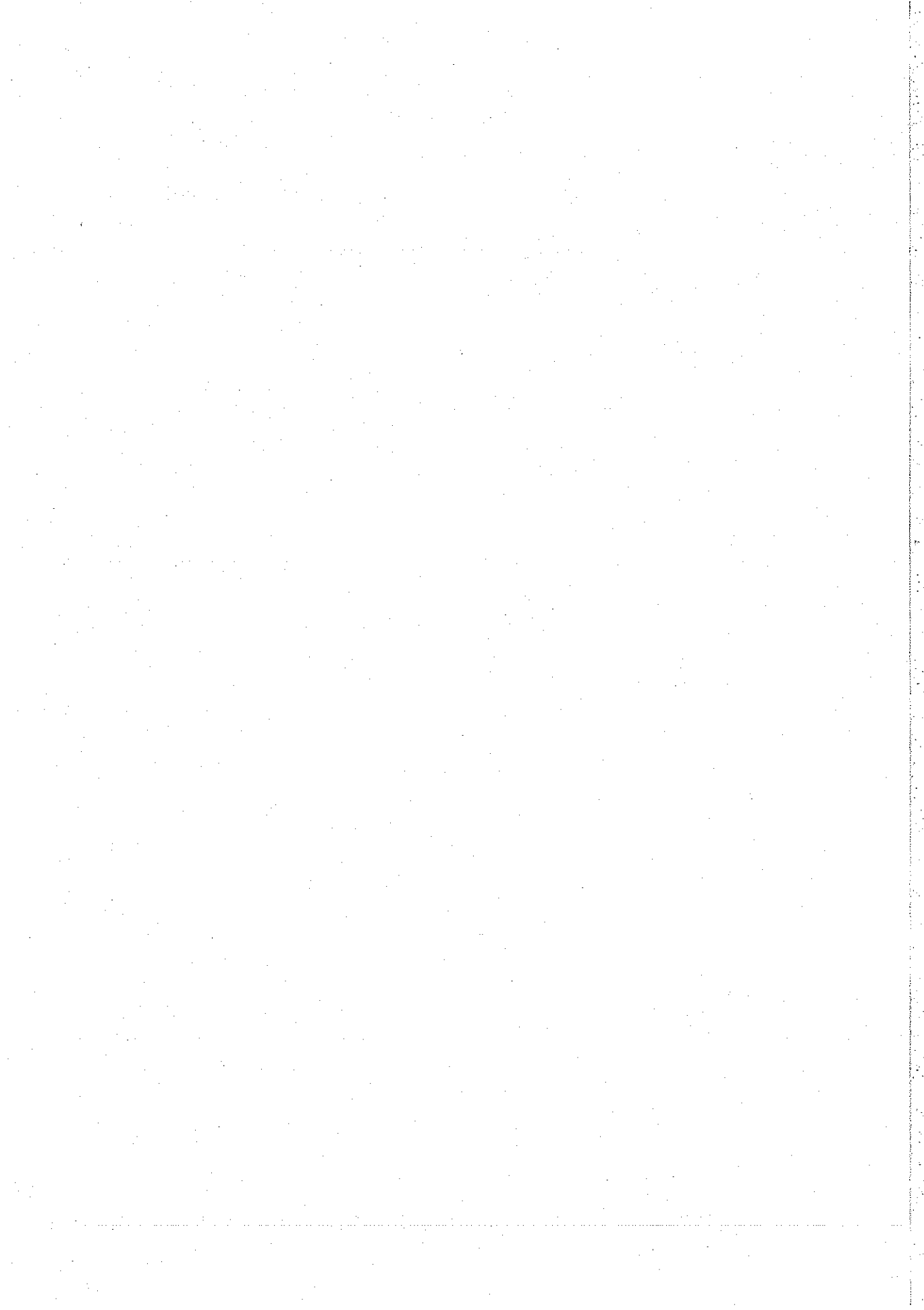
平成6年3月28日(月曜日)最終日

○ 出席議員・欠席議員		245"
○ 議事説明員、その他		245"
○ 議事日程		247"
○ 開会宣告(午前10時15分)		247"
○ 日程第1	(平成5年請願第1号) 看護婦確保対策の充実を求める請願の取下げについて	250"
○ 日程第2	(平成5年請願第2号) 和泉中央駅周辺(シビックセンター)に図書館建設を求める請願 (産業文教委員長報告)	250"
○ 日程第3	(平成5年請願第3号) 聖神社・信太の森の国史跡指定についての請願(産業文教委員長報告)	251"

○ 日程第 4	(議案第22号) 和泉市立病院の料金等に関する条例及び和泉市立休日急病診療所条例の一部を改正する条例制定について	254頁
○ 日程第 5	(議案第 9号) 和泉市事務分掌条例の一部を改正する条例制定について (予算審査特別委員長報告)	
○ 日程第 6	(議案第10号) 和泉市奨学基金条例の一部を改正する条例制定について (予算審査特別委員長報告)	
○ 日程第 7	(議案第 2号) 平成 6 年度和泉市一般会計予算 (予算審査特別委員長報告)	
○ 日程第 8	(議案第 3号) 平成 6 年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算 (予算審査特別委員長報告)	
○ 日程第 9	(議案第 4号) 平成 6 年度和泉市老人保健事業特別会計予算(予算審査特別委員長報告)	
○ 日程第10	(議案第 5号) 平成 6 年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算 (予算審査特別委員長報告)	255頁
○ 日程第11	(議案第 6号) 平成 6 年度和泉市公共下水道事業特別会計予算 (予算審査特別委員長報告)	
○ 日程第12	(議案第 7号) 平成 6 年度和泉市水道事業会計予算 (予算審査特別委員長報告)	
○ 日程第13	(議案第 8号) 平成 6 年度和泉市病院事業会計予算 (予算審査特別委員長報告)	
○ 日程第14	(報告第 1号) 和泉市土地開発公社平成 6 年度事業計画書類の提出について	260''
○ 追加日程第 1	(議員提出議案第 2号) 看護婦確保対策の充実を求める要望決議	265''
○ 追加日程第 2	(議員提出議案第 3号) 保健所法改悪による保健所の削減と、母子保健等保健サービスの全面的市町村委譲に反対する意見書	268''
○ 追加日程第 3	(議員提出議案第 4号) 地方バス生活路線運行維持補助制度の改善に関する意見書	269''

○ 追加日程第 4	(議員提出議案第 5 号) 国民の主食コメの安全で安定した供給を求める意見書	271頁
○ 追加日程第 5	(議員提出議案第 6 号) 国立病院・療養所の充実、強化に関する意見書	272〃
○ 追加日程第 6	(議員提出議案第 7 号) 定住外国人に対する地方選挙への参政権など、人権補償の確立に関する要望決議	274〃
○ 市長閉会あいさつ		276〃
○ 議長閉会あいさつ		277〃
閉会宣告 (午前11時27分)		277〃

第 1 日



平成6年3月4日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	友田博文	16番	竹下義章
2番	森悦造	17番	須藤洋之進
3番	若浜記久男	18番	赤阪和見
5番	上田育子	19番	穴瀬克己
6番	田代一男	20番	並河道雄
7番	松尾孝明	21番	辻正治
8番	中塚新治	22番	西口秀光
9番	讚岐一太郎	23番	柳瀬美樹
10番	池田秀夫	25番	天堀博
11番	井坂善行	26番	原重樹
12番	大谷昌幸	27番	早乙女実
13番	柏富久蔵	28番	猪尾伸子
15番	木村静雄	29番	勝部津喜枝

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

市	長	池田忠雄	総務部長	神藤恒治
助	役	坂口禮之助	同次長兼総務課長	池辺功
助	役	田中昭一	同次長兼財政課長	阪豊光
収入	役	中塚白	同次長兼資産税課長	加久本良一
市長公室長		堀宏行	同和对策部長	森利治
同理事(人事担当)		鹿島賢昌	同次長	門林良治
同人権啓発室長		明坂文嘉	解放総合センター所長	戸口泰明
同次長兼広報広聴課長		池辺一三	同副理事 (解放総合センター担当)	山本襄
同次長兼人事課長		石本博信	福祉事務所長	中川鉄也
同秘書課長		木寺正次	同理事	坂田平之
企画調整部長		逢野博之	同次長兼総合福祉会館長	松尾守
同理事(施策推進室担当)		三井義秋	市民生活部長	麻生和義
同副理事 (施策推進第二担当)		吉祇利朗	同理事(環境整備・ ごみ減量対策担当)	岸田秀仁
同企画室長		今村堅太郎	同次長兼健康課長	池辺修次
同施策推進室長		井阪和充	同次長兼保険年金課長	長岡敏晃
同企画室企画調整課長		油谷巧	同次長兼環境整備課長	和田栗登

産 業 部 長	大 塚 孝 之	同 次 長 兼 工 務 課 長	西 尾 浩
同 理 事	白 樫 通 有	病 院 長	竹 林 淳
同 次 長 兼 農 林 課 長	松 林 保	病 院 事 務 局 長	橋 本 昭 夫
同 次 長 兼 交 通 公 害 課 長	大 塚 俊 昭	同 理 事	谷 上 徹
建 設 部 長	奥 村 富 彦	同 次 長 兼 総 務 課 長	梅 山 世 紀
同 理 事 兼 用 地 室 長	谷 俊 雄	消 防 長 兼 消 防 署 長	高 宮 武 男
同 次 長 (建 築 担 当)	藤 本 仁	同 次 長 兼 総 務 課 長	一 瀬 喜 広
同 次 長 兼 住 宅 課 長	西 岡 政 徳	同 次 長 兼 消 防 署 副 署 長	池 野 透
都 市 整 備 部 長	萩 本 啓 介	土 地 開 発 公 社 事 務 局 長	中 西 淳 富
同 理 事 (再 開 発 担 当)	盛 尾 久 和	教 育 委 員 長	藤 井 謹 市
同 理 事 (コ ス モ ポ リ ス 担 当)	中 辻 寿 夫	教 育 長	杉 本 弘 文
同 理 事 (コ ス モ ポ リ ス 担 当)	田 中 拓 夫	教 育 次 長 兼 管 理 部 長	稲 田 順 三
同 理 事 (コ ス モ ポ リ ス 担 当)	中 屋 正 彦	指 導 部 長	西 川 義 徳
同 次 長 兼 都 市 計 画 課 長	田 中 武 郎	社 会 教 育 部 長	生 田 稔
同 次 長 兼 公 園 課 長	山 下 喬 三	同 次 長	田 丸 勝 之
コ ス モ ポ リ ス 推 進 室 長	福 原 進	同 次 長 兼 図 書 館 長	北 野 喜 平
下 水 道 部 長	藤 原 清 司	収 入 役 室 長	藤 木 意 継
同 次 長	中 野 英 二	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	高 橋 正 道
同 副 理 事 (ふ る さ と 急 傾 斜 対 策 事 業 担 当)	岸 本 孝 二	同 事 務 局 長	着 本 善 夫
改 良 事 業 部 長	富 田 宏 之	監 査 委 員	庄 司 清
同 次 長 兼 用 地 課 長	帛 田 嗣 夫	同 事 務 局 長	吉 田 陽 三
水 道 事 業 管 理 者	田 中 稔	農 業 委 員 会 会 長	森 口 義 忠
水 道 部 長	仲 田 博 文	同 事 務 局 長	農 端 小 一
同 次 長 兼 総 務 課 長	城 前 伊 佐 雄		

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市囑託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長 北野敦雄

次 長 河原茂隆

参 事 西垣宏高

議事係長 田中康弘

議事係員 田村隆宏

本日の議事日程は次のとおりである。

平成6年和泉市議会第1回定例会議事日程

(3月4日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名について	
2		会期の決定について	
3	議案第9号	和泉市事務分掌条例の一部を改正する条例制定について	P. 1
4	議案第10号	和泉市奨学基金条例の一部を改正する条例制定について	P. 5
5	議案第2号	平成6年度和泉市一般会計予算	別冊
6	議案第3号	平成6年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算	別冊
7	議案第4号	平成6年度和泉市老人保健事業特別会計予算	別冊
8	議案第5号	平成6年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算	別冊
9	議案第6号	平成6年度和泉市公共下水道事業特別会計予算	別冊
10	議案第7号	平成6年度和泉市水道事業会計予算	別冊
11	議案第8号	平成6年度和泉市病院事業会計予算	別冊
12	議員提出案第1号	予算審査特別委員会設置について	別紙
13		予算審査特別委員会委員の選任について	別紙

(午前10時00分開議)

○ 議長(大谷昌幸君) おはようございます。大変長らくお待たせいたしました。議員各位には、年度末何かとお忙しいところ御出席くださりまして、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市議会事務局長報告)

- 市議会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。
ただいま26名全員御出席でございます。
- 議長(大谷昌幸君) ただいまの報告どおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより平成6年第1回定例会を開会いたします。

○

- 議長(大谷昌幸君) 本定例会に出席報告のあった者の氏名並びに本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承をお願いいたします。
なお、ここで広報広聴課より「広報いずみ」の作成に当たり議場内の写真撮影と、「声の広報いずみ」作成のため議会の録音の願い出がありましたので、これを許可いたします。

- 議長(大谷昌幸君) ここで、市長のあいさつを願います。

(市長登壇、開会あいさつ)

- 市長(池田忠雄君) おはようございます。平成6年和泉市議会第1回定例会の開会に当たりまして、一言、ごあいさつを申し上げたいと存じます。

議員皆様方におかれましては、公私何かとお忙しい中にもかかわらず御出席をいただきまして、ただいま議会が成立いたしましたことを心から厚く御礼を申し上げる次第であります。

本定例会に御提案を申し上げます議案は、平成6年度一般会計予算、特別会計予算を初め水道事業会計予算並びに病院事業会計予算と、これらに関連をいたします条例制定等多数御提案を申し上げ、御審議をお願い申し上げる次第であります。議案の内容につきましては、後ほど、市政方針を申し上げ、別途、御説明をさせていただきますが、何とぞよろしく御審議を賜りまして、御可決、御承認を相賜りますようお願いを申し上げる次第であります。

まことに簡単ではございますが、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いを申し上げます。

○

- 議長(大谷昌幸君) 市長のあいさつが終わりました。
それでは、これより日程審議に入ります。
日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。
署名議員は、5番・上田育子議員、20番・並河道雄議員。
以上、2名の方を指名いたします。

○

○ 議長（大谷昌幸君） 次に、日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、さきの議会運営委員会の決定に基づき、本日から3月29日までの26日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月29日までの26日間と決定いたします。

議案第9号

和泉市事務分掌条例の一部を改正する条例制定について

和泉市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成6年3月4日 提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市事務分掌条例の一部を改正する条例（案）

和泉市事務分掌条例（昭和60年和泉市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) コスモポリス推進部

第7条第1号を削り、同条中第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第7条の次に次の1条を加える。

（コスモポリス推進部の分掌事務）

第7条の2 コスモポリス推進部においては、コスモポリス計画の推進に関する事務をつかさどる。

附 則

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

理 由

コスモポリス推進事業の進捗及び内容の変化に伴い、同事業をより積極的に推進するために、所管する組織の充実、強化を図る必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第10号

和泉市奨学基金条例の一部を改正する条例制定について

和泉市奨学基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成6年3月4日 提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市奨学基金条例の一部を改正する条例（案）

和泉市奨学基金条例（昭和61年和泉市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「3,000万円」を「4,000万円」に改める。

別表中「5,000円」を「6,000円」に、「7,000円」を「8,000円」に、「30,000円」を「35,000円」に、「70,000円」を「90,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

理 由

平成2年度に貸付額を引上げ後、私学の授業料等の値上げ及び物価の上昇等により、経済的に困難な家庭においては修学に苦慮するところが大きく、また、府下の本制度の状況を勘案するとともに、本基金が、教育に理解のある多くの篤志家に支えられていることから、その意思を尊重し制度の充実を図る必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第2号

平成6年度和泉市一般会計予算

平成6年度和泉市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ47,500,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することのできる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、7,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成6年3月4日 提出

和泉市長 池田 忠雄

第1表 歳入歳出予算

歳		入
款	項	金額
1. 市 税		16,894,999 円
	1. 市 民 税	7,639,907
	2. 固 定 資 産 税	6,710,393
	3. 軽 自 動 車 税	133,938
	4. 市 た ば こ 税	638,000
	5. 特 別 土 地 保 有 税	138,600
	6. 都 市 計 画 税	1,634,161
2. 地 方 譲 与 税		682,000
	1. 消 費 譲 与 税	450,000
	2. 自 動 車 重 量 譲 与 税	150,000
	3. 地 方 道 路 譲 与 税	82,000
3. 利 子 割 交 付 金		496,000
	1. 利 子 割 交 付 金	496,000

4. 特別地方消費税交付金		500
	1. 特別地方消費税交付金	500
5. 自動車取得税交付金		360,000
	1. 自動車取得税交付金	360,000
6. 国有提供施設等所在 市町村助成交付金		274,766
	1. 国有提供施設等所在 市町村助成交付金	274,766
7. 地方交付税		5,110,000
	1. 地方交付税	5,110,000
8. 交通安全対策特別交付金		26,000
	1. 交通安全対策特別交付金	26,000
9. 分担金及び負担金		1,444,885
	1. 分 担 金	55,616
	2. 負 担 金	1,389,269
10. 使用料及び手数料		500,989
	1. 使 用 料	447,840
	2. 手 数 料	53,149
11. 国庫支出金		5,371,249
	1. 国庫負担金	2,946,692
	2. 国庫補助金	2,340,202
	3. 国庫委託金	84,355
12. 府支出金		2,573,379
	1. 府負担金	366,396
	2. 府補助金	1,891,516
	3. 府委託金	299,578
	4. 府交付金	15,889
13. 財産収入		2,223,502
	1. 財産運用収入	223,502
	2. 財産売却収入	2,000,000
14. 寄附金		651,000
	1. 寄 附 金	651,000

15. 繰入金		3,567,080
	1. 基金繰入金	3,567,080
16. 諸収入		3,992,805
	1. 延滞金及び加算金	20,000
	2. 市預金利子	10,791
	3. 貸付金元利収入	1,532,881
	4. 受託事業収入	20,969
	5. 雑収入	2,408,164
17. 市債		3,330,846
	1. 市債	3,330,846
歳入合計		47,500,000

歳 出

款	項	金額
1. 議会費		398,805 千円
	1. 議会費	398,805
2. 総務費		4,377,351
	1. 総務管理費	2,954,235
	2. 徴税費	613,682
	3. 戸籍住民基本台帳費	306,750
	4. 選挙費	63,485
	5. 統計調査費	33,135
	6. 監査委員費	36,587
	7. 同和対策費	369,477
3. 民生費		12,968,566
	1. 社会福祉費	5,766,372
	2. 児童福祉費	4,592,246
	3. 生活保護費	2,600,298
	4. 災害救助費	9,650

4. 衛 生 費		4,910,223
	1. 予 防 衛 生 費	2,340,344
	2. 環 境 衛 生 費	2,468,743
	3. 墓 地 管 理 費	87,476
	4. 上 水 道 費	13,660
5. 農 林 水 産 業 費		564,189
	1. 農 業 費	550,728
	2. 林 業 費	13,461
6. 商 工 費		283,116
	1. 商 工 費	283,116
7. 土 木 費		10,710,560
	1. 土 木 管 理 費	1,311,538
	2. 道 路 橋 梁 費	2,621,694
	3. 河 川 水 路 費	485,519
	4. 都 市 計 画 費	4,712,202
	5. 住 宅 費	1,579,607
8. 消 防 費		1,348,417
	1. 消 防 費	1,348,417
9. 教 育 費		4,195,098
	1. 教 育 総 務 費	570,261
	2. 小 学 校 費	1,395,985
	3. 中 学 校 費	879,035
	4. 幼 稚 園 費	446,294
	5. 社 会 教 育 費	659,791
	6. 保 健 体 育 費	243,732
10. 公 債 費		4,990,675
	1. 公 債 費	4,990,675
11. 諸 支 出 金		2,703,000
	1. 災 害 援 護 資 金 貸 付 金	7,000
	2. 基 金 費	2,696,000

12. 予備費		50,000
	1. 予備費	50,000
歳出合計		47,500,000

第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額
都市計画事業等用地取得事業	平成6年度 } 平成11年度	1,568,016 ^円
環境改善整備事業用地取得等事業	平成6年度 } 平成8年度	511,518
和泉市土地開発公社に委託し、先行取得する上記 用地取得事業資金の元金及びその利子（債務保証）	平成6年度 } 平成11年度	元金 1,079,534 及びその利子
和泉市土地開発公社が取得する用地の事業資金の 元金及びその利子（債務保証）	平成6年度 } 平成7年度	元金 400,000 及びその利子
計		2,479,534

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
国民年金 保険事業	946 ^円	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以内	大阪府	6年以内（内据置3年以内） ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
保育所整備事業	170,000	同上	同上	政府銀行 その他	20年以内（内据置3年以内） ただし、 同上
災害援護資金 貸付事業	7,000	同上	同上	同上	同上
道路整備事業	840,500	同上	同上	同上	25年以内（内据置5年以内） ただし、 同上

環境改善道路 整備事業	28,100	同 上	同 上	同 上	同 上
河川整備事業	22,500	同 上	同 上	同 上	同 上
都市計画 整備事業	191,100	同 上	同 上	同 上	同 上
公営住宅 整備事業	225,600	同 上	同 上	同 上	同 上
消防施設 整備事業	107,300	同 上	同 上	同 上	同 上
義務教育施設 整備事業	183,500	同 上	同 上	同 上	同 上
借換債	54,300	同 上	同 上	同 上	同 上
住民税等 減税補てん債	1,500,000	同 上	同 上	同 上	10年以内（内据置3年以内） ただし、 同 上
計	3,330,846				

議案第3号

平成6年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算

平成6年度和泉市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,954,434千円と定める。

2. 事業勘定の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

(2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成6年3月4日 提出

和泉市長 池田 忠雄

第1表 歳入歳出予算（事業勘定）

歳		入
款	項	金額
1. 国民健康保険料		3,272,031 冊
	1. 国民健康保険料	3,272,031
2. 一部負担金		20
	1. 一部負担金	20
3. 使用料及び手数料		800
	1. 手数料	800
4. 国庫支出金		2,663,246
	1. 国庫負担金	2,295,681
	2. 国庫補助金	367,565
5. 療養給付費交付金		1,106,758
	1. 療養給付費交付金	1,106,758
6. 府支出金		79,082
	1. 府補助金	79,082
7. 共同事業交付金		93,239
	1. 共同事業交付金	93,239
8. 繰入金		715,258
	1. 一般会計繰入金	613,651
	2. 基金繰入金	101,607
9. 諸収入		24,000
	1. 延滞金及び過料	400

	2. 預 金 利 子	1,500
	3. 雜 入	22,100
歳 入 合 計		7,954,434

歳 出

款	項	金 額
1. 総 務 費		220,256 冊
	1. 総 務 管 理 費	67,254
	2. 徴 収 費	151,352
	3. 運 営 協 議 会 費	1,550
	4. 趣 旨 普 及 費	100
2. 保 険 給 付 費		5,678,264
	1. 療 養 諸 費	5,122,917
	2. 高 額 療 養 費	475,427
	3. 助 産 費	67,440
	4. 葬 祭 費	12,480
3. 老 人 保 健 拠 出 金		1,923,195
	1. 老 人 保 健 拠 出 金	1,923,195
4. 共 同 事 業 拠 出 金		70,953
	1. 共 同 事 業 拠 出 金	70,953
5. 保 健 施 設 費		20,663
	1. 保 健 施 設 費	20,663
6. 公 債 費		8,000
	1. 一 般 公 債 費	8,000
7. 諸 支 出 金		3,103
	1. 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	3,103
8. 予 備 費		30,000
	1. 予 備 費	30,000
歳 出 合 計		7,954,434

議案第4号

平成6年度和泉市老人保健事業特別会計予算

平成6年度和泉市の老人保健事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,923,548千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成6年3月4日 提出

和泉市長 池田 忠雄

第1表 歳入歳出予算

款	項	金額
1. 支 払 基 金 交 付 金		5,470,735 千円
	1. 支 払 基 金 交 付 金	5,470,735
2. 国 庫 支 出 金		1,628,086
	1. 国 庫 負 担 金	1,628,086
3. 府 支 出 金		408,466
	1. 府 負 担 金	406,917
	2. 府 補 助 金	1,549
4. 繰 入 金		413,761
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	413,761
5. 諸 収 入		2,500
	1. 雑 収 入	2,500
歳 入 合 計		7,923,548

歳 出

款	項	金 額
1. 総 務 費		8,810 千円
	1. 総 務 管 理 費	8,810
2. 医 療 諸 費		7,914,738
	1. 医 療 諸 費	7,914,738
歳 出 合 計		7,923,548

議案第5号

平成6年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算

平成6年度和泉市の公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ333,937千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成6年3月4日 提出

和泉市長 池 田 忠 雄

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 繰 入 金		237,937 千円
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	237,937
2. 市 債		96,000
	1. 市 債	96,000
歳 入 合 計		333,937

歳 出

款	項	金 額
1. 公共用地先行取得事業費		97,969 千円
	1. 公共用地先行取得事業費	97,969
2. 公 債 費		235,968
	1. 公 債 費	235,968
歳 出 合 計		333,937

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	借入先	償 還 の 方 法
公共用地 先行取得事業	千円 96,000	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以 内	政 府 銀 行 其 他	10年以内（内据置4年以内） ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

議案第6号

平成6年度和泉市公共下水道事業特別会計予算

平成6年度和泉市の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,869,708千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することのできる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地 方 債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（歳出予算の流用）

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成6年3月4日 提出

和泉市長 池田 忠雄

第1表 歳入歳出予算

款	項	金額
1. 分担金及び負担金		53,732 冊
	1. 負担金	53,732
2. 使用料及び手数料		222,759
	1. 使用料	222,749
	2. 手数料	10
3. 国庫支出金		1,021,000
	1. 国庫補助金	1,021,000
4. 府支出金		43,300
	1. 府補助金	43,300
5. 繰入金		1,704,117
	1. 一般会計繰入金	1,704,117
6. 諸収入		10,000
	1. 雑収入	10,000
7. 市債		1,814,800
	1. 市債	1,814,800
歳入合計		4,869,708

歳 出

款	項	金額
1. 下水道事業費		3,347,755 千円
	1. 下水道総務費	601,912
	2. 下水道整備費	2,745,843
2. 公債費		1,521,453
	1. 公債費	1,521,453
3. 予備費		500
	1. 予備費	500
歳出合計		4,869,708

第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額
水洗便所改造資金融資に対する損失補償	平成6年度 ） 平成10年度	和泉市水洗便所改造資金融資制度に基づき金融機関が当該貸付を行ったことにより損失を生じた場合の元金及び利息の損失補償
公共下水道事業用地取得事業	平成6年度 ） 平成7年度	40,000 千円
和泉市土地開発公社に委託し、先行取得する上記用地取得事業資金の元金及びその利子 (債務保証)	平成6年度 ） 平成7年度	元金 40,000 及びその利子

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
公共下水道整備事業	千円 1,814,800	普通貸借又は証券発行	年8.0%以内	政 府 銀 行 そ の 他	30年以内（内据置5年以内） ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

議案第7号

平成6年度和泉市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成6年度和泉市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	48,680戸	
(2) 年間総給水量	16,403,200m ³	
(3) 一日平均給水量	44,940m ³	
(4) 主要な建設改良事業	(イ) 配水管更生事業	18,400千円
	(ロ) 拡張事業	1,152,000千円

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	水道事業収益		3,220,209千円
第1項	営業収益		3,005,340千円
第2項	営業外収益		214,859千円
第3項	特別利益		10千円
		支	出
第1款	水道事業費用		3,055,196千円
第1項	営業費用		2,723,458千円
第2項	営業外費用		329,538千円
第3項	特別損失		1,200千円
第4項	予備費		1,000千円

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額248,520千円は、過年度分損益勘定留保資金240,251千円と当年度消費税資本的収支調整額8,269千円で補てんするものとする。)

		収	入
第1款	資本的收入		2,613,010千円
第1項	企業債		958,000千円

第2項	工事負担金	1,634,000千円
第3項	負担金	21,000千円
第4項	固定資産売却代金	10千円

支 出

第1款	資本的支出	2,861,530千円
第1項	建設改良費	2,677,072千円
第2項	企業債償還金	184,458千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1.資本的支出	1.建設改良費	拡張事業	1,670,490 ^{千円}	5	888,890 ^{千円}
				6	781,600 ^{千円}

但し、北部受配水場施設建設工事に限る。

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	資金区分	償還の方法
配水管更生事業	14,000 ^{千円}	証書借入	8.0%以内	政 府 公 庫	借入れた日から据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等償還する。
拡張事業	944,000 ^{千円}				

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

項	目	金額
1. 営業費用	原水及び浄水費	1,165,111千円
	支払利息及び 企業債取扱諸費	315,715千円
2. 営業外費用		

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1. 職員給与費 721,366千円

2. 交際費 800千円

(他会計からの補助金)

第9条 営業補助のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は 10,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、805,296千円と定める。

平成6年3月4日 提出

和泉市長 池田 忠雄

議案第8号

平成6年度和泉市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成6年度和泉市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	327床		
(2) 年間患者数	入院	106,945人	外来 268,450人
(3) 一日平均患者数	入院	293人	外来 910人
(4) 主要な建設改良事業	器械備品購入費	65,000千円	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

【 収 入 】

第1款 病院事業収益 6,100,657千円

第1項 医業収益 5,546,503千円

第2項 医業外収益 554,154千円

【 支 出 】

第1款 病院事業費用 6,181,574千円

第1項 医業費用 6,008,774千円

第2項 医業外費用 170,800千円

第3項 予備費 2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額76,221千円は、過年度分損益勘定留保資金76,155千円、当年度分消費税資本的収支調整額66千円で補てんするものとする。)

【 収 入 】

第1款 資本的収入 1,209,942千円

第1項 企業債 60,000千円

第2項 出資金 149,942千円

第3項 他会計長期借入金 1,000,000千円

【 支 出 】

第1款 資本的支出 1,286,163千円

第1項 建設改良費 65,000千円

第2項 企業債償還金 221,163千円

第3項 他会計長期借入金返還金 1,000,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
医療機器 整備事業	千円 60,000	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以 内	政 府 銀 行 その他	5年以内(内据置1年以内)ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の流用)

第7条 予定支出の各項の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医業費用

(2) 医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費を、その経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 3,252,420千円

(2) 交際費 1,000千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計から、この会計へ補助を受ける金額は、531,058千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、2,040,784千円と定める。

平成6年3月4日 提出

和泉市長 池田忠雄

○ 議長(大谷昌幸君) 日程第3「和泉市事務分掌条例の一部を改正する条例制定について」から日程第11「平成6年度和泉市病院事業会計予算」までの9議案は、いずれも平成6年度予算及び関連議案でありますので、これを一括議題といたします。

議案については、議案名のみを朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

○ 議長(大谷昌幸君) それでは、ここで市長から平成6年度市政運営方針についての披歴をお願いいたします。

(市長登壇、市政運営方針演説)

○ 市長(池田忠雄君) 本日、ここに平成6年和泉市議会第1回定例会の開会に当たり、平成6年度の各会計予算(案)を初め、関連する諸議案の御審議をお願いするに際し、市政運営の基本方針と重要施策の大綱について私の所信の一端を申し上げ、議員各位の御賛同と市民の皆様方の御理解、御協力を賜りたく存じます。

今日の国際社会は、冷戦後の政治、経済構造の急激な変革で宗教、民俗、経済の利害が対立し、旧ユーゴスラビアやアフリカなどで見られるように地域的な衝突が依然として続いており、憂慮すべき状況にあります。

しかしその一方、昨年1月、カンボジア暫定国民政府が発足、また、9月には、イスラエルとパレスチナ解放機構(PLO)によるパレスチナ暫定自治協定の調印など、長きにわたった対立から和解への兆しへと、国連を中心に新たな世界平和秩序が生まれているところであり、わが国の国際貢献に果たす役割が高まっています。

一方、総じて低迷するわが国経済は、内外の経済環境の変化も相まって、昨年誕生した連立政権のもと内需拡大対策を実施しているものの、先行きに対する不透明感を払拭するに至っておらず、景気回復に予断を許さない状況下にあります。

この不況を乗り越え、創造性の高い活力ある経済社会の構築を目指し、減税を初めとした総需要政策や規制緩和等「第3次総合経済対策」を図り、国際化、高齢化、情報化といった社会の潮流に対応する資本投資をもって、インフレなき持続可能な成長経路への移行に努められています。

さて、本市におきましては、21世紀への豊かな創造とロマンを描きつつ、市制40周年を目前に進めてまいりました副都心（トリヴェール和泉）づくりとして、都市基盤の骨格を完遂する年となりました。

また、関西復権の起爆剤として期待され、心待ちしていた関西国際空港がいよいよ本年9月、開港を迎え、「人、モノ、情報」の受発信基地として大きな役割が期待されており、泉州は今、まさに1つのルネッサンスを迎えたとさえ言われる年であります。

こうした輝かしい節目の年に市政をあずかる私は、自らの責任と社会の変革を的確に受けとめ、「調和と活力のある人間都市・和泉」のまちづくりを目指し、市民の相互理解と協力を得ながら堅実に歩んでまいります。何とぞ議員各位並びに市民の皆様方の一層の御支援、御協力を心からお願い申し上げます。

さて、都市形成の骨格となる大阪外環状線、泉州山手線などの広域幹線道路の供用開始、来春に開通・開港が予定されている泉北高速鉄道、「桃山学院大学」など、広域的立地条件や地域構造が目覚ましく向上されてきました。

この新たな幕開けの都市を迎え、新旧市街地を一体化していく和泉中央線、光明池春木線等の道路網整備を初めとし、下水道の普及促進、今日的課題の高齢化時代に対応する在宅サービス等を積極的に図り、もって都市基盤整備と地域活性化を推進してまいります。

さて、本市の財政環境は、低迷する経済情勢と減税の影響を受け極めて厳しい状況となり、財政運営は、地方債と基金に依拠した政策選択の幅が狭まる試練の年となっています。

かような状況のもとで、今後の多様化する行政需要や、地域社会の活性化及び市民福祉に対応し得る適切かつ機動的な行政運営を図るため抜本的な見直しを検討していくほか、限られた財源の重点的かつ効率的配分と経費の削減をもって市民皆様方のご要望におこたえすべく、最大限の努力を傾注してまいります。このほか国、府に対し地方財源の拡充を要望するほか、自主財源の確立に努めます。

以上の諸点に立ち、平成6年度の予算を編成した次第であります。

それでは、平成6年度の市政の基本指標とその内容について御説明いたします。

1. 緑豊かな活力あふれる都市の基盤を築くまちづくり
2. 安全で快適な生活環境を整えるまちづくり
3. 豊かな人間性を育て地域文化を高めるまちづくり
4. 地場産業を活性化し明日の産業を創造するまちづくり
5. 生きがいを感じ健やかなくらしと心のふれあいを広めるまちづくり

以上を基本指標とし、編成いたしました平成6年度予算(案)は、

一般会計	47,500,000千円
特別会計(4会計)	21,081,627千円
企業会計(2会計)	13,384,463千円
計	81,966,090千円

と相なった次第で、これを前年度と比較いたしますと、

一般会計	3,970,000千円	(9.1%)
特別会計(4会計)	1,709,300千円	(8.8%)
企業会計(2会計)	1,160,743千円	(9.5%)
計	6,840,043千円	(9.1%)

の増額となります。

次に、基本指標に従い、順次、その概要を御説明いたします。

1. 緑豊かな活力あふれる都市の基盤を築くまちづくり

<公園・緑地の整備>

公園・緑地は、都市に緑を与え、身近に憩いくつろげるレクリエーションの場を提供し、都

市における防災空間としても重要なオープンスペースであります。

本年は、松尾寺公園、黒鳥山公園の用地取得を初め、室堂4号公園では、緩衝緑地機能を兼ね備えた整備を行います。

また、旧河川敷を利用した松尾川水辺環境整備（和気・小田地区）については、水の流れを取り入れた憩いの場として引き続き行うとともに、新たに松尾川河川改修に伴う久保惣記念美術館周辺の河川敷（内田地区）を「ふるさとの川モデル事業」として、大阪府とともに測量調査に取り組んでまいります。

緑化啓発については、緑豊かな潤いのあるまちづくりを推進するため、「みどりの週間」には花と緑の啓発事業を、10月の都市緑化月間には「商工まつり&都市緑化フェア」を実施し、市民とともに緑化の推進に努めます。

<和泉中央丘陵整備事業>

トリヴェール和泉は、本年9月の関西国際空港開港を契機として本市が目指す副都心形成の促進を図るため、3つのブロックを有機的に結合し、活力ある都市としての機能を確保していく必要があります。

北部ブロックにおいては、平成7年4月、和泉中央駅の開設及び駅前交通広場のオープンに向け関連するアクセス道路の整備を進めるほか、シビックセンター整備計画基本構想に沿った商業、業務、行政サービス施設等の段階的整備、住宅建設と相まって道路整備をさらに促進し、都市の成熟に努めます。

東部ブロックについては、和泉中央線の延伸並びに宅地造成が進められています。

学園ゾーンでは、「桃山学院大学」の平成7年4月開校に向け主要な施設整備も順調に進み、キャンパスの全容が構築されつつあります。

また、開かれた学園ゾーンの景観形成を図り、憩いと安らぎの場を創出する宮ノ上公園整備の促進に努めます。

西部ブロックの特定業務施設ゾーンでは、研究所・研修所及びコスモポリス先端技術産業支援の核となる府立産業技術総合研究所が、平成8年春開所を目途に施設整備が進められています。

<道路網の整備>

道路網の整備は、まちづくり、特に生活環境や産業基盤づくりに重要な役割を果たしています。

泉北高速鉄道と和泉中央駅の開業を明年に控え、トリヴェール和泉センター地区周辺の道路整備とともに、本市の大動脈「和泉中央線」（観音寺町～いぶき野、万町～青葉台中央線）の完遂を初め、広域幹線道路泉州山手線及び大阪外環状線の和泉市域全線暫定供用開始など、和泉市の骨格を形成する道路網の一定の連結がなされ、新たな道路整備を推進する時期になりました。

特に光明池春木線は近畿自動車道松原ささみ線への接続が急がれ、光明台～青葉台区間に事業拡大を図るほか、唐国久井線に着手し、用地の先行取得に取り組みます。

また、市民生活に密着した生活関連道路の安全で円滑な道路整備を図るため、危険な交差点の隅切り改良事業を新たに創設するなど、市民生活の利便性の向上に努めてまいります。

<市街地の整備等>

市街化区域内において、約45%の農地について保全する農地として生産緑地の指定を行い、一方、宅地化する農地については、円滑な土地利用転換及び良好な市街地形成への誘導が課題となっています。

このため本年は、宅地化する農地の市街地整備の基本となる計画づくりの調査検討を行います。

また、都市計画の用途地域について、住居系用途地域の細分化等の改正が行われたことから、昨年実施した基礎調査等に基づき、「和泉市案」の作成に取り組んでまいります。

次に、和泉府中駅前市街地再開発事業については、都心としての基盤整備や都市機能を持った活力ある街として再生していく必要があります。

このため昨年9月、準備組合に事業計画（案）作成を検討する施設計画部会が新たに設置され、各種施設構成から個別施設の内容検討に入りました。

本年は、昨年にも増して社会経済情勢が厳しい中ではありますが、和泉府中駅前にふさわしいまちづくりを目指し、準備組合と協議を重ねながら事業推進を図ってまいります。

本市の市営住宅については、住環境の整備と居住水準の向上を図るため、木造住宅建て替え事業を推進すべく、入居者の理解と協力を求めてまいります。

また、市営住宅の維持管理についても、計画修繕等により良好な住宅環境の保全に努めます。

2. 安全で快適な生活環境を整えるまちづくり

<上水道事業>

水道事業は、維持管理の時代からさらに進んだ質の高い需要が求められており、国においては、21世紀を展望したゆとりと信頼度の高い「ふれっしゅ水道計画」を指針として掲げています。

本市においても、この目標に沿って、第4回拡張事業を核として、大口径管の布設並びに大容量配水池の建設を初め、既存施設の改良事業にも積極的に取り組みます。

また、新水質基準の施行に合わせ検査機器の整備拡充を行い、将来にわたって安全で安定した水の供給に万全を期してまいります。

一方、これら諸施策を推進するための財政基盤については、新料金体系の中で一段の経営効率化を図り基盤の安定を確立し、福祉減免制度の拡大等なお一層市民サービスの向上に努めます。

<交通安全の確保と環境保全>

歩行者安全対策として、富秋幸線踏切改良事業、(仮称)中央2号歩行者専用道路を引き続き整備するほか、道路反射鏡等を市内適所に設置するとともに、放置自転車防止に努め、事故の未然防止と歩行者の安全を確保いたします。

一方、環境保全対策については、大気汚染、水質汚濁、環境騒音等の測定調査を実施し、環境監視に努めてまいります。

また、河川の水質保全としては、山間部地域を対象に合併処理浄化槽の普及活動を進める所要の措置を行うほか、環境保全の大切さを市民に理解していただくために「星空観察」や「水生生物観察会」を引き続き実施し、合わせて低公害の電気自動車を導入し、啓発活動を行うとともに、住み良い生活環境を維持するよう努めます。

<下水道・河川・水路・急傾斜地の整備>

公共下水道整備については、市街化区域の普及率の一層の向上を図るため、事業認可区域と事業量の拡大を図り、積極的に事業を推進いたします。

特に汚水管整備については、市街地を中心として順次、面整備を積極的に進め、一層の水洗化を図ります。

雨水管整備は、昨年完成した芦部幹線排水区の面整備を図り浸水解消に努めるほか、引き続

き伯太南幹線等の整備を実施します。

なお、下水道の普及促進を円滑にし、快適な生活環境を築いていくためには、経営基盤の確立が今日の課題であると認識いたしております。

排水路整備並びに浸水対策事業については、地域の浸水解消と改善に努めるほか、河川改修事業として羽床川の整備に取り組みます。

次に、がけ崩れを未然に防止し、地域社会の安全と快適な生活基盤づくりとして、引き続きふるさと急傾斜地整備事業を実施いたします。

<環境衛生の向上>

生活の豊かさや高度化の進展に伴い多種多様な廃棄物の増加が進み、ごみ問題は、近年、ますます深刻化の様相を呈しています。

市民、事業者及び行政が、それぞれの立場でごみの減量化や適性処理の確保に努めていくことを目的として、昨年12月、「廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例」を制定し、本年4月1日から施行いたします。

この条例の趣旨に基づき古紙等の再資源化の促進、再生紙の積極的な使用、ごみの発生抑制等の啓発を行い、ごみ減量化に努めるとともに、市内一斉清掃「(仮称)いずみクリーンキャンペーン」作戦を実施し、市民の参加協力を呼びかけ、ごみ問題に対する意識の高揚を図ってまいります。

また、市民団体の協力による古紙等の集団回収やコンポスト化の普及・啓発をもってごみの減量化、資源化を図り、環境保全に努めます。

<消防体制の充実>

近年における消防を取り巻く環境は、社会情勢の変化と相まって消防行政の役割は一段と高度化しています。

こうした中でより安全な地域社会を築くため、高層建築の増加等に対応するはしご付き消防自動車の更新を図るなど、消防力の充実強化に努めます。

また、救急業務の高度化対策として、平成3年度より救急救命士の養成に努めてきましたが、本年は、高規格救急車を配備し、24時間体制で救急救命士による高度応急処置を開始するほか、市民に対する応急処置の普及啓発を積極的に推進し、傷病者の救命率の向上に努めてまいります。

一方、地域の消防防災組織の中核的な役割を果たしていただいている消防団に対し、消防ポンプ自動車を更新し、施設、装備の充実を図ります。

3. 豊かな人間性を育て地域文化を高めるまちづくり

教育行政の充実、は、市政運営の重要課題の1つであります。

わが国の社会が、科学技術の進歩や経済の発展を遂げる中で、教育環境も情報化・国際化・高齢化等様々な面で大きく変わってまいりました。

21世紀に生きる子供たちが、この激しい社会の変化に主体的に対応していくためにも、生涯学習体系の観点から家庭教育・学校教育・社会教育の充実を図ってまいらねばなりません。

引き続き、豊かな人間性を育て、高い文化を持った都市を目指して、「ひとづくり」や「まちづくり」に各種施策を推進してまいります。

<学校（園）教育の充実>

新しい学習内容の全面実施2年目を迎え、社会の変化に主体的に対応できる能力の育成を目指した指導の充実が求められています。

特に個に応じた学習指導の充実、国際化に対応した教育の推進を図ってまいります。

また、子供の内面に迫る生徒指導や人権教育の推進、進路指導や和泉市奨学金制度の充実に取り組むとともに、教職員の資質と指導技術向上のため、研修の充実を図ることが重要であります。

本年もこのような観点を踏まえ、教育各般を通じ子供たちの健全教育を目指すとともに、今日的課題である不登校問題・環境教育にも引き続き重点課題として取り組みます。

<学校教育環境の充実>

学校教育に活力を与え、人間性豊かな児童・生徒の育成を期するためには、その施設の整備と改善を図ることが肝要であります。

本年も学校施設の質的整備として、芦部小学校、幸小学校、鶴山台南小学校、信太中学校の大規模改造及び北池田中学校のクラブ室の建設を行い、学校施設の整備を図ります。

<社会教育と生涯学習>

近年、経済的・時間的ゆとりが増大する中で、今、心の豊かさが求められる時代へと変化しつつあり、市民の文化活動が高度に、しかも、多種多様になっています。

芸術文化では、成人教室・市民劇場の開催や伝統文化との触れ合い・発見に努めるとともに、文化協会の幅広い活動を支援し、文化意識の高揚を図ります。

また、図書館では、「本との出会い」、「人との触れ合い」を基本理念として各事業を推進

していますが、市民の生涯学習に対する意欲が高まりつつある今こそ、一層豊かで多様な学習情報や資料が提供できるよう運営に努めます。

合わせて利用者のニーズにこたえ、閉館時間を30分早め午前10時開館とします。

文化財保護については、池上曽根遺跡整備計画に基づき公有化を促進し、「大阪府・和泉市・泉大津市」の三者により弥生時代を思い浮べ、憩える史跡公園としての整備を促進いたします。

青少年対策として、青少年の健全育成を図るため、青少年指導員、子ども会育成指導者等と連携を密にし、非行未然防止に努めるとともに、青少年の家等施設の活用を図り、仲間集団の育成や体験学習を進め、青少年の連帯性・自主性・創造性の育成に努めてまいります。

合わせて、昨秋オープンし、広く市民に親しまれ、自然の中でゆったりと楽しめる場として好評をいただいている榎尾山グリーンランドを活用し、施設の利用充実に努めます。

体育・スポーツについては、市民が健康で文化的な生活を送れるよう体力の増強を図り、スポーツが生涯体育として定着しつつあります。

このため本年は、光明池球技場内のテニスコートに照明灯を設置し、より市民にスポーツを楽しむ機会を提供するとともに、市体育連合と連携を密にし、スポーツの振興に努めてまいります。

また、「おおさか、ふれ愛、夢づくり」というスローガンのもと、平成9年、大阪で開催されます「なみはや国体」は、本市での馬術競技が本年、正式決定されるところから、これを契機に市民総参加の大会として成功を期するため実行委員会を設置し、本格的な取り組みを図るところであります。

美術館では、美の極限を求めてつくられた名品の展示・情報発信の場として、また、文化創造の機会として、その役割を果たしています。

本年秋には、中国・朝鮮・日本の花器を展示する秋の特別点「花の器」の開催を予定しています。

また、平成5年に購入しました中国北魏時代の「画像石」も展示・公開するなど、より内容の充実と文化の香り漂う親しみのある美術館となるよう運営してまいります。

<いずみ・ラーバン・ライフ・リゾート構想>

恵まれた自然の中で自由に遊び、快適でゆったりくつろぐことのできる大都市圏域型リゾートを松尾寺公園を含む本市中央丘陵部に実現することを目指し、この構想を策定いたしました。

しかし、その後の経済情勢の変化に伴い、その実現の可能性について総合的な検討を行い、

松尾寺公園を第1期計画区域として、昨年実施した地権者の意向調査を踏まえ分析検討するとともに、事業の許認可調整等を行い、今後の方向性を定め、事業の推進を図るべく努力いたします。

4. 地場産業を活性化し明日の産業を創造するまちづくり

<農林業の振興>

都市農業の担い手の多くが高齢化、兼業化する現状を踏まえ、地域社会の発展と調和した活力ある農業を目指します。

このため地域の文化や自然景観も農業分野に組み入れ、都市と農村の触れ合いなど、本市の特色ある新たな農業活性化の構想を策定します。

また、農協合併により営農活動に力を注いでいる新農協を支援し、ひいては、農家の栽培技術向上に資するため、農業技術指導員を配置し、営農指導への取り組みを強めます。

次に、土地基盤整備については、生産緑地振興として北池田地区の「ほ場整備事業」に引き続き取り組むとともに、農道、ため池などの土地改良事業についても、生産性向上と農地防災の上から推進いたします。

さらに、泉州地域を縦貫する大外環状基幹農道並びに面的整備構想についても、国の調査費採択が決定されたことにより、農業生産性の向上や農産物流通振興を図る観点からこれを促進いたします。

森林整備については、高品質材の生産を目的とした森林の健全な育成を図るため、森林整備促進事業（間伐・造林・枝打ち）を推進し、林業振興に努めます。

また、大阪府森林組合連合会を主体とする「森林さきもり基金」への出資を継続し、担い手対策を図ってまいります。

<商工業の振興>

年々盛況見えています「商工まつり&都市緑化フェア」を開催し、地場産業の振興を図るほか、産地組合等と連携を図り、支援事業の施策を引き続き積極的に取り組んでまいります。

商工業対策として、本年4月1日に商工会から商工会議所への移行を予定しています同会議所に対し、市内商工業の健全な発展・育成を、また、将来的な産業の方向の確立を願う立場から所要の措置を講ずるほか、市内商工業者の事業経営を円滑にするため、商工会議所と緊密な連携を保ち、経営指導・経営相談などの推進に取り組んでまいります。

さらに、全国的な不況のさなかにある今日、市の融資制度を利用された事業主に対し、その融資利子の一部を補給する制度を創設し、事業主負担の軽減を図ります。

また、市民の消費生活の諸問題の解決を図るため専門の相談員を配置し、消費者保護行政の充実に努めます。

一方、労働・雇用対策として、労働実態調査の結果を踏まえ、勤労者の福利厚生・勤務条件等を把握し、今後のパートタイマーや一般労働者に対する施策に活用していくとともに、労働組合のない職場で働く勤労者の福利厚生を支えるため、「大阪勤労者信用基金協会」に対し出捐をいたします。

<和泉コスモポリス>

先端技術産業団地の形成を目指す和泉コスモポリス計画については、昨年10月、市街化区域へ編入し、事業化に向けての新たな段階へ進むことになりました。

本年は、早期に事業着手が図れるよう「土地区画整理組合」の設立認可を初め、造成工事の着手に向け精力的に取り組むとともに、企業誘致の準備等にも取り組んでまいります。今後とも、引き続き関係各位の御協力をお願い申し上げます。

5. 生きがいを感じ健やかなくらしと心のふれあいを広めるまちづくり

<社会福祉の充実>

将来に対する予測が必ずしも容易ではない時代の中で、21世紀初頭には、確実に到来すると予想されるのが本格的な高齢社会であります。

全国的に見ても平均年齢が比較的若い本市でさえ、高齢化率が本年2月には遂に10%を超え、高齢化の波がひたひたと押し寄せています。

このような状況下にあって本年は、高齢者が「いつでも、どこでも、だれでも」必要とする保健福祉サービスを利用できるようにすることを目指し策定した「和泉市老人保健福祉計画」の実施初年度として、高齢者保健福祉施策の充実に意を配した次第です。

具体的には、在宅福祉3本柱の第1であるホームヘルプサービスについては、社会福祉法人等にその業務を委託するとともに、派遣回数も40%以上の増加を図ることといたします。

合わせて、新たに市独自でホームヘルパー養成講習会を開催し、人材の育成と確保を図ってまいります。

第2の柱であるショートステイについては、市内施設で対応できるよう新設の「特別養護老

人ホームビオラ和泉」及び「府立特別養護老人ホーム光明荘」で計40床を確保し、市民の利用に供してまいります。

第3の柱であるデイサービスについては、ビオラ和泉が4月から、光明荘が今秋からそれぞれ業務を開始し、昨年開所した和泉市老人デイサービスセンターと合わせて、毎日、50人程度の要介護老人が利用できるような対応してまいります。

さらに、これら特別養護老人ホーム2施設においては、単に在宅福祉サービスを供給するだけでなく、24時間体制で在宅の寝たきり老人等の介護者に対し、在宅介護に関する総合的な相談に応じ、個々のニーズに対応した各種の保健・福祉サービスが総合的に受けられるよう、関係機関等との連絡調整等の便宜を供与する在宅介護支援センターとして機能させてまいります。

次に、障害者については、従来、総合福祉会館及び身体障害者解放会館で実施している身体障害者デイサービス事業に加え、ビオラ和泉及び光明荘において、重度障害者を対象に入浴、給食サービスを中心としたデイサービスを新たに実施するとともに、「在宅サービス部門の総括者」としてのディレクターを配置し、障害者も対象とした総合的な相談・連絡調整等を行う在宅サービス供給ステーションを設置し、総合的なサービス供給拠点としてまいります。

また、全身性障害者ガイドヘルパー制度の実施に的確に対応するための所要の措置を講ずるほか、日常生活用具の給付・貸付制度等在来施策の充実に努めます。

次に、児童福祉については、和泉保育園を総合園として改築すべく所要の措置を講ずるほか、保育園の給食について、まず、条件整備の整った10保育園で自家給食を実施するとともに、近年の出生率の低下、核家族化、女性の社会参加の拡大などにより保育ニーズが高まっており、引き続き児童福祉の向上を目指し努力いたします。

次に、総合福祉会館については、老人・障害者等の施設として機能訓練、創作活動、各種趣味教養講座等の充実に努めるほか、自主的な活動の促進、ボランティア活動の育成等、各種福祉活動の拠点施設にふさわしい運営に努めます。

これら福祉施策の推進に当たっては、行政の努力もさることながら、社会福祉協議会、社会福祉法人を初め、民間諸団体の果たす役割も極めて重要であります。

今後、これら諸団体と連携を一層密にし、地域福祉活動の充実に図り、もって市民福祉の向上に邁進してまいります。

<健康の保持・増進>

本格的な高齢社会の到来を迎え、市民が健康と長寿を喜び、生きがいと活力ある社会が求められています。

こうした中、和泉市老人保健福祉計画を指針として、訪問指導、機能訓練、健康教育、健康相談等地域福祉の増進に努めます。

合わせて基本健康診査を初め各種がん検診のPRの強化、成人病に大きくかわりのある食生活の栄養指導等、成人病予防の知識普及に取り組みます。

次に、病院事業については、厳しい経営環境下ではありますが、市民の健康増進を図るため医療器具の整備を行い、地域医療の基幹病院としての責務と経営基盤の安定に努めます。

<国民健康保険事業>

近年の高齢社会の進展に伴い老人医療を中心とする医療費が増高傾向にあり、脆弱な基盤の国保財政は依然として厳しい状況にあり、保険財政安定化に向け制度改正が毎年講じられていますが、抜本的な改革には至っていないところであります。

このような状況下ではありますが、本年は保険料の改定を行うことなく、医療費の適正化と内部努力を一層図り、健全な運営と市民の健康の保持増進に努めてまいります。

<人権・同和対策の推進>

人権啓発は、部落差別を初めあらゆる差別を解消するために、市民1人ひとりが今、生きていく生活の場に問いかけ、地域でともに生き、ともに学び、ともに変わることによって「共に生きる社会」の実現を目指すものであります。

本年は、和泉市人権啓発基本方針を策定し、人権講座や人権啓発リーダー育成講座の開講、交流会やフィールドワークといった体験活動等の啓発事業を引き続き実施し、人権意識のさらなる高揚と総合的な啓発活動に努めてまいります。

次に、環境改善整備事業については、「特別措置法」施行後20余年を経過し、大きく進展させることができました。

なお、道路、下水道、不良住宅の買収等残事業については早期完遂を目指し、住環境の改善に努めるとともに、個人給付の事業については事業内容を精査し、事業のあり方等について検討してまいります。

<女性の社会参加>

「男女共同参画型社会」を目指し、女性の自立と社会参加を促進し、生活のあらゆる分野に男女が等しく参画し、心豊かな住み良い社会環境づくりをすることが必要になっています。

その実現に向け、女性施策の指針となる和泉女性プランの策定に重点的に取り組みます。

また、市民の女性問題への理解を深めるため、女性フォーラムや新聞・冊子、研修助成などの啓発事業に取り組むほか、女性問題の地域リーダー育成を目指し、女性学講座やアドバイザー養成講座などを開講し、女性の社会参加を推進してまいります。

<連帯と信頼のコミュニティづくり>

心の触れ合う住み良いまちづくりを進め、市民相互の連帯感と郷土愛に支えられた豊かなふるさとづくりを推進することを目的にした「市民まつり盆おどり大会」も本年で第12回目を迎え、今や市民にとって欠くことのできない最大のイベントに成長いたしました。

これひとえに多くの市民の参加と町会連合会・連合婦人会を初め各種団体の皆様方の御協力のおかげで深く感謝いたすとともに、引き続き本行事の支援を行います。

また、地域住民のコミュニティ活動の促進を図るほか、町会・自治会が行う会館建設等の助成について所要の措置をいたしました。

さらに、かつらぎ町との交流活動では、行政が支援するコミュニティの場を広く隣接県まで広げ、地域住民の交流を初め町会連合会、連合婦人会、文化協会、子ども会などの交流を通じ、互いの市民・町民の文化の向上並びに郷土愛の育成を図ってまいります。

[その他の施策]

<非核・平和>

人権を尊び、核兵器も戦争もない平和な世界を願い、「非核・平和展」、「平和はがき展」、「平和バス広島派遣」などを引き続き実施し、より一層の啓発活動に努めるとともに、新たな試みとして、次の世代を担う子どもたちを対象に戦争の悲惨さ、平和の尊さを理解していただくため、府下の戦争資料館等の見学を実施いたします。

<国際交流>

アジアのハブ空港・関西の復権をかけた関西国際空港もいよいよ9月に開港が予定されるなど、21世紀の国際情報化時代を目前にして、市民の国際交流に対する理解や関心も大いに高まってまいりました。

これら国際交流に関する市民の要望にこたえるべく、昨年、中国南通市及び米国ブルーミントン市との友好・姉妹都市提携を締結するなど、積極的な事業活動を推進してまいりました。

本年は、これら都市提携を核として両国民の友好親善、相互理解を深めるため、教育、文化、

スポーツ、経済など各分野での市民交流を推進し、国際親善の促進と世界平和の達成に資してまいります。

また、本市の対外交流の窓口である市国際交流協会については、引き続き市民英会話講座や中国語講座の開講あるいは小・中学生による国際児童絵画書道展の開催、学校間交流を実施するとともに、本年より日米交換学生制度を創設し、市民レベルでの国際交流を支援、助成いたします。

<市庁舎建設等>

現庁舎は昭和33年に建設され、その後の行政需要の多様化と事務事業の増大により年々狭隘となり、分散を余儀なくされ、市民に御不便をおかけしています。

新庁舎建設は、経済情勢の変化により計画がややおくれています。職員組織による委員会で基本構想策定に向け調査研究を引き続き行います。

<行政事務改善等>

行政事務の改善は、事務の機械化、とりわけコンピューター高度利用とOA機器の活用を図ることにあります。

本年は、より一層事務の効率化を推進し、今後の行政需要に対応すべくコンピューターの更新を図り、市民サービスの向上に努めます。

また、本市の副都心としての機能、役割が期待されている和泉中央駅前エリアにおいて、平成7年春に予定されている駅の開設に合わせ、市民サービス窓口として出張所の開設に向け取り組みます。

一方、職員については、社会経済情勢の変革と多様化する住民ニーズに適切に対応できる人材の育成が緊要な課題であり、不断の研修・研鑽を通じ、1人ひとりの資質の向上を図り、直面する本市行財政の現状を認識させ、もって市民サービスに徹した市政の執行に取り組むべく指導監督を行ってまいります。

以上が、今回、御提案申し上げました平成6年度予算(案)の概要と市政運営の基本方針であります。

本予算(案)は、限られた財源の効率的配分に意を配し、市民福祉の向上を目指し、最大の努力をいたしました。

社会経済情勢が大きく変遷する転換期とも言うべき今、21世紀を見据え、今日の時代の要請を的確に受けとめ、創意と工夫を凝らし、「調和と活力ある人間都市・和泉」を実現すべく、

私を初め職員一同、まさに一丸となって邁進してまいる決意であります。

何とぞ私の意のあるところをお汲み取りいただき、議員並びに市民各位の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

御清聴をいただき、ありがとうございました。どうぞよろしく願いを申し上げます。

○ 議長（大谷昌幸君） 市政運営方針の要旨の説明は終わりました。

先ほど、一括上程いたしました議案の説明を順次、お願いいたします。まず、関連議案の説明を日程表第3番から4番の順に願います。

○ 企画調整部理事（三井義秋君） お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程いただきました議案第9号「和泉市事務分掌条例の一部を改正する条例制定について」の提案の理由並びにその内容につきまして、企画調整部理事三井より御説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、和泉コスモポリス事業の進捗状況も順調に推移しております、全体の計画区域103haのうち用地買収分と区画整理参画同意者分を合わせますと、用地集約率約98%に達しております。

事務事業の内容につきましても、これまでの用地集約または調整事務から現在の準備組合を土地区画整理法に基づく本組合としての設立をさせ、また、仮換地指定、造成工事、企業誘致等の調整等事業化に向け大きな節目を迎えております。このコスモポリス事業をより積極的に推進するため、所管する組織の充実強化を図ろうとするものであります。

続きまして、改正の内容について御説明申し上げます。議案書2ページをお願いいたします。

和泉市事務分掌条例の第1条では、部等の設置を規定いたしております。現在、都市整備部に設置をしておりますコスモポリス推進室を部として独立させようとするものであります。

「第1条中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える」とありますのは、都市整備部の次に新たにコスモポリス推進部を設置するものであります。その結果、現行の10部から11部となるものであります。

次に、第7条では、都市整備部の分掌事務を規定いたしております。「第7条第1号を削り、同条中第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする」とありますのは、新たに設置いたしますコスモポリス推進部に関する規定を第7条から除くものであります。

次に、「第7条の次に次の1条を加える」とありますのは、第7条の2といたしまして、新たにコスモポリス推進部の分掌事務を規定するもので、「コスモポリス計画の推進に関する事務をつかさどる」とするものであります。

最後に、本条例の施行につきましては、平成6年4月1日とするものであります。

なお、議案書3ページ、4ページに参考資料として新旧対照表を掲げておりますので、御参照賜りたく存じます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第9号「和泉市事務分掌条例の一部を改正する条例制定について」の提案の理由並びにその内容について御説明を終わります。よろしく御審議を賜り、原案どおり御可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（大谷昌幸君） 次。

○ 指導部長（西川義憲君） それでは、お許しをいただきまして、ただいま御上程をいただきました議案第10号「和泉市奨学基金条例の一部を改正する条例制定について」、教育委員会指導部西川より提案の理由並びにその内容につきまして御説明を申し上げます。議案書5ページからでございます。

まず、改正の理由ですが、昭和61年度に発足いたしました本奨学基金制度は8年を経過し、受給高校生は延べ345名となり、その役割を果たしてまいりました。その間、二度にわたって貸付額の引き上げをし、基金の増額に努めてまいりました。

一方、私学の授業料等の値上げや物価の上昇等があり、来年度には、府立高等学校の入学金の値上げも予定されています。

このような状況を背景にして、経済的に困難な家庭においては、子供の修学に苦慮するところが大きくなってきております。

また、大阪府下の本奨学基金制度実施自治体の状況を勘案するとともに、本基金は、市民の教育に理解ある多くの篤志家に支えられているところが大きく、その意思を尊重し、制度の充実に努めようとするものであります。

次に、改正の内容でございますが、まず、基金につきましては、現在の基金3,000万円に1,000万円を増額いたしまして4,000万円とするものでございます。

さらに、奨学金の種類及び金額でございますが、国公立の高等学校につきましては月額5,000円を6,000円に、入学一時金3万円を3万5,000円に、また、私立の高等学校につきましては月額7,000円を8,000円に、入学一時金7万円を9万円に引き上げするものでございます。

なお、改正金額につきましては、議案書7ページに新旧対照表を載せておりますので、御参照いただきますようお願い申し上げます。

以上、簡単でございますが、議案第10号「和泉市奨学基金条例の一部を改正する条例制定について」の提案理由並びに内容の御説明を終わります。どうかよろしく御審議の上、原案どお

り御可決、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○ 議長（大谷昌幸君） 引き続き、予算説明に入ります。まず、一般会計、特別会計の順に説明願います。

○ 総務部長（神藤恒治君） 総務部長神藤でございます。それでは、ただいま御上程いただきました議案第2号「平成6年度和泉市一般会計予算」（案）につきまして、その概要の御説明を申し上げます。

まず、予算編成につきましては、先ほど、市長が表明いたしました市政運営方針に基づき、極めて厳しい財政環境でございますが、財源の効率的配分に意を用い、重点施策の推進と住民の福祉の向上に努めるべく編成いたしましたものでございます。

次に、平成6年度一般会計予算（案）は総額475億円で、前年度当初予算額と比較いたしますと39億7,000万円、9.1%の増でございます。

それでは、予算書に基づきまして、その概要を御説明申し上げます。予算書の1ページでございます。

まず、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ475億円と定めるものでございまして、款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」のとおりでございます。それぞれの内容につきましては、後ほど、事項別明細書により御説明申し上げます。

第2条は、債務負担行為でございまして、債務を負担することのできる事項及び限度額等を定めるものでございます。内容につきましては、都市計画事業などの用地取得並びに和泉市土地開発公社に対する債務保証等24億7,453万円の計上でございます。期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」のとおりでございます。

第3条の地方債でございまして、起債の目的、借り入れ限度額等を定めるものでございまして、33億3,084万6,000円を計上いたしました。起債の方法、利率、借り入れ先、償還の方は、「第3表 地方債」のとおりでございます。

第4条は、財政調整基金としての一時借入金の最高限度額を定めるものでございまして、財政運営状況等を勘案の上70億円と定めるものでございます。

第5条につきましては、各項の経費を流用できるよう定めるもので、職員の給与費を対象といたしてございます。

以上が、一般会計の予算（案）でございます。

引き続きまして、事項別明細書により歳出予算から御説明申し上げます。事項別明細書31ページでございます。

まず、議会費でございますが、議員各位並びに事務局職員の人件費を含め、議会運営費、

議会事務局費等 3 億 9,880 万 5,000 円を計上いたしてございます。

次に、総務費でございますが、43 億 7,735 万 1,000 円を計上いたしました。32 ページでございます。総務管理費、徴税費、戸籍住民基本台帳費などおおむね経常的な経費と、女性施策推進経費、国際交流経費、和泉中央丘陵内に設置いたします出張所開設準備経費など合わせて計上いたしました。

次に、民生費でございますが、129 億 6,856 万 6,000 円を計上いたしました。61 ページでございます。身体障害者福祉費、老人福祉費、児童福祉費、生活保護費などに係る経常的な経費と合わせ、在宅福祉の充実、乳幼児医療助成に係る経費、また、和泉保育園整備事業に係る経費を計上いたしました。

次に、衛生費でございますが、49 億 1,022 万 3,000 円を計上いたしました。81 ページでございます。老人保健法に基づく各種保健事業、予防接種などに要する経費、和泉診療所、市立病院に対する補助金、伝染病の予防対策費を初め、泉北環境整備施設組合分担金、し尿及びごみの戸別収集に要する経費などとともに、再資源化事業推進奨励金などごみの減量化、再資源化に要する経費を計上いたしました。

次に、農林水産業費でございますが、5 億 6,418 万 9,000 円を計上いたしました。92 ページでございます。農業費につきましては、農業委員会の運営経費を初め、農業振興対策経費、土地改良事業に要する経費、ほ場整備事業費など、また、林業振興経費等新たに林道整備に係る経費、農業活性化構想策定などに要する経費を計上いたしてございます。

次に、商工費でございますが、2 億 8,311 万 6,000 円を計上いたしました。98 ページでございます。中小企業に対する振興対策経費を初め、商工まつり等に対する補助金、中高年齢労働者福祉センター並びに勤労青少年ホームの運営経費等、本年度は商工会議所設立補助金、勤労者信用基金協会に対する出捐金、小規模企業に対する利子補給に要する経費なども措置いたしました。

次に、土木費でございますが、107 億 1,056 万円を計上いたしました。103 ページでございます。市内一円の道路維持費を初め、光明池春木線整備事業外 6 線の道路事業、交通安全施設整備事業、環境改善道路整備事業等、また、一般河川、水路の維持管理経費、水辺環境整備事業など。都市計画費では、公園の維持管理経費並びに黒鳥山公園外 4 公園の整備事業、和泉中央線整備外 1 線の街路事業、公共用地先行取得特別会計、公共下水道事業特別会計への繰出金。住宅費では、市営住宅の管理経費、改良住宅整備事業、既設公営住宅改善事業費を計上いたしましたものでございます。

次に、消防費につきましては、13 億 4,841 万 7,000 円を計上いたしました。122 ページでござ

います。消防署及び消防団の運営経費でございまして、はしご付き消防ポンプ自動車、高規格救急車、小型動力ポンプ積載車等の購入経費を合わせて計上いたしました。

次に、教育費でございまして、41億9,509万8,000円を計上いたしました。127ページでございまして、教育委員会事務局の運営経費を初め、小中学校、幼稚園の教育指導などに要する経費、大規模改造事業等の学校整備に要する経費等、また、奨学基金への繰出金を計上いたしました。社会教育費では、生涯学習、婦人対策、芸術文化、青少年対策等に要する経費並びに青少年の家、美術館、図書館などの各公共施設、市民体育館等の運動施設の運営経費、国民体育大会準備経費等を計上いたしました。

次に、公債費でございまして、159ページでございまして、N T T無利子貸付金に係る償還金を含め、市債の元利償還金及び一時借入金の利子等49億9,067万5,000円を計上いたしました。

次に、160ページの諸支出金では、27億300万円を計上いたしました。内容といたしましては、災害援護資金貸付金並びに公共施設整備基金、庁舎建設基金などの積立金を計上いたしました。

最後に、緊急及び不測の経費に充当いたすべく、予備費として5,000万円を計上いたしました。

以上が、歳出予算の事項でございまして、歳出総額475億円と相なる次第でございまして。

続きまして、これら歳出予算に充当いたします歳入予算について御説明申し上げます。事項別明細書の3ページでございまして。

まず、市税でございまして、168億9,499万9,000円を計上いたしました。前年度当初と比較いたしますと、減税等の影響により8.1%の減でございまして。

次に、4ページでございまして、地方譲与税は、6億8,200万円を計上いたしました。利子割交付金4億9,600万円、特別地方消費税交付金50万円、自動車取得税交付金3億6,000万円、国有提供施設等所在市町村助成交付金2億7,476万6,000円、地方交付税51億1,000万円、交通安全対策特別交付金2,600万円をそれぞれ計上いたしましたものでございまして。

次に、分担金及び負担金でございまして、14億4,488万5,000円を計上いたしました。6ページでございまして。分担金につきましては、ため池、農道等の事業分担金として。また、負担金につきましては、老人、児童などの施設入所者負担金並びに道路、公園等の事業負担金などでございまして。

次に、使用料及び手数料でございまして、5億98万9,000円を計上いたしました。7ページでございまして。使用料につきましては、各種行政財産の使用に係るもの。また、手数料につきましては、戸籍住民基本台帳等の各種手数料をそれぞれ計上いたしました。

次に、国庫支出金53億7,124万9,000円。府支出金25億7,337万9,000円を計上いたしてございますが、これらはいずれも歳出予算の経費に充当する特定財源でございます。

次に、財産収入でございますが、24ページでございます。公共施設整備基金等の各基金の運用収入を初め、市有財産売払収入等22億2,350万2,000円を計上いたしました。

寄附金につきましては、一般寄附金及び開発指導要綱に基づく寄附金並びに福祉基金積み立て指定寄附金など6億5,100万円を計上いたしました。

繰入金につきましては、公共施設整備基金及び減債基金からの繰り入れ等35億6,708万円を計上いたしました。

諸収入につきましては、39億9,280万5,000円を計上いたしました。主なものといたしましては、病院事業貸付元金収入及び国民年金印紙売り捌き収入、土地開発公社への貸付元金収入等でございます。

最後に、市債でございますが、33億3,084万6,000円を計上いたしてございます。これは歳出予算と相関連する適債事業に対しそれぞれ計上し、合わせて住民税減税に対応する減税補てん債を計上いたしました。

以上が、歳入予算でございますが、総額475億円と相なるものでございます。

以上をもちまして、平成6年度一般会計予算の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第3号「平成6年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算」（案）につきまして、その内容の御説明を申し上げます。

国民健康保険は、国民皆保険として市民の健康と生命を守るための重要な制度でございますが、国保財政の基盤が脆弱なことから、国においても保険財政安定化に向け制度改革が毎年のように講じられておりますが、抜本的な改革には至っておりません。平成6年度においても、財政調整基金より1億160万7,000円の繰り入れを行い、収支均衡を図り、事業運営を行ってまいりたいと考える次第であります。

それでは、予算書に基づきまして御説明を申し上げます。予算書12ページでございます。

まず、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ79億5,443万4,000円と定めるものでございまして、款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」のとおりでございます。

第2条は、一時借入金の最高限度額を10億円と定めるものでございます。

第3条につきましては、歳出予算の同一款内での各項の経費の流用を規定するものでございまして、給与費並びに保険給付費につきましては、流用できるむね規定いたすものであります。

続きまして、事項別明細書により歳出予算から御説明申し上げます。事項別明細書192ページでございます。

まず、総務費でございますが、総務管理費、徴収費、運営協議会費などに係る経費として2億2,025万6,000円を計上いたしました。

続きまして、保険給付費では、療養諸費、高額療養費、助産費など56億7,826万4,000円を計上いたしました。

次に、老人保健拠出金では、老人医療費拠出金など19億2,319万5,000円を計上いたしました。

次に、共同事業拠出金では、7,095万3,000円を計上いたしました。

次に、保健施設費でございますが、人間ドック助成事業等2,066万3,000円を計上いたしましたものでございます。

公債費につきましては、一時借入金利子として800万円を計上いたしました。

次に、諸支出金では、保険料過誤納還付金など310万3,000円を計上いたしました。

また、予備費として3,000万円を計上いたしましたものでございます。

以上、歳出予算総額79億5,443万4,000円と相なるものでございます。

次に、これらの歳出予算に充当いたします歳入予算につきまして御説明申し上げます。事項別明細書189ページでございます。

まず、国民健康保険料では、32億7,203万1,000円。

一部負担金では2万円。

使用料及び手数料では、80万円をそれぞれ計上いたしましたものでございます。

次に、国庫支出金では、療養給付費等負担金、財政調整交付金など26億6,324万6,000円。療養給付費交付金として11億675万8,000円を計上いたしました。

また、府支出金では、国民健康保険費補助金等7,908万2,000円を計上いたしました。

共同事業交付金では、9,323万9,000円を計上いたしました。

次に、繰入金でございますが、一般会計繰入金並びに財政調整基金繰入金として7億1,525万8,000円を計上いたしましたものでございます。

最後に、諸収入では、2,400万円を計上いたしましたものでございます。

以上をもちまして、平成6年度国民健康保険事業特別会計予算についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

引き続きまして、議案第4号「平成6年度和泉市老人保健事業特別会計予算」（案）につきまして、その内容の御説明を申し上げます。

御承知のとおり本制度は、70歳以上の老人と65歳以上の障害老人を対象といたしたもので、健康の保持及び福祉の増進に資することを目的といたしたものでございます。

それでは、予算書に基づきまして御説明申し上げます。予算書15ページでございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ79億2,354万8,000円と定めるものでございまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」のとおりでございます。

次に、事項別明細書に基づき、まず、歳出予算から内容の御説明を申し上げます。事項別明細書211ページでございます。

まず、総務費でございますが、総務管理費の一般管理費といたしまして881万円を計上いたしてございます。

次に、医療諸費でございますが、これは平成6年度で見込まれる受給対象者9,694人に係る医療費並びに医療費診査支払手数料といたしまして、79億1,473万8,000円を計上いたしましたものでございます。

以上が、歳出予算でございます。

続きまして、歳入予算について御説明申し上げます。209ページでございます。支払基金交付金54億7,073万5,000円、国庫支出金16億2,808万6,000円、府支出金4億846万6,000円は、いずれも歳出予算に関連いたします特定財源でございます。

次に、繰入金につきましては、当該事務に係る経費等4億1,376万1,000円を一般会計から繰り入れるべく措置いたしましたものでございます。

次に、諸収入でございますが、これは第三者行為等による医療費返納額として250万円を計上いたしましたものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成6年度老人保健事業特別会計予算の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

引き続きまして、議案第5号「平成6年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算」(案)につきまして、その内容を御説明申し上げます。

本会計は、公共用地の先行取得を図るためのものでございまして、主に黒鳥山公園の用地取得でございます。

それでは、予算書に基づきまして御説明を申し上げます。予算書17ページでございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億3,393万7,000円と定めるものでございまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」のと

おりでございます。

第2条は、地方債でございます、地方債の目的、限度額等を定めるものでございます。内容につきましては、「第2表 地方債」のとおりでございます。

次に、事項別明細書により歳出予算からその内容を御説明申し上げます。216ページでございます。

公共用地先行取得事業費といたしまして、黒鳥山公園用地の取得費9,796万9,000円並びに公債費といたしまして、市債の元利償還金等2億3,596万8,000円を計上いたしました。

次に、これら歳出予算に充当いたします歳入予算について御説明申し上げます。215ページでございます。

事業費の特定財源として市債9,600万円。

また、一般会計からの繰入金として2億3,793万7,000円を計上いたしました。

以上、簡単ではございますが、公共用地先行取得事業特別会計予算について内容の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

引き続きまして、議案第6号「平成6年度和泉市公共下水道事業特別会計予算」(案)につきまして、その内容の御説明を申し上げます。

公共下水道の整備につきましては、事業認可区域と事業量の拡大を図りながら、流域下水道和泉忠岡幹線及び和泉津幹線を中心とした和気、小田、寺門、観音寺、府中地区等での面整備、環境改善整備地区及びその周辺での面整備並びに各幹線道路内での雨污水管の布設工事などが主なものでございます。

それでは、予算書に基づきましてその内容の御説明を申し上げます。予算書20ページでございます。

まず、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額を48億6,970万8,000円と定めるものでございます。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」のとおりでございます。

第2条は、債務を負担する事項等を定めたものでございまして、水洗便所改造資金の融資に対する金融機関に対する損失補償及び松尾川両岸に公共下水道管を布設する事業に伴う用地取得事業でございます。内容につきましては、「第2表 債務負担行為」のとおりでございます。

第3条は、地方債の目的、限度額等を定めるものでございまして、その内容は、「第3表

地方債」のとおりでございます。

第4条は、歳出予算の各項の経費を流用できるよう定めたものでございまして、職員の給与費を対象といたしましたものでございます。

次に、事項別明細書により歳出予算から御説明申し上げます。223ページでございます。

まず、下水道事業費として33億4,775万5,000円を計上いたしました。内容といたしましては、職員の給与費を初め、下水処理経費、泉北環境整備施設組合分担金など下水道総務費6億191万2,000円並びに南大阪湾岸北部流域下水道事業負担金、公共下水道整備に伴う雨汚水管布設工事費等、下水道整備事業費として27億4,584万3,000円でございます。

次に、公債費でございますが、N T T無利子貸付金償還金を含め市債の元利償還金15億2,145万3,000円を計上いたしました。

最後に、予備費として50万円を計上いたしました。

次に、歳入予算につきまして御説明申し上げます。221ページでございます。

まず、分担金及び負担金でございますが、5,373万2,000円を計上いたしました。

内容といたしましては、受益者負担金及び下水道整備に伴う下水道事業負担金でございます。

次に、使用料及び手数料といたしまして、下水道使用料など2億2,275万9,000円を計上いたしました。

次に、国庫支出金10億2,100万円、府支出金4,330万円、市債18億1,480万円を計上いたしました。これらは歳出予算に関連いたします特定財源でございます。

次に、繰入金でございますが、17億411万7,000円を一般会計から繰り入れたすべく措置いたしました。

次に、諸収入1,000万円につきましては、消費税還付金を計上いたしました。

以上、まことに簡単ではございますが、公共下水道事業特別会計予算について内容の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○ 議長（大谷昌幸君） 次に、水道事業会計の説明を願います。

○ 水道部長（仲田博文君） お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第7号「平成6年度和泉市水道事業会計予算」について、水道部仲田より提案の理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。

初めに、事業経営についてでございますが、昨年、御議決いただきました新料金体系による増収分を初め、通常水量の伸び2.3%を見込み、さらに、加入金や受託工事収益等の増収と相まって計画どおりの累積欠損金解消に努めてまいりたいと存じます。

また、各般の業務改善を積極的に推進し、人員抑制等経費の軽減を図るとともに、サービス面においても、緊急漏水修理体制の確立及び重度心身障害者世帯へのワンタッチ蛇口の取り替え計画の実施など、市民サービス向上に一層努力してまいりたいと存じます。

一方、事業面では、引き続き第4回拡張事業を推進する中で、本年秋には、北部受配水場の完成を予定いたしており、また、中央丘陵開発地区の施設整備を初め、既存施設の改良事業にも意欲的に取り組み、将来に向けての生活用水供給に万全を期してまいる所存であります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。別冊予算書1ページをお願いいたします。

まず、第2条では、本年度の業務予定量を定めたものであります。給水戸数を4万8,680戸。年間総給水量1,640万3,200 m^3 。また、1日平均給水量4万4,940 m^3 と定め、主な建設改良事業としては、配水管更生事業1,840万円、拡張事業11億5,200万円をそれぞれ予定いたすものであります。

次に、第3条は、収益的収入及び支出でございます。

第1款 水道事業収益は、32億2,020万9,000円を予定いたしました。

その主な内容といたしましては、第1項 給水収益等の営業収益は30億534万円。第2項は、加入金等の営業外収益として2億1,485万9,000円その他を予定いたしておるものでございます。

また、支出では、第1款 水道事業費用は、30億5,519万6,000円でございます。

主な内容といたしましては、第1項は、職員給与費のほか、受水費等の営業費用として27億2,345万8,000円。第2項は、企業債借り入れに伴う支払い利息等の営業外費用として3億2,953万8,000円その他220万円を予定いたしております。

次に、第4条の資本的収入及び支出では、第1款 資本的収入として26億1,301万円を予定計上いたしました。

その主な内容は、第1項 企業債発行予定額として9億5,800万円。第2項は、住宅・都市整備公団を初め、宅地開発などによる配水管布設工事等の原因者負担金として16億3,400万円。第3項は、水質検査機器購入及び消火栓新設に伴う負担金として2,100万円その他をそれぞれ予定いたしております。

支出では、第1款 資本的支出額は、28億6,153万円でございます。

その内訳としましては、第1項 水道施設の拡充強化に伴います受配水池築造工事等の建設改良費用に26億7,707万2,000円。第2項は、企業債の償還元金に充てるため1億8,445万8,000円をそれぞれ予定いたしておるものでございます。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に対しまして不足する額2億4,852万円につきましては、過年度分損益勘定留保資金から2億4,025万1,000のほか、当年度消費税資本的収支調

総額826万9,000円で補填いたすものでございます。

次に、第5条では、昨年度に引き続き北部受配水場建設工事の継続費でございまして、総額及び年割額を定め、総額16億7,049万円とし、本年度は、7億8,160万円を予定いたしております。

次に、第6条でございしますが、本条は、起債の目的、限度額を定めるもので、本年度は、配水管更生事業に1,400万円、拡張事業に9億4,400万円をそれぞれ発行予定いたしておるものでございます。

第7条及び第8条につきましては、いずれも各経費の流用限度額を定めたものでございます。

第9条では、一般会計から受ける補助金を1,000万円と定め、最後に、第10条では、建設用資材等のたな卸資産購入限度額を8億529万6,000円と定めるものでございます。

以上の結果、損益収支では、1億6,501万3,000円の純利益が生じる見込みとなり、8年ぶりに黒字予算を計上することができました。今後は、累積欠損金の解消に向け一層の経営努力を行ってまいり所存でございます。

以上が、今回、上程させていただきました平成6年度水道事業会計予算(案)の概要でございます。これら詳細につきましては、5ページ以下に記載いたしておりますので御参照賜り、御審議の上、原案どおり可決、御決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長(大谷昌幸君) 最後に、病院事業会計の説明を願います。
- 病院事務局長(橋本昭夫君) ただいま御上程をいただきました議案第8号「平成6年度和泉市病院事業会計予算」につきまして、市立病院橋本より提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

本年度は、若干の診療報酬の改定が予定されているものの、同時に薬価基準の引き下げも予定されており、病院事業は、依然として厳しい環境下にあります。しかしながら、市立病院は、地域医療の基幹病院として市民の方々からの期待も非常に大きなものがあります。その使命を果たすため、医療機器の整備と診療内容の充実を図り、より一層の患者サービスに努めてまいりたいと存じております。

それでは、その内容につきまして御説明を申し上げます。別冊予算1ページでございます。

第2条は、本年度の業務の予定量を定めたものでございまして、病床数は327床。患者数は、入院で1日平均293人、年間で10万6,945人。外来で1日平均910人、年間で26万8,450人。本年度の主要な建設改良事業として、医療器械の購入費6,500万円をそれぞれ予定いたしておるものでございます。

次に、第3条の収益的収入及び支出の予定でございまして、まず、収入でございまして、第

1款 病院事業収益として61億65万7,000円を計上いたしました。

その内容でございます。第1項は、入院、外来等の医業収益でございまして55億4,650万3,000円。第2項は、一般会計からの補助金等の医業外収益でございまして5億5,415万4,000円をそれぞれ予定いたしておるものでございます。

次に、支出でございます。第1款 病院事業費用として61億8,457万4,000円を計上いたしました。

その内容でございます。第1項は、職員給与費、診療材料費等の医業費用でございまして60億877万4,000円。第2項は、企業債及び一時借入金の利息等の医業外費用でございまして1億7,080万円。第3項は、予備費として200万円をそれぞれ計上いたしましたものでございます。

以上の結果、医業収支では4億6,227万1,000円の欠損が、医業外収支では3億8,335万4,000円の利益が生じ、予備費を含めた当年度の損益収支は、8,091万7,000円の損失となる見込みでございまして、その不足額につきましては、内部留保資金で充当する予定でございます。

次に、第4条の資本的収入及び支出の予定でございます。

まず、収入でございますが、第1款 資本的収入12億994万2,000円でございます。

その内容でございますが、第1項は、本年度発行を予定しております企業債6,000万円。第2項は、一般会計からの出資金1億4,994万2,000円でございます。第3項は、一般会計からの長期借入金10億円をそれぞれ計上してございます。

次に、支出でございますが、第1款 資本的支出12億8,616万3,000円でございます。第1項は、医療器械等の購入のための建設改良費として6,500万円。第2項は、企業債償還元金2億2,116万3,000円。第3項は、一般会計からの長期借入金返還金10億円をそれぞれ予定計上したものでございます。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に対し7,622万1,000円不足することになりますが、この不足する額につきましては、損益勘定留保資金7,615万5,000円、消費税資本的収入調整額6万6,000円をもって補填することにいたしてございます。

次に、第5条でございます。本条は、起債の目的、限度額等を定めるものでございまして、本年度は、医療機器の整備事業として6,000万円の起債を発行予定をしております。

次に、第6条でございますが、本条は、一時借入金の限度額を定めるものでございまして、7億円と定めるものでございます。

次の第7条は、予定支出の各項の流用のできる場合の規定を。第8条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費の規定を。第9条は、一般会計からこの会計へ補助を受けられる金額を。第10条は、たな卸資産の購入限度額をそれぞれ定めたものでございます。

なお、5ページ以下に予算に関する説明書、28ページ以下に予算参考資料等を添付してご
いますので御高覧賜り、よろしく御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願いを申し上
げます。

○ 議長（大谷昌幸君） 以上で諸議案の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本件については十分審議をお願いいたしたいと思っておりますので、次の日程
で特別委員会を設置願い、付託の上、休会中の御審査をお願いいたしたいと思っておりますが、これ
に御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○

平成6年3月4日

和泉市議会議長

大谷昌幸 殿

提出者

和泉市議会議員 友田博文

同 若浜記久男

同 松尾孝明

同 中塚新治

同 木村静雄

同 竹下義章

同 穴瀬克己

同 西口秀光

同 天堀博

予算審査特別委員会の設置について

標記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

（別紙）

議員提出議案第1号

予算審査特別委員会設置について

1. 本市議会に地方自治法第110条並びに和泉市議会委員会条例第3条の規定により、予算審査特別委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2. 委員会は、平成6年度各会計予算並びに関連する諸議案について、調査審査することを目的とする。
3. 本委員会は、委員13名をもって構成する。
4. 本委員会は、平成6年和泉市議会第1回定例会会期中に調査審査するものとする。

次に、日程第12「予算審査特別委員会設置について」を議題といたします。

本件は、先ほど上程されました日程第3「和泉市事務分掌条例の一部を改正する条例制定について」から日程第11「平成6年度和泉市病院事業会計予算」までの各議案を慎重に審査するため、友田博文議員外8人から、13人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置されたい、というものであります。

本件については、提案理由の説明、質疑を省略し、原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第1号は、原案どおり可決いたしました。



予算審査特別委員会委員名簿

森 悦 造	竹 下 義 章
若 浜 記久男	穴 瀬 克 己
田 代 一 男	並 河 道 雄
中 塚 新 治	柳 瀬 美 樹
池 田 秀 夫	天 堀 博
柏 富久蔵	早乙女 実
木 村 静 雄	

- 議長（大谷昌幸君） 日程第13「予算審査特別委員会委員の選任について」を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第4条の規定によりお手元に配付しております名簿のとおり選任いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、本件は、名簿のとおり選任することに決しました。委員の皆さんには大変御苦勞ではございますが、よろしく御審査賜りますようお願いをいたします。

○

○ 議長（大谷昌幸君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

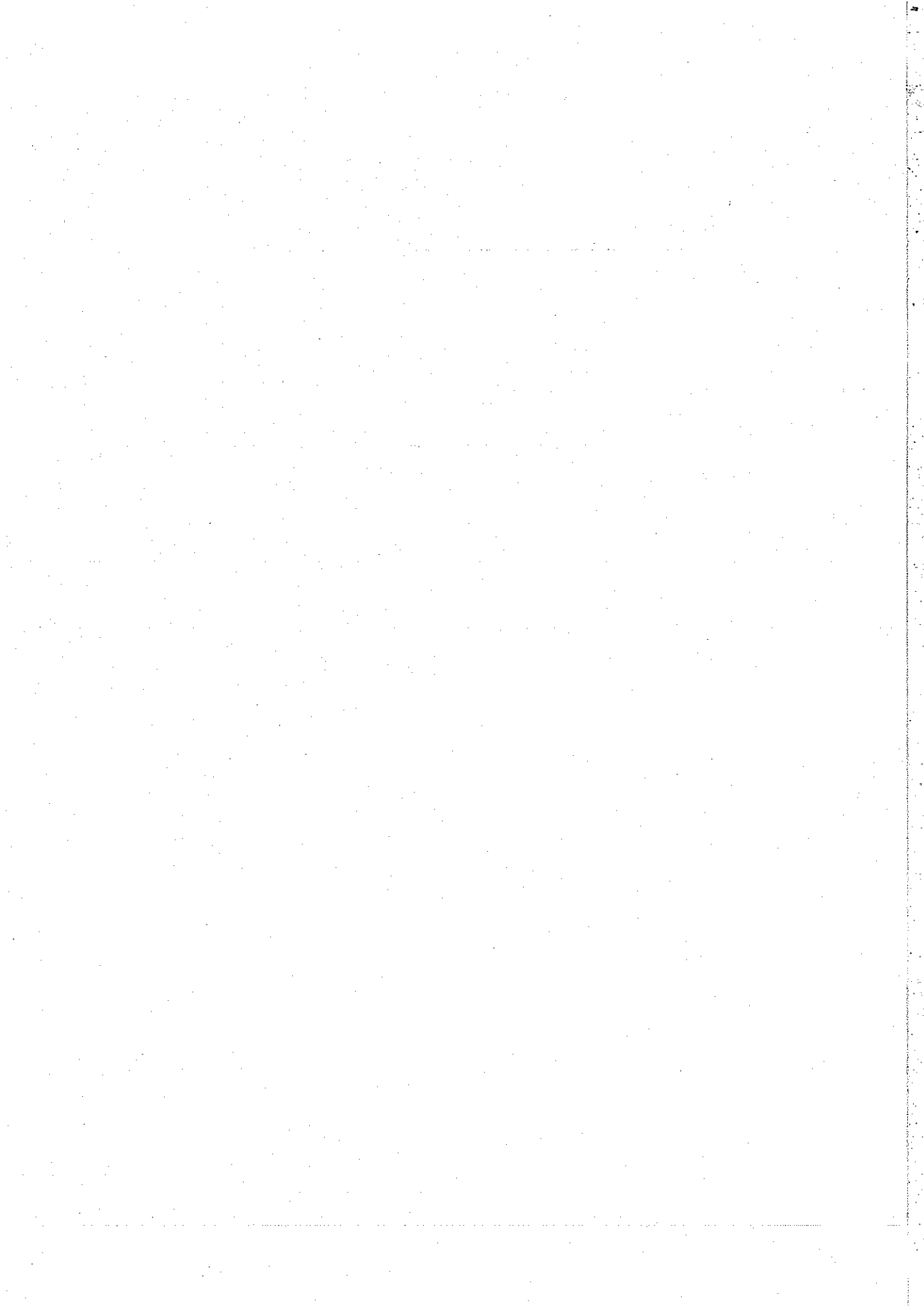
御異議ないものと認めます。

なお、明日5日から8日までを休会とし、9日から一般質問を行いますので、定刻御参集くださるようお願いいたします。

それでは、本日はこれにて散会いたします。

（午前11時35分散会）

第 2 日



平成6年3月9日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	友田博文	16番	竹下義章
2番	森悦造	17番	須藤洋之進
3番	若浜記久男	18番	赤阪和見
5番	上田育子	19番	穴瀬克己
6番	田代一男	20番	並河道雄
7番	松尾孝明	21番	辻正治
8番	中塚新治	22番	西口秀光
9番	讚岐一太郎	23番	柳瀬美樹
10番	池田秀夫	25番	天堀博
11番	井坂善行	26番	原重樹
12番	大谷昌幸	27番	早乙女実
13番	柏富久蔵	28番	猪尾伸子
15番	木村静雄	29番	勝部津喜枝

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

市	長	池田忠雄	総務部長	神藤恒治
助	役	坂口禮之助	同次長兼総務課長	池辺功
助	役	田中昭一	同次長兼財政課長	阪豊光
収入	役	中塚白	同次長兼資産税課長	加久本良一
市長公室長		堀宏行	同和対策部長	森利治
同理事(人事担当)		鹿島賢昌	同次長	門林良治
同人権啓発室長		明坂文嘉	解放総合センター所長	戸口泰明
同次長兼広報広聴課長		池辺一三	同副理事 (解放総合センター担当)	山本襄
同次長兼人事課長		石本博信	福祉事務所長	中川鉄也
同秘書課長		木寺正次	同理事	坂田平之
企画調整部長		逢野博之	同次長兼総合福祉会館長	松尾守
同理事(施策推進室担当)		三井義秋	市民生活部長	麻生和義
同副理事 (施策推進第二担当)		吉祇利朗	同理事(環境整備・ ごみ減量対策担当)	岸田秀仁
同企画室長		今村堅太郎	同次長兼健康課長	池辺修次
同施策推進室長		井阪和充	同次長兼保険年金課長	長岡敏晃
同企画室企画調整課長		油谷巧	同次長兼環境整備課長	和田栗登

産 業 部 長	大 塚 孝 之	同次長兼工務課長	西 尾 浩
同 理 事	白 樫 通 有	病 院 長	竹 林 淳
同次長兼農林課長	松 林 保	病 院 事 務 局 長	橋 本 昭 夫
同次長兼交通公害課長	大 塚 俊 昭	同 理 事	谷 上 徹
建 設 部 長	奥 村 富 彦	同次長兼総務課長	梅 山 世 紀
同 理 事 兼 用 地 室 長	谷 俊 雄	消 防 長 兼 消 防 署 長	高 宮 武 男
同次長（建築担当）	藤 本 仁	同次長兼総務課長	一ノ瀬 喜 広
同次長兼住宅課長	西 岡 政 徳	同次長兼消防署副署長	池 野 透
都 市 整 備 部 長	萩 本 啓 介	土 地 開 発 公 社 事 務 局 長	中 西 淳 富
同 理 事 （ 再 開 発 担 当 ）	盛 尾 久 和	教 育 委 員 長	藤 井 謹 市
同 理 事 （ コ ス モ ポ リ ス 担 当 ）	中 辻 寿 夫	教 育 長	杉 本 弘 文
同 理 事 （ コ ス モ ポ リ ス 担 当 ）	田 中 拓 夫	教 育 次 長 兼 管 理 部 長	稲 田 順 三
同 理 事 （ コ ス モ ポ リ ス 担 当 ）	中 屋 正 彦	指 導 部 長	西 川 義 徳
同次長兼都市計画課長	田 中 武 郎	社 会 教 育 部 長	生 田 稔
同次長兼公園課長	山 下 喬 三	同 次 長	田 丸 勝 之
コ ス モ ポ リ ス 推 進 室 長	福 原 進	同次長兼図書館長	北 野 喜 平
下 水 道 部 長	藤 原 清 司	収 入 役 室 長	藤 木 意 継
同 次 長	中 野 英 二	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	高 橋 正 道
同 副 理 事 （ ふ る さ と 急 傾 斜 対 策 事 業 担 当 ）	岸 本 孝 二	同 事 務 局 長	着 本 善 夫
改 良 事 業 部 長	富 田 宏 之	監 査 委 員	庄 司 清
同次長兼用地課長	帛 田 嗣 夫	同 事 務 局 長	吉 田 陽 三
水 道 事 業 管 理 者	田 中 稔	農 業 委 員 会 会 長	森 口 義 忠
水 道 部 長	仲 田 博 文	同 事 務 局 長	農 端 小 一
同次長兼総務課長	城 前 伊 佐 雄		

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○
 本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市嘱託速記士 中 野 満 男

○
 本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事 務 局 長	北 野 敦 雄
次 長	河 原 茂 隆
参 事	西 垣 宏 高
議 事 係 長	田 中 康 弘
議 事 係 員	田 村 隆 宏

○

本日の議事日程は次のとおりである。

平成6年和泉市議会第1回定例会議事日程

(3月9日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1		一般質問について	

一般質問発言者及び発言の要旨

(平成6年第1回定例会)

発言順	1	発言者	友田博文議員
発言の要旨	1.	伝統文化とふれあい・発見について	
	2.	観光行政について	
	3.	農業振興について	
	4.	市道側川線の安全対策について	
	5.	国定公園拡大について	

発言順	2	発言者	井坂善行議員
発言の要旨	1.	大阪国体について	
	①	機構について	
	②	周辺整備について	
	③	市制四十周年について	

発言順	3	発言者	上田育子議員
発言の要旨	1. 働く者にやさしい街づくりについて		
	2. 福祉の街づくりについて		

発言順	4	発言者	天堀博議員
発言の要旨	1. 新庁舎建設計画について		
	2. 池上小学校補助金返還に伴う責任処理について		
	3. 和泉市土地開発公社の健全運営について		

発言順	5	発言者	並河道雄議員
発言の要旨	1. 市民病院の運営について		
	2. 福祉行政について		

発言順	6	発言者	早乙女実議員
発言の要旨	1. 老人保健福祉計画について		
	2. 競艇場外舟券売り場（仮称ポートピア和泉）について		

発言順	7	発言者	原 重 樹 議員
発 言 の 要 旨	市政運営方針より		
	① 都市基盤を築くまちづくりについて		
	② 生活環境を整えるまちづくりについて		
	③ 地域文化を高めるまちづくりについて		
	④ 地場産業の活性化について		
⑤ 同和問題について			

発言順	8	発言者	穴 瀬 克 己 議員
発 言 の 要 旨	市制運営方針より		
	① 道路網整備と府中駅前再開発について		
	② 公営住宅の建設及び建替事業について		
	③ 環境保全対策について		
	④ 文化・体育・スポーツの振興について		
⑤ 女性の社会参加について			

(午前10時00分開議)

- 議長(大谷昌幸君) 議員各位には、早朝より多数御出席賜り、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を報告させます。

(市議会事務局長報告)

- 市議会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。
ただいま御出席の議員さんは25名でございます。欠席並びに遅刻の届け出の議員さんはございませんので、ほどなくお見えになることと思います。現在、25名でございます。
- 議長(大谷昌幸君) ただいまの報告のとおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

- 議長(大谷昌幸君) 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承願います。
- 議長(大谷昌幸君) それでは、日程審議に入りますが、前もって理事者の皆さん方に申し上げます。

質問されます議員の質問の内容を的確に把握し、迅速かつ明確、懇切に答弁されまして、制限時間が有効に利用されますよう御協力のほどを特に要望いたします。

日程第1「一般質問について」を行います。最初に、1番・友田博文議員。

(1番・友田博文議員登壇)

- 1番(友田博文君) 1番・友田です。それでは、質問の要旨を述べさせていただきます。
最近、アイデンティティーという言葉がよく使われています。しかし、このアイデンティティーは、日本語に訳するとなると、うまく当てはまる言葉が見付からないというのが実態のようであります。そこで先日、アイデンティティーに関する専門書を購入して読んでみました。何分、即席の勉強でございましたので、果たして私の理解が正しいのか、それとも、間違いがないのかの解釈論は別にいただきまして、まずは、私なりに理解したアイデンティティー論なるものを申し上げ、その後、関係する部局からそれぞれの考え方を示していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

そもそもアイデンティティーという意味を辞書で調べてみますと、他とはっきり区別される1人の人間の個性、また、自分がそのような独自性を持ったほかならぬ自分であるという確信というように非常に難しく説明されています。このことを簡単に言い換えますと、周りの影響を受けず、また、社会の変化に惑わされることなく、自分自身の持ち味を持ち続けるというこ

と、いわゆる自分らしさ、そのものらしさということになるのではないかと理解いたしました。

そのことを私が読んだ書物では、次のように紹介していました。つまり、ヨーロッパの自動車にはアイデンティティーがある。その理由としては、フェラーリやフォルクスワーゲン、ボルボなどはいろいろとモデルチェンジをしているが、必ずどこかにそれらしいものを持っている。ボルボは、何度モデルチェンジをしても、その四角い箱型のスタイルは頑固なまでに守り通す。しかし、日本の車は、モデルチェンジすると昨日までの車が全く変わってしまい、そこにはクラウンであればクラウンの、セドリックであればセドリックと言われるそれらしさというものがすっかりなくなってしまう、と書いてありました。

私はそれを読んで全く同感の思いに浸ってしまうと同時に、私たちが取り組んでいるまちづくりにおいても同じことが言えるのではないかと感じました。つまり、年齢が人々の顔を年相応につくり変えていくのと同様に、まちの顔も歴史と環境がつくり変えていくものだと思います。私たち人間はどのように顔が変わっても、私は友田であります。池田市長は池田市長さん、田中助役さんは田中助役さん、中塚収入役は中塚収入役さんというようにその人全体は全く変わらない。いつになっても、私は友田であります。このようにアイデンティティーのあるまちとは、どのようにまちの顔やたたずまいが変わってもかたくなに変えない。何かまちの特性とか哲学とかいったものを持っているものだと思います。

皆さんもよく知っておられる岸和田祭がございますが、岸和田祭の主役は申すまでもなくだんじりです。岸和田と聞けばだんじり、だんじりと聞けば岸和田というように、岸和田のだんじりは全国に知れ渡っています。そのことは岸和田市民の誇りであると同時に岸和田のシンボルとなっています。私は、これこそが岸和田のアイデンティティーそのものだと思います。

倉敷市や山口県萩市などのまち並みが今や市民の誇りであると同時に、そのことが、倉敷市や萩市のアイデンティティーになっているわけです。出雲市の出雲大社、伊勢市の伊勢神宮、そして、姫路城、熊本城、松本城などの建物はその市や市民の誇りであり、シンボルであり、アイデンティティーとなっています。

また、石川県輪島地方の九谷焼、滋賀県信楽町の信楽焼、小田原のちょうちん、広島のしゃもじなどに見られるように、地場産業においてもその地方の特性、その地方らしさというものが伺えます。それがそのまちや地方のアイデンティティーというものだと思います。

このように考えてみますと、わが国では、それぞれの地方がそれぞれの特性を生かし、これまでの揺れ動く時代の変化の中でもその特性を守り、継承し、今、そのまちや地方の誇り、地域性、つまりアイデンティティーとなって市民生活の中に溶け込んでいることを伺うことができます。

では、本市和泉市はどうかとなれば、葛の葉神社、聖神社、泉井上神社、小栗街道、蔭涼寺、松尾寺、施福寺などに見られるように、まさに和泉の国にふさわしい歴史、文化遺産を初め、人造真珠や桑原の花栽培、今は低迷をたどっているものの長い間、本市の地場産業の一角を担ってきたみかん栽培、また一方、業界では全国的な地位を確保しつつある国華園など、このように市域全体を見渡してみますと、観光資源、産業資源が豊富にあることを感じ取ることが出来ます。

しかし、本市では、これだけの資源を有しながら十分に生かし切れてないように思います。

せっかく和泉市のアイデンティティーがありながら、言葉は好ましくないかもしれませんが、宝の持ち腐れになってしまっているのではないかと思う次第であります。

昨年、定例会で西口議員さんが東京で見付けられたしのだうどんの店のお話をされていましたが、そのしのだうどんは、今ではきつねうどんという名前に変わり、うどんの世界では、だれもが知るトップブランドになっています。このようにしのだうどんという名前が消えていくことは非常に残念なことですし、本家本元の和泉市でしのだうどんがあったことさえどれだけの市民が知っているだろうか、と西口議員が申されていましたが、私も全く同感でございます。

このように私たちが何も知らないうちに、私たちの先人たちが残してくれた貴重な和泉市の伝統文化というものが消え去り、また、今、まさに私たちがこのようにしている間にも、私たちの生活の中から薄れ、これがいつの日か消え去ってしまうかと思うと、まことに残念でなりません。何とかして埋れているこれらの歴史、文化という資源を見出して育むことによって市民の誇りとなり、それがおのずと和泉市らしさ、和泉アイデンティティーというものが醸成されていくものと思います。過去から継承してきたこれらの文化をより充実させ、後世に伝えていくことが、今、生きる私たちの責任であると念じてやみません。このように考えていくと、まちらしさ、まちのアイデンティティーというものは、歴史、文化、観光、産業に広く強くかかわっている要素であると考えます。

そこで、これまで申上げた観点に立ちまして次の質問をいたします。

このたびの平成6年度市政運営方針の11ページの社会教育と生涯学習の中で、「伝統文化との触れ合い・発見に努めるとともに」と書かれていますが、これは具体的にどのようなことを言われているのか。また、これまでどのような成果を上げているのか。そして、本年度の取り組み内容についてお示し願いたいと思います。

次に、市政運営方針の中で観光行政について一切触れられていません。触れていないということは、おのずと本市の観光行政の実態を浮き彫りしているように思えてならないのです。

それはさておき、私が先ほどから述べている文化、歴史というものは、貴重な観光資源として活用する価値が十分あると思いますが、その点、どのようにお考えなのか。そして、本市の観光行政の取り組み状況と今後の取り組み方をお示しをお願いいたします。

私は先ほども触れたとおり、民間と行政とのかかわり方の問題点を理解するものの、既に全国的な立場を確立している国華園を観光資源として活用できないのかどうか。そのことについて具体的にお示し願います。

また、昨年12月の定例会において私は、槇尾山仏並線とその沿線にある公共施設を充実し、それらの機能連携を図ることにより南部の活性化が図られるのでは、という質問をさせていただきました。その際は、ダムを初めとするハード面を中心とした質問をしまして事業部局から説明を受け、観光行政については、またの機会に申し上げると述べました。

今回は、これらの施設、つまり施福寺、槇尾山公園、青少年の家、グリーンランド、そして、予定されている槇尾川ダムなどの機能について、観光資源としての活用をどのように考えておられるのか。また、それらの施設に槇尾山仏並線、外環状線をも連携された観光、商工両面での考え方が構築されると思うのですが、これらについて、観光、商工業という産業面からの御答弁をお願いします。私は、和泉らしさ、和泉アイデンティティーというものがこの取り組みにあると考えますので、そのような視点から真剣にお答えをお願いします。

次に、国華園に関連して農業振興の観点からお尋ねします。現在、国華園は、菊花展の開催中はもちろんのこと、それ以外の期間でもお客の絶え間がありません。槇尾山と並んで国華園の存在は、テレビや新聞等のマスコミを通して今や全国に知れ渡っております。そこで、国華園が売る、そして、その売る商品を周辺の営農家が生産するという機能分担はできないものか。御存じのとおり、神戸市には、農業公園やフルーツフラワーパークという施設がございます。聞くとよければ、そこで製造、販売されている葡萄酒などの原料になっている葡萄や農産物は、神戸市の外郭団体が神戸市内の営農家から年間契約で買い上げ、それを搬入して製造しているとのこと。そうなりますと、営農家は、景気に左右されることなく確かな耕作計画を立てながら作物の栽培に専念することができるわけです。そこで、農業振興という観点に立って、この神戸市のやり方、手法について、本市も見習う点があると思うのですが、考え方を示してください。

確かに神戸市と異なり、民間と行政のはざまの難しさは理解したいと思いますが、先ほども申し上げましたように、相当な観光資源である国華園の商業機能を、農業振興という立場から周辺の営農者が活用できる工夫がないのか、お尋ねいたします。特にここでは、制度的な縛りを越え、行政指導の可能性にまで言及しながらの考え方を示し願います。

次に、交通安全対策に関連して側川地区内を通過する市道側川線の現状を申し上げ、道路整備という観点からお伺いをします。市道側川線は、側川地区住民の生活道路として、また、子供たちの通学路として欠くことのできない道路であることは御案内のとおりであります。しかしながら、旧泉大津粉河線より側川橋を通過し、また、民家に近くなったところでのり面がいつ崩壊するのかわからない危険箇所がございます。このことにつきましては、地元側川町会から市長宛の要望書も提出され、既に建設部の方で一定の対応がなされているとのことですが、今後、どのように対処されようとお考えなのか、お伺いいたします。

次に、金剛生駒国定公園の拡大計画についてお伺いをいたします。1点目として、計画街路についてお尋ねいたします。既に建設水道委員会において説明済みのことですので、本日は、その概略は結構です。まずは、本市における現在の近郊緑地保全区域の面積、現在の国定公園指定済みの面積、そして、今回の拡大対象面積、拡大される国定公園の全体面積はどの程度になるのか。私は、国定公園も総合公園、地区公園、近隣公園などと合わせ一連のものとしてとらえ、考えていく必要があると思いますが、公園行政という観点からお答え願います。

2点目として、国定公園に指定されることにより土地利用の面でどのような制限が加わるのか、お尋ねいたします。このたびの国定公園拡大計画の地域は既に近郊緑地保全区域の指定を受けており、土地利用面での制限が掛けられておりますが、近郊緑地保全区域と比較してどのように違いがあるのか、具体的にお示しください。

3点目として、土地の税金についてお尋ねいたします。現在の近郊緑地保全区域や国定公園の指定を受けることにより、その他の調整区域にある山林と固定資産税の評価額を計算する上でどのような違いがあるのかについてお尋ねいたします。つまり、評価計算をする上で特例的な措置があるのかないのか、あれば、その内容はどのようなものか。また、国税の管轄になる土地の相続税は、市の固定資産税の評価額に連動しているように聞いていますが、そこで、相続税の扱いについても、その他の調整区域における山林の相続税計算と比較して特例的な措置はあるのか。これらはいずれも国定公園内、近郊緑地保全区域内、そして、調整区域内の山林との比較でお願いいたします。

以上で終わりますが、答弁の内容によりましては、自席からの再質問の権利を留保して終わります。

○ 議長（大谷昌幸君） 理事者答弁。教育委員会。

○ 社会教育課長（柳川良太郎君） ただいまの友田議員さんの御質問につきまして、市政運営方針の社会教育と生涯学習の中で「伝統文化との触れ合い・発見に努める」ということの1点目については、具体的にどのようなことを言われているのか。2点目は、これまでにどのよう

に成果を上げているのか。3点目については、本年度の取り組み内容等についてであります。社会教育課柳川より御答弁申し上げます。

まず、1点目のこのことは具体的にどのようなことを言われているのか、ということでございます。市内に古くから伝わる民話、盆踊り、和泉地方に残る言い伝えなどを広く市民に知っていただき、また、新しく掘り起こし、伝統文化として保存継承に努めているものでございます。

2点目として、これまでにどのような成果を上げているのか、ということでございます。これまでに教育委員会とPTA協議会とが共同で作成した市内の年中行事、市内の伝承文化という文庫を発行し、それぞれ古くから伝わる行事や言い伝えをおさめたものであり、次代に引き継がれる貴重な資料となっております。

3点目の本年度の取り組み内容等でございます。これからの取り組みといたしましては、文化協会の組織の中でふるさとを見つめる会、史談会、つるの会等の組織で市内の民話、盆踊り、和泉地方に残る言い伝えなどの研究を続けており、その成果について文化協会と連絡を図り、取りまとめていきたいと考えております。

以上でございます。

○ 議長（大谷昌幸君） 次、産業部答弁。

○ 商工課長（山本茂樹君）

2点目の観光行政につきまして、商工課山本からお答え申し上げます。本市におきましては、槇尾山施福寺あるいは松尾寺を初めといたします名所旧跡と久保惣記念美術館や府立弥生博物館など多くの観光資源が所在いたしているところでございます。これらの施設につきましては、市内外の関心のある方々が四季を問わずそれぞれ多数の方が訪れたり、あるいは利用されているところでございます。

本市といたしましても、これらの観光資源のPRにつきましては、まず、観光ビデオによりまして大阪府の観光センターあるいは地場振南大阪におきまして放映を行ったり、市民の皆さんに貸し出しを行っているところでございます。また、観光ガイドの作成によりまして府下市町村はもとより、照会をいただいた関係各自治体に対しても周知を図っているところでございます。

合わせまして、大阪府におきましては、関西国際空港の開港を控えまして、府下の観光資源を結びました観光ルートの策定を図るということで関係部会を発足いたしました。本市の関連といたしましては、施福寺や久保惣記念美術館など泉州中央地区の歴史、文化拠点として、大阪バイルート計画の中で位置付けされているところでございます。

このような状況にあります中で、また、従来取り組んでおりますPRなどを引き続き推進いたしますところから、方針として特に明記を行わなかったところでございまして、今後とも関係機関とも調整を行ってまいりたいと存じます。

また、国華園に関してでございますが、個人の施設ではございますが、市内外を問わず多くの方に関心をいただいているところでございまして、とりわけ、秋の季節になりますと、私どもの職場にも「開催時期はいつなのか」「国華園はどのように行けばよいのか」などと多数の問い合わせがあるところでございます。これらの内容から見ますれば、本市の主要な観光資源の1つではないかと一定、認識しているところでございます。郷土和泉市を知っていただく観点からも、また、先生が御指摘のとおり、周辺地域の活性をも導くことができるのではないかと考えます。

次に、施福寺、青少年の家を初めといたします関連施設の機能の連携でございまして、昨年、槇尾山グリーンランドの完成に伴いまして、当該地域を訪れる来客が非常に増えているとの状況を聞き及んでおります。今後は、従来の施福寺あるいは槇尾山内の公園に訪れる方々はもちろんのこと、青少年の家を基軸にして、槇尾山グリーンランドを含めました新たな行楽ルートの方角性が想定され、幅広い年齢層にわたります行楽客の憩いの場となるのではないかと考えております。

最後に、外環状線を初めといたします関連道路によります観光商工対策でございまして、まず、観光面では、先ほど来、御答弁申し上げております槇尾山関係の観光資源あるいは国華園の交通経路が比較的スムーズになることが予測され、そのため来訪者も従来に比して増加の方角が見られるのではないかと考えます。

また、商工業といたしましては、外環状線の整備によりまして限定された商業施設ではございますが、これらが建設されることにより沿線での賑いが見られるとともに、周辺地域の活性に関して一定のインパクトが与えられるのではないかと考えるところでございまして、今後、市南部の主要な観光資源として位置付けることができるよう、関係部局ともども研究してまいりたいと考えてございます。

以上、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（大谷昌幸君） 次、同じく産業部答弁。

○ 産業部次長（松林 保君） 3番目の農業振興につきまして、農林課松林よりお答えいたします。

お尋ねの国華園が持つ商業機能と農業の活性化との連携を図ることについてでございますが、近年、農業の中でも花の栽培環境は、消費が見込める分野として期待されております。

国華園には、年間約20万人が来園するようでありまして、このほか施福寺や槇尾山グリーンランドなど、横山には多くの人を吸引できる素地があると考えております。

また、国華園は菊を主体に鉢物などを広く取り扱っており、これを周辺農家で生産するなどの連携を図ることにつきましては、現実の問題といたしまして、国華園が開園されて相当な年月がたつわけですが、この間にあって、周辺の農地で従業員が栽培に当たる程度であります。このことは、企業側として栽培の製品管理上の問題でありますとか、また、生産者側には品目、供給数量、技術、コスト面など、解決しなければならない点があると存じます。

しかしながら、国華園は、来店客数、販売額等から魅力ある既存の地域資源として、その連携について農業振興との接点を考える中で、農業サイドから地場農産物の情報発信を都市側の方々に確実に伝えるには、農家側がどのように対応すればいいか、横山地区の農家の方を中心として具体的な行動に向けた研究を進めておりますが、何らかの具体策となりますと、大変苦慮いたしております。

例えば現在、土地改良事業の実施をしております岡奥農道事業の農道延伸を図るとともに、線的な整備だけでなく面的な基盤整備を図り、施設園芸等の核的な施設の導入を推進、また、それらの施設の管理運営をするための事業法人、団体、組合等の組織づくりを促進し、国華園との連携を生かせる構想策定づくりが考えられます。このため今後、地元農協、農業団体等の御協力、御支援を得ながら構想策定づくりを考えなければならないと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○ 議長（大谷昌幸君） 次、建設部答弁。

○ 道路課長（関 和直君） 道路課関です。市道側川線はここ数年来、小規模ながら土砂崩れや落石を繰り返しており、地元側川町会から再三、御要望を賜っているところでございます。現在、平成4年度末に危険個所の測量と地質調査を行い、平成5年度に応急措置として不安定な大きな岩石の受け止めと防護ネット、落石防護柵を設置したところであります。

側川橋から側川町村落に至る区間は、側川に沿ってかなり古い時代に谷間の急斜面をカットして道路を築造していることから、のり面の岩石が樹木などの影響で風化し、剝離した岩が不安定となって落下していることや、沢沿いには不安定な表土があって個々に土砂崩れを引き起こしていることから、これらの要因を取り除くための工事を行う必要があり、平成6年度に予定をしているところであります。

御承知のとおり、数年前に起きました北陸海岸の国道の落石事故を初め、のり面崩壊防護対応は非常に判断や処理が難しく、全国的にも苦慮しているところであります。特に側川町にとっては、唯一の生活道路でもあります。今後も生活利便に支障を来さないよう、十分協議をし

ながら改善を進めてまいりたいと思いますのでよろしく願いいたします。

以上です。

○ 議長（大谷昌幸君）

次、都市整備部答弁。

○ 都市整備部次長（山下喬三君） 公園課山下から5番目の国定公園拡大の中の1点目と2点目についてお答え申し上げます。まず、1点目の近郊緑地内保全区域の面積につきましては、金剛生駒近郊緑地保全区域内では362ha、和泉葛城近郊緑地保全区域内では2,588ha、合計2,950haでございます。

次に、現在の金剛生駒国定公園の面積につきましては、府域では1万685ha、そのうち和泉市域では402haで、拡大面積が府域では5,111haで、そのうち和泉市域につきましては1,316haでございます。

次に、総合公園、地区公園、都市公園などの公園と合わせてどのように考えているのか、との御質問につきましては、都市公園は、住民の野外における休息、遊戯、運動その他レクリエーションの利用に提供するとともに、合わせて都市環境の整備及び災害時の避難等の場所として設けられる公共空間であると考えております。近郊緑地及び国定公園は、良好な地域の緑の保全が大きな基本であると思っています。国定公園に指定されている区域内は、保全するところと駐車場、展望台など適正な利用施設の整備を行い、利用と保全とを明確にすることにより、それぞれが機能の役割分担をするものだと思っております。

次に、近郊緑地保全区域と国定公園内の土地利用の制限の違いについてでございますが、届け出と許可制の違いはありますが、いずれも農林業従事者及び既存住宅地内の住宅の新築、改築、増築は可能でございます。

以上、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（大谷昌幸君） 次。

○ 総務部次長（加久本良一君） 近郊緑地保全区域並びに国定公園の指定その他調整区域の山林等の固定資産税の評価につきまして、資産税課の加久本からお答え申し上げます。

現在、山林の評価は、大阪府が決定いたします基準山林、和泉市の場合は春木川になるわけですが、これをもとに他の山林を評価しているわけでございます。先生が御質問のその他の調整区域にある山林を通称一般山林と申しているわけですが、この一般山林と近郊緑地保全区域の土地並びに国定公園に指定された土地について評価上の違いがあるか。また、特例的な措置があるか、ということですが、自治省通達及び地方税法によりまして一定の特例が講じてございます。

まず、近郊緑地保全区域の土地の評価でございますが、本市の場合、金剛生駒近郊緑地保全区域並びに和泉葛城近郊緑地保全区域の2カ所が該当いたします。自治省通達によりまして近郊緑地保全区域に指定されていないとした場合の価格のおおむね2分の1に相当する額を評価額にするとなっております。

また、国定公園に指定された土地に対する評価上の取り扱いでございますが、これは国定公園の中でも仕分けがされておまして、非課税となります部分につきましては、第1種特別地域に指定された国定公園と載せられてございまして、本市に該当いたします金剛生駒国定公園等につきましては、第2種及び第3種の特別区域の位置付け等の国定公園となっております関係上、非課税措置には該当いたしておりません。ただし、先ほど申しました近郊緑地保全区域に含まれているため、近郊緑地の特例的な措置であるおおむね2分の1という評価額を採用しているわけでございます。

それから、国税管轄の相続税の関係につきましては、一応、調整区域の山林でございましたら、固定資産税の評価額に一定の倍率が国税庁で定められておりますが、その倍率を適用するわけでございます。また、国定公園の区域並びに近郊緑地保全区域の相続税の関係でございますが、この倍率の枠の中で一応、近郊緑地保全区域と一般山林とを区分けして別々に倍率を設けているようでございます。その区分けしている倍率は、近郊緑地については2分の1程度となっているようでございますので、その点では、特例的な措置ではなかろうかと考えてございます。

以上でございます。

- 1番(友田博文君) 御答弁をいただきましたので、意見で終わるものもありますが、再質問をさせていただきます。

1番目の伝統文化につきましては、先ほどもいろいろ述べましたが、やはり伝統文化を掘り起こすことによって、市民が市を愛する心と誇りを持てるのではないかと。その中で和泉市の15万市民が共通した誇りを持てるという認識をつくっていく必要がある。それがおのずと和泉らしさ、和泉のアイデンティティーを生んでいくと思います。いろいろ伝統文化の問題を含め生涯学習などこれまでの社会教育活動については、いろいろ創意工夫をしている点を十分評価をさせていただいてますが、どうしても何か行政の声だけでやっているように思えてならないものもたくさんあるわけです。

私の提案としては、行政が旗を振ってこうするんや、というだけでなく、各町にたくさんの自治会館や老人集会所がありますが、そういったものを大いに活用していただき、行政が旗を振って市民が集まるのではなく、市民みずからが集まって自分らの文化を語り、自分たちの趣味

等を生かす取り組みをしていただいたら、そこで生涯学習づくりや環境づくりの舞台がつくれるのではないかと考えます。

少ない職員の中でいろいろ伝統文化の掘り起こしをしていくのは大変だと思いますが、地域に根ざした地域の誇りをつくっていく、地域のアイデンティティーづくりをするという点では、市民の皆さんにも非常に喜んでいただけるのではないかと。その面では、私自身も、あんたがしてみろ、と言われれば大変かもしれませんが、和泉市にはこういういいところがあるんや、と、そういうものをぜひ掘り起こしていただければありがたいと考えております。この社会教育面では、特に伝統文化の掘り起こしに一層努力していただくことをお願いしておきます。

それから、観光行政ですが、観光行政面では、これからいろんなことをやっていただけると、ということをおっしゃっていただき、また、これからも観光行政の面で研究していただく、という力強いお言葉をいただいたわけであります。私は、いつも南部といっているんですが、この南部地域を中心に物事を考えるので申しわけないんですが、こういった点で見ると、やはり観光と商工行政というものになってくると思います。先ほども教育委員会に対しては、文化を生かし切れてない、と指摘をさせていただきましたが、観光と文化は、切り離しはできないものだと考えております。

花に例えたら、種を地中にまいて水をやったり肥料を与えることによって芽を出し、花を咲かせ、実をもたらす、そこに人が集まってにぎわいを見せるわけです。地域の活性化とは、そういうものではないかと思えます。今、和泉市の豊富な文化や産業に関しては、大変危機に瀕していると思えます。この地中に埋れた種と同じでして、文化や産業が種であるならば、行政は水や肥料でなければならない。和泉市の関係部局の人が力を合わせて水や肥料を与えてもらうことによって地域の活性化が花咲くものやと思っています。観光行政の中で文化を掘り起こして大きな花を咲かせていただくことを期待しておりますので、その辺では、商工課の皆さんも今年から商工会議所もできて大変忙しいとは思いますが、そういった面で南部地域にももう少し力を入れて大きな花を咲かせていただきたいと考えております。これもお願いしておきます。

それから、国華園に関連した農業振興でございますが、これに関しましても、国華園を中心とした農業振興に関して構想づくりをしていただけたということでありたいと考えております。これといって大きな産業のない南部地域でございます。御存じのようにみかんも大変低迷しております。何とか国華園に年間で20万人もの人が集まってきていただくのですから、私企業ですが、和泉市を大きく売っていただいている1つの要因でもございます。花づくりという面では、農業と一体化されるものではないかと考えますので、その面でも大きく協力していた

だきたいとお願いをしておきます。本当に構想づくりをしていただくということで心温まる思いをしておりますので、よろしく願いしておきます。

それから、市道側川線に関しましては、本当に今でも落石が絶えないという状況の中で子供が歩くにも大変危険です。親たちからも危険だということで市の方にも要望され、私の方にも要望が来るわけです。実際、落石があった、友田はん、これは危ないぜ、と言われてみると、私もよく通るわけですが、上を見上げると、その付近をスピードを出して早く渡ってしまわないと、と思います。そんな状況のところでございます。家の数は少ない、20軒もないところですが、住むのは平等でございますので、少ない予算の中で大変だと思いますが、町民が安心してそこを通れるように協力していただけるということですので、よろしく願いたいと思います。

それから、国定公園でございますけれども、現在、国定公園の拡大の話が出ているわけです。先ほどもいろいろ述べていただきましたが、近郊緑地の中で国定公園が400haほどありますが、それが3倍強になります。先ほど、税制面の話がありましたが、国定公園と余り差がない。第1種区域は別ですが、2種、3種に限っては同じだという話だと思います。地元としては大変なことやろうと思います。なぜかと言いますと、せっかく植えた木を切るにしても、自然事務所へ許可申請をしなければできない。自分のものでありながら、自分が自由にできない。国定公園に指定してもらうことが、自分たちの何のためになるのか。ほとんど現在と同じで何もならない。ただ、国定公園になることによって縛りだけが掛けられるということになります。横山や南横山を見ますと、今、みかんがあかんのでほかのことをしてみたいと思っても、土地がありながら縛りのため何もできないということになっています。国定公園が拡大されることによって、また、縛りが追加される。これでは踏んだり蹴ったりということになります。ただ、だれが喜ぶのか。和泉市民、大阪府民の皆さん方が、この地域に緑がたくさんある。緑の多い良好な地域やと喜んでもらえることになるとは思います。地元としては、何ら喜ぶべきところのものは少ない。

私は、この前も槇尾山が国定公園を掛けられておりますが、国定公園にどのぐらいの予算を公園として出していただいているか、と聞きますと、この402haある中で28万円ということでした。これだけの大きな縛りを掛けながら、30万円として3倍して120万円しか掛けてもらわれへん。そうなってくるやろうと思います。槇尾山国定公園はダイヤモンドトレールがあるから28万円出してもらっているわけですし、それがなかったら何もないとなります。

また、槇尾山の下で昔、桜まつりをしていたところが自然公園となっておりますが、ここに関しても一切おカネが入ってこない。草はぼうぼう、まむしもたくさんあります。だれが整備を

しているか、寺の人たち、寺に関係する人たちや地元の人が草刈りをして安全を保っているのが実情です。そのような中でこの地域以外の人が大変喜んでくれているわけですが、それだけしか地元に戻元していただけない。こんなことでは、なかなか地元も喜んで国定公園に指定しただけで、というわけにはいかないだろうと思います。

最近、国定公園とか近郊緑地といった中でいろんな施設や施策が打たれてきています。関西空港ができていく中、大阪府は、和泉山脈を国定公園として緑の帯をつくっていきたくて望んでいるように思いますし、さきに府でもそれを決定したような新聞報道もございました。

その中で地元の和泉市は、それだけでは余りにも気の毒や、和泉市にとっても何ら特典がない、というところで和泉市の行政の皆様頑張ってください、市民や地元の皆さんに喜んでいただけるような受け入れ方をさせていただきたいと考えております。先ほども近郊緑地と公園の違いの中で良好な緑の保全が大きな基本であり、また、適正な利用施設の整備の点でお答えをいただきましたが、これからどのように対処していただけるかについて、もう少し掘り下げてお答えを願いたいと思います。

また、この地権者というのは、森林組合の人がほとんどです。森林組合の人たちが、この国定公園の拡大に対してどのような意向を示しているのか、わかっておりましたらお答え願いたいと思います。

私はいつも地元の人たちから、近郊緑地の件であちらからもこちらからも、なぜこんなものを掛けたんや、なぜこんな縛りを掛けるんや、何とか取られへんのか、と再三、お前ら、馬鹿や、と怒られたり怒鳴られたりしています。しかし、私の知らないうちにできたので、どう答えていいかわからないんですが、今後、こういった大きな縛りを掛けていく中で、市の総合計画の中で国定公園の拡大をどのように受けとめているか。その辺についてよろしく願います。

○ 都市整備部次長（山下喬三君）

1点目の適正な施設の整備について、公園課山下からお答えいたします。

具体的な地域活性化の整備の考え方といたしましては、和泉葛城山系の中で随一の側川溪谷の溪谷美を生かした、「清水の滝」と言っていますが、それらを自然観光拠点として整備してはどうか、と大阪府から示されております。例えば清水の滝の付近に駐車場とかトイレ、案内所などの利便施設の整備、また、その周辺に滝見物の展望台や修景植栽の整備あるいはネットワーク化として、側川溪谷と槇尾山の二極を結んだ自然歩道等の施設整備のイメージを大阪府から示されております。今後、これらの施設整備に当たりましては、地元住民及び権利者の意見を十分聞きながら、大阪府に対しても強く要望していきたいと考えているところでございます。

- 産業部次長（松林 保君） 国定公園の拡大についての森林組合の関係について、農林課松林よりお答えいたします。

この件につきましては、現在まで森林組合役員会を中心に市内在住の森林組合員に対しまして、金剛生駒国定公園の拡大に関しまして、府緑の環境整備室、本市の企画調整課、公園課、農林課の関係部局によります説明会を地元町民会館で数回にわたり開催いたしました。それらの中で特に組合員からの意見といたしましては、国定公園指定に対する有利な条件、今の無指定での都市住民等による迷惑行為等多数の御意見が突出いたしました。森林業の低迷、森林保全への責務もあり、一定の利用者への規制もでき、また、指定後の施設整備等により地元への有効な活性化になるような接点があるのか、ということで、それらのことに対する既設国定公園施設の視察研修会を開催し、多くの組合員の参加を得たところでございます。

現在までの森林組合の指定に対する賛否につきましては、慎重な対応をしたいと存じておりますので、よろしくお願い申し上げます。

- 企画調整部次長・室長（今村堅太郎君） 総合計画の観点から国定公園の拡張をどのように見ているか、ということでございます。企画室今村から答弁申し上げます。

現在、第3次総合計画につきましては、策定に向け鋭意取り組んでいるところでございます。まだ平成5年度におきましては、各分野の施策等を具体的な内容にまとめ上げるあげるところまではいっておりません。目下、基礎調査の段階でございます。したがって、この時点でこのたびの大阪府の国定公園拡大計画と第3次総合計画とのかかわり方の考え方を整理することはちょっと難しい段階でございます。ただ、いずれにしましても、関係者の皆さんが本計画にどのように意向を示されるかが、今後、大阪府の計画における緑のあり方を検討する上で非常に大きな要素を占めていると受けとめております。

なお、土地利用面におきましては、国定公園拡大計画区域は、現在、近郊緑地保全区域に位置しております。したがって、開発は原則として禁止され、林業の振興を図りながら、市民の森ならず府民の森として自然環境を保全するという、第2次総合計画の理念がそのまま引き継がれていくのではないかと考えております。

また、本日の議員さんの御質問の骨子は、道路問題以外は、和泉らしさという視点からの内容であったかと存じます。この拡大計画は、まさに和泉らしさの1つである緑のあり方を問う非常に重要な問題であります。合わせて、御指摘の南部の活性化を図っていく上でも、観光、商工業、農林業など産業政策のほか、緑のネットワークのあり方が今後の重要な課題であると認識しております。

以上の観点に立ちまして、まずは、国定公園拡大計画に対する地元の動向というものを的確

に踏まえながら、さらに、市の将来に向けての判断をも含めて対処していきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○ 1番(友田博文君) 国定公園の今後の整備計画の中で、清水の滝等を整備していく、という1つの具体例が出されました。全体的に考えますと、清水の滝には、私もまだ入ったことはないのですが、素晴らしいところだと伺っております。その中で1つでも具体策が出てくるのはありがたいと思いますが、もともと国定公園の槇尾山は、現在も桜まつりができない状態になっております。何とか早く復活させていただきたいと考えております。

△ この槇尾川ダムも縦穴のホールを掘ってしまったような状況で蓋をしております。その結果は聞いてませんが、相当進んできているのではないかと思います。その中で槇尾山仏並線沿線、側川の清水の滝も含めまして、最近、父鬼地区では、急傾斜砂防工事がずっと行われてきましたが、この辺も山が高く急勾配、大変危ないところでございます。昨年も2カ所で土砂崩れを起こし、家が崩壊寸前になったところもございます。

△ また、山の頂上には、側川の市道の横の危険箇所と同じように、年間5,000万円も6,000万円も掛けて石をくくってます。私の聞いたところでは、その石をくくだけの工事で年間に3億も4億も掛けているということです。そのように本当に危険なところでございます。1つの石が落ちてきたら家がつぶれるような危険なところでございます。

△ このような面からも、この辺は、国定公園の国の土地ということも考えていただき、上の石を取り除いていただければ安心して暮らしていけます。今は、木が繁っているのの上の石は見えないから安心して住んでいます。ところが、木を切ってしまうと、とてもその下では住めない。私の知っている80幾歳かのおじいさんが、友田さん、一度この山の頂上に登ってみてください、どれだけ大きな石があるか、怖くて怖くて住んでられへん、という話もしておりました。事実、ものすごい石があるそうです。何本ものワイヤロープでその石をくくってあるそうですが、そんな状況の中で居住しているのです。

△ この国定公園拡大計画の中で市長初め市の皆さん方がその実態をよく知っていただき、それで国定公園の拡大に関連してその地域を活性化していく、安心して生活できる場所をつかっていくといった方策を考えていただきながら、やはり緑というものは大事だということを理解していただきたいと思います。

△ しかし、御答弁の中で林業の振興という話がありましたが、林業では御飯を食べていけないんです。みかんでも食べていけません。例えば別の話をしますと、槇尾山グリーンランドをつくらせていただきましたが、この中で20年物ぐらいの杉や桧があったそうです。100本か200本の木を切って地権者に自分のところで売ってください、となったそうですが、自分らの手に入

たおカネはたった5万円やった。20年間下刈りをし、何十万円ものおカネを掛けて枝打ちをしてきたのに、さあ、売るとなると1本何ぼになるか、とても考えられない。そのぐらい林業というのは大変な仕事であり、産業です。そのため林業でメシを食っている人はほとんどおりません。

今度、槇尾山ダム計画の中で調べてもろうたらわかりますが、この地域で土地や山を持っている人がだんだん少なくなってます。この和泉市以外、堺市、大阪市、京都市といった方々が、そこに土地を求めているという実態もあります。

そこで、この拡大計画の中で地元市としては、4倍も大きな縛りを掛けるわけですから、地元だけじゃなく、市民や府民の方々に喜んでいただけるという中、平等を欠いたらいかんと思います。市民や府民の方々に喜んでいただけると同時に、地元にも喜んでいただければなりません。そのためにはどうすればいいかということを考えていただきたい。

清水の滝の整備はありがたいことだと思いますが、そういった父鬼や槇尾山地域その他近郊緑地の地域でも苦勞しておられる方がたくさんおられます。せっかく土地を持ちながら生かし切れない。そういう地元の声を聞きながら、行政の皆さん方は、地元のためになる施策をやっていただくようお願いしておきたいと思います。市長、ひとつ力強くそういう実態を知っていただき、施策を打っていただきたいとお願いしておきます。先ほど、企画から府民の森、という言葉が出てきてますが、府民の森やない、地元はもっと苦しいんやぜ、という地元や地権者の声を十分聞いていただきたい。

そこで、市長にお伺いをしたいと思います。以前からこの阪和沿線が北部地域、今のトリヴェール和泉を中心にしたところが中央の地域、それから、山側が南部地域だと、和泉市を大きく3つに分けてよく話をさせていただくのです、今回も、府中駅前再開発のプロジェクトに関連して府中駅前で8億数千万円ものおカネを投入して土地を買う。これは結構だと思うんです。それから、トリヴェール和泉を中心として道路整備などに大きなおカネを投入して新しいまちづくりを図っておられる。これも大きなプロジェクトとして素晴らしいことだと思ってます。

ところが、私たちの南部地域は、緑が多いという形の中ですが、下水道1つすら整備されない。昨年からか、一昨年からか、浄化槽問題については、一部助成金をいただいて整備されていますが、その助成金をいただいているほかは整備されず、垂れ流しの状態で放っておかれています。市民生活としては大変だ、何とかならんかと思いますが、今日は、その点は置いておきます。市長は「調和と活力ある人間都市・和泉」を掲げておられますが、調和とは何か。都市基盤整備は下水道の整備と位置付けられ、今年も何十億円かの予算を組まれています。その意味では、この南部地域については、同じ市民が生活をしているのにこれといった都市基盤整備

がない。

市長にお願いしたいのは、今回、和泉らしさ、和泉アイデンティティーという観点から質問をさせていただいてますが、この南部地域におきましても、施福寺、槇尾山、グリーンランド、これからできる槇尾山ダムというものが1つの大きなポイントになるかと思います。また、国華園に関しても、年間20万人も来ている。しかも、高松宮杯かの全国大会をしていますし、市長はその会長もしておられ、かかわりも多いと思います。

また、その地域を活性化するには、いろんな企業を誘致しなければいけないという話もあります。今回、コスモポリスでもハイテク産業を誘致して和泉市の活性化を図るということですが、南部ではそういうわけにもいかない。建物も建てられないので、大きな企業を引っ張ってこれない状況です。

その中でこの国華園は、私企業でありながら農業と直結しているものだと思います。この国華園は、和泉市の外から来たわけじゃない。もともとこの善正の地域で大昔から根を生やし、何百年と菊づくりをしてきて今、国華園という大きなものに成長してきたわけです。素晴らしい商才に長けた方だと思うんです。

また現在は、交通渋滞とか良い面ばかりは聞いてませんが、外環状線が開通する中で渋滞も解消されていくでしょうし、多くの皆さんが、何かみかんの代わりに生活できるものがないかといろいろ工夫をされています。槇尾山の採石関係も大きいのですが、ここへ産業廃棄物を投棄して土地を平にして何とか活性化できるものをしようじゃないか、という話も出ています。

そのような中で、農業と直結した国華園というものが素晴らしいと常々、考えてます。これを何とか生かしていただきたい。まして、市長が会長も務めていただいていますし、全国から多くの人たちに来ていただいている。国華園は和泉や、ということで全国に知れ渡っているのではないかと。これは公にもものを申せないかも知れませんが、これが和泉らしさではないかと思えます。

こういった面を考えると、この素晴らしいものを放っておくことはない。何も和泉市が手を貸して悪いということもない。手を貸していただくように市長も努力していただきたい。私も努力しますが、南部地域の営農家の皆さんが国華園と連携すれば、農業という産業の活性化を図っていけないのではないかと。それが和泉市の素晴らしい和泉アイデンティティーという形になっていくのではないかと。緑と文化遺産、産業を合わせて南部の和泉らしさというものについては第3次総計でも考えていく、と言っておられますが、市長から考え方を伺いたしたいと思いますので、よろしく願います。

○ 市長（池田忠雄君） 私から友田議員さんの御質問にお答えさせていただきたいと存じます。

常々、友田議員さんにはお住まいでもございますので、特に広い和泉市の地形の中でも南部の発展についていろいろとお話をいただき、御提言をいただいているわけでございます。本日の御質問の全編を流れるところも、すべてそうした南部らしさというか、自然と共存する南部あるいは文化遺産の多い南部のそれなりの特色を持った発展策を考えなさいよ、という御提言でございます。私も全く同感であるわけであります。

ただ、具体策になりますと、非常に難しい点が多々ございますが、私たちに檳尾山グリーンランドを初め、自然と人との触れ合いの場をつくらせていただきました。こうしたことを手掛かりに今、御提案をいただいておりますように、和泉市には、全国的に名前が売れております国華園という菊づくりの日本でも有数のメッカがございますので、それと山間南部の農業振興、産業振興との結び付きを考えたらどうか、という具体的な御提言もいただいております。

これから横山を初め南部につきましては、外環状線も開通をいたしてまいります。自然と人との触れ合い、文化、産業の振興と言いましても、やはり道路網とか都市基盤整備が発展の基本になっていくものだと思います。これからの南部の発展の核としてのそうした問題あるいは国道480号の国道昇格に伴います和歌山県とのトンネルを抜く問題等、道路網の整備も図ってかなければならないときでもございます。御提言をいただいておりますことを私たちに参酌をさせていただきながら、南部地域の豊かな自然と人との共存のできる観光行政的なあり方、豊かな文化と南部地域発展の接点等いろんなことも御提言の趣旨を踏まえさせていただきながら考えていきたい。

基本的には、広大な面積でございますので、第3次総合計画の中で第2次までに行き届かなかった点、例えば阪和線沿線沿いの信太地域の発展という課題あるいは南部の発展も盛り込ませていただきたい。そうした点であるべき姿を求めて現在、第3次総合計画を立案中でございます。その中でも、南部のあるべき姿の発展策を第3次総合計画の中に盛り込ませていただき、模索しながら力強く一歩ずつ前進して行きたいと思っております。今後とも引き続き御提言、御支援をお願い申し上げます。

- 1番（友田博文君） 市長の御答弁をいただきましたが、第3次総計の中でいろいろと考えていきたい、ということでございます。480号線とか外環状線の話もされました。今までいろいろと述べてきましたが、南部地域のいろんな文化遺産を大事にしながら、それを十分活用していくことが南部の活性化につながっていくと思います。

しかしながら現在、新しい基幹になる外環状線ができ、また、480号線も国道に昇格されていく中、新しい問題もたくさん出てきています。現在、ほとんどまだこの地域は手付かずの状態でございます。第3次総計を前にして、地域づくりあるいは都市計画上の村づくり、

まちづくりとか、外環状沿線の河内長野とか富田林を見ていただいたらわかるように、ますます早く早い時期に店が建ち並び変わってきていますので、新しい地域づくり、まちづくりを考へていただきたい。それを南部の和泉らしさというものを十分に生かしていただきたい。和泉のアイデンティティーはそこにありますよ、という形のものをつくっていただきたい。

南部には、文化遺産もたくさんあります。和泉市を見渡したらわかりますように、緑の中で文化遺産がたくさんあり、皆さんに楽しみ喜んでいただけたらと思います。府中の中で泉井上神社がありますよ、と言ったところでどれだけの関心を持っていただけるかわかりません。先ほど、市長も広大な中で、と言われましたが、南部の広大な緑の中で多くの文化遺産と人が触れ合えるところに一度行ってみようかな、という気になることが、すなわち南部にとって素晴らしい文化遺産ではないかと思えます。

こういういったものに対して行政が水や肥料をどんどん与え、大きく花を咲かせることによって活性化が図れるのではないかと。そして、和泉にはこういうところがありますよ、と市長を初め皆さんが大いに宣伝ができるのではないかと。先ほど、和泉市を3つの区域に割りました。3つの区域には、それぞれの特徴があります。その中で1つの大きな特徴として大いに宣伝ができ、大いに誇れると思えます。その面では、ひとつ和泉のアイデンティティーの中で皆様方に協力していただき、頑張ってくださいことを強く要望して私の質問を終わります。

○ 議長（大谷昌幸君） 次に、11番・井坂善行議員。

（11番・井坂善行議員登壇）

○ 11番（井坂善行君） 議席番号11番・井坂善行でございます。一般質問の機会をいただきましたので、ただいま趣旨説明をさせていただきますが、その前に池田市長を初め理事者皆様方に一言、意見並びにお願いを申し上げたいと思えます。

私は、平成4年9月に行われました市議会議員の改選選挙に立候補し、当選をさせていただいてから早いもので1年半が経過しようとしています。今回、初めて議会において一般質問をさせていただきますわけですが、一市民の立場から見る行政と、こうして市民を代表する26人の1人として、議会の立場からかわる行政との違い、ギャップの大きさに驚いているのが正直な感想であります。

地方行政というのは、今さら申し上げるまでもなく、市民、国民に最も密着したものであり、その範囲、内容、密度は、勉強不足ながら一市民の立場であった当時では想像もできないほど多種多様にわたるものであります。それだけに1つのセクションあるいは1人の職員の方の業務の手違いによって市民にどれだけの影響を及ぼすものであるか、常日ごろから認識して

いただくことを強く要望するものであります。

事の善悪は別として、日本中が舞い上がっておりましたバブル経済は崩壊いたしました。その影響は地方自治体を直撃いたしまして、平成6年度予算案が大変厳しいものになっているのは御承知のとおりであります。ただ、民間企業で言うならば、バブルの絶頂期には、どんな新規事業あるいはどんな事業拡大をしても、その内容が問われるのではなく、時代背景が良い結果を生んできました。

しかし、今はどうでしょうか。民間企業の場合は、景気が回復するまでじっと我慢すればいいかわかりませんが、行政は、そうはっておれません。市長の市政方針の最後に「職員については、社会情勢の変革と多様化する住民ニーズに適切に対応できる人材の育成が緊要な課題であり、不断の研修・研鑽を通じ、1人ひとりの資質の向上を図り、直面する本市行財政の現状を認識させ、もって市民サービスに徹した市政の執行に取り組むべく指導監督を行ってまいります」とあります。

財政事情が厳しい今こそ、民間企業では社員の資質、本市では、当然のことではあります。職員1人ひとりの資質が問われているときであります。財政事情が厳しいという現実、行政マンとしては大変恥ずかしい、また、初歩的な言いわけにすぎないことを肝に銘じていただきたい。財政が豊かになることを念じる前に、まず、直面している現状を打破する方法はないか、むだはないか、抜本的な解決策はないか、そういう認識の上に立って行政執行に取り組むべきではないでしょうか。今こそ、池田市長を初め理事者皆様方の豊富な経験、実績、知識が問われているときであり、財政難を嘆くのではなくこれをチャンスと受けとめ、市民に密着したサービスの向上をお願いするものであります。

冒頭に長々と意見を申し上げましたが、私の1年半の議員活動の中での率直な感想であり、それに基づいたお願いであります。何も財政事情が悪いからといって消極的になることはないわけですし、現状を十分認識した上で、なぜもっと積極的な計画案が聞こえてこないかが疑問であります。私の疑問は、すなわち市民の方々の疑問でもあるはずですから、先ほど申し上げました市長の市政方針の最後の言葉が、言葉だけに終わらないことを期待するものであります。

それでは、大阪国体と市制40周年について質問させていただきます。

まず、国体関係ですが、先日まで行われておりました冬季オリンピックでは、スポーツイベントが与える夢と感動を多く残し、大会として大成功のうちに終わったところであります。また、同時に開催地であるノルウエーの人口わずか2万人足らずのまちリレハンメルが世界に名を馳せるとともに、オリンピックをきっかけに道路、交通機関、ホテル等といった都市整備

が行われ、近代都市に生まれ変わったところでもあります。日本においても、今年の秋に広島県で開催されるアジア大会では、広島県内で各競技場の最終工事が行われ、スポーツ施設の充実、そして、大会誘致をインパクトに空港、道路整備、公園、観光施設の整備等、広く県内一円にわたって急速に都市化が図られているところでもあります。

さて、1997年（平成9年）に開催されます「なみはや国体」もあと3年余、リハーサル大会まであと2年近くと迫ってきている中、門真市の夏の本会場の水泳会場や長居陸上競技場の工事が行われ、近隣におきましては、堺市、岸和田市、熊取町で体育館の建設が近く着工されるなど、準備状況が形となってあらわれてくるようになってまいりました。

私は、和泉市の国体開催につきましては、本市といたしまして初めての国民的な行事でもあり、たまたま民間の馬事公苑があったから国体馬術の競技会場になったというような、市民にとって恥ずかしい国体にしてはならないと指摘をしてまいりました。和泉市が胸を張って受け入れ、市民が誇り得るなみはや国体とするため、スポーツの振興、スポーツ施設の充実、さらに、周辺整備を急ぎ、国体の準備運営のための組織充実の必要性を強く主張するものであり、そのような観点から4点お尋ねいたします。

まず、1番目といたしまして、大阪府ではなみはや国体をスポーツの祭典として成功させると同時に、この国体を契機としてスポーツの振興を図り、もって府民1人ひとりが、ともに楽しく触れ合いのある豊かな社会の実現を目指すことを目的としているわけですが、本市では、開催目的をどのように考えているのか、お示しをいただきたい。

2番目として、競技会場の整備内容、信太山演習場、また、民有地の借地状況、馬術競技の規模についての報告をお願いいたします。

続いて3番目に、先ほど、冬季オリンピック、アジア大会あるいは今回のなみはや国体における府下の状況を申し上げましたが、スポーツイベントに伴う都市基盤の整備の点では、大会期間中の交通渋滞が予想される場所でもあり、交通アクセスと関連する道路整備計画をお示しいただきたい。

国体関連の最後の4番目の質問といたしまして、全国的な規模での大会を開催するについては、万全の準備体制が必要であることは言うまでもないところでもあります。私も実際に国体を見た経験があるわけですが、何年も前から都道府県単位あるいは市町村単位において、国体のポスター、垂れ幕あるいは地元の方のボランティア活動等、市民ぐるみの取り組みによって国体を盛り上げております。

そのあたりの市民組織というか運営をどのように考えておられるのか。市政運営方針にある市実行委員会とはどのようなものかを答弁いただくとともに、私は、国体の事務局組織として、

和泉市の都市整備がおくれている現状からして、以前から教育委員会の範疇ではなく、市長部局をも含んだ機構改革を指摘してきたところであります。さきの総務委員会で国体準備室の機構改革について、企画調整部から内容報告があったようですが、その点についても改めて御報告をお願いいたします。

続きまして、市制40周年についてお尋ねいたします。池田市長が常々言われております本市における大型プロジェクトはいよいよ最終段階に入ってまいりました。特に平成7年4月には泉北高速鉄道の和泉中央駅がオープンし、念願の私鉄乗り入れが実現いたします。同時に桃山学院大学が開校いたします。そのほかにも道路においては和泉中央線、和泉中央駅前線、泉州山手線の側道が供用開始されるなど、まさに和泉市が大きく変革する時が刻一刻と迫っております。

しかも、同年9月には、和泉市の市制施行40周年という節目の年であり、9月にこだわらず、平成7年4月に何か40周年記念事業をお考えなのかどうか。いわゆる形式だけの式典、開通式なら十分に時間はあるでしょうが、今回の予算案に計上されていないことはどう受けとめればいいのかどうか、この点についてお聞かせ願います。

以上が、私の一般質問の趣旨説明であります。説明が十分ではございませんが、どうか意をお汲み取りいただき、誠意ある御答弁をお願いいたしますとともに、御答弁によりましては、自席から再質問をさせていただくことを申し上げ終わります。

- 議長（大谷昌幸君） 答弁。教育委員会。
- 国体準備室長（森本良治君） なみはや国体に関係いたします4点の御質問につきまして、国体準備室森本より御答弁申し上げます。

1点目の国体の開催目的についてでございますが、国体の開催目的は、広く国民の間にスポーツを普及し、国民の健康増進と体力の向上を図り、合わせて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするところであります。

また、大阪で開催されますなみはや国体の基本方針といたしましても、先ほど、先生が申されました内容に加えまして、国体開催目的の趣旨を踏まえ、21世紀に向けて飛躍する新しい大阪を象徴する特色ある大会を目指し、府民の体育スポーツの振興を図るとともに、世界の中の大阪にふさわしい魅力溢れるまちづくりといった目的を定めているところであります。

そういった状況におきまして、本市では、国体を開催する目的といたしまして、馬術競技を主催するとともに、国体を一過性というものに終わらせることなく、生涯スポーツ社会づくり に寄与していきたいと考えているところでございます。

同時に、競技会場周辺整備、アクセス道路の整備、美化環境づくりといった社会基盤整備を

促進するとともに、さらに、本市の地場産業、環境文化施設、郷土芸術等を全国的にPRし、市政の進展を図っていききたいということを国体の開催目的といたしているところでございます。

次に、2点目の馬術競技の概要と会場計画についてでございます。まず、馬術競技の概要でございますが、選手及び競技役員数といたしましては、現在のところ、約600名近くの参加があるのではないかと予想しているところでございます。競技の参加馬匹数については約200頭前後。競技日程は5日間。予想観客数については、延べ1万5,000人程度を想定をいたしております。

また、会場敷地としては、杉谷馬事公苑が約2.5ha、隣接の民有地をお借りいたします敷地についても2.5ha、さらに、信太山演習場を借地予定をしているわけでございますが、それが約10haの合計約延べ15haと想定をしております。

また、その借地状況ということでございますが、先ほど、申しあげました演習場の信太山自衛隊サイドとの協議内容でございますが、正式な決定には至ってませんが、前向きな内定に近いお返事をいただいているところでございます。

次に、会場整備計画についてでございますが、ただいま関係者と基本構想の最終調整を行っている段階でございまして、間もなくその構想案を皆様方にお示しできるのではないかと考えているところでございます。

次に、周辺整備の特に交通アクセスについてはいかがか、ということでございますが、国体開催と同時に競技会場周辺編整備の必要性につきましては、本市におきましても、その整備の必要性を検討しているところでございます。

特に競技会場への車両に伴う交通アクセスの問題が大きな課題となるところでございますが、そのルートといたしましては、大きく申し上げて和歌山方面からのルート、大阪市内及び堺方面からのルート、泉大津方面からのルートの3ルートを検討しているところでございます。

また、このルートの中で国体開催までに交通アクセスとして確保する必要がある道路計画、事業化等につきましては、関係行政機関、庁内各セクションと調整を図っていききたいと考えているところでございます。

さらに、ただいま国体関連事業として位置付けを行い、事業化の調整を図っております府道泉富田林線の拡幅事業、尾井町の1221番地周辺から伏屋町406番地、いわゆる伏屋町内の一方通行の区間でございますが、この件につきましては、ただいま地権者、地元町会、大阪府と計画の協議を行っており、現在、整備に伴う地形測量、基本測量を終えたところでございます。ただ、開催までの期間につきましては、かなり厳しい状況でございますけれども、国体のアクセス道路ということで全力を挙げて間に合わせるよう取り組んでいきたい、かように考え

ているところでございます。

次に、4点目の国体の準備組織についてはいかがか、ということでございます。市政方針で申し上げております市実行委員会ということになりますと、国体の開催となりますれば、国体の開催方針として国民の総力を結集し、実施するという大会の運営組織の必要性があるわけがあります。それぞれの開催都道府県及び開催市町村におきましては、実行委員会というものが義務付けられているところでございます。

したがいまして、本市においても、大会が成功するため、市内の関係行政機関並びに市民各階層との連携を保つ必要がございますので、この実行委員会につきましては、本年の国体の正式決定等を踏まえ、その時期を期に第52回国民体育大会和泉市実行委員会を設置してまいりたい、かように考えているところでございます。

以上でございます。

- 議長（大谷昌幸君） 次、企画調整部。
- 企画調整課長（油谷 巧君） 国体の準備に係ります機構につきまして、企画調整課油谷の方から御答弁申し上げます。

本市における国体の準備に係る組織につきましては、去る平成4年4月、教育委員会の社会教育部社会体育課に国体準備係を設置いたしました。1年後の平成5年4月には、同部に課相当の室として組織的にも充実を図ってまいったわけでございます。

平成6年におきましては、本市で馬術競技を行う正式決定がなされる年でございまして、大会の開催に向けての取り組みといたしましては、市実行委員会及び専門委員会を設立し、業務推進の計画の策定を初め、財務、施設、周辺整備、広報、市民運動その他各分野における計画の策定が必要でございます。

一方、行政機関への協議及び調整事務、競技会場及び会場周辺の整備に係る調整その他大会開催準備に係る事業につきましても広範多岐にわたってございまして、平成9年の大会開催まで残すところ3年余と迫っております。また、過去におきましても、市長直轄の組織に、との御意見もいただいております。

これら諸般を勘案する中、国体の開催につきましては、市民総参加の大会と位置付けまして、全市全庁を挙げての取り組みの中で成功を期するため、市長のお膝元の組織の中で設置することといたしまして、平成6年以降は、市長公室内に位置付けてまいりたいと考えているところでございますので、よろしく御願申し上げます。

- 議長（大谷昌幸君） 次。
- 秘書課長（木寺正次君） 大きい2番目の市制40周年につきまして、秘書課木寺からお答え

申し上げます。

先生が御指摘のように平成7年度は、本市にとっては、まさに画期的な年となるものだと存じます。特に平成7年4月には、トリヴェール和泉センター地区において、周辺道路施設の開通や泉北高速鉄道と泉中央駅のオープニングあるいは桃山学院大学の開校などが予定されておりまして、本市にとっては、まさに100年に一度あるかないかと言われるようなビッグプロジェクトが目白押しであります。

しかも、平成7年9月は、市制施行40周年という重要な節目の年でもございまして、先般、市制40周年記念事業に関しまして、道路課、施策推進室、企画調整課など関係各課と協議をいたしました。その結果、今月中に（仮称）市制40周年記念事業企画委員会なるものを発足させまして、新年度には、実施計画案を策定するなど具体的な取り組みを進めてまいりたいと考えております。先生の貴重な御意見、御提言を踏まえまして、今後、鋭意事業推進に取り組んでまいりたいと存じますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○ 11番（井坂善行君） それでは、何点かについて再質問をさせていただきます。

まず、国体の方の開催目的ですが、市民スポーツの振興を図る、という御答弁でしたが、具体的な計画はあるのかどうか。もちろん、国体のことですから、和泉市民の中から馬術に限らず、何らかの種目競技に選手として出場されることも当然あるかと思えます。そういったあたりについて、具体的な計画も含め端的にお聞かせいただきたいと思えます。

○ 国体準備室長（森本良治君） 御質問の国体の開催目的としてのスポーツ振興ということでは具体的な計画はあるのか、ということでございます。実は、国体の正式競技とは別に、大阪で行われますなみはや国体におきましては、大阪府民を対象といたしましたデモンストラティブなスポーツという公開競技があるわけです。その競技につきましては、18競技が実施されるということでございます。本市におきましては、そのうちの種目としてレディースバレーボールと少年少女サッカーの2種目を、各市と共催の上取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

したがいまして、この関係のスポーツ振興につきましては、今後、本市のシンボリックなスポーツとして振興を図ればどうかと検討しているところでございます。同時に、国体の開催を契機にして、本市におけるスポーツ行事等、また、スポーツ団体がさらに振興を図っていければ、と国体のスポーツ振興という中でとらえているところでございます。

○ 11番（井坂善行君） その点はよくわかりました。スポーツというのは、今さら申し上げるまでもなく、お年寄りから子供までだれもがすることによって楽しみがあり、また、見ること

によっても感動があるわけですから、国体への景気付けという意味も含め、市民へのスポーツ振興に積極的に取り組んでいただくことを強く要望しておきたいと思います。

国体関連の2点目の競技会場の整備、借地状況についての答弁に対する再質問であります。15haのうち10ha、約3万坪強ですか、自衛隊の信太山演習場をお借りするということだと思います。御答弁によりますと、ほぼ内定に近い、と受けとめればいいかと思えます。民間施設とか民有地の場合はそうもいかないと思えますが、何分にも和泉市内のスポーツ施設の現状を考えたとき、この10haというのは大変魅力的なものであります。その意味では、国体を契機としたスポーツ施設の充実という観点から跡地利用をどのように考えているのか、再答弁をお願いいたします。

- 国体準備室長（森本良治君） 国体会場用地の跡地利用ということでございますけれども、一般的に国体の競技会場を整備するにつきましては、市民のスポーツ振興に国体終了後も利用を図ることが、国体競技会場整備の基本的な考え方でございます。

しかしながら、本市の競技会場につきましては、先ほどから申し上げておりますように、民間施設並びに自衛隊の施設を利用させていただく、また、民有地という所有関係であり、さらに、馬術競技という内容でございますので、大会後も市民皆さんに利用していただくのは、非常に難しい課題であろうかと考えているところでございます。

ただ、われわれといたしましても、整備計画を策定する中でも、どういう土地利用が可能かと検討しているところでございます。今後、あらゆる方面から土地の所有関係者の考え方もございますので、有効な利用を図ればどのような計画ができるか、跡地利用については、今後の課題として検討してまいりたいと存じます。

- 11番（井坂善行君） 和泉市内を見まして、これは大変悲しい現実であります。スポーツをするもの、あるいは見る者にとって十二分に満足できる施設は皆無であります。しかも、御丁寧なことにその場、その場の急場しのぎが積み重なってきたのか、中途半端なものが市内にばらばらに点在をしております。これは行政サイドから言えば、市内各所にスポーツ施設を張り付けてある、という表現になろうかと思えますが、そのことは、ここではあえて言及いたしません。

ただ、10ha、3万坪以上もある敷地は、大変魅力的なものであります。それを国体をきっかけにして、例えばなみはや総合運動公園とか国体記念公園とか、そういったものが全く実現性がないものかどうか。単に仮設の施設をつくり、終わったからお返しをする、ということでは、行政サイドとしても、大変もったいない限りではないかと思えます。これは国体準備室レベルの話ではないと思えますので、今回、市長部局に移行するということも含め、今後、市

長の政治的な判断も含め、この10haの跡地利用を何とか市民のために有効利用できるよう取り組んでいただきたいと思います。

○ 議長（大谷昌幸君） 井坂議員の一般質問の途中であります。お昼のため1時まで休憩いたします。

（正午休憩）

（午後1時00分再開）

○ 議長（大谷昌幸君） 午前に引き続き、会議を開きます。井坂議員の再質問を続けてください。

○ 11番（井坂善行君） それでは、午前に引き続きまして、国体関連の3点目の周辺整備についての再質問をさせていただきます。

夏のメイン会場は、門真市にあります府立スポーツセンターというところで開催されるのですが、地下鉄の鶴見緑地線の鶴見緑地から門真南間の1.3kmが延伸されることになっております。和泉市においては、そういった具体的な周辺整備事業あるいは国体関連事業をいつごろお示しを願えるのか、その時期についてお聞かせ願いたいと思います。既に前もって申し上げておきますが、検討している時期はとっくに過ぎているというのが、地元の皆様方や私の意見であることを付け加えておきます。

それと、交通アクセスについては、3ルートを検討している、ということですが、地元の期待は、特に道路整備について大きいわけでありまして。例えば池上下宮線の事業化、光明池春木線の岸和田和泉インターから唐国久井線までの約500m弱ですか、あるいはこれまでも議会で何度も論議されております上代伏屋線の松原泉大津線までの延伸等、これらについては、担当の道路課の方からお答え願いたいと思います。

○ 国体準備室長（森本良治君） 国体関連整備事業に伴います周辺整備事業等につきまして、いつごろに具体的な計画を示すことができるのか、という御指摘でございます。ただいま国体関連事業の整備につきましては、本年度で会場の整備計画並びに敷地のエリア等を確保した状況でございますので、ただいまそれに関連いたします事業につきましては、各セッションで検討いただいているところでございます。それらを早急に取りまとめをしながら、国体の開催までに国体の運営に支障のない形で早急に取りまとめを行いたいと考えている次第でございます。

○ 建設部理事（谷 俊雄君） 建設部谷より道路関係につきましてお答え申し上げます。

まず、1点目の池上下宮線の件でございますが、これは本市の都市計画街路の中で一番延長

の長い幹線道路でございまして、現在、国道26号から岸和田南海線までの区間を大阪府において事業中でございます。また、岸和田南海線から国道170号までの区間につきましては、相当の延長がございますので、何区間かに区切って事業実施を行うことになると思います。これらの事業化につきましては、現在の事業の進捗状況を勘案して次の区間を具体的に検討してまいりたい、というのが大阪府の考え方でございます。われわれとしても、池下線は、本市の縦軸の重要な幹線道路でございますので、今後とも大阪府に対し、事業促進に向けて強く要望を続けてまいりたいと考えておるところでございます。

それから、2点目の光明池春木線のインターから唐国久井線までの事業でございますが、この区間につきましては、住宅・都市整備公団が行う区域のエリアに入っております。公団につきましては、事業計画は6年度から9年度と聞いておりますが、途中に産技研の関係で名前はちょっと定まってませんが、1本道路を付けますので、その区間につきましては、6年度から8年度までにできると聞き及んでおります。

それから、上代伏屋線でございますが、これにつきましては、平成6年度で何とか完了に向けて現在、努力をしているところでございます。

以上でございます。

- 11番（井坂善行君） 地元の方の期待を大いに裏切るような御答弁でございます。まことに残念な結果でございます。私が聞き及んでいる範囲では、近々、地元で国体の対策協議会が発足するという動きがあるようです。今のところ、最初の質問の御答弁にありました和泉富田林線の拡幅を調整中ということですが、恐らく地元の方は、国体で杉谷さんのところをお借りして馬術競技を開催すると聞いたとき、真っ先に期待したのが、池上下宮線の和泉富線から泉山線の間、約1.2kmの事業促進ではなからうかと思えます。当然、地元の対策協議会が立ち上がれば、地元要望として上がってくると思えます。

地元の方は1年以上も前から、国体が開催されるならば、当然、和泉富線から泉山線の間、池下線の事業化は促進されるだろう、市が認識されて府に強く働きかけをしていただいているだろうと信頼をされているはずですが、それを大きく裏切るような御答弁だったわけですが、なぜこれまで行政サイドで検討すらされてこなかったのか。池下線の和泉富線から泉山線までの1.2kmの間の事業促進が、国体関連に結び付くという認識をなぜされなかったのか。市全体として、まさか国体が運動会の大型版という認識ではないとは思いますが、国体に対する認識の甘さを厳しく指摘しておきたいと思えます。

それと、4点目の準備体制あるいは機構についてですが、市の実行委員会の構成メンバーあるいは人数はどういった規模になるのか、具体的にお示しを願いたいと思えます。

○ 国体準備室長（森本良治君） 国体の実行委員会についての規模、構成メンバーということでの御質問でございますが、その構成員としては、市内の各種団体の代表並びに関係公共機関、市職員、市議会議員の皆様方等の中で構成を図ってまいりたいというのが考え方でございます。人数につきましては、ただいまいろいろと検討しているところでございますが、参考までに既に設置をいたしております事例を申し上げますと、堺市の実行委員会では192名、高石市で143名、泉大津市で120名という形での各市民、各階層の構成メンバーになっておりますので、本市におきましても、その辺が一定の構成人数になろうかと考えているところでございます。

以上でございます。

○ 11番（井坂善行君） わかりました。それは、それで結構かと思えます。

国体関連の総括といたしまして、私は、昨年の予算委員会でも指摘をさせていただきましたが、はっきり申し上げまして和泉市の現状は、堂々と国体を誘致できるようなものではないわけです。だから、昨年3月の時点から、このままでは交通渋滞が起こる、駐車場が不足する。全国から来られる馬術ファンの方は、競技会場で下水道すら完備されていないところで観戦をしなければならない、こういった大変恥ずかしい国体になるんだ、と申し上げてきました。

さらに、一連の御答弁を聞いている範囲では、市民にとって恥ずかしい国体になるばかりでなく、公害ばかりを残されて、和泉市や地元にも何も残らないということになりかねないという点も指摘をしてきたはずでございます。

結果が出る前にとにかく申し上げるのは本意ではありませんし、まだ遅いとはいえ時間もあまるわけです。今後は、市長部局に移行した国体準備室をさらに充実をしていただき、ぜひとも全国に誇れるようななみはや国体にしていただくことを強く要望いたしまして、国体関連については終わります。

次に、平成7年の市制40周年記念事業についてであります。先ほどの御答弁では、100年に一度あるかないかというビッグプロジェクトが目白押し、という表現でしたが、私としては、今後100年もこのようなプロジェクトがないようでは寂しい限りです。まだまだ和泉市は発展するでしょうし、また、しなければならぬと思います。その点につきましては百歩譲りますけれども、それだけの受けとめ方をされているのなら、なおさらであります。立ち上がり期の遅いことを指摘をせざるを得ませんし、40周年の記念事業も大きな期待はできないでしょう。

ここで私が提案をいたしたいのは、議員として1年半活動してきた中で、何回も出席をさせていただきました開通式とか記念式典とかは、残念ながら、素晴らしいセレモニーであるとお世辞にも申し上げられませんが、市の一部の幹部の方、議会議員、市民の一部の方だけが参加

した本当に形式的なものでしかなかったからこそ、平成7年の春には、秋の市民まつりに匹敵するような市民参加のイベントにすべきではないかというのが私の提案でございます。

何も市単独で派手なセレモニーをやれ、というわけではありません。住都公団もあれば泉北高速鉄道、桃山学院大学もあります。そういったところに呼びかけ、また、トリヴェール和泉には全日空の寮もできるわけです。また、空港の開港に伴って世界各国から大阪に大使館や領事館をつくる動きがある、と新聞報道されております。そういったところに呼びかけ、洗練された民間のイベントの知恵を導入し、これまでの周年事業にありがちな過去にこだわった祭典ではなく、新しくこの和泉市に生活の基盤求めて来られた市民にも参加をしていただけるような、新しい和泉市の出発を祝うようなセレモニーに取り組んでいただきたいということを強く要望いたします。最後に、その観点から市長の御見解をお聞きして終わりたいと思います。

- 市長（池田忠雄君） 井坂議員さんの市制40周年についての御提言をいただきました。確かに拝聴させていただきました。議員さんが御指摘のように来年は、和泉市が生まれて40周年という記念すべき年を迎えるわけでございます。また、私自身もいろんな行政上の1つの織り目として、昭和で言いましたら70年を考えておりましたが、ちょうどそれが平成に変わりまして7年になるわけでございます。いろんなプロジェクトや織り目のことを昭和70年に集約をさせていただいたら、というのが私の10年前からの思いでございました。

おかげさまで住都公団もそれにこたえていろいろ作業をしていただいておりますし、泉北高速鉄道も平成7年4月に1駅延伸を決定し、それに沿って事業をしていただいております。また、桃山大学も平成7年4月1日にオープン開学ということで作業をしていただいておりますし、道路網についても、和泉中央線の延伸あるいは駅前線あるいはいろんな諸線も大体平成7年4月を目途に現在、工事を実施をしていただいております。

こうして市制施行40周年を迎えますとともに、いろんな集約されたものが平成7年春に凝縮をされてくるわけでありまして、まさに画期的なことだ存じております。これを祝い、明日への発展の1つの布石にさせていただいたらと願っております。

議員さん御提案のとおり、市制施行40周年は、何も9月1日の記念の式典だけでなく、その年の春にはそうしたいろんなものが集約され、市制施行40周年の冠行事でもありますので、住都公団あるいは泉北高速鉄道のOTKあるいは桃山学院大学、それぞれ関連いたします大阪府等と協議をさせていただき、素晴らしい記念事業が組めますように本年度から準備に入らせていただきたい、このように存じております。御提言の趣旨を踏まえ、平成7年が画期的な年になりますようなイベント等も考えてまいりたい。今後とも皆様方の御高配を賜り、御指導をいただきたい、このように考えておる次第でございます。

○ 11番(井坂善行君) ありがとうございました。終わります。

○ 議長(大谷昌幸君) 次に、5番・上田育子議員。

(5番・上田育子議員登壇)

○ 5番(上田育子君) 5番・上田育子です。通告の順位に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、働くものに優しいまちづくりについて質問をいたします。

昨年1月、商工課の方で和泉市の中小企業の不況対策のための景気動向を把握されました。「景気観測調査」という名前を付けておられますが、この内容を見せていただきますと、和泉市の中小企業200社(人)の企業主に質問をしたところ、その職場の構成で年齢が40歳から50歳代が何と3分の2を占めているということ。また、企業の大きさでは、1人から4人の企業が200社中51.9%、また、5人から9人の企業が19.8%、要するに9人以下の企業が全体で7割を占めているという実態が明らかにされております。

この間の従業員数の増減に関しては23%が減っていると言い、売り上げ減が73%あり、さらに、今後、悪くなるという見通しを60%が持っておられるという数字が出ています。

中小企業の雇用主の皆さんが、今後、力を入れてほしい施策としては、まず、1つは、中小企業向けの融資制度の充実を60%の方が求めておられ、そして、求人の問題として、職業安定所と連携して雇用求人事業の促進をしてほしいという方が25.6%いらっしゃいます。さらに、各企業への退職金制度の援助を24.5%の方が求めておられます。

他方、ここで働く従業員がどんな思いを持っているかは、残念ながら、まだ調査を実施中ということでもわかっていないという状態であるそうです。もし、そうでなければ、その点についても教えていただければ幸いです。

もう一方では、和泉市の役所で働く職員の実態について、私は不十分にしかわかりません。

ただ、学校の先生たちは、本当に人手がなくて忙しく年次有給休暇も取る暇がない。そのような中で自分の先生に不登校の子供たちが増えている。さらには、先生が子供たちの授業参観に行くとき、自分は子供を見るから授業参観にも行けない。最近、先生の中には、そういう中でストレスがたまって自律神経失調症とか、あるいはうつ病というような実質的な職業病もじわじわ増えているのではないかという声も聞かされています。

また、この前、教職員の年休有給休暇取得数を調べていただいたら約3日強、調理員さんについても、8日ないしは9日ぐらいではなかったかと思えます。労働基準監督署の方でも、この4月から新しい法改正では、年次有給休暇は最低10日というような状態の中で、この数字

は、目を見張るものがあると考えています。

さらに、和泉市の私の周りでは、女子労働者がただ1人足りとも育児休業制度を活用している民間労働者はいません。男性労働者もちろんいないのですが、このような実態をどのように把握されているのか。和泉市で働く女子労働者の全貌は全くわかっていない状況です。

こうした中で和泉市になかなか若者が集まらない、労働者が定着しないという嘆きが企業の中から聞こえているわけです。この前、その数字はわからないが、和泉市の1990年の流入人口の総数と流出人口の総数はわかっているということで数字を聞かせていただきました。流入は1万3,507人、流出は3万8,287人、何と1年間に2万4,780人の方が流出をされています。単に働く条件が悪いというだけでなく、いろんな福祉施策や教育施策、女性施策、住宅施策も含めてこのような判断があらうかと思いますが、本当に働く人にとっては、住みにくいまちという一部が浮かび上がってくるのではないのでしょうか。

この間、私たちがこういう状態から脱皮をするため、企業誘致について和泉市は考えておられるようですが、この間、労働相談をしている中で、例えば泉佐野で企業誘致をされた企業が、本社の本工の社員は全部外から入って来られ、地元雇用されたのはパート労働者のただの2人だけ。しかも、その2人が、この不況の中で真っ先に有無を言わず首を切られるという事例も出てきています。さらに、和泉市ではありませんが、この不況の中、泉州路で真っ先に十数年働いたパート労働者が50人ですが、解雇されたという訴えも労働相談に出ています。

こういうようになったとき、労働者の基本権あるいは女子労働者の基本権、パート労働者の基本権が、この和泉市や泉州路で十分守られていない。労働基準監督署長も新しく来られた方が悲鳴を上げておられるという実態があります。何としてもこの実態を改善をしていくためには、行政と使用者側、そこに働く従業員が団結をする懇話会とか労働組合も含めた対話づくりの場が緊急に必要なになっているのではないかと考えます。

そこで、具体的な問題でお尋ねをいたします。1つは、若者の将来性のある職場づくりについて、労働行政はどのように考えておられるのか。

2つ目には、不況下の地場産業を守り、働く者の雇用を確保する取り組みについて、先ほどの不況調査にもありましたように、少なくとも、企業主の要望に対して、労働行政あるいは商工行政はどのように答えを出そうとしているのか。

3番目には、このような和泉市の40周年という中、労働者の実態調査がまだ一度も行われていなかった。先ほど、友田議員さんも言っておられたように、アイデンティティーというものを考えたとき、和泉市の働く人たちがアイデンティティーを持てるような、例えば勤労者セルメントが1つあるわけでもなく、勤労者が自由に利用できる憩いの場が1つあるわけでもな

い。労働団体が優遇されるようなスポーツ施設もあるわけではないという状態が一方にあります。他方では、先ほども言いましたように、1人から4人の企業が52%もあり、9人以下の企業が70%もあったり、そんな小さな企業が分立をしているのが和泉市の実態であります。

その中で賢い行政は、やはり企業主たちが協同組合をつくり、そして、働く人たちと一緒にどこかに観光旅行に行く、そういうことに対しては、行政の方で助成をしていく。大阪府に関してもこの労働者福祉の助成金はあるはずですが、そういうものも取ってくるとか、また、事業主たちが束になって、例えば繊維産業を守り、発展をさせていくため、リソースセンターからこういう技師が欲しいんだ、こういうプランをつくりたいと言ったとき、その人たちに対して一定の減免措置をすとか、その事業体に対して助成金を出すとか、そういう中で初めてばらばらの事業主たちが1つにまとまり、その労働者の雇用も確保できると思います。そのような計画が今こそ必要であると考えます。

この点については、先ほどから申しておりますように、使用者側、労働者、行政の協議会づくりと長期的な労働者雇用調整基本計画の策定が求められていると思いますが、それについては、どのように考えておられるでしょうか。

最後にこの間、4月から労基法が改正されます。パート法については、昨年12月に改正をされております。さらに、4月以降は、パート法については、短時間労働者援助センターからの融資がある予定になっています。そのような中で職業安定所や婦人少年室、労働基準監督署、商工会議所、行政、そして、労働組合が泉州で1つになり、つい最近の2月4日、学習会が持たれました。このような学習会に和泉市としてはどのような形で参加をされたんでしょうか。もし、参加をされていないとしたら、和泉市単独でこのような機会をぜひつくっていただきたいと思いますが、それについてどのようにお考えでしょうか。

続いて、福祉のまちづくりについて一般質問をさせていただきます。時間がありませんので、内容だけ簡単に質問したいと思います。

まず、その1つ目は、生活保護を受けている母子家庭の方たちの自立があれば長期に生活保護を受けなくても、例えば自動車の運転免許を取るとか、あるいはワープロの免許を取るとか、それとともに就職指導を受けたとき、案外、生活保護を受けなくても自立できる家庭もできてくるのではないかと、その点について、具体策をお聞かせいただきたいと思います。

2点目は、ミニ授産所の問題です。ミニ授産所の運営費に関しては、御存じのように府の補助基準が本年度4月から引き上げられる予定になっております。例えば7人のところの500万円が570万円に、10人の690万円が780万円に、15人の1,040万円が1,170万円に引き上げられる予定になっています。和泉市もこれに準じて引き上げていくべきだ と思いますが、それ

についてのお考えはいかがでしょうか。

それと、今後の養護学校高等部などの卒業者数の見込みがどのような状態になっているのでしょうか。例えば5年、10年後に現状のミニ授産所を乗り越えていく展望をどのように持っておられるのか、具体策があれば示してください。

3つ目は、和泉市の福祉計画、また、この間、審議会から答申をいただきました老人保健福祉計画の各審議会で障害者福祉専門職を市が採用すべきだ。例えば点字試験をして視覚障害者の採用枠を具体的にとるべきだというような指摘がされましたが、これらについての市の対応はどのようになっているのでしょうか。

4点目は、大阪府の障害者対策長期計画との関連で和泉市の市町村障害者計画に対する見解をお尋ねをします。まず、障害者の数、施設への入所、通所者数、就業状況その他の生活実態をどのように把握しておられるのでしょうか。その把握の上の長期展望に立って計画を策定する必要があると考えますし、大阪府の1993年から2002年までの長期計画の中においても、高齢者保健福祉計画との整合性、福祉を受ける権利の公平性がうたわれ、10カ年計画の行動目標をつくるというように策定をされていますが、市の見解についてもう一度お伺いをしたいと思います。

5点目には、福祉のまちづくりの推進のためには、市における積極的な対応と広報啓発活動による市民、事業者の理解が必要と考えます。例えば福祉のまちづくりには、大きなスペースとか、今後、つくられる大きな公共施設については、車椅子で通行できるようにスロープを付け、車椅子用のトイレをつくれ、段差をなくせ、という指示がされていますが、小物の民間がつくる建物については、そのような指示がまだされていません。

しかし、計画が進んでだれでも、どこでも、いつでも障害者やお年寄りの全人間的な復権を、というスローガンが進められたとき、普通の住宅や例えばこの議場であっても障害者が通れ、ともに傍聴できるような空間に変えていく必要が問われてまいります。そのことを事前に気が付いた市民が家を建てたり、お店を自前でつくっていくためには、市としての徹底的なPRが必要かと考えます。これを推進するため、市で福祉のまちづくり条例を制定すべきだと考えますが、市の見解はいかがでしょうか。

以上で一般質問を終わらせていただきます。答弁によりましては、自席から再質問をさせていただきます。

○ 議長（大谷昌幸君） 答弁。産業部。

○ 商工課長（山本茂樹君） 1点目の働く者に優しいまちづくりについて、商工課山本よりお答え申し上げます。

本市の事業所形態につきましてはさきのお説の中でもございましたが、中小企業、とりわけ、小規模零細企業が大半を占めるところでございまして、その中での就業者につきましては、どうしても中高年齢者が中心にならざるを得ない状況ではないかと推察するところでございます。しかしながら、毎年、職安を通じまして、150名前後の新卒者が市内の事業所に就職されている状況でございます。本市といたしましても、公共職業安定所と連携を図りながら、事業所への若年齢層の定着を進めているところでございます。その対策といたしましては、事業主や商工会等とも連携を図りまして、新規就職者の激励会を開くなど、その定着に努めているところでございます。

若年労働者構成につきましては、平成2年の統計によりますと、15歳から29歳の方は1万6,017人で全体の24.18%でございます。働く青少年に余暇の活用の場を提供し、勤労青少年の健全な育成を図るための施設としての勤労青少年ホームの活用をいただいているところでございます。

また、50歳以上の中高年齢労働者につきましては、1万7,152人で25.89%の構成でございます。不況下で厳しい高齢者雇用等の充実を図ることにつきましては、国、府の関係機関に働きかけるとともに、働く意欲のある中高年齢者の雇用促進と福祉の向上を図るための施設としてのサンライフ和泉の活用も既に周知を図っているところでございますが、今後も引き続き推進を図ってまいりたいと存じております。

合わせまして、中小企業労働者、パート労働者を対象に月1回、労働問題全般につきまして労働相談を実施するとともに、勤労者の暮らしの安定を図るため、市内の零細な企業に従事いたします労働者の方に融資が受けられるよう、財団法人大阪勤労者信用基金協会の保証で労働基金庫より融資を行い、労働福祉の増進を図るため、本市も勤信協へ出捐金を出資する措置を講じたところでございます。今後におきましても、事業所を初め関係機関の協力を得ましてその定着に努めてまいりたいと考えております。

次に、雇用と地場産業の育成のための協議会を設置することにつきましては、泉北地域におきましては、関西国際空港の開港を本年9月に控え大きく変容しつつあり、とりわけ開港後は、経済面、労働面、生活面におきまして大きな変化が生じることが予想されるところでございます。

こうした状況を視野に入れまして、市としては、労働問題を推進する各関係行政機関及び官民諸団体が官民の領域を越えまして、広範囲かつ緊密な連携を保ちながら地域における労働問題について考え、そのあるべき姿について検討するというこで、労働基準監督署を中心に泉北地域労働問題協議会が発足する方向で検討されております。その協議会の発足時には、本市

としても関係市町と連携を図りながら積極的に協力していきたいと考えているところでございます。

労働団体への助成につきましては、現在、メーデーの開催に対してのみ助成をしているところでございます。労働組合活動への助成につきましては、今後の検討課題とさせていただきたいと存じます。

また、パート労働法、労働基準法の啓発につきましては、パート労働者や一般労働者の方々に関係機関とともに研修会等を開催するというので、具体的には、平成4年度から年1回、研修講演会を開催しているところでございまして、今後も引き続き開催してまいりたいと考えているところでございます。

事業所に対しましては、パート労働法でうたわれている内容の周知を図ること、また、労働基準法の順守につきまして、関係機関相協調して啓発等に努めてまいりたいと存じます。合わせまして、これら法律につきまして、市の広報、商工会報に掲載して現在、啓発に努めているところでございますが、今後とも引き続き啓発に積極的に努めてまいりたいと考えるところでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

- 議長（大谷昌幸君） 次。
- 社会福祉課長（高橋 健君） 2点目の福祉のまちづくりの生活保護受給中の母子家庭の自立策について、社会福祉課高橋よりお答え申し上げます。

生活保護受給中の者に対する指導援助は、母子家庭に限らず、単に生活に困窮している市民に対して最低限度の生活を保障するというだけでなく、さらに積極的にそれらの人々の自立あるいは自立の助長を目的としているものであります。また、保護受給者に対しては、生活保護法によりそれぞれの能力に応じて収入を得ること、すなわち能力の活用が義務付けられております。

法の趣旨に従いまして、生活保護申請の段階から自立の阻害要因の確認を行い、それらの解消について、保護受給者と担当のケースワーカーが相談をするものでございます。こうしたことから傷病者につきましてはその病気の治療の専念を指導し、また、乳幼児等には保育所入所を勧めております。

母子家庭の自立に向けての求職活動の支援としては、担当ケースワーカーとの面談、面接によって行っているところでありますが、職業安定所の職業相談の活用あるいは本人の希望があればケースワーカーが同行もし、職業紹介等に努め、自立支援をしているところでございます。

また、収入の増を図るための技能習得につきましては、生活保護制度の中では、生業費、

技能習得費あるいは就職支度費等の項目がございますが、技能習得につきましては、1年5万1,000円、2年以内ということでございます。これらを利用して職業訓練等に活用いただく制度でございます。また、この制度につきましては、ケースワーカーによる面接指導のときに、本人の希望を尊重しながら案内しているところでございます。

また、大阪府の母市相談員が和泉市にも在駐しております。この相談員を通じて職業技術専門学校制度や母子寡婦福祉資金の貸付制度等についても活用いただくよう、周知しているところでございます。

以上でございます。よろしく御理解いただきますようお願い申し上げます。

○ 議長（大谷昌幸君） 次。

○ 老人障害福祉課長（金谷宗守君） 2点目のミニ授産の問題につきまして、老人障害福祉課金谷からお答えを申し上げます。

無認可の簡易心身障害者授産施設、いわゆるミニ授産でございますが、これにつきましては、市内に合計4カ所ございますが、市では、その授産所に対して運営費の補助を行っているところでございます。このミニ授産所運営費補助につきましては、大阪府から補助を受けて補助を行っているところでございますが、つい先日大阪府が主催いたしました大阪府下市町村民生主管部長会議におきまして、平成6年度に府の補助基準を引き上げるという方針が示されたところでございます。

そこで、お尋ねの府の補助基準引き上げへの市の対応でございますけれども、従来、本市といたしましては、府の補助基準額が必ずしも十分でないという認識のもと、市長会等を通じまして、大阪府に対してその引き上げを要望してまいりました。また、本市独自でこの府の補助基準にさらに上乗せをしてきたという経過もございます。したがって、これらの経過も踏まえまして改善に向け検討してまいりたいと存じます。

それから、2点目の後半部分でございますが、養護学校高等部の今後数年間の卒業見込み数でございますが、若干の移動はあるにしても、毎年、10名ないし15名程度が高等部を卒業すると見込まれます。その進路としては、就職、施設への入所、施設への通所あるいは在宅等がございますが、そのうち半数程度が、施設への通所を希望するものと推定されます。

そこで、その主な受け皿としての通所施設でございますが、認可を受けた施設としては、市内には、身体障害者通所授産施設が1カ所、精神薄弱者通所授産施設が1カ所ございます。無認可のミニ授産については、先ほど申し上げましたように4カ所でございます。

今後、これらの受け入れの見込みにつきましては、精神薄弱者通所授産施設、知的障害者の分でございますが、これの不足が見込まれるところでございます。したがって現在、この

精神薄弱者通所授産施設の確保に向けまして検討を進めているところでございますが、一定、めどが立ちますれば、その時点で御報告などをさせていただきたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

○ 議長（大谷昌幸君） 次。

○ 市長公室次長（石本博信君） 3点目の点字試験と専門職につきまして、人事課長石本の方からお答えさせていただきます。

まず、専門職ですが、和泉市福祉計画書の中で示されている福祉専門職員の配置については、法的には、一定の配置基準のある職種以外に、最近の福祉施策の中で資格を有する社会福祉専門職に言及したものでございますが、現在、福祉職に限らず専門職の配置につきましては、配置基準のある職種についてのみ採用を行っておるものでありまして、一般的に職員の配置は、現行、市の行政経験をトータルベースで積むように人事配置を行っております。福祉施策の高まりの中で、福祉専門職の配置につきましては、他の専門職との兼ね合いにおきまして、1つの課題としてとらえていく必要があるものと考えております。

それと、点字試験につきましては、現在、府下各市町村と協議会を設けまして点字試験導入の検討を行っておりますが、現行、視力障害者に適職があるかどうか、健常者と同等の能力を発揮できる職域が用意できるかどうかも踏まえ現在、調査研究を行っているものでございます。

以上です。

○ 議長（大谷昌幸君） 次。

○ 老人障害福祉課長（金谷宗守君） 4点目と5点目の問題につきまして、老人障害福祉課金谷の方からお答えを申し上げます。

まず、4点目の障害者の実態等でございますが、障害者（児）の総数は、平成5年3月末現在で身体障害者（児）合わせて3,773名、知的障害者（児）合わせて452名の合計4,225名でございます。

このうち市が福祉を行う場合の対象となる18歳以上の者、いわゆる児童を除いた者のみでございますが、これにつきましては、身体障害者が3,639人、知的障害者が292名、合計3,931名となっております。これら障害者のうちで施設の入所者が身体障害者14名、知的障害者は33名でございます。施設に通っている方は身体障害者が2名、知的障害者は64名でございます。

その就業あるいはその他家庭にいる等の生活実態につきましては、知的障害者につきましては、半数程度が福祉事務所の方で把握をしておりますが、身体障害者については、特に重度の援護を要する者のみについて把握しているという状況でございます。とは言いまして、身体障害者につきましては、市で生活実態を把握している者以外の大多数の方々、高齢者を除き

まして就労あるいは御家庭で家事にいそしんでおられるなど、普通の社会生活を営んでいらっしゃるかと考えております。

障害者の市町村計画の問題でございますが、本件につきましては、さきに障害者対策基本法という法律で新たに市町村で制定できるものということで法律改正がされ、まだ施行はされておりませんが、そういうことで新たに出てきたものでございます。本市といたしましては、つい昨年、和泉市福祉計画を策定したばかりでございます。昨年、策定いたしました和泉市福祉計画のもとに長期的な展望に立ちまして、計画的に障害者福祉を進めてまいりたいと考えているところでございます。御理解賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、5点目の福祉のまちづくり関係でございますが、福祉のまちづくり条例が昨年4月、施行されました。本市におきましても、一定の対応の体制を整えたところでございます。しかしながら、その実務につきましては、実際上は、大阪府が処理すべき事項あるいは大阪府が処理する権限を有する事項となっております。市が行う業務といたしましては、民間が特定施設の建設をする際、一定の施設というか設備といいますが、そういうものがきちんと基準に合っているかどうかの事前協議を行うこと、あるいは和泉市自身が設置しております特定施設において一定の整備すべき基準を満たしているかどうかの問題あるいは市民へのPRが主なものでございます。

そういうことで各事務の担当部局が分かれております。まず、民間開発の審議の分については都市整備部が担当、市が設置する施設につきましては、それぞれの施設の部局が担当いたします。市民へのPRその他全体の総括につきましては、福祉事務所の方が担当しております。

今後、障害者あるいは高齢者のハンデキャップのある方々も普通に社会生活が営める社会の構築、いわゆるノーマライゼーションを推進するため、市としては府と手を携えながら、広く市民の御理解と御協力が得られるように取り組んでいかなければならないと考えているところでございます。

市で独自の条例をつくるかどうかにつきましては、大阪府よりも厳しい基準を設けるか、あるいは大阪府とは別個の対象物について規制をする必要が生じた際には、市で条例を制定することも検討しなければならないかと存じますが、当分は、このたび施行されたばかりの大阪府の条例の基準を充足するよう努めていきたいと考えております。よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

○ 5番（上田育子君） 最初に、働く者に優しいまちづくりについて再質問をさせていただきます。再質問以外は後でまとめて要望したいと思っております。

雇用と地場産業の育成に関して、泉北地域労働問題協議会を関係部局と連携しながらつくっ

ていく、という方向についてお答えがありました。この件に関しましては、地域の地場産業の労働組合の方もかねがね労働監督署との相談の中で、あるいは各市町村に対する要望の中で訴えてきたところでありまして、この具体化につきましては、歓迎をしたいと思えます。

ただ、私が質問をしたかったのは、それと同時に和泉市の雇用政策あるいは地場産業を守り、発展させていく政策について、自主的に和泉市でこのようなものをつくっていく必要があるのではないか、というのが1点目であります。

2点目には、この間の和泉市の企業に対する産業政策も不十分であったわけですが、それ以上に被雇用者の従業員に対する和泉市の労働政策が非常に貧困なものでしかなかった。その反省を40周年の中で基本的にしていかない限り、和泉市の産業の発展あるいは勤労市民の生活の安定やゆとりも実現できないのではないかと。そのことを声を大にして言いたかったわけでありま

す。労働政策については、市長の市政方針の中でもわずか数行という形でコンパクトにまとめられておりますが、他市あるいは大阪府においては、女性施策の審議会の中に労働組合の女性の代表を入れたり、あるいは先ほど申し上げました大阪府の障害者対策に関する第2次大阪府長期計画の審議委員の中にも、きちんと連合の福祉対策部長である女性が代表として入っております。また、この長期計画の中においても、例えば啓発活動の推進というところでは、行政、企業、労働組合、マスメディア、障害者団体等民間諸団体、障害者を含むすべての府民が、それぞれの分野で障害及び障害者に対する正しい認識と行動を促すための啓発活動を充実する、という形で労働組合という労働者のアイデンティティーを行政がきちんと認知しているわけでありま

す。その中では、商工会議所に発展をしていくことについて、私もそのことを本当に喜ぶ1人ですが、企業というものは、経営者と従業員の双方の気持ちが通じ合って初めてお互いに発展をしていくというのは、今さら言うまでもありません。にもかかわらず、「泉州労基法」という実態が今もある。労働時間も賃金の割り増し計算も守られていない、あるいは明日から来なくていい、と言われる。そしてまた、パートの人が「社長に私の名前を教えてください」と言っているのに「おばちゃん」と命令をされて1つのモノのように扱われる。その中で「もうこれ以上ノイローゼにならずに働き続けることはできない」という訴えが途絶えないのが泉州の実態であります。

その中で労働者としてのアイデンティティーである労働組合と、もう1つの経営側の商工会議所などの団体と行政が、今こそ、三味一体となって地場産業の発展を図っていかねばならないと思えます。例えばコスモポリスができて、そこに植民地的にいろんな企業が植え付

けられ、今までの5人、10人の中小企業がばらばらにされていくというのが、近い将来のこのまちの実態ではないかと思えます。新聞報道によりますと、京都の西陣の経営者を中心にして既に30人近くの人たちが自殺という状態にまで追い詰められているという有様でもあります。

そこで、市長に聞きたいと思いますが、和泉市のまちづくり、道路をつくったり工場づくり、公園づくりと同じように、あるいはもっともっと大事なものとして、この和泉市でモノづくり、生産財をつくるなどいろんな形で貢献をしてきた労働者に対する基本的な対策をどのようにお考えでしょうか。そしてまた、和泉市独自の労使の協議会を設け、労働組合を助成し、お年寄りや障害者に優しいまちづくりに対するお考えを御答弁いただきたいと思います。

○ 産業部長（大塚孝之君） 私の方から数点について、前もってお答えさせていただきたいと思えます。

先ほど、商工課長からお答えをいたしておりますように、労働組合、企業経営者も含めた協議会を現在、策定をしようということで進められているところでございます。これは3市1町を1つのブロックとして、その中で職業安定所なり労働基準局あるいは商工会議所や使用者側の方々が入り、また、労働組合の方々もお入りいただき、雇用問題あるいは労働問題全般について、いろんな形で懇談あるいは協議をしまいる。そういった機関を最初に広域的につくるのが一番いいのではないかと考えているところでございます。

加えて、職業安定所の管轄区域も3市1町を、また、労働基準監督署の守備範囲も3市1町が対象となっております。そういった中で、まず、3市1町を対象とした広域的な労働雇用問題、それから、空港の開港を控えた企業の振興も図っていくという、かなり広い範囲で議論をするのが大事だと考えているところでございます。したがって、本市独自で策定をすることは、現在のところは、まだ考えておらないということでございます。

それから、2つ目の市内の従業員に対する基準法の改正あるいはパート労働法の周知の問題を御提言いただいているところでございますが、先ほども商工課長からお答えをしているところでございます。いろんな機会をとらえまして、私どもも商工会あるいは商工会議所といったところと協力しながら、労働者に対して啓発を行っているところでございます。具体的には、商工会報も2カ月に1回程度発行しております。その中では、昨年改正されましたパート労働法あるいは労働基準法の改正等も含めて周知をしまっているところでございます。今後とも、そういう形で周知の啓発活動に努めてまいりたいと考えているところでございます。御理解をいただきたいと思います。

○ 市長（池田忠雄君） 上田議員さんからいろいろと御質問、御要望をいただいているところでございます。先ほど、産業部長からお答えをいたしましたことに尽きるわけでございます。

私自身も、今日まで和泉市の発展を築いてこられた働く方々の問題あるいは労使間の話し合いの問題は、非常に大事だと存じております。ただ、産業部長が申しましたように現状の中では、同じ区域の3市1町で構成しておりますそうした役割も広域行政の中でございます関係で、まず、広域的に協議会をつくっていき、そうした中を経まして、また、本市なりに考えていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

- 5番(上田育子君) 産業部長と市長から答弁がありました。今後とも和泉市として、地場産業の発展と雇用調整、雇用に対する基本計画について、労使行政で懇談する場をきちんとつくっていただきたいと強く要望いたします。そしてまた、日常働いている労働者の意見、その窓口として労働組合の代表を各種審議会に参加をする方向で十分御検討いただきたいと要望いたします。

若年労働者対策については、サンライフ等において労働相談についてもしていただいているということは、再三再四、聞かせていただいております。しかし、その相談件数は、年間わずか十数件と聞いております。まだまだ高齢者も含めて若者が気軽に相談できるような体制にはなっていないのではないかと。その改善についても、先ほどのような懇談会等の中でもともに検討していられるよう要望してきたいと思います。

さらに、若者対策としては、繰り返し申し上げてまいりましたが、基本的に例えば通勤途上で災害を受けた場合、それが労働災害並みに扱われるということを知らず、「もうあんたはやめてくれ」言われ、私はもうこれ以上働き続けることができない。少なくとも2カ月休業しなければならぬからと、泣く泣くやめてしまう若年労働者の相談も受けたことがあります。そのとき、そうではないんだ、と経営者も言っていただきたいし、たとい経営者がそう言われたにしても、その労働者自身が、私の労働権はこうだ、と言えるように、労働法あるいは基準法を少なくとも義務教育とか高校教育の中で受けさせてほしいと思います。まず、それが1つの要望であります。今、直ちにそれができないという状態であっても、和泉市としては、成人式の中できちんとQ&Aなどの形で、漫画入りでも最低の労働基準法あるいは女性の権利を明記したものを、成人式のリーフレットの中にぜひ全員に配布していただくことを要望しておきたいと思っております。

次に、生活保護の母子家庭の自立の具体案については、お答えの中では、自立の技能習得のため1年間で最高5万1,000円と言われております。しかし、この間聞いたところ、例えば自動車免許を取りたいといったケースに応じて、雇用主が自動車免許を取ってきたら雇ってあげる、といった場合には、その免許証の受講料も含めて自立資金として出すことができるというお話もあったかと思っております。実際は、母子家庭で何かをしたいというおかあさんが、このこと

を知られていないのが大半であります。その意味では、窓口での相談の充実と、こういうこともできるんだ、ということをもたできていない福祉の手引きの中にもぜひ明記をしておいていただいたらありがたいと思います。

2点目に、ミニ授産所の問題であります。改善に向けて検討、ということですが、府の予算が上乗せされているのを十分に周知徹底をされていなかったというようにお聞きしました。そうであるならば、本年度の和泉市の予算としては従来どおりの予算措置をされ、府の予算が従来よりも上回った内容で下ろされてくると、その部分に関してだけでも上乗せが実現できるのではないかと思います。その点についていかがでしょうか。

○ 老人障害福祉課長（金谷宗守君） 新年度予算のことですが、予算の編成作業から始まりまして今議会に御提案という長い数カ月にわたる作業を経て、福祉予算も当初予算に計上させていただいたところでございます。先ほども申し上げましたように、大阪府からミニ授産所についての補助金の基準額を引き上げるという話がありましたのは、つい先日、つまり御提案申し上げる直前でございました。そういうことでは、新年度予算にはとても盛り込める余裕などはございません。この当初予算に関しましては、旧年度単価で計上をさせていただいたということで御審議をお願いしたいと存じます。

さらに、先ほども申し上げましたように、われわれとしても必ずしも十分ではないという認識のもと、市独自でも上乗せをしてきたという経過もございますので、今後、改善に向けて検討させていただくということでございます。御理解賜りますようお願い申し上げます。

○ 5番（上田育子君） ミニ授産所については、言ってみれば、“棚からぼたもち”という点もあるかと思っておりますので、できるだけ早く上乗せ分については改善をしていただきたいと思います。

それから、先ほどの府の障害者の長期計画の中には、ミニ授産所を認可施設にする、という項目も書かれているわけでありまして、認可施設の場合には、新しく570万円のところが700万円ぐらいということで、措置費というものを同じ障害者が福祉を受けるにしても、認可と無認可との格差が出てきていますので、できるだけミニ授産所を認可という方向で、大阪府の指導どおり引き上げていただくよう強く要望しておきたいと思っております。

それと、福祉専門職員の配置問題ですが、審議会の答申というものが、どのぐらいのウエイトを持っているかよくわかりませんが、少なくとも、福祉大学を出た福祉職の人が、残念ながら和泉市には1人もまだいらっしゃらない。もちろん、福祉の仕事に経験として携わった有能な方がいらっしゃることは当然ですが、そうであっても、今後、福祉プランを行動目標どおり達成するには福祉職が必要である、と答申の中でも盛り込まれてきた経過もあります。今年

は期待をしていたんですが、だめでした。できるだけ早い時期に福祉職の配置基準を明らかにし、その目標も計画的に達成していただけるようお願いをしておきたいと思います。

点字試験の導入については研究中ということですので、来年度は、十分期待したいと思えます。これについては再度、要望しておきます。

さらに、先ほどの大阪府の障害者の長期計画の中には、地方公共団体における障害者雇用の充実という内容が盛り込まれています。これはいわゆる国の基準ということではなく、事業主に率先して障害者を雇用していただくため、府や地方公共団体が、重度を含め障害者雇用に積極的に取り組んでいこうという施策であります。そのことも十分に踏まえた来年度の雇用計画について特に要望しておきます。

それから、障害者の現状と障害者基本法の問題です。老人保健福祉計画の対象人員が、和泉市では、施設、病院に入っている人も含むという府の改正基準によって、1,809人が要介護老人という状態であろうかと思えます。先ほど、障害者とともに生きる対策が必要な障害者数が3,639人と292人で約4,000人、老人保健福祉計画の対象者の倍いらっしゃるという状態であります。

この中では、福祉プランは両方できたが、一方は、目標数値が決められて行動目標もできているが、片方は、国際障害者年がありながらまだ計画がない。大阪府では、既に第2次計画を障害者基本計画に伴って作り、同時に市町村でもこの計画をつくってほしい、というように提案をされています。こうした中で、福祉の均衡、平等を考えた場合、和泉市でも何とかして障害者の基本計画、行動目標というものが、大阪府に対応して必要であろうと思えますので、ぜひとも再検討をお願いしたいと思います。

福祉のまちづくり条例については、府の基準以上のものでない限りつくる必要はない、ということではありますが、やはり市民1人ひとりが、私たちのまちの私たちの条例をともに作り上げ、ともに豊かなものにしていく。その指標として、少なくとも同じものであってもともにつくる意義、それを豊かにしていく意義は十分あると思えます。

大阪府は、これから建設する府営住宅は全部エージェンスハウスという形で、生涯、障害者が車椅子で暮らすことができる住宅を全部つくっていくという計画をしています。和泉市におきましても、ぜひともこのような計画を今から作り、実施していただければ、後ほど、改造費を応分に出費をすることも回避できるのではないかと思います。

先ほど、課長の方でノーマライゼーションと言われましたが、障害者基本法あるいは大阪府の長期計画の中では、それに加えてもう1つの柱としてリハビリテーションという内容を入れています。このリハビリテーションは、従来、私たちが言うところの社会復帰のみではなく、

全人間性の回復、機会均等という中身も含めています。

先ほど、生涯を持った人の和泉市での雇用問題の中で、同等の能力を発揮できる職場があるかどうか検討している、と言われました。しかし、人によっては、能力を計ることができないと思います。障害を持ちながらいろんな壁に挑戦し、優しさというものを知り、そして、ともに生きることを知った障害者の能力と、健常者が持つ事務能力とを比較して計るべきではないと思います。機会均等の観点からも、そういうものを福祉のまちづくり条例の中に盛り込んでいく、そのような夢のある福祉のまちづくりをともにやっていただきたいことを最後に要望して終わります。



○ 議長（大谷昌幸君） 次に、25番・天堀 博議員。

（25番・天堀 博議員登壇）

○ 25番（天堀 博君） 議席番号25番・天堀です。通告に従いまして、質問の趣旨説明をいたします。

まず最初に、新庁舎建設計画についてであります。

現在の庁舎は、昭和33年に建設されたもので年々狭隘となり、分散を余儀なくされている、と市政方針の中でも述べられておりますが、とはいえ、どうにか耐えられるものでありますし、それぞれ頑張っていたいただき、分散をしながらでも、一定の役割を果たしているわけでありま。現在、低迷する不況のもと、今こそ、市の財源を有効かつ市民福祉や事業に役立てるべきではないでしょうか。そのようなとき、今、なぜ財源を財産の売り払いに求めて庁舎の建設を急ぐのか、このことについて、まず、1点目にお聞かせをいただきたいと思います。

それから、関連をして改めて今後の庁舎建設計画についてお聞かせ願いたいと思います。

次に、たとい建設計画を進めるにしましても、職員組織による委員会での基本構想策定に向けての調査研究、ということか述べられておりますが、それだけでなく、議会や市民各般にわたる参加による委員会あるいは協議会等の必要性が考えられないでしょうか、これが2点目です。

次に、3点目は、財源の問題であります。平成6年度の新予算での基金の積み立て18億円につきましてお伺いをしたいと思います。これは例の母子センターの裏側の財産の売り払い、すなわち甲斐田川のグラウンドに入るところの土地であります。これを売却をした20億円の財源から公共施設整備基金に2億円積み立て、そして、庁舎建設基金に18億円を積み立てるということでありますけれども、平成5年の3月議会で私が指摘をし、議会全体の合意が得られず、この売却を5年度は凍結をしたわけでありま。それから以後、この凍結をした成り行き

の問題につきまして、すべてクリアをして新年度予算に計上することにしたのかどうか、この点についてお伺いをしたいと思います。

次に大きな2番目、池上小学校補助金返還に伴う責任処理についてであります。

前議会でも問題になりましたが、違法行為に基づく補助金あるいはそれに対するペナルティの返還を求められ、これは既に済んでいるところでありますが、それに伴っての起債償還と償還時の交付税算入等の問題であります。この点については、どのように処理をされているかということであり、これが1点目であります。

それから2点目は、そのときもお伺いしましたが、市長の責任問題であります。市長は、十分反省をして衿を正し、議会に陳謝をする、これで事が済んだということであり、しかし、その当時の他の議員さんからの質問も含めまして、一定、考えざるを得ないような見解を表明をされております。その後、どういうふうに対処をされてきているのか、あるいはもうこれで済まそうとっておられるのかどうか、お聞かせいただきたいと思っております。

次に大きな3点目、和泉市土地開発公社の健全運営についてであります。

まず、公社特別委員会設置に至る経過は、以前にも議会において質問のときに述べたとおりであります。昭和50年代初め、それまでの公社の数々の不良土地購入が明るみに出まして、その健全運営のため、議会での100条委員会設置の動きに合わせて理事者から申し出があり、公社特別委員会が設置をされたわけであり、

その後の公社の用地購入につきましては、市や府などから要請のあるもので、事業目的が明確であるものに限って土地の先行取得を行うことを原則にしていまいりました。よって、例のサントリー北側と言われる不要地、その他一部ございますが、それらを除けば、基本的には新しいそのような不良土地、不要地等の購入はしていないはずであります。いわゆる事業目的以外の所有地はないはずであります、そういうものがそれから以後、発生をしているのかどうか、その点をまず、確認をしたいと思います。これが1点目であります。

それから、土地開発公社そのものが土地の売買を行うことが業務でありますため、そこに金銭的な問題や利権に絡む問題その他どろどろした諸問題が付いて回るのも当然のことです。しかし、そこで間違いを起こさないように運営を行っていくこと、また、業務遂行に熱心な余り不正を見逃したり、目をつむることなどは許されるべきことではありません。昨年も職員の不祥事が発覚をしたところであります。

また、公社の用地売却については、処分地の価格を財産評価審査委員会に諮るのでもなく、一般的には、一切目に触れないところで処分がされていくわけであり、いつ、どの土地をだれに幾らで売ったかということは、全くわからない仕組みになっているのが現実であります。

理事長は、市長であります。そして、監査あるいは理事会のすべてが身内の人間でありますため、一般行政を司る市長の執行権と表裏一体の性格を持っているところに一面、怖い面が想定をされることもあるわけであります。議会にも、一般にもだれも知らないところで土地やカネが動き流れている現実、これを今、厳格に見なければならぬと思います。

特に環境改善整備事業に伴う用地の買収と処分についてであります。確かに用地買収は、路線価格と言われる価格で財産評価審査委員会等にもかかってまいります。例えば事業目的を持って購入した土地は、基本的には全面買収を行っているわけですが、しかし、購入した土地すべてに事業が構図的にきっちりはめ込まれるということではありません。いわゆる道路や住宅を建てる、公園をつくりますと、すなわち残地が出ます。目的のない、ただし、地区内の換地等の目的があると言えばそうですが、そういう土地が存在をしてきたわけであります。現在もまた、それは存在しています。

先ほども申し上げましたように、これは公社の自由な処分になっているわけであります。中には、和泉市の一般財産に切り替えたり、逆に市の一般財産である行政財産であったものを公社の所有に切り替えるなど、その時々でいろんな手法を用いているものもあります。それから、交換、分合等いろんな手法も用いております。そのとき、先ほど申し上げましたような様々な問題が絡み、ぎりぎりのところの分を含め、決してすべてきれいに行為がされてきたと言えないものがあるのも事実であります。

そこで、市の所有から公社所有に移管をされたもの、これは事業目的の行政財産から外れたものだと思いますが、主にどのように処分をされているのか。その場合の価格はどのように決められているのか、その点をお伺いをしたいと思います。

次に、当市の環境改善整備事業も終結が間近になってきております。最後の段階になってきてまして、いわゆる残地あるいはその土地の処分が問題になってくると思いますが、そのような土地がどれほどあるのか、ひとつ一覧表で特別委員会等にも出していただきたいと思いますが、その点をお伺いをしたいと思います。

また、そのような土地をどのように処分をされようとしているのか、もお伺いをしたいと思います。

また、合わせて、毎月の公社の土地の譲渡状況について、先ほども言いましたように、いつ、どこで、だれに、幾らで売ったかということが全くわからないわけですので、そういうことについて、公社特別委員会への報告も必要ではないかと考えていますが、どうでしょうか。

合わせてお伺いをしたいのは、地区内換地対策は国や府の補助対象になっているのかどうか、改めてお聞かせいただきたいと思っております。

それから、売却をした場合、登記簿謄本等では買い戻し特約等が付いておりますが、この買い戻し特約とはどういう意味をなすものか、お伺いをしたいと思います。

以上、数点をお伺いいたします。答弁のいかんによりましては、自席から再質問をさせていただきますと思います。終わります。

- 議長（大谷昌幸君） 答弁。
- 企画調整部次長（井阪和充君） 新庁舎建設の件でございますので、施策推進室井阪より御答弁申し上げます。

御承知のように本市は、昭和31年9月、人口約5万人の新しい市としてスタートいたしまして、昭和33年、現地に現庁舎を建設、市政の拠点としてサービスの向上に努めてまいった次第であります。この間約40年近く、人口が約15万人に達し、市民の行政ニーズの多様化と事務事業の増大から年々庁舎が狭隘となり、別館、水道庁舎あるいは新館を増築、また、市民会館を事務室に改造するなど、何とか対応してまいりましたが、平成元年には、やむを得ず敷地外に分室を設置するに至った次第であります。その結果、市民の皆様方には大変御不便をおかけしておりますとともに、事務効率面にも一定、支障を来していることは御承知のとおりであります。

したがって、新庁舎の建設は、これら諸問題の解消と到来する高齢化、情報化、国際化社会に向けましての行政需要に対応し、行政サービス並びに事務の効率化を図るため、必要不可欠ではなかろうかと考えるものでございます。

ところで、当初平成7年度から8年目を目途に取り組んでまいりました中でいろいろ検討を進め、まず、平成4年4月、庁舎建設基金条例を制定し、12億円の積み立てを行ってまいりました。その中で建設にかかるまでには、40億円から50億円の基金を積み立てを行ってまいりたく、平成6年度におきまして、18億円の基金の積み立てを計上させていただいている次第でございます。

その基金の財源といたしまして、御承知のように特定財源と申しますか、臨時財源といたしまして、大阪府企業局から譲渡を受けました用地の売却を予定いたしておる次第でございます。

よって、大変厳しい時期ではありますが、市民の期待に沿うべく新庁舎建設に向けまして、当初計画よりややおくれることと存じますが、今後、積極的に庁舎問題検討委員会等でさらなる調査研究をし、基本構想に向けまして基本設計、実施設計へと進めてまいるところでございます。

ただ、現在のところ、今少し調査検討の時間が必要でございます。御提案ができる一定の案、考え方がまとまりましたならば議員先生方に御相談を申し上げ、いろいろと御意見をいただき

ながら進めてまいりたいと考えているところでございます。どうぞよろしく御理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○ 議長（大谷昌幸君） 次。総務部。

○ 総務部長（神藤恒治君） 庁舎問題の財源につきまして、少し補足的に御答弁をさせていただきたいと存じます。総務部長神藤でございます。

平成5年度当初予算に計上いたしておりました庁舎基金8億円につきましては、昨年（第1）回定例会において種々御意見を賜り、一応、凍結ということで今回、減額補正をさせていただいているところでございます。

また、平成6年度の当初予算財産売り払い収入20億円のうち18億円の庁舎建設基金の計上につきましては、一応、現在も凍結状態にございますけれども、予算につきましては、平成6年度の年間予算でございますため、庁舎建設計画の継続性等を勘案いたしまして計上いたした次第でございます。したがって、処分の際には、関係委員会等議会に対しましても当然、御協議に付してまいりたいと考えている次第でございます。どうぞよろしく願いたします。

○ 議長（大谷昌幸君） 次。

○ 総務部次長（阪 豊光君） 財政課阪より2点目の池上小学校の一部用地に伴う件につきましての補助金に関連する地方債並びに地方交付税の関係につきまして御答弁申し上げます。

第1点目の地方債の件でございますけれども、補助金に関連するところから、一部処分いたしました1,984.89㎡に値する地方債の残額を繰り上げ償還をすべく、平成5年度中にしていきたいという考え方で現在、許可を取っているところでございます。

第2点目の地方交付税の関係でございますが、御質問のとおり、地方債を償還していく時点で、交付税算入ということで理論的に算入されるところであります。この地方交付税に伴いまして、償還そのものについて繰り上げ償還をしていくというところから、この処分いたしましたことについても過ちを訂正すべく、その交付税については現在、整理を行っているところでございます。

したがって、御質問のペナルティーという件につきましては、両方ともございませんので、どうぞ御理解のほどをよろしく願いたします。

○ 議長（大谷昌幸君） 次。市長答弁。

○ 市長（池田忠雄君） 私よりお答えをさせていただきたいと存じます。

2点ございまして、1点目の新庁舎予算の凍結の問題につきましては、今、総務部長から答弁をさせていただいたとおりでございます。年間予算でございますので、予算は計上させてい

ただいておりますが、予算の執行につきましては、議会と御協議の上で執行いたしてまいりたい、とこの機会に改めて申し上げたい、このように存じますので、よろしく御理解をいただきたいと存じます。

また、先ほど、施策推進室からお答えいたしましたように、今、なぜ庁舎なのか、につきましては、先ほど、申し上げたような理由でございまして、非常に狭隘であり、市民の皆さんにも御不便をおかけしている事態でございます。何とかバブルが崩壊してしんどい中でございますが、市民サービスのメッカでもございます新庁舎につきましては取り組んでまいりたい、このように存じております。こういう情勢ですので、若干おくれておりますことは御理解をいただきたいと思っております。今後とも進めさせていただきたいと存じておりますので、どうか御理解を相賜りたいと存じます。

2点目の池上小学校の問題に伴います重ねての御質問でございます。私から先般の議会でも申し上げておりますように、非常に適化法という補助金等の法律に抵触いたしました措置については深く反省をし、再びこういうことのないよう衿を正してまいりたい、このように存じておりまして、深くお詫びを申し上げているところでございます。

また、その節、穴瀬議員さんの方からも御質問がございまして、後々の自治省等の問題もにらんで考えるよう、という御意見も賜った経過がございます。先ほど、財政当局よりお答えをさせていただきましたとおり、このことにつきましてのペナルティーというのはございませんので御理解を賜り、深くお詫びを申し上げますとともに、再びこういうことのないよう今後とも執行に当たってまいりたいと存じておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○ 議長（大谷昌幸君） 次。開発公社答弁。

○ 土地開発公社事務局長（中西淳富君） 土地開発公社中西から1、2点の問題につきましてお答えを申し上げます。

公社の健全経営につきましては、かねがね先生よりいろいろと御教示をいただき、また、われわれは、全力を挙げて健全運営に取り組んでいるわけでありまして。第1点目の公社用地購入につきましては、御存じのように予算書により債務負担行為、債務保証された用地について、私どもが、市や府の要請によりまして取得をいたしております。それ以外の独自に買うというような物件は今のところないわけですし、そういう意味から先生がお尋ねの事業目的がない土地を購入することは、少なくとも私の任期中はございません。

また、第2点の処分の問題でございますが、御存じのように環境改善整備区域の広大な中では、1筆買収を行っております。ブロック別に用地買収が完了いたしますと、各事業課の方で道路、住宅、公園等諸施設を建設するわけですが、どうしても面積の少ない残地が生じます。

現在、この残地については公社が保有しているわけでございますが、この保有につきまして、各金融機関からおカネを借りているわけでして、帳簿価格が年々上がってまいります。

できれば、何とかこの残地を処分をしたいと存じているのがかねがねございまして、私どもは、それについて極力早期処分を考えているわけでございます。

なお、処分は、開発公社のみが自由に処分をしているわけではございません。やはり事業課等と協議の上、また、例えば隣接地の地主の方との買収条件など、いろんな条件整備の中でやっているわけでございまして、その点よろしくお願いをいたします。

また、公社の事業、要するに用地の買収並びに譲渡の状況をいちいち報告せよ、という仰せでございます。私どもは、御存じのように公社独自のシステムの中で監事さんの月例検査を受けておりますし、逐一、理事長にも報告を申し上げます。また、いろいろお世話を願っております土地開発公社特別委員さんにつきましては、つい先ほどの2月の特別委員会開催に際しまして、1月末日現在までの資産の取得及び処分の状況を報告させていただいておりますし、また、7月には、本議会に対しまして決算状況等の報告をさせていただきますので、その点ひとつ御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○ 議長（大谷昌幸君） 質問の途中でありますので、3時15分まで休憩いたします。

（午後2時53分休憩）

（午後3時15分再開）

○ 議長（大谷昌幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。天堀議員の答弁を願います。

○ 改良事業部次長（席田嗣夫君） 改良事業部席田から御答弁申し上げます。

先生が御質問の地区内換地につきまして、国、府の補助対象になるのか、ということでございますが、換地用地そのものにつきましては、補助対象外でございます。したがって、測量、設計、工事費等につきましては、市単でございます。ただ、造成の中で行います道路、また、道路に係る物件等につきましては、補助対象になっております。

○ 議長（大谷昌幸君） 次。

○ 土地開発公社総務課長（植田真人君） 5番目の換地の対象になる転売禁止条項について、開発公社植田よりお答え申し上げます。

環境改善整備事業に伴い譲渡いたしました土地に対しまして、各権利者が制度の趣旨を御理解いただき、自己の持ち家などに御利用していただくよう地区内換地は5年、地区外換地は10年間の転売制限をしております。また、事業の初期には、相手方より転売禁止の誓約書の提

出をいただいていたところですが、現在では、契約書に転売禁止条項を設けるとともに、土地登記簿に買い戻し特約を付けております。よろしくお願いいたします。

○ 25番（天堀 博君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、庁舎建設問題でございますが、まだこれから検討を進め、基本設計、実施設計に持っていくということで、議会での特別委員会あるいは市民的な参加云々については、今の時点ではその段階でない、というような答弁でありました。

それについては時間の配分の関係がありますので、次の機会にやりますが、私は、財源の問題から見まして、先ほど、井坂議員さんからの質問にもありましたように、大変な歳入不足という厳しい財政状況のもとでも、財源を有効に使えば新しい事業でもできるのではないかと、言われておりました。全くそのとおりです。

例えば今回の土地売却の20億円につきましても、中身としたら、そのうちの18億円を庁舎建設基金に入れてしまう。あとどうすると言えば、担保も何もない公共施設整備基金に入れるという。昨年3月議会で問題にして凍結をした経過というのは、やはり市長も答弁で言われておりますように、文化スポーツ施設ということも配慮し、今後とも議会と協議をした上で云々と言われております。そうすると、その金額の配分も20億円の売却金のうちのほとんどを庁舎建設基金に入れとしまうのはどういうお考えなのか、というのが1点。

それから、総務部長からの答弁では、5年度は確かに凍結をしてあるが、6年度には年間予算として計上し、委員会等議会の了解を得られれば売却に持っていきたい、ということです。

ということは、これは最初から冷凍室に入れたままですか。

○ 市長（池田忠雄君） 昨年度からの経過でございますので、先ほど、私や総務部長から御答弁をいたしましたとおり、執行については、議会と御協議の上で凍結を解除していただき執行してまいりたい、という考え方に変わりはありません。その意味合いでは、冷凍かどうかわかりませんが、年間予算として組ませていただいておりますが、執行については、一応、現状凍結という考え方に変わりはありません。そして、地価についてはいろんな見方がございますが、現在は底ではないか、秋ごろには幾らか動いてまいるのではないかといろいろなことも聞いております。地価が上昇をたどる時点で議会と御協議をさせていただいたらどうか、こういう考え方でおりますので、御理解いただきたいと思います。

○ 25番（天堀 博君） 昨年3月の議会で私が指摘をし、お昼の休憩になりまして、再開されたのが4時ごろでした。議長さんからこの問題の処理についていろいろ御相談がありまして、一応、凍結だ、というような話でした。その後、いろんな経過の中でも、できるだけ早い時期に文化スポーツ施設ということも配慮し、その計画を立てていく、そういう状況の中で御協議

をし、御理解をいただく、ということが水面下で合意をされたようであります。そして、再開された議会で市長から、そんな細かいところまで言ってませんが、先ほど言いましたような文化スポーツ施設も十分配慮させていただく、という答弁になりました。それまではいわゆる凍結をする、となっています。

それで、6年度は年間予算として出した、と言いますが、5年度の方が凍結をされ、ここで出ている補正予算では、歳入歳出とも全部除外してます。そのようになっているものを今後、何も対処しないままに6年度、今度は8億円ではなく、20億円という大きなおカネをあげてくる。しかも、その中身の配分は、10億円を何かに使い、10億円を庁舎の積み立てにするとか、あるいは計画性を持ってこういうことをします、例えば文化会館を建てる敷地の購入に充てます、という何らかの目的をきちんとしないまま、18億円という売却金のほとんどを入れてしまう。

今の市長の答弁では、秋ごろに地価が上向いてくるのではないか、という売る時期のことはか考えてない。議会に対するお約束はどないなつたんか、と言いたい。ほかの議員さんもそうやと思いますが、恐らくびっくりされているんですよ、凍結されていたものを20億円で売るということについてね。さきにいろいろ御協議をしたり、同意を得るとか、その同意の内容というのは、単に売るから同意をしてくれというのではない。文化スポーツ施設に、ということの内容を含んで御協議をし、同意をしていただく、という内容でしょう。その辺を踏み間違ったらあかんですわ。

○ 市長（池田忠雄君） 昨年度に私が申し上げました意味は、いろいろ御意見を賜りましたので、この予算については凍結をさせていただきたい、ということをお願いしました。そして、いろいろの御指摘もございました。文化スポーツ施設にも一定の配慮をしながら、また、処分するときには御協議をさせていただく、ということは確かに申し上げました。

したがって、今回の措置についての御質問でございますが、一応、平成5年度は凍結ということの不執行にさせていただく。6年度につきましては、年間予算でございますので、一応、予算としては組ませていただき、執行に際しては御協議をさせていただく、という考え方でおるございます。決して議会を無視して処分をするという考え方はございません。この辺は、はっきり申し上げておきたいと思えます。

○ 25番（天堀 博君） それでは、文化スポーツ施設というのが、府の企業局からの引き渡しの一定の、お役所仕事だと言われながらも条件が入っているわけですね。そこで、そのことが企業局で問題になった場合どうするのか、という大きな問題点が出され、それで凍結をし、議会と御協議をし、御同意をいただく、という方向に流れたわけでしょう、昨年3月にね。

「御指摘の文化スポーツ施設としての位置付けもあることでございますので、そうした点も配慮させていただき、今後とも議会と御協議をさせていただき、この問題に対応させていただきたい」ということです。今回の20億円のうち文化スポーツ施設への市長の配慮というのは、どのように配慮されているのですか。

○ 市長（池田忠雄君） 一定、予算でございますけれども、20億円を処分をさせていただくということを予算に盛り込ませていただいています。基本的にやはり庁舎の建設資金に充てたい。ただし、昨年度の経過もありましていろいろ御意見も賜っておりますので、一定、文化スポーツ施設にも配慮をさせていただき。一応、20億円のうち2億円はその方面に配慮させていただき、今後に対処させていただきたいと考えております。

○ 25番（天堀 博君） 議員さんどなたもだと思いますが、20億円のうち例えば庁舎の方が10億円やとか、多少四分六で多いとか、もっと譲歩したら七三で庁舎の方が多いたかならわかりませんが、ほとんどが庁舎の積み立て基金でしょう。そして、この2億円も何も印が付いてない、何も担保がないわけですよ。

公共施設整備基金は何十億とあるうちの2億円です。口では、将来的にトリヴェール和泉に何か複合施設をつくるとか、言わば新住民というものにかなりウエートを置かれている企業局からのプレゼントですから、トリヴェール和泉の中央駅周辺に何かつくことにカネを使っていくのなら何も言いませんよ。だから、それに2億円を使うように配慮していきたい、という答弁になろうかと思えます。

しかし、そのことは何ほども口で言い逃れができます。しかし、厳然として言い逃れができないのは、20億円のうちたった1割しかそちらに入れられないということです。あとの18億円は全部庁舎に使うということでは、4時間近く議会がストップし、私だけでなく、他の会派の代表者の方々と協議をした上で出てきたあなたのお答えと違うんじゃないですか。あなたの文化スポーツ施設に対する配慮というのは、その程度のことなんですね。

しかも、協議をし、同意をいただければ執行したい、と言われてますが、先にすべきことをして補正予算で出してきたらよろしい。了解をいただいた時点で補正で出してきたらよろしい。何も最初から凍結をしたものを出す必要がないのと違いますか。年間予算なんて詭弁ですよ。昨年3月時点でも、私は、すべてを文化スポーツに使いなさい、とは決して言ってません。しかし、それなりに配慮するということは、その配分を考えなければいけませんわね。その配分の問題と、なぜ最初から凍結をしたものを出してくるのか、という2点が大きな問題です。

○ 市長（池田忠雄君） 御案内のとおり、私の考え方を率直に申し上げたいと存じます。

11 庁舎は、何とか現状の市の実態からすれば建て替えざるを得ない、建て替えなければならないという考え方を持たせていただいております。80億円要るのか100億要るのか別にして、補助金が付きませんので、そのうちの半額ぐらいは基金が必要ではないかと考えております。したがって、この庁舎を建て替えるという前提に立てば、40億円、50億円の基金が必要ではないか、このようなことが想定されるわけでございます。

12 現下の厳しい本市の実態の中で、庁舎基金というものをなかなか年間計上の予算の中から生み出すことは至難でございますので、企業局からいただいた土地が約3,000坪ございますが、本年度の予算に盛らせていただいたのはそのうちの2,200坪でございます。計算をしていただいたらわかりますが、今、バブルが崩壊してなかなか値段が出にくいので、秋ごろになればそこそこ回復してくるのではないかと、このような考え方で御協議をさせていただいて売却を希望し、庁舎基金に入れさせていただきたい。その中で一定の文化スポーツ施設にも配慮するということで一応、今回については、幾らで売れるかは別にして、2億円をそちらの方に積み立て、文化スポーツ施設に充てさせていただきたい、このように本年度は考えております。

13 次年度は、あと約900坪ございますので、これは地価の状況等を勘案させていただきながら、しかるべきときに処分をさせていただきたい。そのときも、やはり庁舎の基金と合わせて文化スポーツ施設にも一定の配慮はさせていただき、このように率直なところ考え方の基本でございますので、御理解をいただけたらありがたいと存じております。

○ 25番(天堀 博君) 皆さんは、恐らくあきれているのではないかと思います。この図書館をトリヴェール和泉につくってほしいという、非常にたくさんの方々の連名で請願を出され、所管の委員会で採択され、今議会で報告されるという状況になってます。あるいはまた、午前中の井坂議員さんから出ておりましたが、国体が単なる祭で終わることなく、それを和泉市におけるスポーツの振興、スポーツ施設の充実のために役立てていくことが本来の目的ではないか。非常に苦しい財政事情のもとですが、今、そういう財源を活用していかなければならないときでしょう。

14 最初に趣旨説明で言いましたが、今、なぜ庁舎の建設を急ぐのか。それはやったらいいと思いますよ。全面的に庁舎建設反対だと言ってます。まだ、場所の論議も何もないわけでしょう。市長が勝手に現庁舎のところに考えているような、そうでないような逃げの答弁を以前からしていますが、場所についてもまだ決まってない、どうするんや、とも全然わからない。先ほどの答弁では、基本的なことしか全くわからない。

今の庁舎が狭隘や、国際化に対応していく、とか言われますが、それぐらい急いでやるよりも、企業局からこういうことですよ、としていただいたこの土地を売る場合には、やはり文化

スポーツ施設ということをもっと真剣に考え、まず、そこを打ち出し、庁舎の方にもこれだけ積み立てたい、ということを出すべきではないですか。

了解をいただくまでは執行しない、凍結や、と言うのなら、本年度の予算に最初から出さない方がましですよ。あなたは、議会の賛同を得られていない予算を出しているんじゃないですか。また、予算委員会でやりますがね、予算委員会は時間制限がありませんのでね。今日は、もう4時15分までで終わらないといけませんから。市長、ここではっきりしておいてもらわんと、後でえらい爆弾が落ちますんやぜ。

もう1つ、そしたら、大阪府の企業局と話ができましたか。

○ 市長（池田忠雄君） 昨年度の経過の中で申し上げておりましたとおり、一応、自治体間のことでございますので、文化スポーツ施設等、という文言もございますが、企業局と本市との了解事項は、名目はいろいろございますが、和泉市でお使いいただきたい、というのが基本的な話であります。昨年度に申し上げたとおりでございますので、それは変わってございません。

○ 25番（天堀 博君） それから以後、別に企業局と話をして云々ということは全然ないわけですね。

○ 市長（池田忠雄君） ないです。

○ 25番（天堀 博君） これは後でまたやるかもわかりませんが、次の問題に行きます。

次に、池上小学校の問題ですが、いわゆる地方交付税に理論算入をされてきた分を整理をする。それから、起債償還については、一部について一括償還をして整理をしたい。これはどのぐらいの金額でどうなるかは、今、上級機関と協議中だということですね。平成5年度中には整理をしたい、と言われていますが、補正予算に出てませんので、恐らく専決でやるのかどうか、それは、それで結構です。

この前の平成5年第4回定例会で一般質問でやりまして、さらに、議案審議のときにも出てますが、私の質問に続いて穴瀬議員さんから、こんな状況やったら、ここで補正を通すわけにはいかへん、とまで言われてます。起債の償還問題とかそういうものをきっちりせよ、そうでないとあかんと言われてました、とたしか市長が答弁したと思いますが、そうではない。議事録をよく読んで見ますと、そういうことも言うてますが、今後、それをしていくのには、市長、

あなたも含めてこの和泉市内部での処理をきっちりしなさい。その点をきっちりしなかったら、今後、上級機関に対して、起債の償還とかでいろんな問題が出てくるのではないか、と言われてます。起債償還をきっちりしたらそれでええ、と言うているんじゃないんですよ。

そのとき、穴瀬議員さんの最後の締め括りでは、市長答弁の中では一定、考えていくということでございますので云々となっておりますが、われわれもそうやと思うてましたが、そうやない。

後で議事録を読んで見ますと、うまいこと逃げてるんですね。「衿を正して今後の問題に対応してまいりたい、このように考えているわけでございます。厳しい御指摘を拝聴させていただきました。こうした諸点を胸に置いて、これからの展開も含めて判断をさせていただきたい」としか言うてない。なかなかのもんやなと私は思うてます。穴瀬議員さんもだまされてるんですね。すわ、「一定、考えていく」ということでね。穴瀬議員さんはそういうふうにご答えてもらうたと思てはるんですね。せやから、補正予算もそれで通っているわけですよ。

こんなもの市長ね、それから以後、自分自身の処分も何もしてないわけでしょう。これを返して利息分も払って、今後、償還分とかもきっちりしていく、と言うてますがね。昨年、公社職員が使い込んで首になりましたね。あれは、公社から市長部局に移して、市長が懲戒免職したんでしょう。あなたの手でね。その300万円かは返しましたわね。返してから首を切ったんでしょう。首を切ってから返したのと違うでしょう。中西さんに聞いたらわかりますがね。あんたは、職員の首は切るけれども、もう返した、まだ、儲けている、ということまでい言うてますが、自分に対してはどのような処分もようせんのか、と私は言いたい。職員さんも皆見てますよ。前にもけじめを付けなさい、と言うてますからね。

○ 市長（池田忠雄君） いろいろ御指摘をいただくところでございますが、先般の議会でいわゆる市民福祉の保育需要と適化法との関係の中で苦渋の選択であった、と私から基本的に申し上げた点がございまして。しかし、いかなる理由があれ、市民福祉とは言え、そうした補助金等の法令に違反をしたことはまことに遺憾である。今後、衿を正して対応してまいりたい、と深く陳謝を申し上げた経過がございまして。

そのときに穴瀬議員さんからの仰せは、いろいろあるが、今後の自治省の予算等の関係もあるので、それを見た上で考えたらどうだ、というお話もございました。それらも見させていただいて今日に至っておりますが、そうしたことについてのペナルティーがないという一定の感触を得ておりますので、ひとつこの件につきましては、いろいろと御指摘はあろうかと思いますが、今後、こういうことがないように衿を正してまいりたい、こういうことで御理解を相賜りますようお願いを申し上げます。

○ 25番（天堀 博君） この議事録を見たらそんなことと違うたんですね。時間がないのでこれ以上言いませんわ。

次に、公社問題ですが、公社の執行状況は全部載せている、と言いましたね。財産目録も出てますよ。確かに総枠は載っていますが、私が言う意味をわかってくれてのことだと思いますがね。これを見ましたら、一般処分用地以外に換地の対策用地とかいろいろありますが、その1筆、1筆のものがないということです。総枠でどれだけの面積が残っている、というものは

載ってますよ。しかし、どの土地を何ぼで買うて、その帳簿価格が幾ら、というものは載っていない。だから、その一覧表と、いつ、どこで、だれに幾らで売ったのか、というものを示してくれ、ということです。

特に環境改善整備事業は終結していくわけですからね。1つひとつについてきっちりしていかんと、尻口がうやむやでわけのわからん間にどこかに売ってしまったというのではしょうがない。隣接の方に協力をいただいているんやから、条件によって売ることはいいと思います。小さなところを残してもしょうがないですからね。しかし、そうでない大きな土地もあるでしょう。だから、その辺をきっちり出してほしいということです。

○ 土地開発公社事務局長（中西淳富君） 先ほど、私が申し上げた問題につきましては、詳細にわたって報告をしているということではございません。ただ、報告をしている、ということでお答えを申し上げたわけでございます。さらに、1筆ごとにどこの土地をだれに、という問題で御要望がございましたが、その点については、理事長とも十分相談をして対処してまいりたいと考えてございます。

○ 25番（天堀 博君） これは理事長が市長ですが、私が言っている趣旨はわかっていると思いますので、ひとつきっちりやっていただくよう要望しておきます。すぐにこの場に出しまっさ、というわけにいきません。その点は、十分理事会にも諮ってやっていただきたい。そうでないと、うやむやのままに処分されていくことになってしまいますから。

なぜ、私がこんなことを言うかと言いますと、換地対策については、造成の際の道路とか、あるいは道路に付随する物件とかは補助対象になりますが、地区内換地そのものについては補助対象にならない、と言いましたね。公社にお尋ねしたいのは、換地として売っている分がありますね。もともと買ったときの土地は補助対象になっているのと違いますか。

○ 改良事業部次長（厩田嗣夫君） 換地用地につきましては、先ほどお答えしたとおり、補助対象外でございます。

○ 25番（天堀 博君） ある大きな土地を1筆買収しますね。その土地で事業をした以外に残った分はどうなるんですか、と聞いてます。

○ 改良事業部長（富田宏之君） 改良の富田からお答え申し上げます。

まず、環境改善整備事業に伴います補助制度でございますが、その中の対象になりますものは、改良住宅を中心とする建設事業でございます。その次には、地区内の道路でございます。もう1つは、団地内に設置する団地内通路、われわれは細街路と申しますが、その事業でございます。この事業に対して、用地費とともにその事業費も補助されるということでございます。

今、先生が御指摘されておりますが、私の方は全面買収をしていきますので、そのときに先

行取得した用地につきましては、事業を実施する段階で、その面積に応分しました面積を補助申請をしております。残った分を純然たる換地として提供する場合には補助申請はできないので、補助対象から外れております。

○ 25番(天堀 博君) 今、そう聞けば、確かにそうかなと思うんです。ただ、私どもの方でもいろいろ調査をしてみると、先ほども言いましたが、改良事業部が持っている市有地、行政財産の中で、公社に行ったり、公社のやつがまた戻ったりといういろいろ動いている物件も、謄本を調べたらあるんですね。

それから、買い戻し特約が付いているというものの、自分の持ち家なら5年以内に転売したらいかんということですが、3年以内ぐらいで転売しているものがあるんですね。これは何か罰則もないのですか。

○ 改良事業部次長(席田嗣夫君) 特約事項に違反したものに対しては、今のところ、罰則規定はありません。

○ 25番(天堀 博君) とにかく環境改善整備事業の改良事業部で扱っている土地というのは、先ほども言いましたように、土地を動かす、売買するのですから、いろいろどろどろしたことがあってきっちりいかんやつが一杯あると思います。いろんな条件とかで買収せいかんので、お願いする、お願いするということがこういうことや、ということが出てきて、その間のいろいろな駆け引きや取引があることは事実やと思います。一般の道路用地もそうです。和泉中央線もぐるっとインターチェンジみたいな側道をつくれますね。そういうものが出てくるのは事実です。しかし、そのややこしい中でおかしなことになったらいかん。おかしなことになったら、行政そのものが信頼をなくしてしまいますから、きっちりせないかんと思います。

これは今日、言うつもりはなかったんですが、1番目と2番目の問題は、私だけでなく、議会の皆さんに対して余りにも無視というか軽視というか、予算の組み方にしても、凍結や、と言うてながら最初から出してくる。全然理解や合意も得られていないのに予算化するという、無茶苦茶なことをしてきて平然としているんです。

昨年、財産評価審査委員会に出てきた交換の土地があります。この場所は、和泉市伯太町四丁目936の5、和泉市の所有地です。それから、同じく伯太町947の1、これは個人さんの所有地です。分筆その他をして339㎡に整理をし、路線価が8万8,500円で交換をしているんです。これは坪100万円であろうが、10万円であろうが、等価等積交換をしていますので、別に変わりないんです。

この土地を今後、聞くところによりますと、池上下宮線の代替用地として売っていかう。つまり、この土地は分筆したのですので、もともとの土地があり、それ以外に広い市が持って

いる土地があり、その隣に岸南線との間に公社の所有地があるんです。段差が7mほどあるらしいですが、公社の土地も含めたら非常に広い土地です。池下線が地区内であるかどうかの論議は置いて、とにかくその代替用地として売ることになっているようであります。

この土地は、もともと開発公社のものであったわけですが、和泉市の行政財産になってます。その辺の経過を説明していただきたい。なぜ行政財産にしたか。これは先ほどから出してます。事業目的ができたから行政財産にしたんでしょう。その土地の一部、まだ残りのありますが、それを現在、普通財産に切り替えて財産評価審査委員会に出してきた。それが先ほど言いました339㎡です。これを交換しています。この辺のいきさつを説明してほしいと思います。

- 改良事業部長（富田宏之君） 改良事業部富田からお答え申し上げます。

先生が御指摘の土地につきましては、昭和48年に開発公社がブレイロット、すなわち子供の遊び場の事業目的で先行取得した土地でございます。そのまま事業実施がおくれていたわけですが、昭和53年度に大阪府からの補助を導入して行政財産にしたわけです。

その後、そのまま放置されておりましたが、先生も御案内のとおり、その近くには放光池1号公園として、空池を中心とするもとの放光池も含めまして立派な公園が整備できました。そういう中で、われわれは事業の見直しをしていくという観点から、そのブレイロット計画については止めてもいいんじゃないか、という結論で大阪府並びに建設省と協議をし、その計画を削ったわけでございます。

そうなりますと、その土地利用というものはございません。合わせまして、3筆を行政財産として購入したわけですが、その3筆の真ん中辺に個人の土地がございまして、その3筆を一体としての土地利用をしていく中ではかなり不整形であったので、市が持っている3筆の一部とそのお方の土地を等価等積交換をして現在に至っております。まだ現在の段階では、行政財産として保有をしております。

以上でございます。

- 25番（天堀 博君） その交換は、財産評価審査委員会を通して既に昨年12月の時点で終わってますね。この経過は今、言われたとおりですが、実際上は、この残りの分を含め、それと岸南線との間に公社の所有地がありまして、それを入るとかなり広い土地です。段差があると言いながら、活用によっては、有効に活用できるという代物です。それを売るというわけですね。売る場合、値段の問題が出てくるのでその論議は別にして、昭和53年度に補助金を導入して行政財産に切り替えていますね。こちらの謄本の調べでは、年度ぎりぎり一杯の昭和54年3月31日付です。恐らくこれは昭和53年度の補助金が付いたということだと思います。

国の補助金が付けられていたかどうかと、この府の補助金を導入してますが、その後、これ

はどうなりましたか。

○ 改良事業部長（富田宏之君） まず、端的に申し上げまして、国の補助金は導入されておられません。

○ 今後の処理の問題ですが、確かに今、私が御報告申し上げましたように、昭和53年度に府の補助金の導入をしておりますので、この土地を処分をしていく段階では、大阪府なり関係する庁内協議も含めまして整理をしながら処分をしていきたいと考えております。まだ、すべて決定をしているわけではございませんので、その辺も御理解をちょうだいしたいと思います。

○ 25番（天堀 博君） これはいわゆる昭和54年3月31日、53年度に府から補助金を得た。そうすると今から15年前です。事業廃止を申請したのはいつですか。

○ 改良事業部長（富田宏之君） もう少し申し上げますと、そこにプレイロットの計画をし、国の事業認可をちょうだいしたのが昭和53年2月でございます。その後、そのまま事業推進が行われなかったのですが、現在のプレイロットの事業認可を取り消しまして事業変更したのが平成4年1月でございます。

○ 25番（天堀 博君） 前の池上小学校のやつと同じで、少なくとも平成4年度中にきっちり処理をしておかなければいけなかったものと違うんですか。もう1年以上たってきているんですね。

○ 改良事業部長（富田宏之君） その辺につきましては、年度の制限はございません。事業認可だけを取り消せばいいものですし、別にこれから何日に処分をしなければいけないという決め付けは全然ございません。

○ 25番（天堀 博君） 別にそういう規定はないということですが、廃止をしているのですから、きっちりその辺の処理はすべきだと思います。いつまでにやるかやらなくていいとかでなく、当然の形として、廃止した時点できちんと処理しとかんと、今度、売るときに処理をするというのは、ちょっとおかしいのではないですか。

○ 改良事業部長（富田宏之君） 先ほど、先生も言われておりましたが、第一段階として不整形の土地を整形にしていくという形で昨年12月、財産評価審査特別委員会に諮っていったわけでございます。そのときにも、後の市有地についての活用についてお問い合わせがございました。私自身、環境改善整備事業はもちろんのこと、関連する公共事業、特に道路事業ですが、そういうものの代替地として一定の計画を持っております、というお話をさせていただきました。

ただし、それにつきましては、まだ行政財産として改良事業部で持っているのです。お答えをいたしました。今後、その処分となれば、行政財産のままでは処分ができませんので、普通財

産に切り替える必要がございます。その段階で市の内部で十分協議をし、適正な処理をしていきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

- 25番（天堀 博君） 市の内部の処理はそれでいいと思うんです。例えば池下線にしても、今は改良事業部から外れて建設部の用地に回ってきてますね。だから、所管も変わってきたとかいろいろありますので、完全に内部の協議をしないと、片方が、この条件でどうですか、と言うても、なかなかそうはいかない。しかも、普通財産になると、財産評価審査委員会にかかってくる。それは高いか安いかは別にして、路線価格でいいのかどうかという問題も出てきます。

だから今回、私が開発公社の問題を取り上げたのは、先ほども言いましたようないろんなものがあるのと同時に、こういうものだってあるじゃないか。今回、これを取り上げずに放っておいたら、恐らくこの府の補助金は、もらったままで整理されずに置いとくのではなかったかという懸念もされるわけです。

それなら、この土地を財産評価審査委員会にかけるのでなく、普通財産に戻して公社に移す。どちらみち公社の最後の処理は一般財政でなければしょうがない。これは坂口助役さんも前から言われてますが、公社にその土地をやっというて、公社がそれをどこへ、何ぼで売ろうが関係なく処分したら、公社の財政が助かりますがな。こちらは何も損をしてない。池下線は池下線で府からおカネが出てくるのですからね。これも関係なく今、言われている土地については処分すれば、一般会計に残していたら一般会計が潤うし、公社へ行ったら公社が潤うという勘定になります。

しかも、われわれの目に触れないままで進んでしまうので、先ほど言いましたように公社の運営、経理の状況、どの土地をだれに何ぼで売ったか、という残っているやつを1筆ずつ全部出さない、と言うてるんです。環境改善整備事業がいよいよ終結状態に近付いてますからね。ここで問題にしたから、そういうように今度、処分をするときに整理をする、と言われてますが、もっと処分をするときでなく、もう事業目的を外しているんですから、もらった補助金は返さないといけない。今まで黙っていたこと自体も問題やと指摘をして終わります。

- ○ 議長（大谷昌幸君） お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

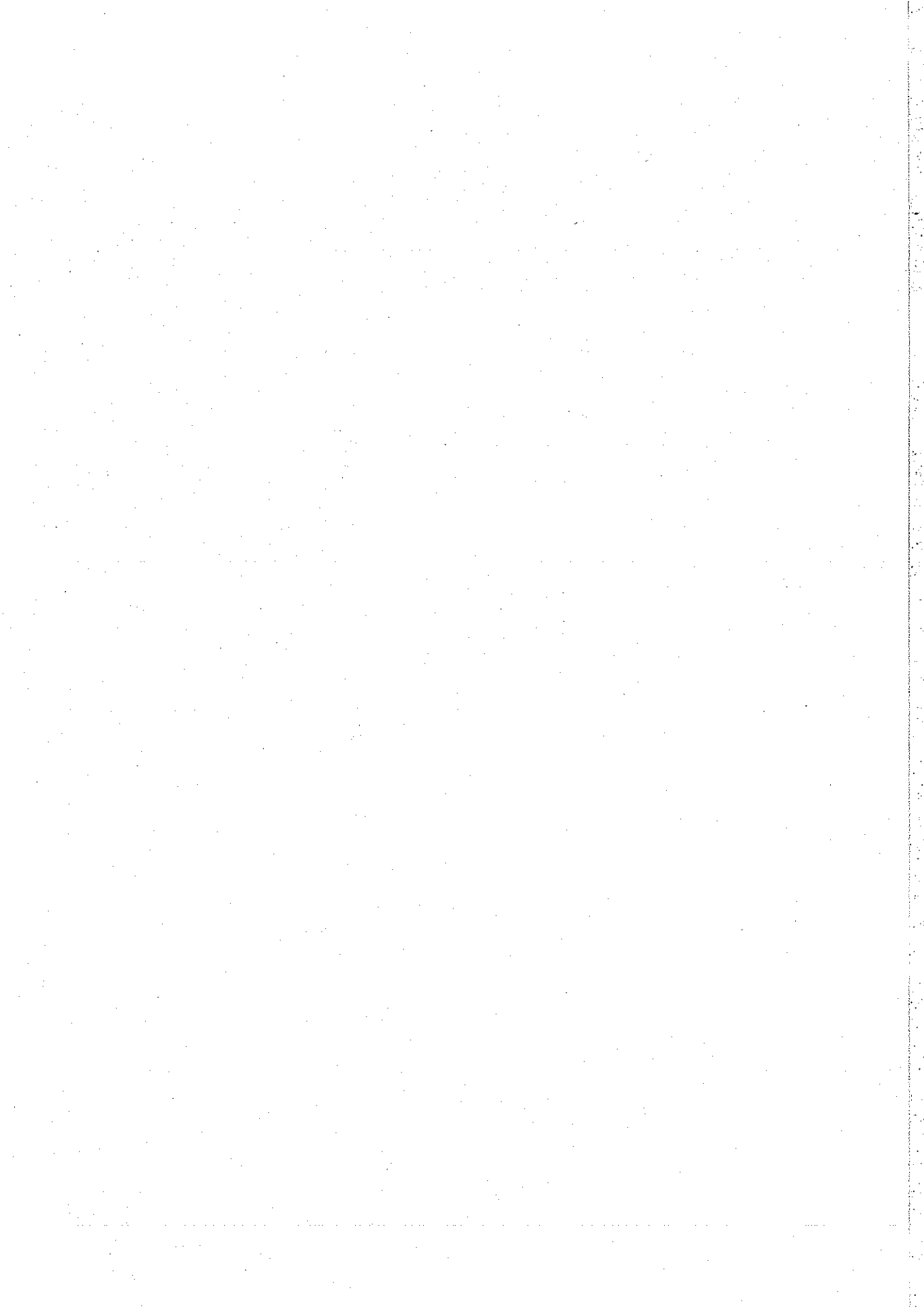
なお、明日も引き続き一般質問を行いますので、定刻御参集くださるようお願いいたします。

「それでは、本日はこれにて散会いたします。」

(午後 4 時 08 分散会)



第 3 日



平成6年3月10日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	友田博文	16番	竹下義章
2番	森悦造	17番	須藤洋之進
3番	若浜記久男	18番	赤阪和見
5番	上田育子	19番	穴瀬克己
6番	田代一男	20番	並河道雄
7番	松尾孝明	21番	辻正治
8番	中塚新治	22番	西口秀光
9番	讃岐一太郎	23番	柳瀬美樹
10番	池田秀夫	25番	天堀博
11番	井坂善行	26番	原重樹
12番	大谷昌幸	27番	早乙女実
13番	柏富久蔵	28番	猪尾伸子
15番	木村静雄	29番	勝部津喜枝

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

市	長	池田忠雄	総務部長	神藤恒治	
助	役	坂口禮之助	同次長兼総務課長	池辺功	
助	役	田中昭一	同次長兼財政課長	阪豊光	
収	入	役	中塚白	同次長兼資産税課長	加久本良一
市長公室長		堀宏行	同和对策部長	森利治	
同理事(人事担当)		鹿島賢昌	同次長	門林良治	
同人権啓発室長		明坂文嘉	解放総合センター所長	戸口泰明	
同次長兼広報広聴課長		池辺一三	同副理事 (解放総合センター担当)	山本襄	
同次長兼人事課長		石本博信	福祉事務所長	中川鉄也	
同秘書課長		木寺正次	同理事	坂田平之	
企画調整部長		逢野博之	同次長兼総合福祉会館長	松尾守	
同理事(施策推進室担当)		三井義秋	市民生活部長	麻生和義	
同副理事 (施策推進第二担当)		吉祇利朗	同理事(環境整備・ ごみ減量対策担当)	岸田秀仁	
同企画室長		今村堅太郎	同次長兼健康課長	池辺修次	
同施策推進室長		井阪和充	同次長兼保険年金課長	長岡敏晃	
同企画室企画調整課長		油谷巧	同次長兼環境整備課長	和田栗登	

産 業 部 長	大 塚 孝 之	同 次 長 兼 工 務 課 長	西 尾 浩
同 理 事	白 樫 通 有	病 院 長	竹 林 淳
同 次 長 兼 農 林 課 長	松 林 保	病 院 事 務 局 長	橋 本 昭 夫
同 次 長 兼 交 通 公 害 課 長	大 塚 俊 昭	同 理 事	谷 上 徹
建 設 部 長	奥 村 富 彦	同 次 長 兼 総 務 課 長	梅 山 世 紀
同 理 事 兼 用 地 室 長	谷 俊 雄	消 防 長 兼 消 防 署 長	高 宮 武 男
同 次 長 (建 築 担 当)	藤 本 仁	同 次 長 兼 総 務 課 長	一 瀬 喜 広
同 次 長 兼 住 宅 課 長	西 岡 政 徳	同 次 長 兼 消 防 署 副 署 長	池 野 透
都 市 整 備 部 長	萩 本 啓 介	土 地 開 発 公 社 事 務 局 長	中 西 淳 富
同 理 事 (再 開 発 担 当)	盛 尾 久 和	教 育 委 員 長	藤 井 謹 市
同 理 事 (コ ス モ ポ リ ス 担 当)	中 辻 寿 夫	教 育 長	杉 本 弘 文
同 理 事 (コ ス モ ポ リ ス 担 当)	田 中 拓 夫	教 育 次 長 兼 管 理 部 長	稲 田 順 三
同 理 事 (コ ス モ ポ リ ス 担 当)	中 屋 正 彦	指 導 部 長	西 川 義 徳
同 次 長 兼 都 市 計 画 課 長	田 中 武 郎	社 会 教 育 部 長	生 田 稔
同 次 長 兼 公 園 課 長	山 下 喬 三	同 次 長	田 丸 勝 之
コ ス モ ポ リ ス 推 進 室 長	福 原 進	同 次 長 兼 図 書 館 長	北 野 喜 平
下 水 道 部 長	藤 原 清 司	収 入 役 室 長	藤 木 意 継
同 次 長	中 野 英 二	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	高 橋 正 道
同 副 理 事 (ふ る さ と 急 傾 斜 対 策 事 業 担 当)	岸 本 孝 二	同 事 務 局 長	着 本 善 夫
改 良 事 業 部 長	富 田 宏 之	監 査 委 員	庄 司 清
同 次 長 兼 用 地 課 長	席 田 嗣 夫	同 事 務 局 長	吉 田 陽 三
水 道 事 業 管 理 者	田 中 稔	農 業 委 員 会 会 長	森 口 義 忠
水 道 部 長	仲 田 博 文	同 事 務 局 長	農 端 小 一
同 次 長 兼 総 務 課 長	城 前 伊 佐 雄		

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市囑託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事 務 局 長	北 野 敦 雄
次 長	河 原 茂 隆
参 事	西 垣 宏 高
議 事 係 長	田 中 康 弘
議 事 係 員	田 村 隆 宏

本日の議事日程は次のとおりである。

平成6年和泉市議会第1回定例会議事日程

(3月10日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1		一般質問について	

(午前10時04分開議)

- 議長(大谷昌幸君) おはようございます。議員各位には、連日にわたり御出席賜りまして、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を報告させます。

(市議会事務局長報告)

- 市議会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。
ただいま御出席されている議員さんは23名でございます。欠席届の議員さんはございません。上田議員さんから遅刻の届け出がございます。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思います。現在、23名でございます。
- 議長(大谷昌幸君) ただいまの報告のとおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

- 議長(大谷昌幸君) 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承願います。

- 議長(大谷昌幸君) それでは、日程審議に入ります。

日程第1「一般質問について」を行います。

最初に、20番・並河道雄議員。

(20番・並河道雄議員登壇)

- 20番(並河道雄君) 20番・並河道雄です。通告順に従って、質問の要旨を述べさせていただきます。

最初に、和泉市立病院の現状と今後の対応についてお聞きをしたいと思います。

和泉市立病院は、市内唯一の公的医療機関として市民の方々に高度な医療サービスを行っていただいております。その御努力には、常々感謝申し上げている次第でありますけれども、しかし、現状を見ますと、不満足な点も多々見受けられます。今回は、このうち次の2点についてお聞きをしたいと思っております。

和泉市立病院の本館に入院された方の話によりますと、部屋が汚い、冷暖房が効かないので夏は暑く冬は寒い。窓から透き間風や雨水が入ってくる、と言っています。本当でしょうか。この話が本当であれば、由々しき問題であると思っております。患者さんが入院をしている間は、その部屋が生活の本拠となっているはずで、快適な入院生活を送れるようにするのも、病院としての責務であると思っております。幾ら優秀なスタッフや最新の医療機器をそろえていても、患者にとって一番大事な病室がこのような状態ではいかげなものと存じます。この話が本当であるかどうか。本当であれば、この問題についてどのように考えているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

次に、施設の面でもう1点お聞きをしたいと思っております。消防法施行令が改正され、延べ面積が3,000㎡以上の病院については、スプリンクラー設備の設置が義務付けられたと聞いております。和泉市立病院の本館には、スプリンクラー設備が設置されていないように思いますが、その点、どうなっているのかをお聞かせいただきたいと思っております。

次に、福祉行政について、最初に、保育行政についてお尋ねをいたします。

わが国の保育諸制度は、近年、入所措置事務及び費用徴収事務の市町村への団体事務化、措置費国庫負担率の2分の1への変更、特別保育事業の補助制度の導入など大きな制度改革が行われてきましたが、基本的には、保護者が昼間労働をすることを常態としていることなどを要件として、保育に欠ける児童に対する措置を実施をしております。

しかし、近年、保育需要は様々な社会的要因の変動で多様化し、保育所に対していろんな保育内容の実施が求められております。また、保育所制度は、主として生活困窮者の労働の利便を図ることを主な目的とする託児事業として発足しましたが、児童福祉法の制定に伴い市町村は、児童の福祉を図ることを主な目的として、生活困窮者、低所得者に限らず、保護者の労働または疾病等により、その看護すべき乳児、幼児等の保育に欠けるところがあると認めるときは、これらの児童を保育所に入所させて保育する措置をとることとされました。

そこで、保育問題について、次の点をお尋ねいたしたいと思っております。

本市において、園児1人当たり1カ月の保育経費は幾らか。そのうち公費負担は幾らで、本人負担は幾らか。また、厚生省の保育料基準額に対し何%の徴収率か。国の方でも延長保育の充実が図られるようになったが、本市の実態はどうか。保育に欠けるという基準が、現在では

多様になってきていると思いますが、保育所入所措置基準の見直しが必要になってきていると思いますけれども、この点、いかがお考えか。

次に、1例を申し上げたい。年度途中で保育に欠ける程度の高い者が申請しても、定員枠の関係で直ちに措置できない。また、保育を要する程度の高い者の基準が明確でなく、また、同じ時点で判断する場合はともかく、更新時に一斉解除しない限り、必要年度分にかなり高低が生じてきています。

次に、保育に欠ける条件の強弱を判断すると、家計的に困難な家庭より常勤の家庭が有利となり、その矛盾を感じるが、いかがお考えか。また現在、パート保育さんの依存度が高まりつつあるが、何人の方を雇用されているのか、お尋ねをいたします。

次に、市政方針の中で在宅福祉の充実が述べられておりますけれども、その中身を具体的にお聞かせを願いたいと思います。

以上、自席から再質問の権利を留保して趣旨説明を終わらせていただきます。

- 議長（大谷昌幸君） 答弁。
- 病院事務局次長（梅山世紀君） 市立病院の本館の部屋の問題、スプリンクラー設備の問題につきまして、総務課の梅山より御答弁申し上げます。

御質問の第1点、本館の部屋の問題等についてお答え申し上げます。市立病院の本館につきましては、昭和38年に西棟を、昭和44年に東棟を建築し、現在に至っております。この間、昭和53年に改修を実施いたしました。その後の老朽化が激しく、われわれも改修の必要性は十分認識しておりますが、何分にも全面的に改修すると大幅な工事となり、高額な費用が必要となってまいります。また、改修期間中は患者さんを収容することができず、そのため大幅な収入減を来すこと等の財政上の問題がありまして、大変苦慮いたしているところでございます。しかし、これらの問題につきましては、患者さんに直接影響いたすことでもありますので、現在のところ、必要に応じた修理を行っているのが実情でございます。

次に、御質問の2点目のスプリンクラー設備の問題につきましてお答えいたします。市立病院の本館は、ただいまも御説明申し上げましたように昭和38年に西棟を、昭和44年に東棟を建築し、昭和53年に改修を行いました。その時点での消防法施行令の規定では、6,000㎡以上の面積を有する場合スプリンクラー設備が義務付けられ、それ以下の面積を有する場合には設置を義務付けられておりませんでしたので、本館には、スプリンクラー設備の設置はいたしておりません。

しかし、昭和62年に消防法施行令が改正され、延べ面積が3,000㎡以上の面積を有する既設の病院に対しましても、スプリンクラー設備の設置が義務付けられ、市立病院の本館もこの

対象となり、平成8年3月31日までに設置をすることが義務付けられております。このためスプリンクラー設備の設置をいたすべく現在、検討中でございます。工事方法や工事費用の問題もございまして、平成8年3月31日という最終の期限がございまして、それまでには設置をしたいと存じておりますので、よろしく御賢察のほどをお願い申し上げます。

以上でございます。

○ 議長（大谷昌幸君） 次。福祉事務所答弁。

○ 児童福祉課長（橋本敏雄君） 児童福祉課に対する数点の質問につきまして、児童福祉課橋本よりお答え申し上げます。

まず、1点目の園児1人当たりの保育経費の件でございますが、平成4年度決算におきましては、月15万1,000円となっております。

次の2点目の公費負担と本人負担、特に国の基準における保育料徴収は現在何%か、という御質問でございますが、現在の保育料は、平成3年度において国徴収基準額の82.3%で改定を行ったものでございます。その後、3年を経過しておりますので、10%程度下がっているものと思われまして、ちなみに本市の最高保育料につきましては月額4万9,800円で、府下各市から見ても上位にランクされているものと思われまして。

次に、3点目の延長保育の実態でございます。保育時間につきましては規則上、平日は午前9時から午後5時まで、土曜日は午前9時から正午までとなっておりますが、保育ニーズの差異、地域性などによりまして、統一的な対応とはいたしておりません。現在、当市の最長保育時間は、平日、土曜日とも午前7時30分から午後6時30分までとなっており、現在、7園で実施しております。

次に、保育に欠けるという点で1点目の途中入所の件でございます。途中入所につきましては、その年度の特徴や地域性によりまして一概には申せませんが、大規模住宅地では、年齢によりまして当初から定員オーバーのところもございまして、保護者のどちらかが外勤しているような場合は、他園へのはあっせん並びに勤務先付近、もしくは通勤途上の保育園をあっせんする保育委託を検討し、保護者のニーズに対応しているのが実態でございます。

次に、2点目の新規児童と継続児童の取り扱いの件でございます。新年度の入所における新規児童と継続児童の取り扱いにつきましては、毎年12月に新年度の保育所入所申請の受け付けを行い、翌年の1月から2月の間で審査を行っておりますが、審査の過程におきましては、新規児童と継続児童の区別は全くいたしておりません。

新規児童につきましては、勤務予定者の方がほとんどでございまして、入所措置されてから2カ月間の猶予期間を設け、勤務先を探していただいているのが実情でございます。

保育に欠ける程度の低い方への対応も弾力的に行っております。申請が多く全員を措置できない場合は、保育に欠ける程度の高い順に入所措置を行っておりますので、新規児童の場合、家庭的に窮迫しており、どうしても入所させたいと希望されても、その時点での判断といたしますので、場合によっては、待機となるケースもございます。

次に、経済的に裕福な家庭の優先入所の件でございますが、保育所入所措置基準におきましては経済的なことは加味されておらず、保育に欠ける程度の高い順でございます。言い換えれば、申請児童を家庭で見ることができない度合いが優先されますので、保護者のどちらもが外勤で常勤の場合には、最も保育に欠ける程度が高いとされ、入所措置を決定いたします。また、保護者のどちらもが外勤で常勤の場合、おのずと経済的に裕福な家庭が多く、御指摘をいただいたものと考えております。

次に、パート保育の件でございます。現在の人数は54名でございます。公立20園のうち15園にパート保育を配置し、1園当たり2名から5名の雇用となっております。

以上、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（大谷昌幸君） 次。
- 老人障害福祉課長（金谷宗守君） 福祉関係の大きな2点目の在宅福祉の充実について、老人障害福祉課金谷からお答え申し上げます。

在宅福祉の充実につきましては、特にそのうち在宅福祉の3本柱の充実特に意を配した次第でございます。まず、その3本柱の1本目、ホームヘルプサービスにつきましては、平成5年度の延べ派遣時間総数は、平成3年度の2.1倍を上回る目標値を達成する見込みでございます。平成6年度におきましては、この平成5年度のさらに40%以上増加の延べ2万8,500時間程度の派遣を予定いたしております。さらに、ホームヘルプサービスを支える人材を確保するため、従来のホームヘルパー育成助成金支給制度に加えまして、平成6年度は、新たに市独自でホームヘルパー養成講座3級課程の実施を計画しております。

次に、第2の柱でございますデイサービスでございますが、昨年6月、本市で初めてのデイサービス和泉市老人デイサービスセンター「ふれあい」がオープンいたしました。おかげさまで好評でございます。今は、申し込んでもすぐにサービスを提供できない、待機者が出ている状態でございます。そこで平成6年度では、4月に和気町で新設されます特別養護老人ホーム「ビオラ和泉」に併設をした分がオープンいたします。また、秋には、府立特別養護老人ホーム「光明荘」にも併設分がオープンいたします。

以上、従来のものと合わせて3カ所となり、毎日、合計50名程度の方々に老人デイサービスを提供する体制を整備することといたしております。

次に、3本目の柱でありますショートステイにつきましては、ただいま申し上げました2つの特別養護老人ホームピオラ和泉と光明荘でございますが、ここにデイサービスだけでなく、ショートステイの専用ベッドをそれぞれ20床ずつ整備を行っておりまして、今年の秋には、合計40床が完成する予定でございます。これまで市内のショートステイの専用床としては5床でございましたが、堺、高石、岸和田など市外の施設も契約をいたしまして市民ニーズに対応してきたところでございますが、この40床の整備によりまして、今後は、市内施設だけで十分対応が可能となります。

また、これらのただいま申し上げました在宅福祉3本柱以外のものにつきましては、市政運営方針でも述べておりますように、24時間相談体制あるいは必要なサービスに関する連絡調整を行います在宅介護支援センターを市内に2カ所オープンし、合わせてこの支援センターでは、さらに高度の調整機能を有する在宅サービス供給ステーションとしても機能させていくことになっております。このステーション2カ所では、身体障害者、特に重度の方々に対しても新たにデイサービスを提供することといたしております。また、このほかに全身性障害者のガイドヘルパー制度の本格的実施に向けまして、従来の盲人ガイドヘルパーと合わせての延べ時間数は、平成5年度計画の1,500時間から2,000時間に増加をいたす予定でございます。

以上のとおりでございます。

○ 20番（並河道雄君） それでは、再質問をお願いしたいと思います。

最初に、市立病院の本館は、御答弁をいただきましたように西の病棟は昭和38年、もう30年以上たっており、東病棟も44年、約25年経過しております。非常に建築されて相当の年数が経過しております。昭和53年には、大規模改修を実施したということですが、その後、老朽化が進み、患者さんが言うように雨水や透き間風が入ってくる、冷暖房もうまく効かないという状態になっているということですが、財政上の問題があって全面的な改修はできない、部分的なもので済ましている、という御答弁でございました。

先ほども申し上げましたように患者さんが入院をしている間は、その部屋が患者さんの生活の本拠であるわけでありまして。安全で快適な生活を送れるようにするのも市立病院としての責務ではないかと思うわけでありまして。財政がしんどい、おカネがないからといって、そのまま放置しておいていいものかどうか。市民が納得しないのではないかと思います。

患者さんが一番望んでいるのは、まず、1点はナースのサービス、それと、病室の環境でございます。幾ら優秀なスタッフや最新の医療機器をそろえていても、環境が悪いと、自然と患者さんが来なくなってしまうのではないかと思います。堺市を初め周辺の各市は病院建て替え構想を立て、実現に向け準備を進めております。堺市も病院経営は非常に苦しいと聞いており

まして、20億円ぐらいの赤字の中での建て替えでございます。また、泉佐野の方でも今回、空港関連で立派な病院が建ちますし、岸和田も建て替えを行いました。その中で周辺各市の病院が新しくなれば、この傾向がますます強まってくるように思うわけであります。

市立病院としては、患者さんが来なくなれば収入減となり、ますます財政が悪化してまいります。そんなことにならないよう1日も早く環境の整備を図るべきではないかと思えます。患者さんが快適な入院生活を送れるよう思い切った措置を講じていただきたいと思えますが、いかがなものでしょうか。

次に、スプリンクラー設備の設置の問題であります。本館を建築した時点、また、全面改修をした時点では、スプリンクラー設備の設置を義務付けられていなかったので設置はしていない、ということでもありますけれども、市立病院には、多くの患者さんが入院をしておられるだけでなく、毎日、多くの外来患者さんや入院患者さんの見舞い客も来ておられます。防火については、常々細心の注意を払っておられることとは思いますが、動くことが困難な患者さんを多く収容している病院で一度火災が発生すると大惨事となるわけです。そういう大きな事故にならないよう1日も早くスプリンクラー設備の設置を行い、患者さんの安全を図るべきではないか、このように思いますが、いかがなものでしょうか。

私が申し上げているこの2点については、患者さんにとって最も重要な問題であり、安全衛生上、病院としても放置することができない問題であります。また、いずれも工事を実施するにしても大規模工事となり、工事期間中は、患者さんを収容することができなくなります。そのため収入が大幅にダウンし、財政運営上、非常に大きな影響を及ぼすことは火を見るよりも明らかでありますけれども、別々にこれらの工事を実施すると、さらに大きな影響を及ぼすのではないかと思います。私はこの際、これらの工事を同時に実施した方が得策と考えますが、いかがなものでしょうか。一時的には、大変な財政負担とはなりますが、将来を考えるとその方がよいのではないかと、このように考えますが、いかがなものでしょうか。

以上の点についての考え方と、工事の概算費用等をお聞かせ願いたいと思えます。

それと、消防関係者にお聞きをしたい。今まで6,000㎡だったものが一挙に床面積が3,000㎡以下になりました。内部のことですし、今の答弁のとおり、昭和62年に消防法施行令の改正されましたが、今まで放置されていたわけです。その間、いろいろ適用除外も含めて検討されてきたのではないかと思います。その辺は、どのような根拠で3,000㎡になったのか、説明を願いたいと思えます。

それと、本市では、他のどの病院が対象になるのか。それから、その病院に行政指導をされているのかどうか、お聞きをしたいと思えます。

以上、再質問をよろしくお願いたします。

○ 病院事務局次長（梅山世紀君） 総務課梅山よりお答えいたします。

議員さんが御指摘のように、本館を全面的に改修の方が財政的にも一番効率がいいとわれわれも十分認識をいたしております。私どもの試算では、スプリンクラー設備の設置を行うのに工事費で約1億円、工事期間は、工事方法にもよりますが、患者さんを徐々に移動させて行うとなると、1年ぐらいは必要だろうと考えております。

また、部屋の改修等についても、本館全体がそのような状態になっておりますので、それらを解決するためには、すべての窓枠を交換して冷暖房設備の補修、各部屋の補修、外壁の補修等の工事を含まれますと、工事費でも数億円は必要であろうと考えております。その上に患者さんをお収容できなくなる期間の収入減を考えますと、相当大幅な財政負担となってまいると存じますので、よろしく御賢察のほどをお願い申し上げます。

○ 消防本部次長（池野 透君） 消防本部池野でございます。市立病院のスプリンクラー設備の設置に係る並河先生の確認の御質問に対しお答え申し上げたいと存じます。

現在の市立病院は、先ほどの梅山次長から答弁がございましたように、新館、本館、東棟、西棟、管理棟、研修棟、看護婦宿舎棟等から構成されておりますが、昭和52年に新築されました新館につきましては、既にスプリンクラーが設置済みでございますので、今回、対象となっておりますのは、本館の東および西棟でございます。

6,000㎡から3,000㎡へ設置義務面積が大幅に規制が強化された理由でございますけれども、昭和61年、神戸市の精神薄弱者援護施設の陽気桜で死者8名の火災がございました。続いて昭和62年、東京都東村山市の特別養護老人ホーム「松寿園」で死者17名を出す火災がございました。それらを契機に社会的弱者に対する防火安全対策の審議が数回にわたって重ねられ、昭和62年に消防法施行令の一部改正がなされ、翌年の4月1日に施行されました。

その主な内容は、先ほどの並河先生の御質問のとおり、スプリンクラー設置の義務面積を病院にあっては6,000㎡から3,000㎡に、また、指定社会福祉施設にあっては同じく6,000㎡から1,000㎡に設置義務面積の規制の強化が図られたものであります。かつ遡及の適用は及ぶということで、施設対象にあっては8年間の猶予期間を設けまして、平成8年3月31日までには設置しなければならないという経過でございます。

ただ、市民病院に関しましては、消防用設備等の設置の単位というのは、建築物の棟を単位とする、という基本がございます。これらをとらえまして、市立病院本館、東棟及び西棟について別棟解釈ができないかと、原課担当職員とわれわれとの間で過去、数回にわたって協議を重ね、また、国の方へも照会をしてございます。その結果、別棟解釈に至らないということで、

スプリンクラーの要設置対象物になったという経過でございます。

なお、加えて管内における病院のスプリンクラーの設置対象施設はいかがか、ということでございますが、法改正以後におきまして、既に和泉中央病院が設置をしております。未設置の病院は、今、御質問いただいております市立病院、新生会病院、ただし、この新生会病院につきましては、先ほど申し上げましたように別棟解釈で設置が免除できるのではなかろうかと存じます。それと、医療法人新風会森病院の事務所棟の部分が未設置でございます。それと、新仁会病院についても対象施設ですが、設置されております。

以上でございます。

- 20番（並河道雄君） 今、いろいろ答弁をいただきました。病院としては非常に財政上の問題があり、やりたくてもなかなかやれない。それ以上のことは言えないと思います。そこで、市長にお聞きをしたいと思います。

市立病院の本館は、建築されて相当な年数が経過しております。大規模な改修もされてはいるわけですが、非常に老朽化が進み、雨水や透き間風が入り、冷暖房も効かないので患者さんが大変困っている。

また、消防法の施行令が改正され、本館全体にスプリンクラーの設置が義務付けられまして、その工事を平成8年3月31日までに実施しなければならないわけでありまして。平成8年といえど2年後ではない。3月31日ですから、お役所が始まるのは4月1日が年度初めです。それから考えてみれば来年なんです。その中で部屋の改修にしよ、スプリンクラー設備の設置にせよ、どちらも患者さんにとっては大変重要な問題であります。市としても、このまま放置しておくわけにはいかないと考えております。

また、本館1階の診療所を見ても非常に狭くて暗く、患者さんが大変困っておられます。この診療所についても、同時に抜本的な方策を講じるべきではないかと思っております。

先ほど、この際、思い切ってスプリンクラー設備の設置と部屋の改修を同時にすべきであり、その方が財政的にも得策であると言いました。しかし、今の話を聞いてみたら、本館は相当老朽化しており、すべての窓枠を取り替えなくてはならない。外壁や内装工事を実施しなければならない。その上にスプリンクラー設備の設置もしなければならないので相当大規模な改修工事となり、工事費も相当高額になる。その上に工事期間の収入減も含めると、財政的にも大きな負担になってくるということでありまして。先ほどの答えからも推測しますと、最低でも10億円から十数億円、いや、それ以上になってくるのではないかと思います。

本館の建物は建築後既に30年も経過しているのに、今、この建物にそれだけ大きな投資をして改修しても今後、どれぐらいの使用に耐えられるのか、私は、疑問に思ってきたわけであり

ます。また、数年後に改修をしなければならないので、せつかくの投資が全くむだになってしまふことも考えられます。

堺市を初め近隣各市の病院は、ここ数年のうちに新しいものに建て替えられることになってきます。先ほど忘れましたが、泉大津も建て替えをやります。ほとんど周辺全部建て替えられます。市長さん、この際、和泉市も思い切って本館部分を全面的に建て替えてはどうか。その方が財政的にも効率的だし、より効率的な診療ができ、市民も喜ぶのではないかと思います、いかがでしょうか。市長さんはさきの選挙の公約の中で、市立病院の充実を挙げておられました。ぜひこの機会に公約の実現を果たしていただきたいと思います。私は、今、その時期に来ているように思いますが、いかがでしょうか。

以上の点について、市長の御見解をお聞きをいたしたいと思います。

○ 市長（池田忠雄君） 並河議員さんの御質問に対しましてお答えを申し上げたいと存じます。いろいろと御指摘をいただいているところであります。病院経営というのは、御案内のとおり赤字続きでございまして、年間、毎年10億円の貸し付けを行い、7～8億円の補助金を出してなお赤字であるというのが、現行の和泉市民病院の実態であるわけでありまして。市民福祉の増進のメッカでございまして、市民さんに喜んでいただく医療設備をしながら一般会計の財政が非常に苦しいという矛盾は、地域医療の推進の観点からいたしましたらやむを得ないという割り切りで今日まで運営を続けているわけでありまして。

おかげさまで53年に改修をして以来、院長先生を初め医療スタッフや医療機器の充実等いろいろなことを通じ、泉州一の公立病院という名声を得ながら今日に至っているのも事実であります。本市の市民のみならず周辺からも大勢の人が市民病院に診察を求め、あるいは入院をされているのが実態でございます。

その中で本館の改修問題というのは、非常に私たちも課題にさせていただいてまいっているところでございます。スプリンクラーの設置につきましては、消防当局から話がございましたように、これは法律の命じるところから、いわゆる安全の確保が第一義だと思っておりますので、幾らゼニがなくとも、スプリンクラーの設置をして当然だと思っております。

また、本館の改修につきましては、病院当局から話がございましたように、まだ私の方に具体的に見積もり、日程等は上がってまいっておりません。今後の課題でございまして、いろいろな御不便をおかけしているのは事実でございます。その都度、小修理をもって雨漏りなり、透き間風等について対応をしているのが実態であります。基本的に古いものですから、冷暖房などいろんな面で御不便をかけているのは事実でございます。いろいろと御提言をいただく中、これからの市民病院のあるべき姿というものも含めまして、抜本的な検討をしていかなければ

ならない段階だということは承知をいたしております。今後、病院当局と煮詰めをさせていただきたいと存じます。

御指摘のように、修理をしても古いのでまた修理が出てくるので、この際、建て替えた方がましやないか、という思い切った御提言でございます。仰せは、よくわかるわけであります。どう対応していくか、ひとつお時間をいただき、本館問題については、病院当局と十分整理をさせていただきたい。

泉州一を誇ってまいりました本市の市立病院も古くなり、他市では、いろいろと入れ物について新しくしている動きは聞き及んでおります。医療設備というのは、医療スタッフと医療機器、それから、入れ物の問題の両方合わせて評価が出てまいるのも事実でございます。優秀なスタッフと優秀な医療機器を入れております本市の病院でございます。残るところは、本館の対応が課題であるということは重々承知をいたしておるわけございまして、今後とも、病院当局と十二分に協議をしまいたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

- 20番（並河道雄君） 市長はなかなか口が上手なので、昨日の天堀さんの議事録ではないが、はっきりやるかやらないかは、今の答弁ではわからないわけです。スプリンクラーはやって当たり前、財源問題はあるにしても、来年の予算で病院の予算になるかは別にして絶対にしていただかないといけません。その経過として、病室の方もやるべきやと思います。

昨日もいろいろありました。土地を売った20億円のうち18億円も庁舎の将来のためにため込むんやという、まさしく昨日の天堀議員さんの話では、図書館や文化施設等を言いましたが、忘れておられました。議会としては、この病院も常々、市長がおっしゃっておられる市民の命と財産を大事にするための大きな課題だと思います。

この間、ある人の講演を聞きました。「王者というのは、民衆を守っていくのが王者だ」ということです。それを聞いて感銘しました。市長というのは、市民の命と財産を守るという大事な責任があると思います。市長は、一般会計から繰り入れている、とおっしゃいましたが、本年度に限っては、2,300万円ぐらい繰り入れを減らしています。毎年、見ているのですが、市政方針では、病院に関しては1行か2行ぐらいです。全く力を入れていないと感じております。

また、何回も言いますが、周辺の病院が建て替えられ、内容が充実し、周辺の環境も整備をされていきます。市長は、「泉州一の病院」とおっしゃってますが、医療機器にしても、市民病院で初めてCTを入れたときは、周辺の病院からCTを撮りに来ました。ところが今はどうですか、それ以上のランクのCTがあるため、市民病院の患者さんがよそへ撮りに行ってるじゃないですか。だんだん泉州一の自慢していた病院にも陰りが見られてきていることについ

て、市民の代表としての議会が非常に憂えているわけでございます。

スプリンクラー設備の設置は当然として、病舎の建て替えについては、病院の財政は非常に厳しい経営状態になってます。薬価基準の問題とか、あるいは診療報酬の問題等いろんな問題を抱えているため、この2、3年、病院経営は、民間も含めて非常に厳しくなっていることは理解をしますが、周辺の民間病院が企業努力を重ねて患者さんを獲得している。その点では、非常に苦慮しているわけです。

再度、市長にお聞きをしますが、この病院の建て替えについて、また、病舎の増改築についてきちんとした答弁をいただきたい。何かうやむやに終わってしまうと、スプリンクラーの設備の6,000万円だけの予算措置で終わるのではないかと心配しておりますので、再度、市長の御答弁をいただきたいと思います。

○ 市長（池田忠雄君） 病院当局から具体的な建て替えなり新設の話についての協議は、まだ私のところにまいておりません。これからの課題でございますので、十二分に協議をして対応してまいりたい、このように存じます。

○ 20番（並河道雄君） 病院の方で早急に見積書 を市長に出していただきたい。スプリンクラー以外の分も含めてね。小手先でサッシを替えたりしても長続きしません。今、きちんと市長の答弁をいただきましたので、また、機会があれば議会で質問もしたいと思います。この病院の建て替えについては、私も積極的に取り組んでいきたいと考えておりますので、病院問題については、以上で終わっておきたいと思います。

次に、保育の問題でございます。いろいろ数字的なことをお聞きして細かい点まで答弁をいただいたのですが、保育経費の他市との比較はどうなっているのか。また、延長保育の7園について答弁がありました。どこの園なのか、答弁をお願いします。

それから、国がゴールドプランの前倒しということでいろいろ積極的な予算措置をしているように思います。その中で今回、保育事業にも力を入れてきています。例えば駅前型保育とか、あるいは午後10時ごろまで保育する長時間保育事業等が出てきておりますが、本市としてこれに対する取り組み、考え方があれば述べていただきたいと思います。

それから、パート保育さんについて、労働条件も含めて近隣との比較資料の提出をお願いしたいと思います。ちょっと通告してなかったもので、答弁しにくいと思いますが、よろしくお願ひします。

それから、パート保育さんについては、多分、全員が源泉されていると思いますが、この源泉された後の所得還付等の指導をきちんとされているのかどうか、その点をお願いしたいと思います。所管が違つかも知れませんが、答弁できるところからお願いしたい。

それから、今、本市の措置率が何%ぐらいになっているのか。また、定員割れの保育園がないかどうか。答弁漏れも含めてお願いしたいと思います。

○ 児童福祉課長（橋本敏雄君） 児童福祉課に対する再度の御質問でございます。

まず、第1点目の保育経費の他市との比較はどうか、という点でございますが、正確な資料はございませんが、平成4年度の公立一般園だけの四條畷市の調査が手元でございます。その調査によりますと、当市は、32市中22番目になってございます。

なお、この資料では、府下最高が年間で約250万円、最低では約100万円ぐらゐとなってございます。先ほど、月に15万1,000円という形で答弁いたしました。年間では、181万2,000円ということでございます。

次に、現在、延長保育を7園で実施しておりますが、その園名を申し上げます。国府第一保育園、国府第二保育園、緑ヶ丘保育園、鶴山台第一保育園、鶴山台第二保育園、幸保育園、くすのき保育園、以上、7園でございます。

次に、国が考えている駅前型サービス、また、午後10時ごろまで保育する長時間保育の件でございますが、国の平成6年度の概算要求におきましては、駅前に保育所を設け、公共交通機関を利用する方の利便性を考慮した駅前型保育サービス事業や、午前7時からおおむね午後7時までの延長保育を超えて開所する、すなわち午後10時ごろまでと思っておりますが、長時間保育事業実施保育所の増設などが新聞紙上等において発表されたところでございます。その後、大阪府に確認いたしましたところ、その他の事業も含め、国の児童の環境づくりの一連の事業と伝え聞いているところでございまして、市町村にお渡しできる資料はない、とのことございました。今後、本市におきましても、府等に対しまして情報の収集に努めてまいりたいと考えてございます。

次に、パート保育士の労働条件や税等の絡みもございまして、他市の資料は手元にはございませんので、御勘弁願いたいと思います。現在の労働条件といたしましては、勤務時間におきましては、最長で平日は7時30分から9時まで、また、夕方は3時半から6時半まで。土曜日につきましては、7時30分から9時まで、11時から6時半までとなっております。

また、賃金単価につきましては、現行1時間970円でございます。一時金としては、最高で夏1カ月分、冬は1.5カ月分が支給され、その他としては、健康保険、雇用保険の加入、退職金制度等もございまして。

そして、税との絡みでございますが、パート保育士さんは、現在54名おりますが、すべてのパート保育士さんは、おおむね100万円を超えているものと思っております。所得税につきましては、給与天引きを行っている関係上、税申告につきましては、各自の状況は異なります。

が、基本的な指導は行ってございます。

もう1点、平成6年度の保育所入所の関係でございます。12月末で締め切りいたしまして、申し込みをされた方につきましては、ほぼ100%の入所を行ってございます。ただ、公立、民間合わせて25園、2,620名の定員に対しまして、平成6年度の措置状況は2,003人となっており、措置率的には、76%となっております。

以上、よろしくお願い申し上げます。

- 20番（並河道雄君） 保育園では、定員割れはないわけですか。
- 児童福祉課長（橋本敏雄君） 定員割れはございません。
- 20番（並河道雄君） 100%というのは……。
- 児童福祉課長（橋本敏雄君） 申し込まれた方については、すべての保育園で措置しているということでございます。
- 20番（並河道雄君） 定員割れはないということですか。措置率が100%ということでしょうか。
- 児童福祉課長（橋本敏雄君） そうです。
- 20番（並河道雄君） しかし、定員割れはないか、ということを聞いてます。
- 児童福祉課長（橋本敏雄君） 定員は割ってございません。
- 20番（並河道雄君） それはおかしいと思います。質問の趣旨がわかってもらってない。100名募集して60名が入っても100%の措置率でしょう。
- 福祉事務所理事（坂田平之君） 坂田からお答えいたしたいと思います。
- 平成6年2月1日現在の公立園で定員をオーバーしているのは、国府第一保育園のみでございます。その他は、定数に対して100%の措置はしていないということでございます。定員に見合う100%は措置していません。
- 20番（並河道雄君） その措置率100%というのは、定員を割っていたら措置率100になるからね。国府以外は皆定員割れですか。
- 福祉事務所理事（坂田平之君） 失礼しました。定員をオーバーしている園は1園もございません。
- 20番（並河道雄君） えらい時代になりましたな。幼稚園だけと違いますな。わかりました。ちょっと1、2点、再度、お答えを願いたいと思います。
- 先ほど、府からの提供する情報はない、という答弁でしたが、これは課長、われわれは自慢するわけではないが、われわれの方では、衆議院の北側代議士（？）がおりまして、そこからいろんな情報提供があります。大蔵政務次官という立場もありまして、予算措置やいろいろ

とわれわれの要望も含めて言うているんですが、今回、保育事業に力を入れるということで、その中の1つとして駅前型保育サービス事業とか延長保育などが打ち出されています。

最近の保育ニーズは多様化してはきています。以前の託児所とは全然違うわけですね。総理府の統計によりますと、昨日の上田議員からの質問にもありましたように、6割から7割のお母さん方がパートで働いています。そして、保育ニーズも幅広くなっていますので、駅前型保育事業というものを国の指導によってやっていこうではないか、というものです。これは駅の近くに保育園をつくり、そこへ子供を預けて電車で勤務に行き、帰りに子供さんを受け取って家まで帰る。延長保育というのは御存じのとおり、夜間の10時ごろまで預かれる保育事業も考えなければならぬということです。そういった予算措置がされております。

府に問い合わせても、市に渡す材料がない、というのは当然やと思います。まだ、大蔵省段階で止まっております、そこから府へ下り、市の方へ入ってくると思います。一挙にはいかんと思いますが、保育ニーズがそういう状況まできているということ、保育行政としてとじていろいろ検討していただきたいと要望しておきます。

それから、パート保育さんはほとんど100万円を超えている、ということですが、100万円未満の方は何人ぐらいおられますか。

- 児童福祉課長（橋本敏雄君） 現在、54名のパート保育さんがおられますが、おおむね100万円を超えております。100万円を切れている方は、お休み等で賃金が減りまして、数字的には資料を持ってませんが、100万円を切っている方も中にはおらうかと思えます。
- 20番（並河道雄君） いや、現実におるから聞いてます。今、ちょうど申告の時期でございまして、偶然かどうか、私のところへ100万円未満のパート保育さんばかりが源泉徴収を持って来られてます。先ほど、課長の説明があったようにほとんどが源泉されてます。このまま放っておくと、所得税が取られ放しになってしまう。これは労務管理とかいろんな面で還付されることを教えてやらないといかんと思う。たまたま僕らは知っているから、これは所得税が戻りますよ、と言ってますが、放っとくと取られ放しです。税務署から、あんたの税金は返りますよ、なんて通知はありませんからね。その辺のところを指導されているということですが、どこで指導しているんですか。
- 児童福祉課長（橋本敏雄君） 基本的には、いろんなケースが想定されますので、園長会で園長を通じての指導をいたしてございます。
- 20番（並河道雄君） 何も税務署の勉強をしているわけではないですが、税務署も非常に厳しくなってきました、最近、パートの所得税まで言うてくるようになってます。一般に働いておられる人なら、100万円未満なら扶養に入るから問題ない、という感覚だけでおられる

と思う。ところが、100万円未満でも、配偶者特別控除というのが引かれるわけですよ。例えば所得が発生した場合には、35万円の配偶者特別控除が20万円になったり15万円になったり段階があります。それで、お父さんの方の35万円を引いている分を返せ、と呼び出しを掛け、そこで、所得税を払わされているという結果が出てますので、取られ過ぎの分はきちんと返してもらうのは当然のことです。その点は合法的なことからきちんと指導をしてやってほしい。取る方は取っても、返す方は放ったらかしということではいけないとおもいます。役所ではきちんと源泉しているのですから、所管の方できちんと所得税の還付をしてやってほしい。それぐらいは自分で行きますからね。

それから、逆に100万円を超えた場合でも、扶養は抜けても配偶者特別控除は受けられるわけですからね。100万円を超えているから扶養家族から抜いて放っとくと、税の控除が損をするわけです。100万円を超えても134万9,999円までは5万円、それから、段階的に35万円、30万円、25万円、20万円、15万円、10万円と所得控除がありますから、その辺もきちんと指導してやってほしい。パートに出て将来の子供さんのためとかで働いておられるのですから、そういうのは何も脱税でもない。きちんとした所得税の還付になるわけですからね。

それから、労働条件等については、組合と話し合いをして決められていることですから、議会や議員が口をはさむことはないですが、大変な中のパート保母さんですから、きちんと待遇面でも改善をしてやっていただきたいと思ってます。

以上で保育関係は終わりますが、いろいろ保育でも保育料の算定とか問題点があるかと思いますが、近年、非常に出生率が低下をしてきました。今までは、保育所の増設によって入所の促進を図ってきましたが、今後とも保育体制を一層整備され、本市においても、それぞれ地域の保育需要に即した実施をされることによって児童の健全育成、また、女性の就業等の推進の一翼を担うため入所措置の適性化あるいは特別保育対策、これもまた大変やと思います。例えば障害者の受け入れとか乳児の保育、それから、先ほど言いました延長保育対策など、これらが特別保育対策ですが、そういった対策の的確な推進あるいは適切な保育料の算定、資産割とかいろいろあると思います。福祉部門における保育対策は重要な施策でございますので、どうか力を入れてやっていただきたい。このことを意見として要望し、保育問題については終わります。

それから、老人福祉の方でいろいろ答弁をいただきましたが、余り中身のある答弁ではなかったと思います。具体的に述べてくれ、と言いましたが、抽象的な答弁で終わって残念です。細かいことまで通告してませんでしたので、いたし方ないかなとも思ってます。例えばホームヘルパー派遣の総時間数は、平成3年度との比較ですので一挙に伸びた見たいですが、そうで

もないように思います。ホームヘルパーは岸和田とか田尻では無料ですし、一部条件付きで貝塚、泉佐野、熊取、岬、阪南では無料にしておりますので、他市に比べておくれもあるわけです。

デイサービスについては、何か申し込んでもすぐに入られへんぐらいや、と自慢してますが、もともとなかったので入られへんわけです。平成2年ごろには、泉佐野、吹田、高槻、茨木、豊中、箕面、堺、人口が同じぐらいの松原、羽曳野、藤井寺、八尾、東大阪、枚方、寝屋川などでは既にデイサービスができています。和泉市でも今年から増えていきますが、余り自慢たらしうとこちらも言いたくなりますので、その点は指摘しておきたいと思います。

それから、ショートステイについては、寝たきりと痴呆症の両方預かるわけですが、ゴールドプランでは「寝たきり老人ゼロ作戦」というのをやっていますね。僕も常々、議員になってから老人対策で独居老人問題について質問をしてきましたが、それでは1点、金谷課長、ゴールドプランの中の「寝たきり老人ゼロ作戦」について、本市としてどのような対応をされているのか、これを聞いて終わりたいと思います。

- 市民生活部次長（池辺修次君） 並河議員さんの質問につきまして、健康課池辺よりお答え申し上げます。

「寝たきり老人ゼロ作戦」ということでございますが、保健事業に基づきます保健婦による訪問看護ということで、現在、市内の民生委員さんから届けられた名簿に基づきましてやっております。また、自宅でも機能訓練ができますよう、理学療法及び理学作業療法士の方を自宅に訪問させまして、そういう指導も行っているところでございます。

以上でございます。

- 20番（並河道雄君） それは答弁と違うがな。それはわかっています。「寝たきり老人ゼロ作戦」というのは福祉ゴールドプラン10年計画の中にきちんとあって、国の施策で地方自治体にもきちんとしたものが下りてきているわけです。ちょっと教えてあげましょうか。「寝たきりは予防できます。21世紀には、お年寄りが寝たきりにならないような体制を整備します」という1つの大きな項目があり、「希望する人はだれでも機能訓練を受けられるよう体制を整備します。このため機能訓練会場への送迎のためのリフト付きバスを全市町村に整備します」。これは辻議員が一生懸命に福祉バスについて言うてますが、それもできないぐらいですので、これも難しいかもわかりませんが、こういった項目があります。

それから「脳卒中情報システムを整備します。脳卒中や骨折などを予防するため健康教育を指導充実します」。また「老人の寝たきりの状態を防止するための啓発活動の展開」ということでは、「寝たきりの原因となる脳卒中、骨折等の発生の予防、身体機能の低下した老人に対

適切なサービスを円滑に提供する情報網の整備、寝たきりにならずに生活できる住環境の整備、また、医療機関、施設等における適切なリハビリテーションの普及、在宅の保健医療、福祉サービスの充実など、このほかにもいろいろあるわけですが、こういった主なものを国からの施策として市町村でやりなさい、ということです。先ほど、金谷課長が答えておりましたが、ホームヘルパーにしろ、きちんと数まで言うてきているでしょう。「寝たきり老人ゼロ作戦」ではこういうことをやりなさい、ということですよ。課長どうですか。これは健康課ですか。どちらですか。

○ 福祉事務所長（中川鉄也君） 福祉事務所中川よりお答え申し上げます。

並河議員さんがおっしゃる「寝たきり老人ゼロ作戦」というのは、福祉、保健の両部局にわたってまして今後、進めていく課題ということで、現在のゴールドプランの中でも示されている事項でございます。したがって、保健部局と福祉部局で連携を深めながら、それに向けて努力していく大きな課題だと認識しております。

○ 20番（並河道雄君） 突っ込んだ答弁はないし、もらってません。余り取り組んでないと思います。こんなことを言うといけません、福祉課の職員に聞いても、「うちは府の施策の上乗せも何もないんや」と平気で言うてます。非常に残念に思います。福祉というのは非常に幅広い施策ですし、これから住民にとっても大事な施策です。どの政党も福祉を語ってます。その中で答弁1つももらっても、わけのわからん具体的な答弁が何もないので納得できないのですが、また、別の機会に質問することとして、本日の一般質問を終わっておきたいと思います。

○

○ 議長（大谷昌幸君） 次に、27番・早乙女実議員。

（27番・早乙女実議員登壇）

○ 27番（早乙女実君） 27番日本共産党の早乙女実です。通告に従いまして、一般質問を行わせていただきます。

第1に、老人保健福祉計画についてであります。昨年11月5日、審議会に諮問されまして、12月2日、厚生病院委員会協議会で報告をされました和泉市老人保健福祉計画（案）について、6点にわたってお聞きをしたいと思います。

第1に、本年1月19日には審議会の答申が示され、市長の平成6年度市政運営方針では、「和泉市老人保健福祉計画の実施初年度として」と述べられておりますが、最終的な計画決定はどのようなプロセスになるのか、まず、お示しいただきたいと思ひます。

第2に、同和地区の位置付けについてであります。答申では、同和地区においては高齢化率が高く、また、高齢者単独世帯が多いとして、計画の実施に当たってはこれらの実態を勘案

し、施策の優先採択として努めることを求めています。老人保健福祉計画（案）をつくるに当たって、平成4年第4回定例会で、私が具体的なデータも示して御指摘もしたように、市の福祉計画でも、南横山校区が高齢化率が高いことを述べていますし、町別に見ても、同和地区を特別視することは逆に問題だと思っわけであります。

一方、市政運営方針では、「個人給付の事業については事業内容を精査し、事業のあり方等について検討してまいります」とも述べておられるわけですが、今後、この老人保健福祉計画の実施において、どのような方針で臨まれるのか、お示してください。

第3に、計画では、保健、医療、福祉の連携をうたい、89ページに次のように述べています。「要援護高齢者の在宅生活を支援していくためには、保健、医療、福祉の各分野が連携を取り合って当該高齢者の生活全般に根ざした多様なニーズに対応していく必要がある。また、保健、医療、福祉が共同して高齢者に最も適切なサービスを提供していくことによって、社会的資源、財源等を最大限に有効に活用できることになる」と述べています。実際、そのとおりだと思います。

しかし、答申でも「連携についての計画を充実すること」とあるように具体的なイメージが乏しく、見えてこないわけであります。とりわけ、市政運営方針では、「市民の健康増進を図るため、地域医療の基幹病院としての責務と経営基盤の安定に努めます」と市立病院の位置付けを述べています。それにもかかわらず、市立病院がこの老人保健福祉計画で果たす役割というものが全く触れられていないと思っわけであります。この点については以前、訪問看護の問題で質問した際御指摘もしたわけですが、再度、市立病院の計画へのかかわり、役割についてお聞きをしたいと思います。

第4に、市政運営方針では、「在宅福祉3本柱の第1であるホームヘルプサービスについては、社会福祉法人等にその業務を委託する」と述べられていることについてお聞きします。和泉市職労の日刊ニュース2月25日付、NO. 8966です。また、3月4日付非常勤ヘルパー労働組合のニュースをたまたま入手しました。それによりますと、現在、市の直営で行っているヘルパー業務を、昨年設立されました福祉公社に全面委託する、ということが述べられています。

この点について、組合側は次のように述べています。「業務委託という重大問題を協議申し入れすら行わず強行しようとする態度は、これまでの労使間の経過を無視するもので断じて許されないものだ。しかも、申し入れすらなされていないのに、既に3月議会への予算書に委託費で計上されていることが明らかとなった」とニュースで述べています。

最終的には、市当局は「改めて市職労ヘルパー労組に対し協議申し入れを行いたい。基本的

な立場として、協議が整わない限り市としては強行しない」と回答されているようですが、この内容は、事実として確認できるのでしょうか。

また、この全面委託という点については、厚生病院委員会協議会でも一切説明がありませんでしたが、なぜ報告されなかったのでしょうか。議会軽視ではないでしょうか。また、なぜ市のヘルパーの全面委託をされるのか、その理由を教えていただきたいと思います。

第5に、福祉の福祉のまちづくりということで94ページに書かれているわけですが、「高齢者を初めとするすべての人々が、みずからの意思のまま暮らし、移動し、利用できるまちは、広く住民全体にとって利用しやすいまちであり、そのようなまちづくりは、本市にとって未来に引き継げる大きな財産でもあろう」と述べられており、これもまたそのとおりだと思います。

また、この実現に向けては、「このような観点から広く市内の事業者に啓発指導を行い、公共公益施設等の都市施設への福祉的配慮の徹底を図る。また、市の施設に係るものについては、新設施設への福祉設備、備品の備え付けはもちろん、既存施設の福祉的視点からの点検を総合的に行ってその改善計画を策定し、順次、その改善に取り組んでいく」と述べられております。

この点については、上田議員さんも質問されておりますので、具体的事例でお聞きしますが、和泉市の主要駅、JR3駅と和泉中央駅の改善と新設になると思いますが、エスカレーター、エレベーター等いろんな問題があると思います。駅といえば、公共公益施設の最大の利用数があると思いますが、この点はどのようにお考えでしょうか。

最後に第6番目ですが、この計画の市民への徹底についてはどのように考えておられるのか、お聞きをしたいと思います。

2番目に、競艇の場外舟券売り場（仮称）ポートピア和泉の設置についてお聞きをしたいと思います。

既に御存じのことだと思いますが、肥子町二丁目のイズミールランド跡地に場外舟券売り場設置問題が生じています。住民の方から相談も受け、これまで調査をし、ニュースも発行して大変な問題であることをお知らせしてきました。

第1回定例会を前にした2月14日の総務委員会協議会でわが党の猪尾議員がこの点についてお聞きしましたところ、「業者からのあいさつがあり、知っている。市としては、賛成の立場も反対の立場もとっていない。住民の総意が決めることで、住民の総意で市に働きかけがあれば、市として態度を検討したい」と述べていらっしゃるようですが、地元住民皆さんのどうやっていくのか、という不安に対しては、余りにも無責任な答弁と思った次第であります。

論議を噛み合わせるため、私の方で調査した内容もお示しして質問したいと思います。1月22日、地元で開かれました説明会の資料が町内会の回覧で回りました。住民の方からそのコピーをいただきましたので、それをもとに説明をしたいと思います。日時は1月22日(土)午後7時からであります。内容は昨年12月、イズミーランドの持ち主である吉田氏より、ボートピア和泉進出の要望があるも、現状の交通環境等を勘案するときとても無理な状況を表明したが、既に姫路市に設立されているボートピアをぜひ見学してほしい、との再度の要望があり、役員で見学をしてきました。そして、この見学してきた際のビデオを見せて以下、説明がされているわけであります。

ボートピアとは、イズミーランドを除去し、その跡地に場外競艇発売会館を建設予定するものである。尼崎、住之江競艇場の実況中継等をケーブルを使用して館内で放映をするものである。営業時間は10時から4時までで、10時に会館を開き、5時ごろまで人の動きが見込まれる。大体、1日累計で600人から800人程度の出入りが予想される。日程は週5日から6日間、年240日程度開催をされる。それに伴い駐車場としては、1,000台程度を確保する予定である。

このときの説明会では、住民からサティができて車が増えているのにこれ以上増えたらどうするのか、治安の乱れが心配である、という質問に対して、業者側が、26号線からしか車を入れない、板原水路を暗渠にする、ガードマンを150人配備する、府中駅よりカメラを設置し監視をする、館内はアルコールは販売しない、街灯を増やす、警察官詰め所を設置する、こういうことを言っています。

さらに、和泉市や肥子町の利点として、売上金の1.5%が市の財源となり、潤うと言っています。例として売り上げが300億円なら4億5,000万円が市に入るんだというわけであります。さらに、地元町民を優先的に館内のいろんなガードマンとか清掃員に雇用をする、こういった点で地元の活性になる、という説明をされているわけです。

その後、2回目の説明会の中では、駐車場は約1,034台、営業時間は午前10時から午後5時まで、平均客数は約800名という変更を業者側は示していますが、大筋では変わっていません。

こうした施設は、今、バブル経済の破綻を背景に負債を抱えた業者がボートピア施設建設に動いているとも言われており、全国で問題になってきています。これまでも数年前、大阪関係では泉南市でこの動きが一たんありまして、ストップをしています。昨年は、寝屋川市でこの問題が起これ、これもストップしました。現在、和泉市に来る前に岸和田市で話がありましたが、これも町会の反対で市で論議をすることなく中止になっています。さらに、大阪市の道頓堀でこの話が持ち上がり、現在、中断しています。

全国的に見ますと、数年前、北海道札幌の隣の南幌町と鳥取県米子市で同じような話が起こり、これもストップしています。今、全国で起こっているのは、奈良県香芝町、千葉県富津市、山梨県御坂町、鹿児島市の桜島町、鹿児島県東市来町等、私が全国ネットでいろんな本からも探し出した数字でこれだけでありまして、多分、これ以上にいろんな動きが全国で今、起こっていると思います。その大半が住民の反対運動が起こり、大論議になっております。ガードマンに守られ、防犯カメラを設置し、警官詰め所もしくは交番がなければ治安面に不安があるような施設が、私は、和泉市に必要なだとはとても思えないわけであります。交通、環境、教育、まちづくりを考えるならば、設置を許してはならないと思うわけですが、いかがでしょうか。また、今でもサティ周辺は阪和線の踏み切り問題もありますが、土曜、日曜日は大変な混雑状況があるわけでありまして、この点について、交通公害課はどのように現状認識を持っておられるのか、合わせてお答えをいただきたいと思ひます。

以上で1回目の趣旨説明を行ひまして、2回目以降は自席で行わせていただきたいと思ひます。

○ 議長（大谷昌幸君） 答弁。福祉事務所。

○ 老人障害福祉課長（金谷宗守君） 1点目の老人保健福祉計画の関係につきまして、老人障害福祉課金谷からお答え申し上げます。

老人保健福祉計画の策定の進め方につきましては、昨年11月5日に和泉市老人保健福祉計画審議会に諮問いたしまして、これと並行いたしまして、大阪府と内々に事前の協議を行ってまいりました。大阪府からは、一定の修正すべき点について御指摘がありましたので、市といたしましても、その対応策を審議会にお示しをいたしました。審議会では、これも勘案していただきながら御答申をまとめ上げていただき、本年1月19日に答申をいただいたところでございます。答申につきましては、さきの厚生病院委員会で御報告させていただきましたので、議員さん御承知のとおりであります。

その後、審議会の御答申を最大限に尊重いたすべく、また、府から指摘のあった点も含めまして修正作業を行い、市としての最終の計画案をまとめ上げ、去る2月25日、大阪府に対して法定協議書を提出をいたしましたところでございます。大阪府からつい昨日でございますが、本市の最終計画案に対して、妥当である、という旨の意見が届いたばかりでございます。本市としては、この御返事をいただきましたので、市としてあと残すのは、最終決定を下すということだけでございます。間もなくその決定をいたすことになろうと存じます。

次に、2点目の同和問題でございます。老人保健福祉計画を策定するに当たりまして、平成4年9月に大阪府がその基本方針を示しております。老人保健福祉計画の作成に関する基本的

な考え方というものでございますが、その第3項の「計画策定の視点」というところがございますが、そこには住民参加による計画づくり、福祉のまちづくりの推進の2つと並びまして、3つ目に、「同和問題解決の視点」ということが掲げられておりまして、3つの視点がございます。

また、このほどの審議会の御答申でも委員会協議会で御報告申し上げましたが、3項目示されました基本的事項の第3点目におきまして、ただいま申し上げました府の基本的な考え方と同じ趣旨のことが述べられているところでございます。したがって、市としては、計画の実施に当たっても、この立場を堅持したいと存じます。

○ 議長（大谷昌幸君） 次。

○ 市民生活部次長（池辺修次君） それでは、3点目の市立病院に関連いたします御質問につきまして、健康課池辺より老人保健福祉計画におきます保健、福祉、医療の連携につきまして、本計画におきます高齢者の生活全般に根ざしたニーズに対し、各種サービスを提供する上において、保健、福祉、医療の各分野の連携は、必要かつ欠くことのできないものであります。これらの連携を図るため、既に設置しております医療対策審議会及び高齢者サービス調整チームには医療機関の参画もいただき、保健関係に御指導、御協力をいただいているところでございます。今後は、これらの活動の強化を図り、医療との連携に努めてまいり所存であります。

また現在、和泉市医師会、歯科医師会におきましても在宅ケアに関連する検討部会が設置され、種々検討をいただいているところでございますが、これらの部会に対して本計画の説明会等を行い、計画推進における保健、福祉、医療の連携について、御指導、御協力をいただけるよう努めてまいりたく考えているところでございます。

なお、さらに行政組織内部においても、本計画を推進する上で保健福祉部局はもとより、公的医療機関としての市立病院の参画を求め、行政の基本的位置付け等について検討してまいりたいと考えているところでございますので、よろしく願いいたします。

○ 議長（大谷昌幸君） 次。

○ 老人障害福祉課長（金谷宗守君） 4点目のホームヘルプ関係でございますが、御指摘のようにホームヘルプ業務は、新年度におきましては、従来の介護型の府立光明荘への委託のほか、新設のビオラ和泉や和泉市福祉公社にその業務を委託する方向で、予算案もそのように計上をいたしております。

そこで、2月25日付の和泉市職員労働組合ニュース及び3月4日付の和泉市非常勤ヘルパー労働組合ニュースの内容でございますが、情報源が労働組合ということで若干、ニュアンスの違いはございますが、大筋では、議員さんが読まれた部分はそのとおりでございます。

また、この件につきましては、さきの厚生病院委員会協議会には御報告を申し上げておりませんけれども、従来から光明荘にも委託を行っているところでございます。また、業務の進め方の変更ということで、特に所管の委員会協議会に御報告するほどのものではないと判断いたしました次第でございます。議会を軽視する意図はございませんので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

また、全面委託の理由でございますが、ホームヘルプサービスについても市民ニーズが多様化しておりまして、休日のホームヘルパーの派遣あるいは夜間の派遣などの柔軟性も求められてきているところでございます。そこで、社会福祉法人などサービスの供給主体を複数にすることによりまして、サービスをより柔軟かつ弾力的に供給し得るものではないかと考えるところでございます。

また、老人保健福祉計画案では、目標年次の平成11年度におきましては、ヘルパーは一応111人と算定されております。行政のスリム化が叫ばれる中、正職員の定数の大幅な増加は困難でございます。したがって、民間の活力を導入しながらも、一方では、供給主体が社会福祉法人あるいは財団法人である福祉公社といういずれも公益法人でございますので、公平性や安定性も確保されるものと考えているところでございます。その意味でも、市は委託者として当然、公的な責任を負いながら、その委託先も信頼し得る社会福祉法人あるいは財団法人でございますので、十分にその責任を全うしていただけるものと確信をいたしております。

次に、5点目の福祉のまちづくり関係でございます。まず、JR3駅の関係につきましては、福祉のまちづくり条例が制定される以前から、駅の設備施設の改善方を要望してきたところでございます。その結果、和泉府中駅につきましては、駅前道路と改札口との間にございました段差が解消されました。あるいは信太山、北信太両駅につきましては、上り線のプラットホームへのスロープの取り付け並びに駅員をスロープの入り口へ呼び出す装置を設置するなど、若干の改善もなされてきておるところでございます。

そこで、今後の取り組みの方向でございますが、議員さんもおっしゃってられましたように、本件は、既設の施設の改善でございますので、条例の建前から申し上げますと、原則的には、JRへの指導は大阪府の所管となるところでございます。しかしながら、市としても、府と協力して積極的にその改善方を引き続き要望してまいりたいと存じます。

また、新駅の方でございますが、トリヴェール和泉の新駅周辺につきましては、駅のみならず道路、公園等担当部局が施策推進室を初めとして多くの部署にまたがっておりますので、私の方から一括してお答えを申し上げたいと存じます。

新駅を中心とするトリヴェール和泉につきましては、新駅のプラットホームから改札口ある

いは駅ビル、駅ビルから駅前広場、それからまちへとすべて面的な部分になってこようかと存じます。これにつきましては、駅を中心として本市における代表的な福祉のまちとなるよう、泉北高速鉄道の事業主体であります大阪都市開発株式会社などの関係機関とも協議を行い、総合的に取り組んでいるところでございます。福祉のまちづくりを面的に整備を進めてまいりたいと存じます。

最後の6点目の老人保健福祉計画の住民へのPRでございますが、一般住民へのPRといたしましては、市の広報誌を用いましてできるだけ早い時期に計画の概要をお知らせいたしたいと考えております。

以上でございます。

- 議長（大谷昌幸君） 次。
- 企画調整課長（油谷 巧君） 2点目の競艇場舟券売り場（仮称）ボードピア和泉の御質問につきまして、企画調整課油谷から御答弁申し上げます。

種々御指摘いただいておりますように、仮にこのような施設が本市に立地いたしますと、教育や交通など周辺に及ぼすもろもろの不安といったものは、当然のことながら、無視できない問題でございまして、われわれとしても、今後、注意していかなければならないものと認識してございます。

しかし一方、地元雇用の発生とか地域活性化への一定の貢献、地元自治会等への利益還元などにつきましても一定、聞き及んでいるところでございます。そして、この問題に直接かかわっておられる地元住民皆さんの御意向というものが、この問題を判断してまいる一番重要なキーポイントではないかと考えているところでございます。

したがって、本市としては、公営とは言えギャンブル施設であるから単に悪い、また、逆に地域の活性化が図れるからよいというような短絡的な発想による判断ではなく、地元の総意を第一義的に尊重した上で、現在、予想される問題につきまして、開発事業者がどう対応しようとしているのか、今後、その考え方を十分とらえた上で、関係課ともども諸般の推移を見守る一方、慎重な検討を重ね、それらもろもろを総合する中で、本市の考え方を取りまとめてまいることが必要であろうかと考えてございます。

こういう状況の中で現時点におきましては、本市としてこのような施設の立地について賛成か反対か、その見解なり態度を明快にお示しすべき段階には至っていないと判断してございます。よろしくお願い申し上げます。

- 議長（大谷昌幸君） 次。産業部。
- 産業部次長（大塚俊昭君） サティ周辺の交通の状況につきまして、交通公害課大塚よりお

答えていただきます。

サティ周辺の道路では、旧泉大津粉河線並びに国道26号線を中心に交通渋滞が見られます。特に日曜日、祝日には激しい状況であると思っておりますので、よろしく願いいたします。

○ 27番（早乙女実君） テーマが全く別なので、1問目、2問目と分けてやらせていただきます。

最初に、老人保健福祉計画ですが、正式決定は府の了解を受けて、ということですが、その辺は確認だけさせていただきます。ただ、当初つくるときは、議会の議決を経るべきではないか、という御意見も申し述べておきましたので、少しまだ不十分な点があると思っておりますので、再質問をやらせていただきます。

第2番目の同和地区の位置付けですが、昨年、御指摘をしたのが全然変わってません。これまでも随分指摘もしてきました。例えば寝たきり老人の個人給付金がありますが、同和の場合は60歳以上で年額3万1,560円ですが、一般の場合は3,000円程度のシーツ1組ということでした。それが5年度からは1万円というおカネに変わったわけですが、それでも3分の1という一般と同和の状態が続いています。とりわけ、寝たきり老人に対する個人給付について、こういう区別、差別をする必要があるのかということについては、私は全く必要がないと思いますし、市民のどなたに聞いても、こんなことをする必要はない、とおっしゃるだろうと思います。ところが、こうしたことが同特法がつくられて以来20年近くなるわけですが、この寝たきり老人の分は昭和51年からですから、18年ぐらいこういう状態で一般と同和の方の逆差別という状態が続けられているわけです。こういった個人給付とこれからの老人福祉計画という若干のソフト面での差はありますが、基本的な観点としては、同じ状態でいくのだという形の御答弁だと思います。この老人保健福祉計画は平成11年という目標年次になってますが、こういう状態をこのまま続けていかれるのかどうか。この辺は、市民にとっても大変怒りを覚えるようなことだと思います。この点について再度、お聞きをしたいと思っております。

3番目の保健、福祉と医療の連携ですが、御答弁されたのは市民生活部、ヘルス事業をしているからということですが、私としては、市立病院が地域の基幹病院だ、ということをお知らせして市政方針でおっしゃっているから、その視点でどうとらえるか、ということをお聞かせ願いたかったのです。これは昨年も同じ質問をし、やはりヘルスで答えるのか、病院で答えるのかということ刷り合わせ段階でもめるんです。その意味では、先ほどの並河議員さんの質問に対する答え方でも如実に出てくるのです。なぜ医療、福祉、保健が一体的に考えられないのか、そういう体制がとれないのか。とりわけ、市立病院を軸に医療と保健、福祉が一体的にできないのかということをお聞きしたかったのです。

確かに国の縦割り行政の制約で、今回の福祉8方の改正とかその中では、確かに保健と福祉の連携は法的にも位置付けられたのですが、医療分野の連携を計画策定に位置付けるという部分は、法律では決まらなかったのです。しかし、それを市町村レベルでやってはだめだ、と決して国は言っていないわけです。これは法律のいろんな論議の中でも出てますし、一番市民の対象者である高齢者を中心に考えれば、医療を中心にして保健と福祉がそれを支えていくというサービス供給体制が考えられるべきではないか。とりわけ医療で基幹病院としての責務を果たす、という市政方針から言っても、市立病院の位置付けと役割は大変重いものがあると思います。そのことについては、計画の中で触れられていないところが問題だということで指摘をしました。

先日、私も長野県の諏訪の中央病院に視察に行っただけです。本当に行きたかったのは広島県の御調町なんです。ところが、そこへ電話をすると、1月段階で3月まで全国からの視察者の予約が一杯で、来てもらってもとても対応できないので4月にしてくれませんか、ということですので諦めまして、次に全国的に有名な諏訪に行っただけです。つまり、全国でもこういった御調町なり諏訪の中央病院というのは、市町村立あるいは一部事務組合もありますが、病院を軸にして保健と福祉の行政部分を取り込み、三者が本格的な連携を図ってます。確かに全国の先進地ですが、余りにも和泉市と理念的にも違いがあり過ぎ、遅れもあると思います。

この辺について、市立病院の事務局長とこの問題でちょっと話をしてみましたら、「諏訪へ行かれたんですか、あそこは全国トップで余りにも差があり過ぎます」ということもおっしゃってました。行かれたこともあるそうですので、それを見られてどう思われたのか、個人的な感想で結構ですので述べてください。

第4に、ホームヘルパーの全面委託の問題でございますが、大筋は、そのとおりだとお認めになりました。また、従来より光明荘に委託をしているので、そういうことも含めて議会へ報告しなかった。最後に、柔軟な対応をするため、また、100人云々という人数もおっしゃいました。

市でこれまでやっていたヘルパーさんがゼロ、全面委託ですから、市直では全くいなくなるんですね。その辺のところは全く納得できません。公立と併存型、複数施設をつくっていく。今度2つできるところに委託をし、柔軟な形で対応できるということですが、それでは、なぜ市の直をゼロにする必要が出てくるのか、その点がよくわからない。市のヘルパーさんの身分や人数がどのようになっているか、教えていただきたいと思います。また、これを委託化することで、現行の予算の関係では増えるのか、減るのか、この辺りについても教えていただきたいと思います。

5番目のまちづくりですが、先ほど、読み上げた老人保健福祉計画の中にもありましたが、障害者や老人の方が、みずからの意思で自由にまちを闊歩できるような観点から言いますと、先ほど、ちょっと御説明のあった駅員を呼ぶ装置がある、ということですが、駅の方を呼んで車椅子を支えてもらわなければJRの阪和線には乗って行けない。みずからの意思で自由に障害者や高齢者の方がまちを歩いて行けるような状態ではないわけです。これは確かに一定の改善がされたようですが、この保健計画で言われていることとはギャップがあり、趣旨も違っていると思います。

さらに、以前質問をして今後、直していきたい、とおっしゃった視力障害者の点字ブロックを歩道と同系色にしたのは公団ですから、その公団がやる駅づくりですから大変危惧を覚えています。それにかかわっている利用者が、本当に使えるまちづくりになるように取り組んでいただけなのか。これは老婆心ですが、利用者が本当に使える駅前づくり、まちづくりになるように考えてもらいたいと思います。

それで、少し忠告と言いますか要望ですが、マスコミ報道で松原市の障害者で普通高校を卒業される方がおられますが、大変重度らしく、それが皆に支えられて晴れて大学に進学する、という記事がありました。そのとき、たまたまその記事を読みました。最後の方に、この方は桃山学院大学へ進学が決まっている、と書いてました。今年度は堺の方へ行かれるのですが、平成7年、桃大がこちらに来ますと、どのような交通経路をとるのかわかりませんが、その方が、確実に桃大の生徒さんとしてトリヴェール和泉の中央駅を利用されるかもわかりません。府中の駅から行かれるかもしれません。あるいは自宅の介護で車で行かれるかもわかりませんが、その方が、自分の意思で自由に学校での生活を営んでいけ、あるいは帰りにトリヴェール界隈を自由に行動できるようになっているか、これは問われるところだと思います。マスコミが卒業する段階で報道したわけですから、その後の大学生活がどうなっているかも報道する可能性もあるかもしれません。その際、和泉市は何とおくれたままだと言われたいよう、この点は要望しておきます。

第6に、市民への啓発ですが、市の広報誌だけということです。先日、中小企業の融資問題で視察に行った東京墨田区では、1階に住民の情報コーナーがありまして、全部の情報がいろんな棚あるいはビデオ装置で見られまして、障害者関係も全部見たりしてました。その場に置かれていたのがダイジェスト版墨田区地域福祉計画です。老人保健福祉計画に先だってやっていたので前段で地域福祉計画になってしまっているんですが、もう見事につくって打ち出し、市民の目に触れるところに置かれています。私みたいによそから来た者でも自由に内容がわかります。そこまでやっておられます。

先ほどの答弁では、広報に載せるだけですが、もちろん、予算も伴いますが、各種団体にお配りになるにしても、広報だけでは不十分だと思います。かなり内容的には、高齢者、障害者にかかわるいろんな問題を抱えているのですから、この普及徹底には多様な形態をとられるよう、この点も要望しておきます。

以上、質問が何点か残っておりますので、その御答弁をお願いします。

- 老人障害福祉課長（金谷宗守君） まず、1点目の同和対策についての取り組みでございますが、大阪府の基本的な考え方あるいは審議会の答申にもございますように、われわれとしては先ほども申しあげましたように、審議会の答申を最大限尊重する方向ということで、この計画の修正にも当たってまいりました。基本的な考え方といたしまして、府あるいは審議会の同じような立場、すなわち同和地区の要援護老人に対する介護状況等を十分に把握の上、高齢者の保健福祉の充実のための他の行政分野を含む総合対策を検討するとともに、在宅サービスの充実を初め総合的、効果的な施策の推進に努めてまいりたいと存じます。

次に、ヘルパー関係でございますが、なぜ全面委託をするのか、という点でございます。単に社会福祉法人だけへの委託だけでなく、和泉市が全額その基本財産を出捐した和泉市福祉公社に対しても委託を行います。和泉市福祉公社につきましては、ただいま申しあげましたような理由で、和泉市と密接な関連を持ちながら、お互いに協力して在宅福祉を中心として福祉の充実にあたるということでございます。単なる公益法人のみならず、市と密接な関係を有する公社にホームヘルプサービスを委託する全体の中心としての機能も果たしていただきたいということで全面的に委託する。ただ、市の部分につきましては、委託はするもの実際にその業務を行うのが本旨でございますので、市の方の調整機能は十分に果たしていくつもりでございます。

また、現在のホームヘルパー数ですが、市の職員が1名、非常勤嘱託員が10名、登録ヘルパーが40名余ということでございます。なおかつ、それを統括する主査として1名を配置している状況でございます。

市が公社を初め全面的に委託をするに際しましては、その委託料が問題となるわけでございますが、特にその委託の中心的役割を果たしていただく福祉公社に対しては、従来、本市で非常勤嘱託員として働いてこられたヘルパーの方々に中心的な存在となっただけのよう、福祉公社の方で採用していただくべく今、協議を進めている状況でございます。本市では非常勤嘱託員でございましたが、福祉公社では、中心的な役割を果たすものとして正職員といたしたい。

その費用につきましては、現在の非常勤嘱託員の人件費、年間で約220万円でございますが、

福祉公社に行きますと、1人当たり三百数十万円ということになるかと思えます。その目的である質の向上、ヘルプサービスの充実に主眼を置き、そのため一定の身分の安定を図るためにも、それなりの出費も覚悟しているところであります。

以上です。

○ 病院事務局長（橋本昭夫君） 諏訪の中央病院についての個人的な感想でも結構だ、ということでございます。診療人口が約20万人でございます、一部事務組合で2市1町か2町だったと思いますが、その構成で組合立の病院として経営されております。一般の病床数は約200でございます、敷地面積は、現在、使用しているのが4ha、1万2,000坪、あと6,000坪がリザーブとしてあるようでして、言わば、非常に広大な用地を確保しているようです。

たまたま昭和62年、駅前の方から今の郊外と申しますか、非常に環境の良い方に移転新築をいたしました。その機会に福祉と医療が連携を取るような形のシステムを構築してはどうか、という議論が起りまして、そこで「老健やすらぎの丘」という名称でございますが、50床のリハビリの別棟の設備がされておりました。これはもちろん病院会計と別個に切り離して経営をしていますが、病院の敷地内でございますので、何かあるときには、ドクターが駆け付けて行けるという安心感は当然でございます。ただ、看護婦を含めスタッフは、全部施設の独自職員でございます。また、看護学校もございますし、そこの学生も実習に行っていました。非常に広い敷地ですので、リハビリを兼ねて野菜づくりとかもしておりました。大阪から局長連中が一緒に行ったんですが、情けない話ですが、ととてもとても大阪では真似ができない、と感嘆して帰ってまいりました。

ただ、それはそれとしても、今後、先生がおっしゃるように院長も審議会のメンバーでございましたし、この保健福祉計画の推進につきましては、医師会の会員として、うちの病院の医師も多数入っておりますので、医師会の中でその事業をする場合には、ぜひ協力をしていきたいと考えております。また、支援センター的なものが医師会の方で設置されるとすれば、私どもの方でリタイアされたベテランの看護婦さんが、非常勤であっても交代で勤務できるようなシステムも検討していきたい、このようにも考えております。いずれにしても、諏訪の中央病院は立派過ぎて足元にも及びませんでした。そういう率直な感想を申し上げておきます。

○ 議長（大谷昌幸君） 一般質問の途中でありますが、再質問は午後にお願ひしまして、午後1時まで休憩いたします。

（正午休憩）

（午後1時00分再開）

○ 議長（大谷昌幸君） 午前に引き続き、会議を開きます。

早乙女議員の一般質問を続けます。

○ 27番（早乙女実君） 老人保健福祉計画問題ですが、同和地区の問題は、はっきり言って平行線やと思います。今後、具体的な実施に向けての方針も出てくると思いますので、具体化の中で追及もして御意見を申し述べていきたいと思います。

市立病院との連携、保健と医療、福祉の連携の問題ですが、突然、事務局長さんにお答えを願いましたが、全国トップの話で余りにも違い過ぎて足元にも及ばない、ということです。ここでの病院長のいろんな話をお聞きしても、医療施設としての責任、本当に地域住民の幸せとか、東京では助かるのに地方では助からないということは許せない、そういう立場から地域医療づくりを明確にやっておられるということです。そういう全国の先進に習ってきちんと頑張っただけのよう、これは要望しておきます。

最後に、もう1つの委託の問題ですが、100%市が出資をして公的責任を全うしているのだ、という言い方でしたが、既に昨年も追及しましたが、福祉公社でデイサービスが大変好評だ、という話でしたが、これまでは、移動入浴車による入浴サービスをしていたのが、以前、今度のデイサービスで行われることになって料金体系が変わったことを追及しました。それまで所得層によって無料だったものが有料になるということです。いわゆるそのときの答弁でも、正確かどうかはわかりませんが、わずかなおカネだから、銭湯へ行くにもおカネがかかるのだから、という議論があったと思う。結局、皆さん方のお考えをずっと伸ばしていくと、有料サービスを前提にして、カネのあるものは豊かなメニューを受けられるが、そうでないものは切り捨てられていくという方向性に広がっていくと思います。その意味では、100%出資のところ委託をする、ということ認めるわけにはいかないと思ってます。

それから、具体的に正職員が1名、あと10人ほどは非常勤ということですが、その辺のところを具体的に話を詰めることなく委託費を予算化したことは、非常勤のヘルパーさんが大半だからと軽く見ていらっしゃるのではないかという気がします。さらに、予算的には、委託費が増えるから条件が良くなる、ということですが、なぜ直営部分を残す形で条件改善ができなかったか、ということです。先ほどの公的責任の考え方ですべて有料化の方向へ持っていきたい、衣の下から鎧が見えるというような結果みたいで、これもとても認めるわけにはいかないと思ってます。これは意見として言っておきます。

最後に、ちょっとお聞きをしたいのは、組合の方とは、最終的に条件が整わない限り委託はしない、ということ言っていますが、このことは、そういうことで確認をしてよろしいでしょうか。

○ 老人障害福祉課長（金谷宗守君） さよう御理解をいただいて結構かと存じます。

○ 27番（早乙女実君） そういうことで確認をさせていただきます。

以上で老人保健福祉計画の質問は終わらせていただきます。

2番目に、市民が大きな不安を抱いている（仮称）ボートピア和泉の問題について再質問をさせていただきます。

市民の皆さんが大変な不安を抱いているんな情報を求めて来られてます。

そういうことに対して、ある面で言えば、メリット、デメリットの両面を調べていくというのは、非常に不十分なというか、不安を持っている市民に対して失礼ではないかという気がします。

私もいろいろ調べましたが、こうした場外発売場については、昭和26年にできたモーターボート競走法の施行規則というのがありますが、その8条では、「場外販売所がその位置、構造及び設備に関し告示で定める基準に適合するものであることについて運輸大臣の確認を受けなければならない」となってます。

この告示で定める基準というのが問題になりますが、その告示は、昭和60年に出ています。

「場外発売場の位置、構造及び設備の基準」というものになってます。これの第1項で「文教施設及び医療施設から適当な距離を有し、文教上または衛生上著しい支障を来す恐れのないこと」と明示されてます。

しかも、これまで本場、住之江とか尼崎が本場になるわけですが、これが今、言ったみたいな形のものが第1項にかかっているのですが、これの許可申請を定める第2条を準用として運用している。この第2条は、「競走場付近の見取り図（競走場の周辺から2,000mの区域内にある文教施設及び医療施設については、その位置及び名称を明記すること）」ということで地図を添付して出さない、と言ってます。

このことについては、1990年6月の参議院運輸委員会でわが党の小笠原貞子議員が聞いたことがあります。北海道での話の中ですが、そのときの運輸大臣は、「1km以内にいろいろ文教施設とか老人ホームとか学校などがあるようでございます。それには第8条の中身に触れる部分もあると思います」ということで、北海道のケースでは、第8条に触れると答弁されてます。逆に言うと、こういう文教施設と医療施設までの距離とか数を基準である程度提出資料に出していること自体が、これらに大きくかかわる施設であるという逆読みができると思います。

そういうことで私自身、肥子町のイズミーランド中心に同心円を書いて見ました。私のニュースでも書いたので、管理者の皆さんの中で御覧になった方もいると思いますが、2km圏内と言いますと、一番遠いところで伯太小までがちょうど2kmになります。黒鳥町も当然入ります。

父鬼線では郷荘中学校、新仁会病院、この辺りまではちょうど2kmになります。

1kmで言いますと、府中病院はもとよりですが、市立病院の一部がかかるぐらいになります。国府小学校とか国府幼稚園、第一保育園がばっちり入りますし、当和泉市役所もその中に入ることになります。この場合は、和泉市側だけを見たのですが、泉大津側にも楠小学校とか共同作業所がありますし、忠岡町でも東忠岡小学校が1km圏内に入ってくるという状態になっています。

この中で国が出している許可条件にはなってませんが、提出書類の中で明確にうたっている文教施設や病院など医療機関を挙げているわけです。なぜそういうことを言うかとうのはすぐおわかりだと思います。こういう施設では、18歳未満の少年の出入りは禁止され、舟券を買うことはできないわけです。この辺が大変大きな問題になることが予想されます。

このことについて大変面白いデータがあります。これをお知らせして御質問したいと思います。平成3年、大阪府警本部の少年課が、まだボートピアみたいな施設は大阪にはありませんので、場外馬券売り場で少年を補導した実績があります。

平成3年4月1日から8月31日まで、新学期から夏休みの終わりまでの5カ月間、ウインズ梅田、ウインズ難波、ウインズ道頓堀の3カ所の馬券売り場で少年を補導しました。この期間中補導された少年は685人です。そのうち高校生が443人、実に64.7%が高校生だったというデータが出てます。現実、大阪の馬券売り場ではこういう問題が起こっているということです。この点について、教育委員会としては、どのような御認識をお持ちなのか。多分、こういうデータも知らないと思いましたので、事前にお渡しをしました。じっくり見ていただいて、今、御質問をした形です。答弁をお聞かせいただきたいと思います。

- 指導課長（堀川不可止君） 先生の御質問に関しまして、学校教育の観点から指導課堀川からお答えさせていただきます。

競馬、競輪、競艇等に学生生徒または未成年がかかわることは、それぞれ法律により禁止されている行為であり、先生が御指摘の他市の事態につきましては、教育に携わる者としてまことに残念なことだと思います。本市におきましては、平素から児童生徒に金銭感覚を身に付けさせるため、特に賭博ゲーム、賭け事などの不健全な遊びをしないよう、各学校で発達段階に応じた指導を行っております。

以上、よろしく願いいたします。

- 27番（早乙女実君） 簡単な御見解をいただきました。他市の事例、と言われましたが、難波もありますから、当然、阪南関係の高校生も入っていたのではないかとすることは十分予測されます。さらに問題は、お渡ししたデータにも出てますが、補導された少年の中に中学生が

23人、3.4%あったこと。こうなってくると、和泉市でできることが、本当に身近な問題として考えていただけるのではないかと思います。

その補導された全員に対して、入り口で「あなたは高校生、未成年ではないのか」と注意を受けたかどうか、これも大阪府警が確認しています。そうすると、90%近くが「何ら注意を受けることなく自由に入って買えた」ということであります。

大阪府の教育委員会は、大変由々しき事態だということで、教育委員会の指導第一課長名で平成3年9月、府立学校長宛に「競馬等ギャンブル及びその他の金銭に絡む問題行動の防止について」という通知を出しています。各学校で周知徹底を図り、そうしたところに入りにくいよう高校生の意識を喚起しなさい、という通知まで出しています。大阪府下にたった3カ所しかない場外馬券売り場での話です。

これがお隣の泉大津との境にボートの舟券売り場ができるということですから、本市にも伯太高校とか幾つか高校がありますので、そうした高校生にとってもの珍しさも含めて、新たな非行への一步にもなるのではないかと大変危険な状態が生まれると思います。

さらに、大阪府の教育委員会は、「よく考えよう」というパンフレットまでつくり、全高校生に配っています。あなた方の青春をむだにしてはだめですよ、とほかにもラッキーチャンスや偽装結婚などに引っ掛かるな、競馬や競輪、競艇などギャンブル関係も含め啓発をしています。学校教育関係から言えば大きな問題が起こるということが、既に競馬の問題で出ているという御認識をぜひ私の質問の中で持っていただきたいと思います。

先ほど、交通公害に現状認識をお聞きしました。大変だということ、当たり前ですね。今でも皆さんも十分御認識されているように大変な状況なんです。ただ、今のサティというのは、別に開店から終業までありますが、パチンコ屋のように、そのためにお客さんが並ぶというような状況はありません。終わったからといって、サティからたくさんの人が一斉に出ることもありません。しかし、場外舟券売り場は、終了時は午後4時、5時までの間に一斉に出てくるわけですから。

業者が言うには、これは大変危なっかしい数字ですが、最低で800人、大半が車だと言っています。すべて第2阪和から出入りさせる、と言っています。たしかサティのときも、地元肥子町には御迷惑は掛けません、という話でしたが、至るところで車が渋滞しています。今回の問題は、今、以上に開始と終了の時間帯には、第2阪和を中心に混乱は必至だと思います。そしてまた、土曜、日曜のサティの混乱、そして、イズミヤもあります。こうした中でボートピアの約1,000台近くが集中するとどうなるか、簡単に答えは出ると思います。その点を考えると、私は、絶対に設置を許してはいけなと思っていますが、先ほどの御答弁は大変不十分だ

と思いますので、今度は、交通と教育に分けて、それぞれの所管の立場で考えてどうかという御見解を伺わせてください。

○ 産業部次長（大塚俊昭君） 交通公害課大塚でございます。

先ほど、交通の現状について、激しい状況である、と申し上げました。御指摘の中で議員さんから若干、ポートピアの状況をお聞かせいただきました。ただいま車の駐車場については、1,034台という数字も聞かせていただきました。

ただ、現状、私たちとしては、イズミランド跡に施設が設置をされるということだけでございまして、駐車場が具体的にどの位置にどのような格好で設置をされるかということは、残念ながら承知をしておりません。したがって、あくまでも私自身の想像の中で予測をしなければならぬという状況でございます。

先ほど申し上げましたように、サティの現状は、日曜、祝祭日、大売り出しの日は、時間帯によっては混雑をするということでございます。現状、1,000台の駐車場がその周辺につくられるということを単純に考えますと、それよりも交通が混雑するであろうと思います。

以上でございます。

○ 社会教育部長（生田 稔君） 社会教育部生田からただいまの御質問についてお答え申し上げます。

教育委員会といたしましては、青少年の健全育成に対しましてどのような影響を及ぼすのか、また、どのような実例があるのか、設置市の状況等を見聞、調査研究いたしまして考え方をまとめたいと存じますので、よろしく御理解いただきますようお願いいたします。

○ 27番（早乙女実君） 最初の企画からの答弁では、全体を集約して窓口になっているところが慎重に両方見ていきたい、とおっしゃっているので、原課の公式見解として、だめです、問題がある、とはなかなか言いにくいと思います。そうであれば、逆に市長にお聞きしたいと思います。

先日、反対集会在、肥子町の住民の方々も多数参加をされてコミュニティセンターで開かれました。その中で肥子町の子ども会の役員の方が次のようなことを言っておられました。夕方の3時過ぎ、子供たちが小学校から帰って来る放課後、一番ほっとして安心して地域で子供たちが一斉に外に出ている時間帯に、ギャンプル帰りの大人がぞろぞろ施設から出て帰って行く。あるいは車で大挙して出て行くという事態の中では、とても安心して遊ばせることはできなくなる。私たち子ども会は、反対であるという要望書を町会の三役に出した、ということです。こういう御心配は本当に当然だと思います。

この問題について1月中旬以降、私のところに電話が入ってから調べ出したのですが、その

後でも2つの事件が起こりました。その1つは、1月26日の朝日新聞の報道で「尼崎ボートで組員の脅迫続く、のみ行為排除機に職員らを撮影尾行」、いわゆる尼崎競艇場で売店職員らが暴力団員組員ののみ行為を黙認していた問題が発覚、暴力団排除のため警備を強化していたところ、組員によるいやがらせが始まった、という事例が起こっているということです。

もう1つは、つい先日、2月25日付朝日新聞ですが、「850万円合算せず配当、主催の箕面市入力ミス、市予算で補填」、つまりボートレースの舟券を場外各地で売り出した分をコンピューターで集計、売り上げ総額のうち75%が割り戻しになりますが、コンピューターミスで第8レースの直前、ボートピア姫路の売上金約850万円のデータが住之江競艇場のコンピューターに入力されていないことがわかった。抜けちゃったんですね。

事の顛末は市の予算で補填、という記事ですが、これだけだと思った。たまたま、この間の反対集會に箕面市のわが党の黒山議員が来たのですが、彼は、箕面市のボートの議員もしていますので、この辺りの事情は詳しいので、どうだったかを教えてくださいました。この当日、朝日の記事でも、第8レースは25分おくれてスタートした、と書いてます。実際、この25分間でどうなったかという話ですが、本場もボートピア姫路も一斉に緊張感が漂って警備の連中が全部待機したそうです。騒擾事件直前までいったということです。なぜ出走しないんだ、と騒ぎ出すわけです。そのためにボートピア姫路も90名近いガードマンを付け、本場は正確な数字は忘れましたが、百数十人が正確な数字は忘れましたが、それだけのガードマンを配置して警備をしているんだということです。こんな危なっかしい施設が和泉市にできるのです。この辺の事情も踏まえまして、再度、市長から御見解をお聞きしたいと思います。

○ 市長（池田忠雄君） 先ほど来、それぞれ企画あるいは他の部門からお答えをさせていたっているとおりでございます。この件につきましては、地元で説明会等がなされているやにお聞きをいたしておりまして、そうした教育面あるいは交通面等も含め、影響が出てくる面もあるかと思っておりますので、地元の意向をよくよく聞かせていただきながら今後に対応させていただきたい。現状、市としては、何のかかわりとか対応は出ておりませんので、所管の方からお答えをさせていただいたものだと思います。

ただ、公営ギャンブル的なものがモラル上、悪であるとか良いとかの問題については、私は、それぞれ意見が分かれるところだと存じますので、単純に即断は難しいのではないかと。例えば公営ギャンブルの中で競艇が舟券売り場で本市にかかわりのあるような現状でございますが、大阪府下でボートの開催権を持っているのが箕面市を中心に16市でございます。いずれもそれぞれの公営ギャンブルの胴元として、約半数の自治体が関与されておりますのは事実でございます。あるいは競輪についても、岸和田を初め4市ほどで開催権を持っております。こういうこ

とが、大阪府下の事実であるわけであります。それぞれ近隣の自治体が、それぞれの競艇、競輪の胴元となり開催権を持っている実態の中で公営ギャンブルを考えなければならないのではない。単純にこれが悪いと良いとかを即断すべき事柄ではないのではないかと。

それが公営ギャンブルについての考え方でございます。

ただ、この立地条件が第2阪和の国道沿いという中で、いわゆる国道を通過して車が出入りするというような現実の道路交通面では、交通公害的なものがどうなるのか。あるいはまた、御指摘の教育面の問題がどうか、という諸点も考えなければならないと思います。

したがって、市長、どう思うか、ということにつきましては、先ほど、御答弁申し上げましたように、地元の推移を見守らせていただきまして、そこで起きてくるいろんな問題について、その後の経過としては、市としていろいろ調査検討し、判断もしていく、こういうことに相なろうかと思っております。今、直ちにこれがいけない、良いという即断は下しにくいと思っております。よろしく御願い申し上げます。

- 27番（早乙女実君） そういう御答弁ですが、その判断材料になるよう、少し御意見を述べさせていただきます。

住民の皆さんになぜ不安が起こるかと言いますと、業者は、どんどん資料を出すわけですね。しかも、その資料が本当に正しいかどうかは、住民の皆さんはわからないわけですよ。そこしか見えませんからね。例えば刷り合わせのときにお見せしたらびっくりされていましたが、業者は、駐車場の位置まで含めたこういう進入路の図面を出しています。どこへつくるか、和歌山方面はどこへ入れるかとかね。また、どこに防犯カメラを設置するか、どこにガードマンを配置するかね。

さらに、次のページでは、何階建てで、フロアは何平米で投票所が何カ所あり、その面積も全部出てます。さらに、設計図までできてます。バブル崩壊で必死でポートピア株式会社までつくっておられる業者ですので、ここまでやっている。そうすると、今でもできるのではないかと住民は不安にかられるのです。そのような中で市にいろんなことを聞いても、これから調べます、という答えが返ってくるようでは、住民としては、全く納得できないのではないかと。

さらに、業者のデータがいかに危なっかしいものであるかと思ったので、少し調べました。この間、私も調べたところ、ファイル1冊になっちゃったですよ。全国にいろいろありますからファクスで取り寄せ、国会議員にも電話して送ってもらいました。その中で先ほど、800人という数字が出ました。もう一方では、市に1.5%、2億5,000万円入ると言われた300億円、この基準というのは、はっきり言って全くない。

仮に総売り上げを300億円しようと思うと、何人ポートピア和泉で集めなければならないかと。

これは簡単なんですよ。今、姫路で1日当たり1人幾ら賭けているかというデータを見ますと3万8,700円です。道頓堀では、これは予想データですが、あの大阪のど真ん中でやったら1日で約4万1,000円買うだろうという算定数字が全部出てます。これはさすが箕面市が後通しているせいもあるのですが、すごいデータです。

姫路のデータでいきますと、240日間の稼働ですから、総売り上げを300億円、必要な入場人員は3,230人になりますが、業者は800人とやっているんですわ。和泉市に2億5,000万円あげようと思えば、あそこに3,000人入れなければ割りが合わないんですわ。道頓堀のデータでいっても3,049人なんです。どちらも3,000人台です。

これから考えても駐車場1,000台、800人のデータがまがいものである。そうすると、300億円は違うかもしれませんわね。この辺で言いますと、今度、800人として道頓堀の4万1,000円買うとすればどうなるか。これでいきますと、例えばボートピア和泉では、78億7,200万円の総売り上げになるんです。これでいきますと、75%は払い戻しです。手元に残るのは25%、19億6,800万円しか出てこない。

これでボートピア和泉が成り立つかどうか調べて見ました。道頓堀の必要経費は、5,800人で計算して1人当たり4万1,000円で475億円、稼働日数200日の計算なんです。必要経費は63億円。和泉市の売り上げで手元に残っているのは20億円弱。業者が出した窓口数は、道頓堀と比較して60%ぐらいです。6割として必要経費は、ガードマン数は無視し、37億8,000万円、約40億円の経費がかかるんです。そうすると、800人が本当か、300億円が本当かを考えると、どうもこれは300億円にしないと合わなくなる。そうすると、3,000人の入場者が要るのです。

ちょっと逆計算をすれば、全く理屈に合わないでたらめなデータを出しながら、住民に対しては、水路に蓋をしますとか、横断歩道を陸橋にする、第2阪和の信号機の時間を変えます、警察と話が付いているとか、そこの職員は公務員になるとか、全くでたらめなことを言っているんです。それで住民を惑わして同意の判をもらおうということです。市長は、確かに地元の動向を見る、とおっしゃってますので、見ていただいたらいいんですが、その住民たちが、こういう業者に惑わされているんですよ。この辺りも十分勘案していただき、今後、もう少し前向き答弁として考えてほしい。

最後に、私どもの日本共産党の町会議員が忠岡町にもいますが、今日、同じ日に本会議をやっており、同じ質問をしています。先ほど、電話で確認をしましたが、忠岡町長は「好ましくないので、和泉市長に申し入れる」と言ったんです。多分、忠岡町から申し入れもあると思いますので、市長は胸に置いていただき、対応していただくよう要望して終わります。

○ 議長（大谷昌幸君） 次に、26番・原 重樹議員。

（26番・原 重樹議員登壇）

○ 26番（原 重樹君） 26番・原です。通告に従いまして、一般質問を行います。質問を始める前に、私の質問は、市長の市政運営方針に対する総括的、総論的な質問ですので、1つ1つ個別の質問内容に対して深く追及するつもりはございませんので、答弁は簡潔にさせていただきたい。項目に沿いまして意見も述べながら質問をしますので、的確に質問の趣旨をとらえてお答えを願いたいとまず、お願いをしておきます。

それでは、質問の要旨を説明いたします。

まず、市長は市政運営方針の最初に、関西新国際空港の開港について、「泉州のルネッサンス」とまで持ち上げております。また、市制40周年を来年に控えまして、「トリヴェール和泉の都市基盤の骨格を完遂する年」とまで位置付けております。

しかし一方では、財政的には大変厳しい地方債と基金に頼らざるを得ない予算だ、とも述べております。聞きますと、三十数年ぶりに市税収入が前年度を下回るということのようですが、法人税の比率が少なく、しかも、宅地も増やし、人口も増加している本市で市税が落ち込むということは、それだけ長引く不況の中で、既存の市民が、収入面からも大変厳しい生活を強いられていることのあらわれでもあります。

そうした中で市民を少しでも救済していくためには、福祉の向上あるいは不況対策に本来、力点を置く予算でなければならないと私は考えております。しかし、示されました平成6年度（1994年度）予算は、決してそういうふうにはなっていないというのが私の率直な感想であります。最初の方の都市の基盤を築くまちづくりでも、大規模開発関連ばかりが目立つものとなっております。市制40周年、関西国際空港の開港を控え、大変厳しい財政状況だと言いつつ、開発関連を中心にした予算編成になっているのではないかと思います。質問をさせていただきます。

まず、1項目の「都市の基盤を築くまちづくり」についてであります。これは市政方針では、「緑豊かな活力あふれる都市の基盤を築くまちづくり」となっております。以下、各項目を書いておりますので、それに沿って質問をさせていただきます。

市政方針では、先ほども言いましたように「都市基盤の骨格を完遂する年」とまで位置付けておりますトリヴェール和泉についてですが、シビックセンターの基本構想に沿った行政サービスなどの段階的整備、と言われておりますが、市民が一番望んでいる広域的な行政施設について、総合センターとなっておりますが、その総合センターはいつ建設する予定なのか、あるいはそれに要する費用は幾らと見積もっておられるのか。5億なのか10億なのか、大体で結構

です。その点をお聞かせ願いたい。

次に、西部地域についてですが、産技研が来る、あるいは今回の委員会でも道路公団の和泉管理事務所が来る、という発表があったようですが、こういう結果は報告されるのですが、いわゆる特定業務施設ゾーンと言われる部分の全体がよく見えてこない。残りの方が多いわけですが、実際、公団は、この特定業務施設ゾーンの構想なり、あるいは誘致施設というか、その全体計画を持っているのかどうか。その辺を市がどの程度つかんでおられるのか、お示しを願いたいと思います。

2番目には、道路網の整備についてであります。市政方針で強調されている光明池春木線あるいは和泉中央線、唐国久井線などほとんどは大規模開発関連ばかりですが、これらに要する買収費あるいは工事費について、もちろん、平成6年度予算だけではないわけですが、その辺はいかほどになっているか、という見積もりを明らかにしていただきたいと思います。

2点目には、今まで議会でも指摘をされております、今回の質問にも出ました国道480号線、いわゆる粉河線ですが、井ノ口交差点から踏み切りを越えまして、再開発絡みも含めていろいろ出ているわけですが、この道の拡幅は、一体いつごろをめどにしておられるのか、お聞かせを願いたい。

次に、3つ目ですが、市街地の整備の項がございます。この市街地の整備についてですが、いわゆる宅地化する農地に対して、市政方針では、市街地整備の基本となる計画づくりの調査検討をする、となっております。これは今でも住宅になったり駐車場になったりしているわけですが、いわゆるこのようなことをそのままにしておいたのでは、権利者が勝手に計画し、勝手にしているわけですので、無秩序なまちづくりになるということで、今回、それがだめだとかいう判断で計画をつくり、調査検討しようということなのか、その点の説明を願いたい。

2つ目には、宅地化する農地については、たしか私の記憶ですが、本来ならば、固定資産税の方で宅地並み課税が課されるはずでありましたが、しかし、宅地化の計画を明確にすれば税の猶予が受けられるという制度があったと思います。多分、その制度については間違いではないか、ということも含めて御説明をお願いしたいと思います。

次に、大きな2番目では、生活環境を整えるまちづくりの問題ですが、環境保全対策については、環境の監視に努める、となっておりますが、実際にどうかについて、具体的な事例で質問したいと思います。

高石の臨海部に興亜石油大阪製油所というのがあります。この興亜石油が増設計画をし、昨年12月、大阪府に環境影響評価実施計画書なるものを出しておりますが、この事実を本市は知っているのかどうか。これは規制緩和を念頭にし、計画では、いわゆる精製した残りの残渣

と言われる売ることのできないかす、公害の塊と言われておりますが、このかすを燃料にして発電をしていく発電設備を新設する、となっているそうです。まず、この事実を知っているのかどうか、あるいは知っていたのなら、検討されているのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

大きな2番目の次の問題ですが、下水道の問題です。下水道事業は、アメリカからの内需拡大要求もございまして、国からも大きな補助金が下りてくる事業でもあります。高石市では、既に下水道の普及率が90%になっていると聞かせていただいておりますが、本市では実質上、これから相当力を入れなければならない課題だと私も認識をしております。

今回の市政運営方針の中で非常に気になる表現の部分がありますので、確かめておきたいと思います。それは下水道普及促進のためには、経営基盤の確立が今日の課題、という言い回しがあります。これは端的に言って、料金の値上げをしようということの考えををあらわしたのかどうか、お聞かせを願いたいと思います。

それから、大きな3番目の地域文化を高めるまちづくり、についてであります。この件については、前の質問者とダブル問題もございまして、カットをさせていただきたいと思います。

ただ、1点だけ意見を申し上げておきたいのですが、昨日の質問の中でも国体の問題に関して、何も後に残らない、とう話がありました。その中で自衛隊の基地等も使っていく、などの話もございました。その中で自衛隊演習場の問題について、基地の返還を要求すべきだと今までから申し上げてきたと思いますが、今、国体問題も絡めまして、そのことを再度、要求していくべきだ、と意見として申し上げておきます。意見ですから、答えなくて結構です。

大きな4番目、地場産業の活性化問題ですが、これは農業と産業の問題がありますが、意見も含めて申し上げておきたいと思います。

まず、農業の問題については、今、大独占企業によるなりふりかまわない利益追求の中で貿易黒字が生まれており、その削減の圧力をアメリカが掛けているわけですが、それに屈する形で細川政権がコメの輸入自由化の受け入れをしたわけです。そういうことに象徴されるように、今の日本の農業は、大企業やアメリカの犠牲になっている現状であります。大変危機的な状況にあると思っております。こうした中で市政方針では、活力ある農業を目指す、と言っておられます。これは大変難しい課題であろうし、新年度の予算が、少しでもそういうふうになっているか、という点では疑問でもあります。

そこで、平成6年度予算の新たな事業として提起をされております、新たな農業活性化の構想を策定する、となっておりますが、その内容について御説明いただきたい。また、ほかに農業危機の中で活性化のための新たな事業があれば教えていただきたいと思います。

2つ目の産業の面についてであります。市長は、市政方針で連立政権が減税を初め内需要求策や規制緩和などで不況対策に努められている、という言い回しを含めて評価をしていると見られますが、まず、基本的な点で意見を述べておきたいと思います。

現在、大企業中心にリストラの名による合理化や海外進出などがされております。それを支援しているのが、今度の国会に提案をされている連立政権の予算案でもあると思います。産業空洞化を支援するようでは、不況回復どころか、回復にブレーキをかける結果にしかありません。同時に一律20%の減税は金持ち優遇の減税であり、決定してはおりませんが、消費税、福祉税云々の話がありましたが、いわゆる税率を引き上げることで国民に大きな負担を負わそうとしているのが現実ではないかと思えます。

また、地方自治体にとりましてこの減税というのは、確かに起債を認めてはもらっておりますが、将来どうなるかとなりますと、地方交付税に理論算入してもらえるだけという、まさに地方自治体にとっても厳しい内容になっております。さらに、国民にとりましては、年金の改悪、入院時の給食費負担問題あるいは私学助成の25%カット、保育所問題等、国民と地方自治体にとっては、とても評価できるものではないと思いますので、まず、意見を申し上げておきたいと思えます。

続いて、本市の不況対策について、共産党議員団もかねてから要求してまいりました利子補給制度については、平成6年度から新設されるという点について評価をしたいと思えますが、効果という点では、もっと早くから実施すべきだったし、あるいは零細企業がほとんどの本市の状況からすれば、融資制度の充実が不可欠だと思いますが、この利子補給のみという点では、大変不十分だと考えております。

予算の配分あるいは力の入れ方から見ましても、市長は、既存の地場産業、零細企業等の対策よりも、新しい産業を誘致してくる、そういうものに力点を置いているとしか思えません。それがすなわちコスモポリス計画になるわけですが、しかし、今やこのコスモポリス計画も大変厳しい状況にあると思っておりますので、このコスモポリスに関してお聞かせを願いたいと思えます。

コスモポリス計画については、来年度予算では、造成工事や企業誘致に向け準備に入る、ということで体制の強化もするようですが、現在の不況に加え、バブルの一番高い時期に土地の買収をしているという状況もあります。大変難しい課題にもなっておりますが、銀行からおカネも借入れをしているので、今さら中止するわけにもいかない。その中で体制も課から部に強化し、これを突破していこうというのではないかと推察をするわけであります。そこで、コスモポリス計画について、改めて企業誘致のめどを持っておられるのかどうか、その辺の状況

についてお聞かせを願いたいと思います。

もう1点は、今までコスモポリス計画に市が入れてきた費用はどれだけなのか。

3つ目には、このコスモポリスは第三セクター、いわゆる株式会社で当然、その出資者があるわけでして、和泉市もその出資者になっているわけです。この出資者の中には、いわゆるゼネコン汚職の問題で各自治体から指名停止を受けている会社もあるわけです。そういうことについて、同じように出資者となってやっていることに対して問題はないと考えられるのかどうか、その点での見解をお聞かせ願いたいと思います。

次に、5番目です。同和問題としてありますが、この市政方針の5番目は、福祉問題を中心にした項目になっております。先ほど、早乙女議員も触れましたので、この項目については、同和問題に絞って質問をしたいと思います。

同和問題につきましては、市政運営方針で初めて事業のあり方について検討、という言葉が出てまいりました。これは府や市長会でやってきた個人給付の事業についてですが、先日の同和对策特別委員会でも説明がありました。しかし、本当に市民が願っているような見直しになっているのかという点では、非常に疑問を持っております。政府としては1986年、もう7年も前ですが、個人給付は原則廃止、真に必要なものは早く一般対策に移行をする、ということで指導をしております。

こうした中で全国的な点から見れば、大阪府のしている事業は、まさに異常な事態であります。今回、示されている大阪府の見直しの方向も、今までからほとんど実績のない事業、こういう事業数よりも、明確に廃止するといった事業の方が少ないという見直しの内容になっております。まさに見直しというよりは、実際には、延命策としか言いようのない状況であります。

こうした中で本市の見直し検討は、同和对策特別委員会でも質問をさせていただきましたが、いわゆる府や市長会で統一的にやるとか府と整合性を持った見直しなどと一方で括られているわけでして、こうした状況のもとで市の独自の検討という点では、非常に疑問が残ります。ましてや、今までからの市と解放同盟との関係から見て、行政の主体性の確立という点でも、この見直し検討のときだけ確立されるとは思われません。しかし、運動団体の言いなりでなく、行政が主体性を持って当たるといふこと以外に、この同和問題の解決はあり得ないと思っております。

今、解放同盟が進めております各自治体への条例、宣言制定押し付け問題が起きておりますが、こういうものに対して、近畿地方でも滋賀県や和歌山県のように明確に反対を表明するように、本市でも今こそ、行政の主体性を確立すべきだということを改めて申し上げておきたいと思っております。

また、部落問題の解決は、部落が上になることでも下になることでもありません。一般と同じように水平になることが基本であります。たとえ部落問題が解決したとしても、一般と同じように貧困や困難が残ることはあり得ることです。こうした観点を明確にして、今回の個人給付的事業の見直し検討を早急にすべきだと強く申し上げておきたいと思っております。

以上、基本的な観点を長々と申し上げましたが、実際の質問の項につきましては、市政方針では、和泉市人権啓発基本方針の策定をする、と述べております。それでは、この人権啓発基本方針の策定に当たりましては、先ほど、国からの指導等の紹介もしましたが、いわゆる国が出している啓発指針を基本にするのかどうか、その点について明快なお答えをお願いしたいと思います。

もう1点は、行政の主体性の確立の問題であります。いわゆる窓口一本化方式と言われる府同促あるいは地区協方式を、この点で基本的に見直す気があるのかどうか、お答えをお願いいたします。

以上ですが、最初に申し上げましたように答弁は簡潔、明快にお願いしたいということを重ねて申し上げ、自席からの再質問の権利を留保して終わります。

○ 議長（大谷昌幸君） 答弁。企画調整部。

○ 施策推進室長（辻井正昭君） 先ほどの原議員さんの質問につきましては、シビックセンター—公共公益施設の中で総合センターの施設整備について、これの建設時期はいつごろか、また、これらの建設経費についてはどの程度かかるか、というのが1点目の質問だったと思います。

また、2点目については、西部地区特定業務施設用地地区について具体的な計画はどうか、という2点の質問でしたので、施策推進室参事辻井より御答弁いたします。

昨年12月の開発事業特別委員会で本市の公共公益施設整備基本構想の中で出張所、図書館等の公共施設整備計画について、総合的多機能な総合センター構想を報告させていただいたところであります。

先ほどの議員さんの質問の中で、中央丘陵シビックセンターでの公益施設の建設時期をいつごろにめどを置いているのか、との質問と思いますが、トリヴェール和泉シビックセンター整備基本構想の中で、主要施設の段階的整備方針で述べておりますように、平成7年春の和泉中央駅開業に向けては、最低限必要と思われる行政関連施設として仮設の市役所出張所の整備を行います。将来の多目的多機能を有する総合センターの整備については、トリヴェール和泉の都市の成熟度を見極めながら、また、段階的整備の基本方針に沿って、第1期の後半より第2期を目標に施設整備をすることが必要と考えております。

次に、公益施設に係る建設経費をどの程度かかるのか見込んでいるか、とのことですが、シ

ビックセンター構想における行政サービス施設の用地の位置付けは、和泉中央駅北西部に行政サービス施設として、建物の延べ床面積で6,000から8,000㎡を構想いたしておりますが、この構想を実現するためには、土地を公団より買い取り、建設しなければならないこととなります。今後は、各施設の国、府の効率的な補助金など財源の確保について、関係課とともに具体的な研究を進めてまいりたいと存じます。このような中で建設経費の正確な積算を出していないのが現在の状況でございますが、これまでの住宅建設等、土地処分等を考慮の上、概算経費でございますけれども、百数十億円の建設事業費が必要と思われれます。

次に、2点目の質問ですが、西部地区の特定業務施設用地の土地利用の全体計画であります。西部地区の特定業務施設用地は、研究所、研修所、厚生施設等の立地を位置付けいたしております。公団といたしましては、これまで平成4年度より平成6年度まで第1次土地造成を目標に進めてまいっており、事業所及び企業の誘致等のPR活動については、現段階では、取り組んでいない状況であります。

しかしながら、造成工事が6年度において一定、整備される計画でありますので、並行して6年度より事業者、企業等への宣伝活動、供給整備計画、募集活動の実施に踏み切っていくと聞き及んでいるところでございます。本市といたしましても、今後、公団に対し事業所誘致と全体計画の樹立について働きかける予定でございます。

以上、何とぞ御理解のほどをよろしくお願いいたします。

○ 議長（大谷昌幸君） 次。

○ 道路課長（関 和直君） 道路課からお答え申し上げます。端的に、というお話でございましたので、事業費の総額だけ申し上げます。

1点目の光明池春木線については、超概算ですが、90億円でございます。

それから、2点目の中央線ですが、これは明年までの事業費が既に確定しておりまして、28億5,500円でございます。

それから、3点目の唐国久井線につきましては、これもまだ測量にかかっておりませんので、超概算で19億円でございます。

それから、関連して国道480号の整備年度でございますが、平成7年度に予備設計を行いましたが、現在のところ、JRとの交差協議を行うと大阪府が言っております。ただ、具体的な整備年度については、今のところ、まだ決まってはおりませんので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○ 議長（大谷昌幸君） 次。

○ 都市整備部次長（田中武郎君） 都市基盤を築くまちづくりについての3点目の宅地化農地

の土地利用問題について、都市計画課田中より御答弁申し上げます。

平成3年の生産緑地法並びに農地関連税制の改正によって、3大都市圏の特定市における市街化区域内農地について、保全する農地か宅地化する農地かのどちらかに都市計画において区分したところでありますが、宅地化を選んだ農地につきましては、営農のいかんにかかわらず、宅地並み課税が課せられることになったため、現況のまま放置すれば、これら農地を活用した小規模な宅地開発が頻発し、劣悪な市街地形成が行われることが懸念されることとなり、一定、面的土地利用方法を誘導していく必要があります、それらに伴い本市として、市街化区域農地等に関する整備計画の策定を行いたく考えております。よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

○ 議長（大谷昌幸君） 次。

○ 総務部次長（加久本良一君） それでは、宅地化する農地につきまして、固定資産税の方から特例制度の御説明を申し上げます。

市街化区域農地につきましては、生産緑地に指定されました以外の農地、いわゆる宅地化する農地でございますが、これは平成4年度の固定資産税並びに都市計画税から宅地並み課税をいたすことになっております。市街化農地の無秩序な開発を防止するため、計画的な宅地化を促進することとして税制面から支援する意味で、固定資産税、都市計画税の特別措置が講じられたわけでございます。本市におきましても、既に市税条例の改正を伴いまして実施をしているわけでございます。

この特例制度の主な概要といたしましては、宅地化する農地の所有者が、平成4年12月末までに計画的な宅地化のための一定の手続を開始したということにつきまして、市長にその認定を受けるべき、翌年の1月末までに申告をいたしました場合は、固定資産税並びに都市計画税が猶予されるということでございます。さらには、宅地化のための計画策定がなされたということにつきまして市長の確認を得るべく、翌年の1月末までに申請をされました場合は、先ほどの猶予額が免除されるという制度でございます。

また、別にもう1つ市街化農地に関連しまして特例制度がございます。これは市街化区域農地を転用いたしまして新築しました一定の貸し家住宅に係ります固定資産税の減額制度がございます。この概要といたしましては、平成11年12月末までに新築されました一定の条件の整います貸し家住宅に対しまして、固定資産税が最初の5年間は4分の3に相当する額、その後の5年間は3分の2に相当する額が減額されるというものでございます。

また、その土地に対しましても、平成6年12月末までに新築された貸し家住宅の敷地につきましては、5年間は3分の2に相当する額、また、平成7年1月1日から平成11年12月末まで

に新築されました一定の条件に当てはまります貸し家住宅の場合は、その敷地が3年間3分の2に相当する額が減額されるというような制度がございます。

以上でございます。

○ 議長（大谷昌幸君） 次。

○ 産業部次長（大塚俊昭君） 大きな2番目の環境監視に関します件で、高石市の臨海地域に所在する興亜石油大阪製油所の発電所計画につきまして、交通公害課大塚よりお答えいたします。

平成6年1月13日付の新聞によりますと、火力発電設備の設置と重油分解装置等の増設計画であり、早ければ平成10年春に完成予定だということで、昨年12月、環境影響評価の実施計画書を大阪府に提出した、と報道されてございます。

現在のところ、府よりの情報は入ってございませんが、15万キロワット以上の火力発電所の設置につきましては、大阪府の要綱によりまして環境アセスメントの必要があります。今後、事業者により調査予測が行われ、環境影響評価準備書が作成され、大阪府に提出されることになると思われます。大阪府では、その提出されました準備書をもとに関係の市町村を決定をして意見を求めることとなりますので、交通公害課としては、今後、大阪府並びに関係市よりの情報の収集に努め、適切な対処をしてみたいと考えております。

○ 議長（大谷昌幸君） 次。

○ 下水総務課長（中野裕幸君） 大きな項目の経営基盤拡充に関する御質問につきまして、下水道総務課の中野からお答えいたします。

議員さん御指摘のように、使用料改定を含めまして、歳入歳出各方面にわたり財政健全化に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

○ 議長（大谷昌幸君） 次。

○ 産業部次長（松林 保君） 地場産業活性化の農林関係につきまして、農林課松林よりお答えいたします。

都市住民の増加とともに農村風景や伝統的文化あるいは高齢化、兼業化が進み、農業生産の現場における活力の低下に対し、近年、農村が持つ多面的な機能や、農村におけるゆとりのある生活の可能性に対する評価が高まっております。このため農林業の振興を図ると同時に、農村地域を居住空間、余暇空間と位置付け、美しい農村空間を整形する21世紀の新たな都市農業の提言を試みるため、市内の農業振興地域全体の地域米（？）の特色ある生産基盤、観光資源等の吸引力、集落農家の組織体制、地域資源の活用調査等の再検討、再点検を行い、地域の活性化を図ることを目指した構想策定をするものであります。

また、農産物の自由化関連になるような新規事業は、現在のところございませんので、よろしく願いいたします。

○ 議長（大谷昌幸君） 次。

○ コスモポリス推進課長（福原 進君） 次に、コスモポリス関係につきまして、推進室の福原の方からお答えいたします。

1点目の企業誘致の見通しについてどうか、ということですが、先生が御指摘のように、経済情勢は依然として厳しい状況ですが、コスモポリスを取り巻く環境としては、関西新空港の本年9月開港、近畿自動車松原さみ線など交通網の整備促進、また、新産業技術研究所がトリヴェール和泉西部地区に平成8年3月に開所が予定されているという、こうしたコスモポリスを取り巻く誘致条件は、大きく改善されるものと期待をしております。

また、本年末に事業着手、いわゆる造成工事を計画しておりますが、これと並行して、企業誘致のPR活動を展開してまいりたいという計画であります。本年は、このPR活動に向けまして、誘致体制の確立や分譲要綱の作成などいろいろ準備をしましてまいりたいと思っておりますが、既に株式会社いずみコスモポリスにおきましては、その出資しております銀行や建設など出資団体が、より一層強力な支援体制を固めていこうということで現在、取り組んでいるところであります。

また、府の外郭団体であり、府下の産業団地の開発に実績を持ちます財団法人大阪府中小企業団地開発協会、いわゆる団発ですが、これも事業推進のために現在、その体制を検討しております。そういうところから、市としても、府や会社、団発とも協力しながら積極的に推進をしましてまいりたいと考えております。

2点目の会社に対して今まで投入してきた金額は幾らか、ということですが、会社への出資金として、その資本金10億円のうち12.5%の1億2,500万円を出資しております。このほかに会社の設立母体となりましたいずみコスモポリス地域開発推進機構ということで、その基本計画や事業化検討のための分担金といたしまして、昭和61年、62年の2カ年で1,100万円を執行しております。

3点目の会社の出資団体の問題ですが、本事業は、当初から民間活力を活用していくという基本的な考え方として、府、市及び民間企業や地元経済界などが参画して推進をしましていったところであります。

この第三セクターを選択した理由として、1点目としては、本事業は、非常に多額な資金を必要とするところから、民間の資金調達力を活用しようということ。2つ目には、民間の持つ技術などいわゆる開発ノウハウを積極的に活用しようということ。それから、3つ目には、企

業誘致に際しまして、立地希望などいわゆる民間の情報収集力を積極的に活用しようということ。それから、府、市など公共団体が持ちます地元調整や行政機関の調整力など、公共と民間がその長所を発揮してそれぞれが役割を分担し、この事業を円滑に推進していこうということで、第三セクター方式を採用してまいったところであります。

また、このような第三セクター方式で事業を推進しているところは、全国的にも幾つかあります。そういうところから、先生が御指摘のような問題はないものと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

以上でございます。

- 議長（大谷昌幸君） 次。
- 市長公室次長（明坂文嘉君） 5点目の同和問題の1つ目、和泉市人権啓発基本方針につきまして、人権啓発室明坂からお答えいたします。

同和問題に係ります啓発推進指針につきましては、総務庁地域改善対策室から示されているところではありますが、このたびの基本方針につきましては、同和問題はもとより、あらゆる差別の解消を目的としたものでございまして、本市の人権啓発推進本部の主体性のもとに策定をするものでございます。

以上です。

- 議長（大谷昌幸君） 次。
- 総合調整課長（藤原包正君） 同和対策事業に係る地区協議会、窓口一本化についての御質問に対しまして、同和対策部総合調整課藤原よりお答えいたします。

本市の同和対策事業につきましては、ハード面、ソフト面とも一定の成果を上げつつあると考えております。市の施策推進につきましては、地元へのきめ細かい対策面で地区協議会の果たされてきた役割は大きいものがあります。

また、地区協議会につきましては、校区町会連合会、防犯委員会、校区PTA等地区内20団体を中心に27名で組織された地区住民の総意を反映する機関として、また、市の同和行政施策を推進するための地元協力機関として必要な組織であると判断をしております。今後とも、地区協と連絡を取りながら同和対策事業を進めてまいる所存でありますので、どうか御理解を賜りますようお願い申し上げます。

- 26番（原 重樹君） 最初に申し上げましたように、簡潔、明快にさせていただいたところも、いただけなかったところもあるようですが、できるだけ簡単に項目に従いまして再質問をさせていただきますと思います。

まず、中央丘陵の関係ですが、答弁では、出張所について云々という来年度の予算ですが、

後の部分については、数十億円ぐらいかかるという、今日のところはそれで我慢をしておきますが、時期的な問題では、1期から2期にかけて、ということです。2期とはいつか、平成11年から14年までが2期と位置付けられておりますので、今の答弁によると、平成14年ごろまでには、数十億円を使ってそういう総合センターをつくる、という答弁であったと理解をしておきたいと思えます。

特定施設業務ゾーンの問題につきましては、とにかく全体計画の樹立を本市としても働きかける、とおっしゃってます。要するに、何も無いわけですわ。たまたま産技研が来た、道路公団の事務所が来た、ということで切り売りしているだけの話でして、その全体をどうするか、ということは、公団の方でもまだ持っていないということで確認をさせていただきます。もし、何かありましたら後で言ってください。今の答弁では、特に特定業務地域については何も計画を持っていないと思いましたので、それは確認しておきたいと思えます。

市長に聞きたいのは、市政方針では、いわゆるトリヴェール和泉については、都市基盤の骨格を完遂する年だと位置付けています。それは鉄道の延伸であり、光明池春木線であり、中央線であり、唐国久井線でありということだと思います。桃大もありますかね。今、公益的施設は、平成14年かいつになるか知りませんが、別にめどを付けたわけじゃない。先ほど、道路で説明をいただきましたが、ずっと前から出ている懸案の480号線の井ノ口交差点の部分については、今、始め出しているが、いつまでにどうなるものでもないということです。にもかかわらず完遂する年、と付けたんです。私が先ほど言いましたように、開発関連ばかりの予算だということです。現時点で骨格であろうと何であろうと都市基盤の完遂と言われている中身は、開発中心と思っていますが、その点でいかがお考えでしょうか。

2つ目の道路問題ですが、国道480号線の部分、もちろん平成7年度には間に合わないわけですし、当然、中央線が開通したにしてもそこがネックになってくる。先ほどのポートピア和泉の話もありますが、今でも大変な地域であります。車が詰まれば当然、周辺地域に溢れ出すわけで、中央線ができればできた分だけ、それが周囲に車が溢れ出すのが現状だと思います。

あるいは光明池春木線についても、これはバブルがはじける以前から光明池春木線の分ですよ、ということで7億か8億円もらい、それが公共施設整備基金に入っていたと思えます。それが事業認可云々の問題もありますが、やっとな開発公社の方に、やれ買いなさい、とおカネを出しているのが現状だと思います。

こういう中では、市制40周年あるいは空港の開港を控えまして、開発それだけをしている、それだけと言ったら言い過ぎかもしれませんが、開発が中心になっているのが現状だと思いますが、市長、その点についていかが考えておられるでしょうか。

○ 市長（池田忠雄君） 原議員さんから都市基盤を築くまちづくりの中でいろいろ御質問をいただいているところでございます。私が申し上げておりますのは、そうしたもろもろの都市基盤を何とか整えていく中で発展策があるわけでございます。都市基盤とは、鉄道、道路が中心になるわけでございますので、そうしたものをまず整備をさせていただきたい。御案内のとおり、来年は、鉄道が1駅延伸がされる。道路も中央線が開通をさせていただく。新駅周辺の道路も開設をさせていただく。あるいは桃大も来られるし、産技研も本年度には着工をしていただく。これは平成8年度中の開設に相なろうかと思えます。こういうような都市基盤を整備をしていく中で今後の対応を考えてまいりたい、というのが率直な趣旨でございます。

また、公共公益的施設についての御指摘でございますが、そうしたことから住宅その他の成熟度を見ながら実現に移していくというのが基本的な考え方でございます。決して14年ということは考えてございません。先ほど、担当から申し上げました1期目の後半から2期目というのは、2期目というのは、11年を想定をしておりますので、その辺を見込んで成熟度を見ながらつくっていききたい。決して14年にまたがるという考え方は毛頭持っておりませんので、その辺について御理解を相賜りたい。大体、10年前後をめどにして公共公益施設はつくらせていただくべきだと考えている点を御理解をいただきたい。

以上です。

○ 26番（原 重樹君） 市長は、まず、骨格部分を整備をする中で、と言われました。私は、先ほどの質問の中で光明池春木線を例に出しましたが、以前からおカネをもらっているのになぜ今ごろから、という発想で話しました。これができなかったわけがあるんですよ。光明池春木線だけでなく、全体に最近の2、3年、市政方針で都市基盤整備を重要視していることはわかりますし、決して悪いことではない。大いに進めなければならない課題だとは思いますが、それでは、なぜ今までできなかったか、やはり同和事業なんです。建設事業でいけば、私の記憶では、二十数年來のトータルでも半分は同和事業に注ぎ込んできた。ほかに回る分がそれだけ少なく、なかなかそういうことがしたくてもできなかった。それがここ2、3年、同和事業が終結に向いてやっと落ち着いてきて、そういう整備が言われてきているわけです。

もう1点、市長は、総合センターが平成14年ということはない、と言われております。数十億が必要だと言われております。それから、光明池春木線やら中央線、唐国久井線などの金額も先ほど、90億、28億、19億と聞かせていただきましたが、別にこれだけでなく、例として額を聞いたわけです。

今後の財政運営の問題については、例えば今のトリヴェール和泉がいつになるか知りませんが、公益的施設の分が数十億円かかる、道路網に百何十億円かかるといって、2つ聞いただけ

でそうなんです。それに府中の駅前再開発があり、前から問題になっている庁舎の問題、その上にコスモポリスがあり、ラーバンがある。こういうように考えてきますと、まず、都市基盤の整備からやっていく、と言われますが、今、どう考えても、庁舎も公益的施設あるいは道路網もいろいろ含めて、こんなこと、10年やそこらで財政的な面からできる話じゃない。全体で何百億入れるのか知りませんが、間違いなく膨大なものになるわけです。結局、市民の税金というのは、まずは整備、と言われている部分に注ぎ込まれるのですよ。

だから、最初に申しあげましたように、福祉の充実とか不況対策などになかなか回らない。既存市民にとっては本当に薄い状態が、今後も10年か20年か知りませんが、続くという計画を示しているのが現状です。これは行政運営と言うか、全体の開発の方向の話ですから、その辺ではどのように考えておられるのか、簡単に結構ですので、お示しを願いたいと思います。

○ 市長（池田忠雄君） いろいろと多岐にわたります行政運営は、御案内のとおり、総合行政でございますので、展開をいたしてまいりたい、このように考えております。なるほど、これもあれも大丈夫かいな、と議員さんが指を折っての御質問でございますが、私どもとしては、それぞれなりにペースを決めまして、着実な方策を持って1つずつ解決を図らせていただきながら物事を進展していきたい、このように存じております。

例えば庁舎の問題については、朝からもお答えいたしました。土地の処分を通じ、起債も仰ぎながら進めさせていただきたいと考えております。また、駅前再開発も国、府、市が相寄って、しかも、組合方式でございますので、その中でいろんな方策を考えながらやってまいりたい。あるいはコスモポリスについても、民活で進めている関係がございますので、その中で株式会社、団発等とも相図りながら着実なペースで進めさせていただきたい。それぞれなりにいろいろ行政的に配分をしている次第でございます。道路につきましても、起債や補助金を仰ぎ、着実な1線ずつのペースで進めさせていただきたい、このように考えておりますので、いろいろ盛りだくさんなものが本当にできるのか、ということで一度に例示をしてお話でございますが、われわれ行政マンとしては、それぞれなりにペースを考え、あるいは向きを考え、あるいはそうした行財政運営の補助、起債の着実な獲得を通じて、それぞれなりに的確な1つのめどを立てながら推進をさせていただきたい、このように考えておりますので、どうか御理解を賜りたいと存じます。

○ 26番（原 重樹君） 時間の関係もありますので、意見だけ言いますが、一度にやるというのは単年度を指したわけではないでしょうが、私が開発ばかりではないか、と言え、市長も答弁の中では、まず、そういう整備からしていくのだ、と答えられました。今の示されている後々のいろんな計画からすれば、そういうことが10年も20年も続くのではないか、と言いま

た。その結果として、既存の市民の方にはなかなか予算が回ってこない。まずは、これをつくらなければなりません、まずは、これを整備しなければなりません、ここの道路も直さなければならぬ、ということが次々に出てくるでしょう、ということです。だから、全体として、これは見直し、精査検討すべきではないかと思っておりますので、意見として言っておきます。

それから、生産緑地関係の話をし、税の話も聞かせていただきました。端的に短くやっていきたいと思いますが、なぜ聞いたかと言いますと、確かに税の方では猶予の制度があり、計画を出しなさい、開発許可を受けてきなさい、という状況でやっているわけです。ところが結局、そういうことを放っただけでは、各個人が勝手に小規模の住宅を建てて無秩序になる。だから、今度、宅地化をスムーズに進めるため、まちづくりを無秩序にさせないために計画をつくるということになっているんだと思います。

しかし、これは税と都市計画のセクションは違うんですが、やっていることは実に矛盾しませんか、という問題があると思います。一方では、計画を出しなさい、そしたら、税をまけてあげます、とやってきた。しかし、どうも無秩序になるので計画を立てるというわけです。やっていることがちぐはぐで一貫性がないと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

- 都市整備部次長（田中武郎君） 先ほど、御答弁申し上げましたとおり、原先生の御指摘もよく理解はするところでございます。今回、6年度の予算化させていただいております委託料の問題ですが、1件、1件の宅地を利用するということであれば乱雑なまちができてしまうので、それを含めて一定、面的な整備をしなさい、ということで、大阪府の中でも32市のうち16市が、本年度で整備プログラムというものをつくってやっています。本市におきましても、6年度でそういう一定のまちづくりの指針をつくるため予算化させていただきました。これに伴いまして今後、一般的なミニ区画整理事業というか、それがどのように場所も含めてなじんでいくかということも含めて、委託の中身についていろいろ検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

- 26番（原 重樹君） お答えにはなっておりませんが、言いにくいだろうと思いますので、再度、質問をする気はないんです。先ほどから申し上げておりますように、基本となる計画づくりの調査検討をするのですが、それのもとみたいなものについてね。一方の税の方では、個人の権利者に対して、さあ出しなさい、これをすれば税を猶予しますよ、免除しますよ、とやっています。確かに法的な問題はありますが、まちづくりとしては、実にちぐはぐで一貫性がない。その辺のまちづくりとしては、そういうことにならないようにしていただきたいということで終わっておきます。

環境の問題について御答弁をいただきました。今後、いろいろ資料収集を含めてしていくの

だ、ということです。制度の説明もしていただきましたが、今後、大阪府が審査をして関係市に意見を求めてくる、それまでにいろいろ情報収集もしていくのだ、という答弁でした。

私は、これをなぜ取り上げたかと言いますと、市長もよく聞いておいてほしい。これは和泉市内の話でなく、臨海の話なんです。しかし、臨海から出る公害、大気汚染ですが、これが和泉市に関係ないとはだれも言いませんわね、当然、浜風に乗ってやってきますから。しかも、この興亜石油そのものが、既に環境影響実施計画書を出してるんです。この中に和泉市は入っていません。高石と堺、泉大津市はあります。これを何ぼ待っていても多分、大阪府の方から和泉市に声はかかってこないと思います。仲間に入れてもらってないのが現実なんです。

なぜ、今の時点で言ったか、こういう事態があるのもっとよく調べていただき、関係市にも聞いていただきたい。そして、今から大阪府の方あるいは関係市の方、そして、当事者の興亜石油の方にも和泉市の立場もきちんと言ってもらわんと、他の市がどんどん進め、和泉市が全然知らない間にできて、公害だけもらっていくということになりかねないと思います。これからの話ですが、きちんとして調べて、待つのではなく、積極的に対応してくれるかどうか、その点だけ確認をしておきます。

- 市長（池田忠雄君） 対応してまいります。
- 26番（原 重樹君） 市長から対応する、という言葉がありましたので、そのお言葉を速記録に残していただきます。この件は、本当に市政方針で言われている安心して快適な生活環境を整える点では、非常に大事なことだと思います。その点をお願いをしておきたいと思います。同時に、これは今の細川内閣を含めよく言われている規制緩和ということを前提としている中身なんです。大阪府議会に公害防止条例の改正、われわれから言えば改悪ですが、それが出されているようです。その中でも煤塵排出規制の緩和という部分がありますが、そういうものとも結び付いているわけですので、ただ調べるだけでなく、腹を括って、本当に行政としては困るということをはっきり言っていただきたいと思います。

次に、下水道の問題です。先ほどの答弁では、料金改定も含めて検討する、と言われていました。今回の平成6年度予算は、国保料金については値上げをしない、とわざわざ言っているぐらいですから、公共料金の値上げはない予算だと見ていました。ところが、ちょっと気に掛かりましたので聞きますと、この下水道は値上げをする、とは言ってませんが、値上げを含めて検討していく、というお答えがありました。そういうことも匂わした予算であるということも含めて確認をしておきたい。水道料金は今回、提案説明で1月から値上げが実施され、黒字会計という予算編成の話もありましたが、市民の負担も出ておりますし、今後とも、検討して出てくる可能性が大きいという意味の内容だとしておきたいと思います。

農業問題で答弁をいただきましたが、いわゆる農業振興地域での話として言われました。簡単に言えば、市街化調整区域内の話だと思います。先ほど、市街化区域内の宅地化農地の話をしましたので、生産緑地に指定された農地についての対策はどのようにしようとしているのか。

私は、たまたま農業委員会に行かせていただいていますので、生産緑地に指定をされても、亡くなられて相続が発生したとき、市に対してこの土地を買ってください、という提案が2件か3件か出てきています。市も余り公共事業に関係のないところは買えないので、買えません、と返事をしておりますが、これが後々、都計審に係ってこの生産緑地そのものが外されるということが起こってくるんですね。どこも買うところがないとね。こういうことが大きく起こり得ます。生産緑地に指定されたところでも、農地が宅地が変わっていくことが、長い目で見れば起こり得るわけですね。その意味でも生産緑地に指定されたところの農業の振興が非常に大事になってくると思いますが、その辺ではどのようにされようとしているのか、お聞かせ願いたいと思います。

- 産業部次長（松林 保君） まず、市街化農地の活性化について、農林課松林からお答えいたします。

市街化区域内農地の活性化につきましては、営農意欲の高い農業者が多数存在し、収益性の高い農業が集団的に約1ha程度ですが、営まれているところを都市緑化農業と指定をし、農道、水路、ハウス施設等の農業生産基盤整備を実施し、都市農業の発展と調和の取れた農業の育成を図っております。現在、池田下町の願成では場整備を実施しておりますので、よろしくお願いたします。

- 26番（原 重樹君） 場整備とか部分的にやっていますが、今の日本の農業の大変な状況を考えれば、もっともっとおカネも入れ、基本的な対策をするべきだと思います。

1点だけ申し上げておきたいのは、市長は、空港の開港をネルッサンスと持ち上げましたが、この当の空港株式会社の社長が以前、「この空港はどんな空港ですか」と記者に問われて答えたことは「貨物空港です」ということです。あそこは本来、人じゃない、貨物で動く24時間空港なんです。その例に挙げたのが花の空輸です。今でも花の輸出入はしていますが、それがより激しくなるのですが、そこで、桑原の花はどうなるか、ということが出てくるんですよ。そういうことも含めて農業問題はきちんと考え、基本的な問題を洗いざらい出していかないとけないと思います。

時間がないので不十分な質問になってますが、次にいきたいと思います。コスモポリスの問題は、端的に言って会社もあるので、そのノウハウを生かして最大限努力をしていこう、とい

う姿はわかりますが、企業誘致等については、本当にそうなのか、という点でこういう資料があるのを御存じでしょうか。

○ 10番（池田忠雄） もちろん、コスモポリスは、和泉市、岸和田市、泉佐野市の3市でやっていますが、和泉は100haちょっとだと思います。これが企業に売る分、誘致する分の土地は、この中に道も付けなければいけないので、その100ha全部が売れるわけではありませんが、その供給される企業用地は、この3つで161.5haだそうです、計画ではね。

○ 11番（池田忠雄） これがどういう広さかということをお聞きしたいです。これは大阪府全域に企業が立地した実績の14年分だそうです。もちろん、大阪府全体からすれば、もっともっといろんな計画がありますからね、これだけじゃない。何か70年か80年分の計画があるそうです。だから、それを考えればわかりますが、この3つだけでも14年分に当たる面積に企業を誘致しようというのが今の計画なんです。その面では、どう考えても難しいだろう。3市が3市とも成功するとは、この数字だけを見ても思えません。胸中秘めたる中身があるかどうか知りませんが、市長は、本当にこれを成功させる自信があるのかどうか、簡単に結構ですので、その決意だけお答え願いたいと思います。

○ 市長（池田忠雄） 一定の自信を持ちながら進めさせていただきたいと存じております。100ha、30万坪のうち、道路やいろいろ取りますと、20万坪ほどが可処分地ではないかと思っております。ここに、前から申し上げておりますように、5、60社の先端産業的な企業を誘致をしたいという考え方でございます。

○ 12番（池田忠雄） 今、原議員さんがおっしゃっているのは、府下的な意味で和泉市、岸和田市、泉佐野市の3市にまたがる問題の提起だと思います。私は、こういうことは、一番先にやるべきだという持論でございますので、他の2市よりも先に走らせていただき、良い会社を誘致をさせていただきたい、和泉市長としては、このように考えております。大阪府と相図り、国の内外を問わず、また、いろんな銀行筋も入っておられますので、どの銀行を例にとっても、100社以上のそれぞれの系統のいろんな会社と関連のあるところが多々ございます。あらゆるノウハウを駆使して誘致に入らせていただきたい、このように存じております。

○ 26番（原 重樹君） 一番最初にやると言われておりますが、府とも協力して、ということですね。府の立場からすれば、和泉も成功させなければいけないし、岸和田も成功させなければいけない、泉佐野も成功させなければいけない立場だと思います。非常な困難な課題ですが、私自身も失敗すればいいとは思ってません。銀行から170余億円も借りて毎日、金利がかかりますからね。

○ 13番（池田忠雄） ただ、2番目の質問で幾ら使っているか、と聞くと、出資金の話が出ましたが、それはカネ

だけでなく、職員の皆さんの人も出しているわけです。それは給与も含めて一般会計から出しているのです。そこまで注ぎ込んできているわけですから、そういう責任も当然あります。

同時に、考えようによっては、今の厳しい中で体制を強化していく、人数をどうするか知りませんが、逆に傷口を広げていくことも考えられないことはない。市長は、もちろんそのようには考えておられないでしょうが、その点では、以前、失敗すればどうするのか、という話もしましたが、これは失敗のないよう、きちんとやっていくことが現時点では必要だと思います。決して賛成をしてきたわけではございませんが、意見を申し上げておきたいと思います。

最後に、同和問題ですが、簡単に終わっておきたいと思います。1点だけお聞かせください。人権啓発基本指針について、これは同和だけでなく、他のものも含んでいるから、国から示されている同和指針を基本にする気もない、という答弁だと理解しております。

ただ、人権啓発については、今までから人権の講座や市民の集いも開き、冊子もつくっております。今さら、基本方針を策定するのはどういうことかと思えます。人権だから、同和に対して出しているそういうものは関係ない、とおっしゃるが、少なくとも和泉市の人権というものは、同和がほとんどです。これは実施計画書の第6章に「人権を尊び心のふれあいを広めるまちづくり」とあります。その1節に「人間を尊重し、差別をなくす同和対策の推進」というのがあります。中身は、同和ばかりです。そこに、人権が入っております。

別にこんなことを言わなくても皆さんはわかると思いますが、本当に和泉市の今のやり方からすれば、これははかもわざわざ入れているのであり、やはり中心は同和問題ということではないのですか。だから、私は、国の啓発指針そのものを基本にすべきだと言ったわけです。以前、この基本指針について聞いたときには、この基本指針そのものを否定され、批判もある、と言われておりましたが、その点では、今も変わりはないのかどうか、お聞かせを願いたいと思います。

- 総合調整課長（藤原包正君） 啓発推進指針についての考え方でございますが、これが発表された段階におきましては、大阪府におかれましては、これは法律に定められた通達でもない、参考程度ということで都道府県の行政を拘束するものではない、という考え方が示されました。それに関連をして市長会におきまして、そのような見解を示されております。

今回、今さらなぜ人権啓発基本方針か、という御質問だと思いますが……。

- 26番（原 重樹君） ちょっとすみません。国が出された人権啓発指針に対する態度は、前と今も基本的に変わりはないのか、ということです。
- 総合調整課長（藤原包正君） そのとおりでございます。
- 26番（原 重樹君） それでは、変わりがない、というように聞いておきます。

意見だけ申し上げておきます。最初、申し上げましたように、個人給付の見直しにつきましても、いわゆる見直しとは名ばかりで、実際には、恒久化あるいは延命策をしようというのが大阪府のやり方であります。和泉市はこれから検討、と言ってますので、そこまで言い切りませんが、そういうことのないようお願いしたいと思います。

人権問題についても、今、運動団体は、同和問題だけでは市民あるいは国民の批判が強いという中で、装いを変えた形をとっております。障害者や女性の差別とか民族の差別がある、その全体を括って人権だ、という言い方をしていると思います。

今回、質問をしませんでしたが、平成6年1月に制定したと言われる和泉市在日外国人教育に関する指導の指針、これは教育委員会ですが、これなども民族の問題や歴史的な背景など、こういうものが理解をできるはずのない幼稚園児まで対象の内容になってます。これはいわゆる同和の解放教育と言われる路線そのままだと考えております。

さらに、94年度予算で予算化されておりますアジア太平洋人権情報センターへの出捐金、これは解放同盟が大阪府や大阪市に呼び掛けてつくらせたものであります。全体で3億5,000万円でしたか、和泉市にも一定の割当がきているということであろうかと思えます。こうしたものはすべて根は一緒でして、結局、同和だけでは批判が強いからということで装いを変えてやっていることであり、実は、同和事業の恒久化、半永久的に事業をするためのものだとすることを申し上げておきたい。

同時に、窓口一本化問題は重要だから今後もやる、という答弁もありました。個人給付問題で見直しをするということで今回、一定、変わるようなところがある印象を与えてますが、その基本は全く変わってない。これではだめですよ、ということを最後に申し上げまして、私の質問を終わります。

○ 議長（大谷昌幸君） ここで、3時20分まで休憩いたします。

（午後3時00分休憩）

（午後3時20分再開）

○ 議長（大谷昌幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。次に、19番・穴瀬克己君議員。

（19番・穴瀬克己君議員登壇）

○ 19番（穴瀬克己君） 19番・穴瀬でございます。一般質問の最後になりまして、皆さん方は非常にお疲れのこととございますが、しばらく御清聴をお願いいたします。それでは、趣旨説明をいたします。

先行き不透明な経済情勢が続く中、行財政運営は非常に厳しいものがあると思いますが、施策推進に当たって後世に悔いの残らないよう、中長期的なビジョンに基づきながら、着実に積み重ねていかなければならないと思う1人であります。市民的確なニーズを掌握して行政を推進すべきであると考えているところであります。こうした中で本市平成6年度の市政運営について、数点にわたってお伺いをいたします。

まず最初に、道路網の整備と府中駅前再開発についてであります。

都市基盤整備の骨格である道路網の整備は、最も重要な施策の1つであります。和泉市の都市計画事業は余りにも計画路線が多過ぎ、実行が伴っていないのではないかと疑問を抱くのであります。こうした数多い計画路線の中で、特に和泉中央線についてであります。カンダンからトリヴェール和泉間の事業がやっと着手される運びになっているようでありますが、この完成年度は、いつごろの予定になっているのか、お伺いいたします。

それから、この中央線の引き続きで13号線から国道26号線までの拡幅事業についてであります。駅前再開発事業に絡み事業推進に当たっては、非常に困難な状況下にあると伺っております。実施計画が進んでいないように思われますし、今後の事業手法等は、どのように取り組まれようとしているのかをお聞かせ願いたいと思います。

さらに、駅前再開発事業については、準備組合と協議を進めながら推進する、と市政方針では述べられております。都市計画決定は、平成6年度にできるのかどうか。また、スケジュール的に最終年度の目標を立てていると思いますが、その点についてお聞かせを願いたいと思います。

次に、公営住宅の建設及び建て替え事業についてであります。

国の平成6年度予算においても、経済不況対策も含め住宅建設等における予算が大幅に増額されておりますが、公団や府の公営住宅の建設推進が打ち出されております。こうした中で本市においても、繁和住宅を初め北信太、伯太府営住宅の建て替えが推進されているところでもあります。そういった中で市営住宅の建て替え構想を初め、実施に向けての取り組みが精力的に進められているとお伺いをいたします。市並びに府、公団等の住宅建設並びに建て替え計画について御説明を願います。

続きまして、環境保全対策についてであります。

市制施行以来40年を迎えようとしておりますが、振り返って見ますと、人口5万人からスタートいたしまして今日、15万人に至るまでになっております。また、21世紀に向け20万人都市を目指してのまちづくりであります。高度成長の時代のおおりのあってもあって急激な都市化が進み、学校等の教育文化施設の増設や福祉、住宅等の開発で、住環境が著しく変化をしているところ

であります。

特に都市化が進む中、緑や水辺の自然、そして、その自然空間が大きく失われてきているところでもあります。池を埋め立てては学校や公園、住宅等が建設され、水辺環境や緑が姿を消してしまっている状況であります。緑は公園等の位置付けの中で、都市緑化として緑豊かな良好な住環境をつくるため、積極的に施策として取り組んでいるようにも思われます。ただ、池や小さな川の水辺環境保全が忘れられているように思えてならないのであります。そこで、お伺いをいたします。水辺環境保全についての施策について御説明をお願いします。

4点目の文化・体育・スポーツの振興についてであります。

平成9年度にはなみはや国体が大阪で行われ、和泉市では、馬術競技の開催地として取り組まれている中、全市民的な盛り上がりの中で成功裏に迎えなければならないと思う1人です。こうした機会を持つ中で、より一層市民の文化スポーツにおける意識向上が望まれるとともに、施設の拡充が必要不可欠であります。本市において、屋内、屋外の体育施設が数多くあるわけでございますけれども、公式競技ができる施設であるのかどうか、一度伺っておきたいと思っておりますので、御答弁をお願いしたいと思います。

次に、女性の社会参加についてであります。

市政方針には、「男女共同参画型社会を目指し、女性の自立と社会参加を促進し、女性問題の地域リーダーの育成を目指す」とありますが、具体的な施策、活動計画をお聞かせ願いたいと思っております。

再質問の権利を留保して、趣旨説明を終わらせていただきます。

○ 議長（大谷昌幸君） 答弁。建設部。

○ 建設部理事（谷 俊雄君） 建設部谷より道路関係につきましてお答え申し上げます。

まず、1点目の和泉中央線の観音寺からいぶき野の間の件でございますが、これは平成6年度で完成をしたいと考えて現在、いろいろと取り組んでおります。

それから、2点目の和泉中央線の大阪和泉南線から国道26号線までの拡幅整備の件でございますが、事業手法につきましては、国庫補助事業による街路事業と一部駅前再開発事業で整備を行い、事業計画年次につきましては、大阪府といたしましては、平成6年度からJR阪和線との交差協議を行なうことになっております。これが2、3年が必要でありまして、それから、建設省の構造承認を得て事業認可の申請となります。その間、さらに駅前再開発事業あるいは関係機関との調整も行う必要がございますので、現在のところ、具体的な年次計画が定まっていないのが実態でございます。

以上です。

- 議長（大谷昌幸君） 次。
- 都市整備部理事（盛尾久和君） 都市整備部理事の盛尾でございます。再開発関連につきまして、その取り組みと今後のスケジュールについて御説明申し上げます。

和泉府中駅前再開発につきましては、地元権利者による取り組みを行うため、平成3年10月に再開発準備組合を設立いたしまして、平成5年9月に施設計画部会を設置したところでございます。その中で現在、施設構成をどのようにするか、具体的に検討を行っているところでございます。

今後のスケジュールといたしましては、社会情勢あるいは地元の合意形成の状況にもよるわけですが、平成7年度に都市計画決定を予定いたしております。その後、組合設立、事業認可、権利変換、工事着手、事業完了という形で進んでまいります。事業完了のめどにつきましては、平成12年度を目途として現在、鋭意推進しているところでございますので、よろしく御理解のほどをお願いいたします。

- 議長（大谷昌幸君） 次。
- 建設部次長（西岡政徳君） 住宅課西岡です。府営、公団並びに市営住宅の住宅建設についてお答えいたします。

まず、府営住宅でございますが、和泉繁和につきましては第1期、第2期が完了いたしまして、168戸を268戸に建て替えが終了したところでございます。

次に、北信太は現在、事業中でございますが、154戸を300戸に建て替えていくと聞いております。第1期工事としては、平成5年度から171戸を建設、第2期としては、平成7年から144戸の建設にかかりたいと聞いております。

また、伯太住宅につきましては、種々問い合わせをしている中、現在、われわれがつかんでいる情報としては、平成6年に基本設計、平成7年に実施設計、平成8年に第1期工事に着工したい。構造等については、現在のところ、明らかな情報は入手しておりませんが、以前の資料によりますと、伯太住宅については138戸を251戸に、伯太東住宅は232戸を411戸と聞いておりますが、これらについても今後、基本設計の中で確定していくのではないかと存じております。また、工期につきましては、戸数が多いため細分化されると聞いております。

また、伯太東住宅につきましては、進入路や文化財調査の関係もありまして、伯太住宅の進捗状況と調整しつつ事業化に取り組んでいきたいと聞いております。

次に、公団住宅の状況でございますが、トリヴェール和泉の開発状況ということで、全体として宅地分譲約2,700戸、中高層系集合住宅約5,600戸を予定いたしまして、現在まで宅地分譲で約440戸、中高層系集合住宅で約1,300戸。今後の計画としては、平成6年から14年にかけて

年平均700から800程度の宅地並びに住宅供給を行っていきたい。その中で賃貸、分譲の比率でございすが、国民の住宅ニーズ等の変化を見極めつつ考慮していきたくて聞いております。

次に、市営住宅でございすが、現在、改良住宅で1,774戸、一般住宅で442戸、計2,216戸がございすが。このうち一般住宅の木造住宅の建て替え事業ということで、昭和62年に建て替え基本構想を策定いたしました。その後、入居者の意向調査、国の10カ年戦略に基づきます和泉市の住宅建て替え計画等を策定し、一定、住宅運営審議会並びに建設水道委員会に御報告申し上げたところでございすが。

現在のところ、それに基づきました事業遂行ということで基本計画設計を策定中とございまして、それができましたら、それをもとにして入居者の説明会等を開き、理解と協力を求めていきたいと思いますと思っておりますが、去る2月16日、坊城川住宅の入居者を対象といたしまして、建て替え事業に対する市の基本的な考え方ということで説明会を開催いたしました。その中で具体的な説明会については、4月以降、住宅基本設計ができた時点でそれらをもとに御説明にあがり、いろいろ意見をお聞きしたいということでございすが。まず、住宅の建て替え事業をしていくという基本的な姿勢を理解していただくために開催した状況とございすが。今後、引き続き地元説明会等にも入っていき、事業の遂行に努めていきたいと思いますと思っております。

以上とございすが。

○ 議長（大谷昌幸君） 次。

○ 河川水路課長（樋渡頭治君） 河川水路課樋渡より環境保全対策についての質問に関する水辺環境の整備、特に河川環境の整備の観点から御答弁申し上げます。

都市部においては、河川は、貴重な水と緑のオープンスペースであり、河川の持つ機能を十分に発揮することはまちづくりの観点から重要であり、特に近年、潤いのあるまちづくりに対する要望が高まっております。したがって、単に河川から見た必要性のみならず、周辺地域も含めた位置付けで水と緑などの可能な限り関連事業と密接な連携のもとに実施し、その整備効果を広範囲に波及させることが重要であります。

本市の都市化は、2級河川松尾川流域の再上流部のコスモポリスから中央丘陵住宅開発と大規模的に進んでいる状況であり、大阪府においても、2級河川松尾川の改修計画に取り組んでおります。旧来、河川の改修は、治水目的のみで進んでおりましたが、現在では、内田町などにモデル区間を設け、府市ともに水に親しめる公園的な整備を旧河川敷も取り込んで計画しております。

また、本市におきましても、和気小田地域にできている旧河川敷650mを平成5年度より小川をつくり、水に親しめるよう緑地的な整備を進めております。一方、2級河川槇尾川につ

きまして、桑原橋から約2.9km下流の牛滝川合流点までを、府の事業として水に親しめる低水護岸の整備を行っております。

以上でございます。

○ 議長（大谷昌幸君） 次。

○ 社会体育課長（田仲隆道君） 4番目の文化・体育・スポーツの振興について、社会体育課田仲より御答弁申し上げます。

現在、社会体育施設として管理運営を行っております施設は、市民体育館を初め8施設ございます。先生が御指摘のように、公式競技はどうか、となりますと、各施設の中には観覧者席及び駐車場が極めて少ない中で、公式競技の開催については、十分に対応しきれないというのが現状でございます。どうかよろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（大谷昌幸君） 次。

○ 女性政策課長（樋渡和子君） 5番目の女性の社会参加について、その具体的な施策と活動計画について、女性政策課樋渡よりお答えいたします。

今、私たちを取り巻く社会環境は大きく変化しています。とりわけ、女性の政策は、高齢化、核家族化、高度情報化、国際化に伴う社会変化が進む中で大きく変化してきました。女性が持っている能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野に男女が等しく参加参画し、豊かな社会形成に貢献していくための社会環境づくりを進めていかなければなりません。

そこで、平成4年10月に設置いたしました市民組織である和泉市女性施策推進会議から賜ります提言の趣旨を踏まえ、平成6年度中に男女共同参画型社会を目指した女性プランを策定いたします。この女性プランは、女性行政の指針となる行動計画です。女性施策推進会議は3月末までに延べ28回の議論を重ね、ただいま3つの部会のまとめと文章化に入っております。その提言をどのような形で女性プランにつくり上げていくかが最大の課題になっております。また、女性問題の解決は、市民の参加なくしてあり得ませんので、市民の方々に女性問題への理解を深めていただくための啓発活動として、女性フォーラムの開催や「広報いずみ」、啓発冊子の発行や研修助成の事業も実施しております。

その他平成5年度からは、地域リーダーを育成するため女性問題アドバイザー養成講座を開講し、その終了生を対象にした上級コースと2つの講座を計画して人材育成に努めております。ただ、この講座は1年間開講しますので教室の確保が大変ですが、コミセンや社会教育施設その他の施設の御協力を得ながら開催しております。

以上のとおりでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○ 19番（穴瀬克己君） できるだけ簡単に終わらせていただきたいと思いますので、再質問に

つきましては、簡単、明瞭な再答弁をお願いしたいと思います。

道路のことでございますが、中央線からの13号線までの間は、平成6年度において全線が開通するという形で御答弁をいただきました。13号線から26号線までの間は、年次計画も立てられていないのが実態であります。これが和泉市における一番の大動脈であるということで、今までも国道昇格に向けても取り組んできた主要な幹線であります。

この中では、片方は副都心として中央丘陵の開発、大学の誘致について、平成7年に向けて積極的に取り組んでまいりました。駅も平成7年に開業の運びになってますし、道路形態も、中央丘陵を中心に特に新しいまちづくりの中は、道路整備等が進んでおります。既存の集落からの進入路も中央丘陵に接続をされてきております。こういった中では、和泉市の中央線を通して車や人の流れが都心部に下りてまいるような形になってまいります。

その状況の中で、従前から粉河線の拡幅が取り上げられておりまして、13号線から26号線までの拡幅は、都計での買収は、店の張り付き等があって厳しい。なかなか困難で事業計画のめどが付かないという形で乗り上げておりました。その間、何度も他の議員さんも質問をいたしました。高架にするのかアンダーにするのか、一生懸命に何回も質問をしてまいりましたが、未だに年次計画も立っていない。おまけに駅前再開発を絡めないと、粉河線の拡幅はできないということで、駅前再開発を絡めました。にもかかわらず、この道路の計画がなされていない。

そして、その駅前再開発のめどは、先ほどの答弁では、平成7年度には、組合設立並びに都市計画決定を行うスケジュールであり、そして、12年度を目途に取り組んでいる、ということです。今、平成6年ですから、もし、このまま駅前再開発が進んでいったとすると、この道路の完成は、12年度以降からでないという感じになります。こんな状況で粉河線の道路事業が進められていいものかどうか。この粉河線を駅前再開発事業に絡めた手法で買収していこうとするのか、この点についてお伺いをしたいと思います。

○ 建設部理事（谷 俊雄君） 建設部谷よりお答えいたします。

この泉南線から26号線までの拡幅整備につきましては、われわれといたしましても、現況の交通事情からしてできるだけ早期に整備、という考えは、常に大阪府に対して申し上げているところであります。

大阪府といたしましても、現在の交通事情等を十分認識していただきまして、3年度には基本設計、4年度には一部受け皿として先行買収もしていこう、また、6年度からJRとの協議を具体的に進めていきたい、ということでございます。

これだけ沿道には店舗もございますので、駅前再開発と一緒にやっていく方が一番受け皿として、どうせ買収の段階で店舗の代替等の要求も出てくると思いますので、現在のところは、

一緒にしていこうということで進めております。しかし、現在の交通事情からして、大阪府の方も積極的に構造協議とかを進めていけるものについてはどんどん進めていくということで、精力的に取り組んでいただいているのが実態でございます。

- 19番(穴瀬克己君) 少しも前へ進んでいない。当初の計画では、粉河線の南側は都計の買収、北側の張り付きが駅前再開発、このように網を掛けたと思います。こういった状況下で本当に買収ができるのか、と再三にわたって質問もしてまいりました。駅前再開発と絡めてやらなければならない、ということで進捗の様子を見ておりましたが、一向、駅前の準備組合はできませんでした、ということで進捗の様子を見ておりましたが、一向、駅前の準備組合はできませんでした、実質的に都市計画決定を打たないと動きがスタートしない。こういう状況のもと、その都市計画決定すら覚束ない状況下にあります。これが道路事業が進められない理由にはならないと思います。

当初は、都計道路の拡幅ということで取り組んでいたが、それによ手をつけずに今日まできて、そして、駅前再開発に絡めて進めていく。駅前再開発は、時間がだんだん延びてくる。また、都計でやろうか、というような論法になってこようとしているわけです。果たして道路施策推進のあり方として、本当にやる気があるのかと厳しく指摘をせざるを得ない。

他市の状況を見ましても、一番メインになる道路からスタートいたします。ところが、今、都市計画道路がたくさんありますが、例えば岸和田南海線は、磯ノ上山直線から市民病院までです。後は、何も手が付けられてない。池上下宮線は、東側線から空池、放光池の上手までの700mは、用地買収に着手しただけであります。光明池春木線は、これから用地買収が始まろうとしている。結局、計画道路としては、近畿自動車道が開通しただけであります。後の道は、一部供用開始をした程度であります。

このような都市基盤の骨格である道路行政が、中途半端のままで全部が終わってしまっている。中央丘陵ができたからといって、カンダンのところの事業を即刻進めてしまう。後の道路の交通事情などはひとつも考えておらない。このような道路事業の推進のあり方というのは、今、始まったことではない。この都市計画決定をされてから来年、市制40周年を迎えようとしているが、この間、何をしてきたのか。2、3年前に進めた話ではありませんよ。この粉河線の手法すらはっきり定まっていない。まだ協議の段階ということです。本当にしようがない、しようがないと今日まできているわけです。そして、国道昇格に一生懸命頑張って国道にしまったわけです。

駅前再開発もそうです。これは13号線の拡幅も入ってます。ちょうどこの粉河線の拡幅と13号線の拡幅が、駅前再開発のメインになるわけです。本当に今の和泉市の道路事情が、駅前再開発に合わせられるような道路事情であるのかどうか。恐らくそれまで待っておられない状

状況であることは、5年も10年も前からわかっていることです。にもかかわらず、駅前再開発に乗せたという状況です。

今になって、また、都計でやらなければならないという中途半端な状況です。これは府も困っていると思う。一体、和泉市さん、どないするんや、ということです。駅前絡みでやるのか、道路だけの拡幅でやるのか、どちらかはっきりしなさい、ということではないかと思えます。これについて、和泉市はどちらの方法をとるのですか。

○ 建設部理事（谷 俊雄君） 建設部谷よりお答えいたします。

確かに当初、この中央線の計画は沿道に店舗が多いということから、駅前再開発と一緒に、という発想で現在まできているわけです。しかし、先ほども申し上げましたように、昨今の交通事情からして、市民にとって一番肝心なところが遅くなっているという声もたくさん出ております。

われわれといたしましては、できるだけ早く拡幅整備をしなければいけないということで、分離をして道路事業として行うか行わないかは、駅前再開発あるいはまた大阪府とも十分協議検討する時期にきていると思っておりますので、今後、十分検討してまいりたいと考えております。

○ 19番（穴瀬克己君） たくさんの計画道路を抱えている道路課だけを責めるのは大変だと思います。いろいろちょこちょこ進んでいるのは事実です。しかし、それが現実的に実効があらわれていないのも実態であります。そのため和泉市の都市機能が麻痺している状況であります。これから先を考えると、和泉市の骨格である中央線を1日も早く完成させなければならないという思いでいるわけです。当然、原課の方もそうだと思います。こういういつまでも中途半端な形で、そんなことを言うのと駅前再開発に叱られますが、駅前再開発に合わせて道路事情が間に合うのか、僕は、逆の立場で道路事業を先行すべきだと思います。

その意味では、積極的な取り組みの中で優先順位を付けていただきたい。あちこち手を出せば、府も、和泉市さん、そんなたくさん一度にできまへんぜ、というのは当然です。今の計画を見ますと、手の付けやすいところを先に大阪府にお願いをしているとしか見えません。本当に必要不可欠なところから先に取り組んでいかなければならないということを肝に銘じていただきたい。そういう思いでおりますので、中央線の拡幅に全力を挙げて取り組んでいただきたいことを強く要望と指摘をしておきます。

その駅前再開発であります。権利変換等をしていく中で組合を設立していかなければならない。そして、都市計画決定を打っていくよう、平成7年度を目途に進めていっしょるわけですが、権利者がたくさんおるので困難を余儀なくされていると思います。特に中央部分のまちづくりがどんどん進んでいく中、市民のニーズは当然、駅前再開発に目を向けてきます。

一向に前進しないところに市民の政治不信が渦巻いてくるだろうと思います。

聞くとところによりますと、組合設立の条件とか都市計画を打つのは、大体、地権者、面積も含めて8割が同意をしなければ進めていけないという状況にあります。こういった中でまだまだ難しい状況にあると思いますが、今、何%まで面積と権利者数の中で御同意をいただいているか、御答弁願いたいと思います。

○ 都市整備部理事（盛尾久和君） 都市整備部盛尾から答弁させていただきます。

先生が御指摘のように再開発事業につきましては、市民の注目を浴びているところでございまして、玄関口づくりという意味で頑張りたいと思います。現在の地元の合意状況につきましては、権利者総数335名ございますが、準備組合加入者が252名で加入率75.2%。借家を除く地権者では、206名のうち163名で加入率79.1%でございます。

土地の面積割合では、区域内宅地が4haございますが、そのうち2.6haが合意をいただいております、65%の状況でございます。現在、さらに合意形成を高めるため努力しているところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○ 19番（穴瀬克己君） 非常に6割から7割のところまで漕ぎ付けているということですが、あとの1割ぐらいが非常に難しいという状況下にあると思います。この状況が、ここ数年続いているように思います。駅前再開発を成功させるためには、地権者の理解をいただかない限りできないのですから、精力的な取り組みをお願いしておきます。

また、総事業費については、都市計画決定を打ち、そして、資金的な事業費の見積もりもしていかなければならないと思いますので、その辺について御答弁を願います。

○ 都市整備部理事（盛尾久和君） ただいま御質問をいただきました財政的な規模あるいは資金計画について御答弁申し上げます。

市街地再開発事業の財源構成につきましては、道路等に対する公共施設管理者負担金及び市街地再開発事業補助金、そして、保留床処分金等により充当することといたしております。

62年度の再生計画におきます事業費計画では、総事業費が約462億円でございます。その財源内訳は、国庫補助金90億円、大阪府補助金が31億円、和泉市補助金が63億円、保留床処分金が189億円、権利変換財産額89億円となっております、市の一般財源負担額は63億円でございます。

○ 19番（穴瀬克己君） 総事業費の捻出では、特に市の負担が非常に少ない形、60億円ぐらいの見通しですが、果たしてそれだけで済むのかどうか。もっと公的な負担率が高まってくるのではないかと思います。逆に国、府の部分が導入されてくるといことで市の負担が軽減されているように思いますが、これは当然、市が肩代りしなければならない国、府の負担でござい

ますか。

○ 都市整備部理事（盛尾久和君） 63億円の補助金は、市が組合に対して出す補助金の分でございます。

○ 19番（穴瀬克己君） 私が言っているのは、国、府が出す部分は、丸っきり市には関係のないおカネでございますね、起債等のカネではないわけですね。

○ 都市整備部理事（盛尾久和君） 市とは関係ない、事業に対する補助金でございます。

○ 19番（穴瀬克己君） 丸々下りてくる補助金ですね。

それと、組合が負担しなければならないおカネは、どのような形で捻出をしようとするのか。

○ 都市整備部理事（盛尾久和君） これは組合施行でやるわけですから、一部組合が負担をするという形になりますが、これにつきましては事業協力者を選定し、その方の出資によって賄おう。とりあえず立て替えていただくか、あるいは様々な金融公庫あるいは再開発事業関連の金融機関から融資を受けて賄おうという形でございます。事業協力者に立て替えていただいた分につきましては、最後に保留床処分という形になりますので、その床を処分した財源で充てるものでございます。

○ 19番（穴瀬克己君） 問題は、事業協力者のスポンサーという形の分ですが、果たして組合が主体となってスポンサーを見付けるのか、その辺について、どの時点でスポンサーの担保を取らなければならないのか。特に都市計画決定の段階でスポンサーを見付けておかなければならないのか。特に泉大津市の駅前再開発につきましても、二転、三転した経過がございます。当初のかなり早い時期から事業協力者という裏付けがない限り、この駅前再開発は非常に危険が含まれていると思います。この辺については、どの時期にスポンサーの確定をしなければならないかを想定されているのか。

○ 都市整備部理事（盛尾久和君） その点につきましては、都市計画決定の要件の中には入ってございませんが、その前後には決定し、資金的な裏付け等を取るのが通常でございます。したがって、先生が御指摘のように非常に大事なことで、事業協力者を選定する前提としては、やはり施設計画が具体的に立案をされてなければならない、そうでなければ事業協力者も入って来れないということがございますので、本年度並びに平成6年度、準備組合の中で市と一体となって具体的な計画づくりに努めてまいりたいと考えてございます。

○ 19番（穴瀬克己君） いよいよこれから大変な時期を迎えていく。この駅前再開発事業が乗るかそるかの時期が、平成7年を前後として訪れてくる、こういう状況にありますので、全庁挙げて認識をしていかなければならないだろう。周辺の道路整備も、それに勘案して大事な要件になってくるだろうと思います。その点を指摘をしたいと思います。特に駅前再開発でも、

これから道路等の関係も含めかなり市の負担が増えていけらうと予想されます。粉河線の拡幅、13号線の拡幅、また、駅前そのものの市の負担金というものもあります。

先ほど、他の議員さんから、これから和泉市が取り組む事業について、予算的に非常に多大な予算が計上されなければならないという意味で、財政運営を危ぶんで質問もされておりました。私もずっと拾い出しますと、市庁舎は、売れるか売れないかわからないが、財産処分では18億円を基金に組み入れようとしています。市庁舎を建て替えようとするれば、土地抜きでざっと百数十億円かかるだろうということです。

それから、コスモポリスもいよいよ造成が始まってまいります、分譲がスムーズに運び、採算ベースに乗った価格で売れたとしても、行政負担の道路や周辺整備のカネがこれまた数十億円かかるだろう。逆に価格を調整すれば、市から持ち出さなければならぬだろうし、いろんな恩典を付ける税の問題を導入しようと思えば、それだけの減になってきます。こういった面を考えれば、相当な財政支援が必要になってくると考えます。

シビックセンターについては、まだ用地取得はしてませんし、公団の用地を買って上に建てようとするればこれも50億円以上、下手すれば100億円ぐらにかかるとなるかもわかりません。

そういったものについて、庁舎も緊急課題として位置付けております。シビックにしても、平成14年なんてことを言うてられないほど市民要求が高まってまいりましょう。こういう状況下の中で、数百億円のプロジェクに対する予算が必要になってまいります。

現段階では、病院、水道は別にして、一般会計では439億円、450億円に近い借金があります。これを計算すると、300億円以上になります。今と同じぐらいのまたカネが要ります。800億円ぐらいの年間予算に匹敵するような借金を抱えながら、行財政運営が今後、21世紀に向けて施策推進をしていけるのかどうか。この辺について、ちょっと財政当局に対して、どのぐらいまでの借金やったらうちが持ちこたえていけるのか、端的にお伺いをしたいと思います。

- 総務部次長（阪 豊光君） 財政課阪よりここ数年間の財政運営と起債の見通しという点について御答弁させていただきます。

ただいま御指摘のとおり、いろいろと大きなプロジェクトを掲げている。もう1つは、市長が示しましたように、平成7年を目的に事業を集約してきた中、今、おっしゃられるような大きな事業を掲げております。これも1つには、市の活性化なり、本市を取り巻く社会経済情勢になっているということと、もう1つは、今後の新たな社会情勢の変革の中で、本市は、今、そういう重要な課題を多く抱え、それをどう乗り切っていくかの試練の年になっているとわれわれも理解をしております。

本市を取り巻く状況をどう克服していくかの中で、具体的に起債の問題を御指摘いただきま
した。数字について、前段で今、御質問の400億円云々という問題については、訂正をさせ
ていただきます。一般会計の平成5年度末としては、320億円と想定をしております。その
中でわれわれ自身が起債をどこまで起こせるかどうかという問題と、今後、その起債を起こし
たとき、どのように償還をしていくかという2つの問題がございます。

1つ目の起債総額につきましては、一定、国の起債制限比率という物差しがございます。

その物差しからいきますと、平成5年度では、約12%と見ております。制限比率に掛かるのは
20%という数字でございます。そういう点でここ数年は、特に都市基盤整備ということで行っ
てきたところでございますが、施設的な面が、人口急増の時点から今日まで多少少なくなって
きております。起債の返済額そのものが、おかげさまで多少下がってきております。

今後、それらの事業を行っていくことになれば、ざっと推計をしますと、8%で500億円
の起債総額になるだろうと思います。その点では、起債を起こせる額としては、約200億円
と見ております。しかし、この200億円についても、すべてが起債を起こせるかどうかとな
りますと、1つひとつの事業を点検をしていかなければいけません、そのように見込んでお
ります。

市政方針の中でもうたわせていただいていますように、それらを償還していく観点と、先ほど
の御指摘のように中長期的に本市をながめた場合、新たな発想で全職員の英知を結集し、事務
事業の全般的、抜本的な見直しも含め、今後の課題を効率的な運営によって乗り切っていくた
いと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○ 19番(穴瀬克己君) いずれにしましても、非常に財政運営が厳しくなってくることだろう
と思います。慎重を期していかなければならないというところに追い込まれてくると予測しま
す。われわれは、市民サービスのためにやってほしいことは一杯あります。先ほどは、病院を
建ててほしい、と言いましたが、実質は、いろんな計画がある中で、本当に市民のニーズに合
った事業の推進をしていただきたい。計画ばかりでいつも実らない。それで、おカネは使って
いかなければならないという形です。こういう経済不況の大変な中での市政運営というのは、
市民のニーズを的確に把握しながら、きめ細かな行財政運営をしていかなければならないと思
います。今後の事業推進に当たりましては、計画的に優先順位を付けた形、ただ、広げるだけ
では事業の完成に及ばないので、そのことを指摘をしておきたいと思ます。

次に、住宅の方ですが、特に和泉市の市営住宅の木造住宅は老朽化して、全部建て替えなけ
ればならないような耐用年数になってきております。その意味では、きちんと年次計画、住宅
建て替えの資金計画もきちんと立てながら進めていただくことを要望しておきます。特に平成

7年度に予定されている坊城川住宅につきましては、住民等のコンセンサスをしっかりとらえて建て替え施策の推進を図っていただきたい。

特に公団や府のニュースソースを和泉市民にはっきりと渡せるようお願いしたい。せっかく府の住宅施策が、未だに何戸建つやわからない、計画年度もわからない状況では、和泉市が府の施策をどう使い切っているか、となりますので、府住の進捗、推進状況なり、また、和泉市民が住みやすいような計画内容等について、和泉市の立場で府の住宅施策にどんどんと注文を付けてお願いをしていけるような状況をつくっていただきたい、このように指摘をしておきます。

次に、環境保全問題でございしますが、1級河川、2級河川の水辺環境ということでは、国の方針も環境保全が強く打ち出され、予算も付けていただけるようになってまいりました。しかし、私たちの身近な水辺環境というものは、すべてなくなってまいりました。私どももそれに同意してきたわけですが、人口急増の中、例えば和気小学校は、もともときれいな新池(?)という池でした。また、この裏の肥子池は公園に変わってます。信太山の自衛隊の前の前奈池も放光池も公園に変わりました。市街地の池という池は、すべて住宅や公園、学校施設に変わっております。

今、ふと我に返って見ますと、今まで池の水辺の潤い、小川のせせらぎがどれだけ貴重なものであったか、ということを感じて1人です。今回、下水道の推進とか、また、合併浄化槽できれいな水を流そうとしておりますが、もう小川に水を流しても、その川は生きてこないという実態です。このような都市開発をしてきた私たちの責任として、やはり水辺空間を子孫に復元して残していかなければならないと最近、特に感じるわけです。

緑は、公園や市街化緑化、街路樹等一生懸命に施策を取り付けて進めておりますが、水辺環境の復元というのは、もう手が付けられないということで半ば諦め、今、減んでいこうとする2級河川の松尾川や榎尾川に水辺環境を求めていっているのが実態であります。これを施策の柱として取り組むならば、また、水辺空間をつくることができると確信をします。なぜならば、公園をつくるときに水辺空間の位置付けをすればいいし、大規模開発等で今後、下水道がくると、遊水池もなくなってまいりましょう。その意味でも遊水池を利用しながら、また、大規模開発の中で水辺空間をつくるような、1つは施策の柱をつくっていったらどうか。

その前段として、今、松尾川など旧河川敷で水辺も含んだ遊歩道を3カ年計画で事業が開始されております。この川も当然、きれいな水が流れてくるだろうと思いますが、松尾川や榎尾川もなかなか小鳥や水藻が棲息できない状況下になっております。いかにこれらを水辺空間として残していくかが、私たち行政の施策として大きく取り上げていかない限り、水辺環境とい

ようなものは保全されていかないだろうと思います。

その意味では、今、取り組んでいる旧松尾川の河川敷の事業を、全市的な水辺環境の保全につながる出発点として取り組みを強化していただきたい。特にそこには魚の稚魚を放流し、また、蛍が飛び交う状況に持っていかうとする努力の中に、市全体に水辺環境の保全、復元という意識が芽生えてくるだろうと思います。そういう施策の導入を図ってはどうかと提案をします。水辺保全とか環境保全という国の施策ではなく、市として、市街化地域の中の都市公園に水辺空間をつくっていく。また、新しい開発の中に水辺空間を取り入れていかうという、水辺環境に対する新たな事業を細かい市の施策として導入していただきたいと強く要望したいと思いますが、この辺についての御所見をお伺いしたいと思います。

○ 企画調整課長（油谷 巧君） 水辺環境保全施策の考え方についてどうか、という御質問でございまして、企画調整課油谷の方からお答え申し上げます。

近年、単なるモノの豊かさの追求に対する人々の反省であるとか価値観の多様化によりまして、社会情勢の変化がどんどん起こってきております。日常生活におけるゆとりや潤い、安らぎといったいわゆる心の豊かさの実感を求める声が高まっております。御指摘のように本市におきましても、このような観点から緑や水辺空間をいかに活用し、作り出していかうかが、今後の1つの課題であろうかと考えているところでございます。

公園緑地につきましては、緑のマスタープラン等に基づきまして、計画的な整備に努めているところでございますが、議員さんが御指摘の身近に水に親しめる空間づくりという点につきましても、従来の河川にまつわる整備のみにとらわれず、旧来からある水路の活用とか新たな修景水路の整備など、幅広い視点での水辺整備の方向性を見定めていく必要があろうと考えている次第であります。現在、策定作業中の本市の第3次総合計画の中でも、このような観点を踏まえつつ検討を加えてまいりたいと存じておりますので、よろしく御願申し上げます。

○ 19番（穴瀬克己君） 特に公的な事業の中からそれをつくり出していただきたい。特に公園の整備事業等で現在の公園の中の池を水辺利用するとか、また、そこに流れている水路を永久に残していけるような施策を、特に公的施設の中で公園とか庁舎の建設の中にも水辺環境を取り入れていく。福祉施設や体育施設などいろいろあります。公的施設の中で水辺環境を復元していく形を市の施策の柱として取り組んでいただけよう、第3次総合計画の中でも御検討願いたいと思います。

続きまして、文化・体育・スポーツの振興であります。小学校や中学校の公式な体育行事はできない、と言いましたが、できるだろうと思います。でも、帯に短したずきに長し、という感じでして、成人者も含めた総合的なスポーツの競技として公式の競技や大会ができる施設

がないという形です。だから、国体も馬術しかこないという感じです。

今までの体育施設というのは、皆が体を動かしていたらいいという感じせず。体育施設の備品等しても、体育スポーツのとらえ方からして非常に弱い。競技する者が持って来いという感じが強い。この間、日韓のサッカーの試合を2回ほどやりましたが、サッカーゴールもない。借りに行ってこなあかん。国際親善の試合をやっているのに体育設備としてない。言いたくなかったが、言わざるを得ないんです。こんなことが世間に知れたら恥ずかしいと思います。

なみはや国体が和泉市で開催されるのですから、馬術云々でなく、市民の文化スポーツの意識を高めるための施策の1つとして取り組んでいかなければならないと思います。何かきっかけがないと、なかなかその気になれません。予算も付けてくれないというのが現状やないかと思えます。これを契機に体育施設等の整備に力を注いでいただきたい。今さら、体育館に観客席をつくれ、と言ってもつくれませんわな。耐用年数もまだきてないのにね。できるところから施設の充実を図っていただきたいと強く要望しておきたいと思えます。

それから、これにかかわったので一言、言うのかなあかんと思えますが、企業局から譲渡された土地の売却については、一応、庁舎基金に充当することについては了承したわけですが、全部をそれに使うことはよくない。もともと企業局からいただいた際には、自由に使ってもらってもいい、と言いながら、名目としては、文化スポーツの振興に役立ててください、というのが大義名分であります。この大義名分を何とか生かしていただきたいと思えます。

昨日は、たった2億円か、という話でしたが、私は、その後の900坪も全部体育スポーツに使えるということで楽しみにしておりました。他の議員さんが不満を申ししておりましたが、私は、後の分も含めたら相当な金額になる。体育スポーツの振興はこの時期を外してない、と思っているわけです。3,000坪の売却の中で、市長も当初、何とかそれを文化スポーツの振興に使わせていただき、こういう厳しい財政の中でそれを基金の方にも使わせていただきたい、ということでございました。

その意味では、市長も社会体育、文化に対して予算を計上することは間違いないと思えますが、具体的に何に使うのか、ということをきちんと説明をしていただかなければならない。ただ単に社会教育、文化スポーツにに使います、と言っても、基金の中に入れておれば、しまいに切り崩してなくなってしまうというのが通例です。これは平成6年度、7年度には、特に馬術のなみはや国体が9年に開催されるわけですので、その時期に呼応して、今から体育文化に充当する施策を打ち出していきたい、このように思います。この辺、市長の方からひとつ返事をいただいております。

○ 市長（池田忠雄君） 穴瀬議員さんの御質問に市長よりお答えをさせていただきます。

先ほど来の御論議におきまして、庁舎建設基金と同時に文化スポーツに一定の配慮をさせていただき、とお答えをさせていただいています。今、穴瀬議員さんから重ねて、6年度はそれでいいが、7年度の方もあるやないか、という中で、具体的に文化スポーツの振興に対する考え方を述べておられました。お説ごもっともでございます。

今、教育長とも相図っておりますが、とりわけ、なみはや国体の馬術競技だけでなく、デモンストレーションスポーツというのがございまして、それに本市は、少年少女のサッカーとマダムさんバレーに手を上げているわけでございます。そういうことも合わせてやってまいりたい。ただ、サッカーとなりますと、具体的に教育長とも相談をしておりますのは、何とか光明池の緑地の方でトラックの問題等について一定、整備をしなければならないという課題がございます。それに何億円か要るのではないかと思います。そういうことも含めまして、6年度、7年度で文化体育の振興のため配慮をさせていただきたいと存じます。

○ 19番（穴瀬克己君） 一応、そういうことも検討した上で資金を回していくということですね。サッカーと言うたのはゴールがない、設備が不十分である、ということをお願いをさせていただきます。本当に公式行事ができるように施設を拡充しようと思えば、今の市民グラウンド、市民体育館はできない、総合グラウンド、コミ体もできない、甲斐田川のナイター球場が公式試合ができるかといえばできない。残っているのは緑地公園です。ここでは、公式行事のトラックがつくれる広さを持っています。観覧席をつくれる広さを持っています。こういった形の可能な分はそこしか残ってません。その意味では、公式行事ができ、和泉市で府下の大会などができるような施設整備をお願いしたいと思います。

大体、売却の分の2～3割で6億や7億のカネは出てくるだろうと思います。1割と言わず、市長の昨日の読みでは20億ぐらい、全部合わせたら30億ぐらいで売れるということですので、30億の3割だと9億ですか、一般会計も大変ですので、2割ぐらいで6億円です。国際空港も9月開港という運びの中で国際化する社会です。和泉市も文化の高揚を図っていかなければならない。今、文化協会等に補助金を出しているのは本当のばらまきなんです。だから、文化基金などを創設していただき、本当に21世紀に向けて文化の高揚を図れるような、ばらまいてなくすのでなく、これから育てていこうという形で、一部を文化基金という考え方も含めて提案をしておきたいと思います。

最後に、女性問題でございますが、女性政策という形の中で市長も国も府もかけ声は随分掛けていますが、この中で女性は1人です。社会参加はね。もっともっと女性の登用を推進していくべきだろうと思います。国の方でも女性の大臣がどんどん出てきてます。府にも出てます。その意味では、職場における女性の地位向上について、率先して行政が範を示していかなければ

ならないと強く指摘をしておきます。

特に女性政策課という課は市役所の中にありますが、実質的な活動を展開し、学習とかいろんな男女参画型の地域社会づくりの中で今後、十二分に活動できるような拠点が必要になってまいります。各市で女性センターが建設されております。特に今回、大阪府では女性総合センター、これは「ドーンセンター」と申しております。「ドーン」というのは「夜明け」という意味でございます、それこそ、いよいよ女性の夜明け、女性が羽ばたく時代が来たということです。今回、府は355億の予算を組んで館を建てます。

本当に女性の時代が到来していると思います。男女共同参画型社会の中にあっては、雇用の面でも、男女の数が同じような地域社会の構成になっております。その意味では、もっともっと女性の皆さん方が学習とか、社会の中で弱者としてでなく、男性と同じように社会参加をしていける施策を打ち出していかなければならないだろう。

この近くでは、岸和田が立派な女性センターを持っております。各市でも検討しているようであります。女性政策課がそこへ行くわけではありませんが、一度、女性が活動できる拠点として女性センターを検討していただきたい。ただ、文化施設の中を1つ占領するというわけにはまいりませんでしょ。コミュニティセンターとか勤労青少年ホームとか1つの目的があるものの中で女性センターということはなかなかいかないと思いますので、独立した女性センター構想を考えていただきたい。

その間における活動拠点として、最近、改良事業部の人数は大分減っているんですかね。解放センターの文化ホールが空いているようにも思います。本庁は非常に狭隘なので、一部を女性センターとして使っていただくのは非常に難しいでしょう。あそこは市民文化ホールですし、片方には、解放センターがあります。女性の解放も含めて一緒です。また、社会教育として管理もしております。大集会室、小集会室等いろいろありますので、こういった部分をひとつ女性センターのために開放していただいたらどうか、このように提案と質問をするわけですが、それについての御所見をお伺いをしたいと思います。

- 同和対策部次長（戸口泰明君） 解放総合センターの戸口からお答えさせていただきます。

解放センターも18年経過しまして、年に10万人の方々に御利用願っているわけですが、今、先生がおっしゃられましたように、十分検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

- 19番（穴瀬克己君） 本当に検討してください。特に住宅センターもそちらに行ってますし、施設を十二分に活用することも大事です。

以上で質問を終わるわけですが、いよいよ来年平成7年は、市制施行40周年を迎えるに当た

りまして、今までそれこそ急激な都市化の中、市長を初め職員の皆さん方は、一生懸命に取り組んでこられたと思います。ところが、40年を振り返って見ますとき、やはり忘れていたものが多々あるだろうと思います。もう一度今までの施策推進を振り返り、第3次総合計画の中で特に私たちが失ってならないものにしっかりと目を向けていただき、次の施策展開に十二分に反映させていただきたいと思う次第でございます。

また、当年度に当たりましては、非常に厳しい財政状況でございます。それこそ、民間では必死の思いで取り組んでおります。われわれは、民間の市民の皆さん方からいただいた大変厳しい中の税金を運用するわけでございます。そういう中ではきちんと衿を正し、しっかりと肝に銘じてこの1年間の予算の運営、施策推進に当たっていただきたい、このことを強く要望して終わります。

○ 議長（大谷昌幸君） 以上をもちまして、一般質問は全部終了いたしました。各位の御協力に厚く御礼を申し上げます。

お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

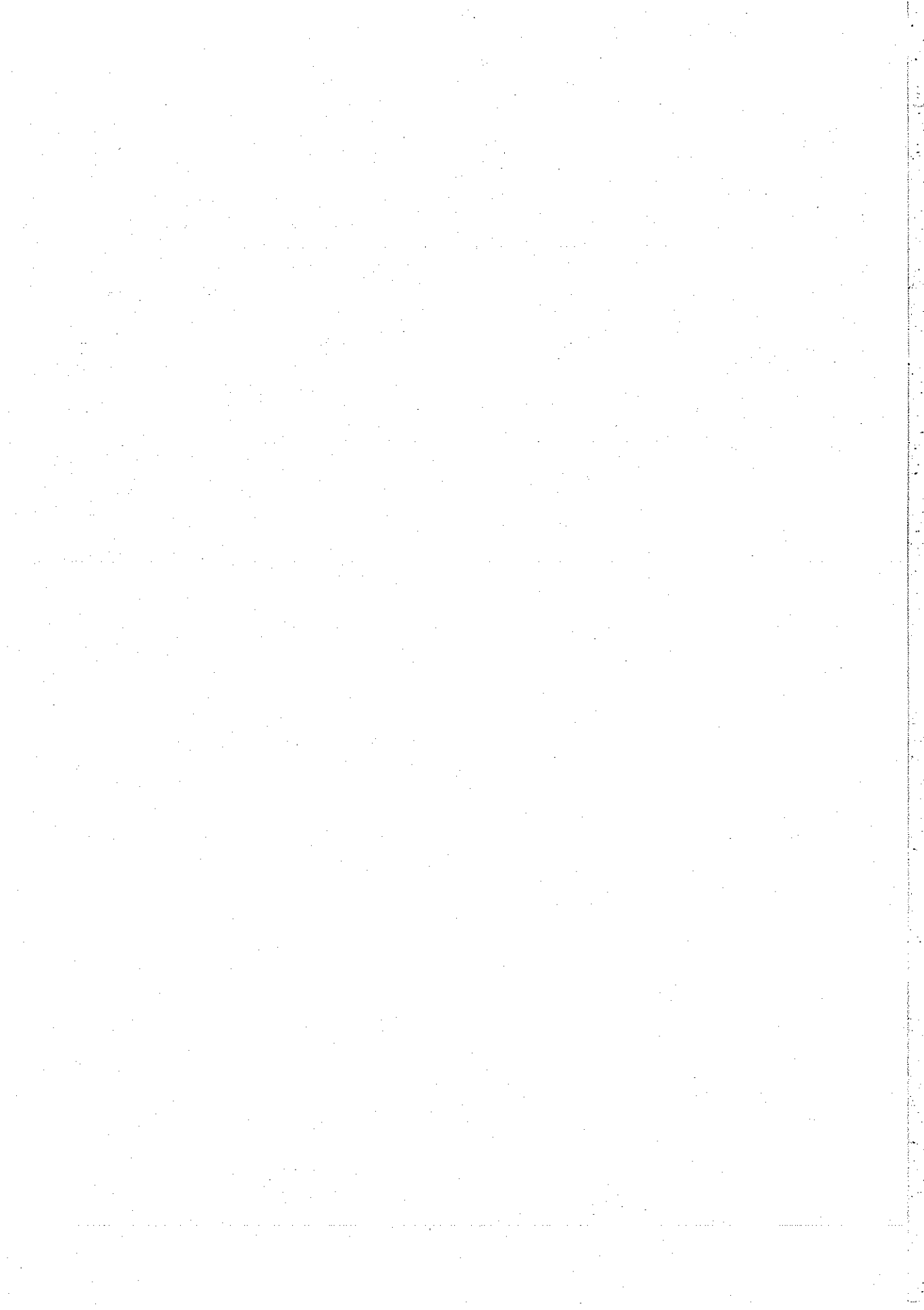
御異議ないものと認めます。

なお、過日の議会運営委員会で御了承を賜っておりますので、引き続き明日より議案審議を行いますので、定刻御参集くださるようお願いいたします。

それでは、本日はこれにて散会いたします。

（午後4時45分散会）

第 4 日



平成6年3月11日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	友田博文	16番	竹下義章
2番	森悦造	17番	須藤洋之進
3番	若浜記久男	18番	赤阪和見
5番	上田育子	19番	穴瀬克己
6番	田代一男	20番	並河道雄
7番	松尾孝明	21番	辻正治
8番	中塚新治	22番	西口秀光
9番	讚岐一太郎	23番	柳瀬美樹
10番	池田秀夫	25番	天堀博
11番	井坂善行	26番	原重樹
12番	大谷昌幸	27番	早乙女実
13番	柏富久蔵	28番	猪尾伸子
15番	木村静雄	29番	勝部津喜枝

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

市長	池田忠雄	総務部長	神藤恒治
助役	坂口禮之助	同次長兼総務課長	池辺功
助役	田中昭一	同次長兼財政課長	阪豊光
収入役	中塚白	同次長兼資産税課長	加久本良一
市長公室長	堀宏行	同和対策部長	森利治
同理事(人事担当)	鹿島賢昌	同次長	門林良治
同人権啓発室長	明坂文嘉	解放総合センター所長	戸口泰明
同次長兼広報広聴課長	池辺一三	同副理事 (解放総合センター担当)	山本襄
同次長兼人事課長	石本博信	福祉事務所長	中川鉄也
同秘書課長	木寺正次	同理事	坂田平之
企画調整部長	逢野博之	同次長兼総合福祉会館長	松尾守
同理事(施策推進室担当)	三井義秋	市民生活部長	麻生和義
同副理事 (施策推進第二担当)	吉祇利朗	同理事(環境整備・ ごみ減量対策担当)	岸田秀仁
同企画室長	今村堅太郎	同次長兼健康課長	池辺修次
同施策推進室長	井阪和充	同次長兼保険年金課長	長岡敏晃
同企画室企画調整課長	油谷巧	同次長兼環境整備課長	和田栗登

産 業 部 長	大 塚 孝 之	同 次 長 兼 工 務 課 長	西 尾 浩
同 理 事	白 檜 通 有	病 院 長	竹 林 淳
同 次 長 兼 農 林 課 長	松 林 保	病 院 事 務 局 長	橋 本 昭 夫
同 次 長 兼 交 通 公 害 課 長	大 塚 俊 昭	同 理 事	谷 上 徹
建 設 部 長	奥 村 富 彦	同 次 長 兼 総 務 課 長	梅 山 世 紀
同 理 事 兼 用 地 室 長	谷 俊 雄	消 防 長 兼 消 防 署 長	高 宮 武 男
同 次 長 (建 築 担 当)	藤 本 仁	同 次 長 兼 総 務 課 長	一ノ瀬 喜 広
同 次 長 兼 住 宅 課 長	西 岡 政 徳	同 次 長 兼 消 防 署 副 署 長	池 野 透
都 市 整 備 部 長	萩 本 啓 介	土 地 開 発 公 社 事 務 局 長	中 西 淳 富
同 理 事 (再 開 発 担 当)	盛 尾 久 和	教 育 委 員 長	藤 井 謹 市
同 理 事 (コ ス モ ポ リ ス 担 当)	中 辻 寿 夫	教 育 長	杉 本 弘 文
同 理 事 (コ ス モ ポ リ ス 担 当)	田 中 拓 夫	教 育 次 長 兼 管 理 部 長	稲 田 順 三
同 理 事 (コ ス モ ポ リ ス 担 当)	中 屋 正 彦	指 導 部 長	西 川 義 徳
同 次 長 兼 都 市 計 画 課 長	田 中 武 郎	社 会 教 育 部 長	生 田 稔
同 次 長 兼 公 園 課 長	山 下 喬 三	同 次 長	田 丸 勝 之
コ ス モ ポ リ ス 推 進 室 長	福 原 進	同 次 長 兼 図 書 館 長	北 野 喜 平
下 水 道 部 長	藤 原 清 司	収 入 役 室 長	藤 木 意 継
同 次 長	中 野 英 二	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	高 橋 正 道
同 副 理 事 (ふ る さ と 急 傾 斜 対 策 事 業 担 当)	岸 本 孝 二	同 事 務 局 長	着 本 善 夫
改 良 事 業 部 長	富 田 宏 之	監 査 委 員	庄 司 清
同 次 長 兼 用 地 課 長	帛 田 嗣 夫	同 事 務 局 長	吉 田 陽 三
水 道 事 業 管 理 者	田 中 稔	農 業 委 員 会 会 長	森 口 義 忠
水 道 部 長	仲 田 博 文	同 事 務 局 長	農 端 小 一
同 次 長 兼 総 務 課 長	城 前 伊 佐 雄		

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○
 本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市囑託速記士 中野 満 男

○
 本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事 務 局 長	北 野 敦 雄
次 長	河 原 茂 隆
参 事	西 垣 宏 高
議 事 係 長	田 中 康 弘
議 事 係 員	田 村 隆 宏

本日の議事日程は次のとおりである。

平成6年和泉市議会第1回定例会議事日程

(3月11日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	監査報告 第1号	例月出納検査結果報告 (収入役 扱 平成5年9月分)	別冊 P. 1
2	監査報告 第2号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成5年9月分)	別冊 P. 11
3	監査報告 第3号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成5年9月分)	別冊 P. 17
4	監査報告 第4号	例月出納検査結果報告 (収入役 扱 平成5年10月分)	別冊 P. 22
5	監査報告 第5号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成5年10月分)	別冊 P. 32
6	監査報告 第6号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成5年10月分)	別冊 P. 38
7	監査報告 第7号	定期監査(平成5年度第二次分)結果報告	別冊
8	議案 第11号	財産処分について (黒鳥財産区、一条院財産区共有財産(ため池)の処分)	P. 8
9	議案 第12号	財産取得について(黒鳥山公園用地)	P. 10
10	議案 第13号	財産取得について (和泉市立いぶき野小学校校舎及びプール)	P. 13
11	議案 第14号	財産取得について (和泉市立北池田中学校校舎及びプール)	P. 15
12	議案 第15号	平成5年度和泉市一般会計補正予算(第4号)	P. 17
13	議案 第16号	平成5年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第1号)	P. 35
14	議案 第17号	平成5年度和泉市老人保健事業特別会計補正予算 (第2号)	P. 39
15	議案 第18号	平成5年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算 (第4号)	P. 43
16	議案 第19号	平成5年度和泉市水道事業会計補正予算(第3号)	P. 50
17	議案 第20号	平成5年度和泉市病院事業会計補正予算(第3号)	P. 64
18	議案 第21号	教育委員会委員の任命について	P. 78

○

(午前10時05分開議)

- 議長(大谷昌幸君) おはようございます。議員各位には、公私何かとお忙しい中連日御出席賜りまして、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市議会事務局長報告)

- 市議会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。
- ただいま御出席されている議員さんは25名でございます。欠席届の出ている議員さんはいません。友田議員さんから遅刻の届け出がございます。現在、25名でございます。
- 議長(大谷昌幸君) ただいまの報告のとおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

監査報告第1号	例月出納検査	収 入 役 扱	平成5年9月分	P. 1
監査報告第2号	例月出納検査	水道部企業出納員扱	平成5年9月分	P. 11
監査報告第3号	例月出納検査	市立病院企業出納員扱	平成5年9月分	P. 17
監査報告第4号	例月出納検査	収 入 役 扱	平成5年10月分	P. 22
監査報告第5号	例月出納検査	水道部企業出納員扱	平成5年10月分	P. 32
監査報告第6号	例月出納検査	市立病院企業出納員扱	平成5年10月分	P. 38
監査報告第7号	定期監査(平成5年度第二次分)	結果報告		

- 議長(大谷昌幸君) 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承願います。
- 議長(大谷昌幸君) それでは、日程審議に入ります。
- 日程第1より第7までは、例月出納検査及び定期監査結果報告でありますので、これを一括議題といたします。
- 議長(大谷昌幸君) 本件について質疑、御意見ありませんか。
- (「なし」と呼ぶ者あり)
- 別に質疑、御意見ないものと認め、監査報告第1号より第7号までの報告を終わります。

議案第11号

財産処分について

次の財産（黒鳥財産区、一条院財産区共有財産）を売却することについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

平成6年3月4日 提出

和泉市長 池田 忠雄

- | | | | | |
|---|--------------|---------------|-----|--------|
| 1 | 土地の所在地、種別、数量 | 和泉市黒鳥町363番地の1 | ため池 | 6,840㎡ |
| | | 和泉市黒鳥町363番地の2 | 堤 | 769㎡ |
| | | | 計 | 7,609㎡ |
| 2 | 売却の方法 | 随意契約 | | |
| 3 | 売却予定価格 | 441,322,000円 | | |
| 4 | 売却の相手方 | 和泉市府中町二丁目7番5号 | | |
| | | 和泉市長 池田 忠雄 | | |

- 議長（大谷昌幸君） 日程第8「財産処分について」〔黒鳥財産区、一条院財産区共有財産（ため池）の処分〕を議題といたします。
- 議長（大谷昌幸君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部長（神藤恒治君） それでは、お許しをいただきまして、ただいま御上程をいただきました議案第11号「財産処分について」、提案理由並びにその内容について総務部長神藤より御説明申し上げます。

本ため池は、黒鳥町に所在致します黒鳥、一条院財産区財産でございまして、通称「今池」と称しているものでございます。今般、黒鳥、一条院財産区並びに水利関係者の方々の調整が相整い、関係書類を添えて処分申請がございましたので、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、御提案を申し上げた次第でございます。

処分財産の内容でございますが、本物件は、議案書8ページに表示してございますとおり、黒鳥町363番地の1 ため池6,840㎡及び363番地の2 堤769㎡の2筆で、合計7,609㎡でございます。

次に、処分理由及び売却の相手先でございますが、当該ため池は、黒鳥山公園整備事業対象区域内に所在しており、今般、黒鳥山公園用地として、本市都市整備部より売却を求められた

ものでございます。

売却予定価格でございますが、平米当たり5万8,000円で、総額4億4,132万円と相なるものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、提案の理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（大谷昌幸君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 25番（天堀 博君） 25番・天堀です。これは財産区財産でありますので、もちろん区長が市長ということですが、財産区にかかわる水利組合その他との協議が必要になりますので、鑑定価格その他とらみ合わせてこの金額で売却し、次の議案で取得をするわけです。

これにつきましては、かねての財産評価審査委員会でも問題になりましたが、いわゆる建設水道常任委員会協議会で別の駅前整備事業用地として国鉄清算事業団から購入する件と合わせて、先に財産評価審査委員会の審査にかける前に具体的な金額まで報告をするという状況であったため、財産評価委員会では、私以外の方も含めて問題にしたわけです。なぜそのような状況になったか、この点をきっちりした上で、これについて態度表明もしていただいた上で了解をしたいと思います。

- 議長（大谷昌幸君） 総務部長答弁。
- 総務部長（神藤恒治君） 総務部長よりお答えいたします。

ただいま御指摘の点につきましては、本来、公有財産の売却なり処分をいたしますときには、まず、財産評価審査委員会にお諮りをいたしまして、その答申を受けた後、また、議会の議会の付すべき事項については議案として提案を、また、議決を要しなくても一定、議会に報告をすべき内容のものについては、所管の委員会等に報告をすることが筋ではなからうかと存じております。

御指摘の点につきましては、今回、これらの件に際しましては、審査委員会の答申を得ずして、建設常任委員会と議会に報告をしたということについては、われわれとしては大変遺憾に存じております。これにつきましては、議会の日程あるいは財産評価審査委員会の日程等の調整が逆になった結果であり、これは弁解の余地はございません。したがって、今後は、議会、委員会等に報告をする場合には、必ず所定の審査委員会にお諮りをいたしました上で報告してまいりたいと存じておりますので、ひとつ今回の件に関しましては御容赦いただきたい、かように思う次第でございます。

なお今後、こういうことのないためにも、財産評価を担当いたします総務部といたしましては、関係セクションにも周知徹底をいたしてまいりたいと思いますので、何とぞよろしくお願い願

いを申し上げます。

- 25番(天堀 博君) 市長、現在、私と柏議員、穴瀬議員の3名が議会から行ってます。それ以外に市の職員さんと一般の方については、すべて市長が任命をされているわけです。なぜ財産評価審査委員会があるかという、適正な価格で処分をしたり、買い上げることを決めるために諮問をするわけですね。

私が今、問題にしているのは、前もって私どもの方へも説明がありまして、実は、特に駅前等については金額も大きいし、相手方との関係もあるし、ということで常任委員会協議会で報告をしたい、ということです。しかし、それは本末転倒しているのではないか、ということも申し上げておいたのですが、しかし、それでもなおかつ、金額も含めてそのまま委員会協議会で報告をしているのですね。

私は、これは全く総務部長がおっしゃったように逆でして、財産評価審査委員会が答申をされた後に議会の関係の委員会等に文書で説明に回るとか、幾らで決まりました、ということについて報告をするのが本来ではなかろうかと思えます。そういうことがよくありますので、どっか締めりが抜けているのではないか。なぜこんな状況になったかということは、単に総務部の方で日程の調整がつかなんだ、逆になったということだけではないと思えます。今、部長がいわれたように所管の各セクションあたりがどう考えているかとなります。

言わば、今回起きた事態というのは、都市整備部と用地に関することですので建設部ですが、主には、両方とも都市整備部の所管ですね。駅前と黒鳥公園ですね。その辺では、都市整備あるいは建設部の方で用地を担当するところがどのように考えていたか、というところ辺をきっちりしておかないと今後に残るのではないかと。建設部の方は用地の問題だけですから、基本的には、都市整備部の担当だと思えます。その辺をちゃんとしておいてほしい。

- 都市整備部理事(盛尾久和君) 都市整備部理事盛尾でございます。駅前再開発担当ということでございますので、御答弁させていただきます。

いろんな手違いにつきましては、総務部長さんがおっしゃいましたとおり、私どもとしても非常に遺憾であると考えておりました、重ねてお詫びを申し上げなければならないと思っている次第でございます。事前に説明をさせていただいたにもかかわらず、建水の中で金額等を御説明させていただいたことにつきましては、その中でも当然、評価委員会の審議を受けることが前提だ、ということの御説明も口頭でさせていただいたわけですが、現時点では、言いわけにしかならないと考えておりました、今後、このようなことのないよう、われわれとしても適正な業務執行に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いを申し上げます。

○ 25番(天堀 博君) こんな問題で長いことかかるのは、私も感心しません。今は、駅前の問題ですが、ここに出ているのは黒鳥山公園の問題ですね。公園課も都市整備ですが、公園課単独でなく、セクションとしての都市整備部に問題がある。その辺ではきっちりしていただく必要があります。これは相手が水利組合であったり、清算事業団が相手で一般の民間と違いますので、これ以上金額的にはしようがない、こちらで決めるわけにはいかないという問題もあると思います。それが背景にあり、そういう気持ちがあるのでほんとに出してしまおう。

しかし、ルールとかはじめはきちんと守ってもらわんと困ります。委員会の中で穴瀬議員さんが副会長をされていますが、たまたま田中助役さんが委員として出られておりましたので、委員ではありますが、助役としての立場 ということでその場での陳謝もされました。そういう状況もあったんですが、今後の問題としてきちんとしていただく、という意見を申し上げておきたいと思います。

○ 議長(大谷昌幸君) 他に。

○ 3番(若浜記久男君) この件につきましては、建水委員会でも説明を受けておりますので、関連することについて教えていただきたいと思います。

いわゆる財産区財産を売却いたしまして、これが公園とか公共的なものであれば別ですが、民間に払い下げるといことの中で、その池が民民の取引の中で売買行為が行われます。その中で開発が進んでくるわけですが、そのため池の周辺に水路の里道がございますが、その里道の財産の管理は、大阪府の鳳土木になるのですか、そういうところで調べなければわからないのか、あるいは本市においてわかるのか、その辺について、ひとつお聞きをしたいわけなんです。その件についての御答弁をお願いしたいと思います。

○ 議長(大谷昌幸君) 答弁。

○ 総務部次長(池辺 功君) 里道につきましては、法務局備え付けの公図でこちらの方でもわかりますが、管理等につきましては、鳳土木の国有地でございますので、鳳土木の管理でございます。

○ 3番(若浜記久男君) 今、この場でどの地域の財産区ということは申し上げませんが、私の方でも調査中の段階でございます。里道まで売却してなくなっている。もちろん、その過程の中で里道廃止を含めた手続がなされているものと判断するわけですが、地元においていろんなうがった見方や噂が出ておりますので、調査の依頼がきているわけでございます。その切り図というもので廃止がされているのか、その辺がわかればぜひ見させていただきたい。これだけ要望して終わりたいと思います。

○ 議長(大谷昌幸君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、議案第11号は原案どおり可決されました。

議案第12号

財産取得について

和泉都市計画公園(黒烏山公園)敷地として次の用地を取得することについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年和泉市条例第14号)第3条の規定により、議会の議決を求める。

平成6年3月4日 提出

和泉市長 池田 忠雄

1 土地の所在地、種別、数量	和泉市黒烏町363番地の1	ため池	6,840㎡
	和泉市黒烏町363番地の2	堤	769㎡
		計	7,609㎡

2 取得の方法 随意契約

3 取得予定価格 441,322,000円

4 取得の相手方 和泉市府中町二丁目7番5号

和泉市黒烏財産区

和泉市一条院財産区

管理者 和泉市長 池田 忠雄

代理 和泉市助役 田中 昭一

○ 議長(大谷昌幸君) 日程第9「財産取得について」(黒烏山公園用地)を議題といたします。

○ 議長(大谷昌幸君) 提案理由の説明を願います。

○ 都市整備部長(萩本啓介君) お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程いただきました議案第12号「財産取得について」、提案理由並びにその内容につきまして、都市整備部長萩本より御説明申し上げます。

今般、都市計画公園黒烏山公園用地の取得に伴い、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、御提案を申し上げる次第でございます。

まず、場所でございますが、議案書12ページに表示のとおり、黒烏山公園計画決定区域東端

にあるため池でございます。

取得財産の内容でございますが、本物件は、黒鳥町363番地の1 ため池6,840㎡及び363番地の2 堤769㎡の2筆、合計7,609㎡でございます。

次に、取得予定価格でございますが、平米当たり5万8,000円、総額4億4,132万2,000円と相なるものでございます。

取得の相手方でございますが、黒鳥、一条院財産区管理者 和泉市長 池田忠雄でございます。

なお、契約締結に当たりまして、民法第108条の規定等を踏まえ、今回からより好ましい形として、助役を市長の代理として締結をいたすことといたしております。

以上、まことに簡単でございますが、提案の理由並びにその内容の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（大谷昌幸君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 18番（赤阪和見君） 黒鳥山公園の参考図がありますが、あと何%残っているのか。できれば、このように順番に買っているときは、既を買ってあるところが何かの形でわかるような方向で参考資料を出していただきたいと要望いたします。

もう1点、今回から助役さんが、ということですが、実は、私たちにあいさつがありましたように、坂口助役さんは長期入院加療という形であるということです。本来ならば、2人の助役さんがいるわけですから、こういう場合は、やはり田中助役さんという形にはならないのかどうか。全く長期に休まれる方の名前を使ってそれが代理人だ、ということはおかしい方法ではないのかと疑問に思うわけですが、その点、いかがでしょうか。

○ 議長（大谷昌幸君） 答弁。

○ 都市整備部長（萩本啓介君） 確かに議員さんがおっしゃられるように、坂口助役が目下、病気のために休暇を取られております。この場合、代理として考えておりますのは、いわゆる休職等の辞令が発令されている場合はそういったことはないのですが、市の内部規定で順次、代理をしていくという形でございますので、そういった意味で考えております。

○ 議長（大谷昌幸君） 次。

○ 都市整備部次長（山下喬三君） 公園の買収の割合につきまして、公園課山下の方から御報告申し上げます。

計画決定面積が12.1haございます。そのうちの事業認可区域は8.7haでありまして、既に買収済みの土地が7.43haございます。今回の買収しようとしている通称今池を合わせますと、8.22haになりますが、この12.1ha中、買収を必要とする面積は11.42haございます。ですか

ら、買収率では、72%となるわけでございます。

それから、買収しているところと買収をしていないところの区別につきましては、この中には、光明池水路とか里水路が通っております。あと民有地というものは、面積にして1,200㎡程度が残っておるだけでございまして、ほとんどため池が財産区に残っております。未買収地というのはほとんどございませぬ。おおよそ今年度からある程度整備計画も立てていこうとしておりますので、よろしく御理解願いたいと思います。

- 18番（赤阪和見君） 大方買収ができたと理解をしておきます。

それから、坂口助役さんの件ですが、もう1カ月以上の長期療養に入っているのは事実です。私たちの方にもあいさつに来たわけです。そういう点では、これはこういうことなんだ、とだけ言われると、今後、休んでいく人に病院へ印鑑をもらいに行くのか、となりますわね。その点では、幸い、私どもの市は助役2人制ですので、帳面上、合わせているだけでわれわれは認められるかとなると、ちょっとおかしいと思います。その点、きちんとした方向性を出してください。

- 議長（大谷昌幸君） 市長答弁。

- 市長（池田忠雄君） 御指摘痛み入ります。ごもっともでございます。この議案を提出いたすときは察知できなかったものでして、急拠の入院でございまして、そのままの議案でまことに恐縮でございます。

当然のことながら、第一助役が坂口でございまして。今までは、財産区の管理者の市長から市長へということでしたが、やはり財産区の管理者は市長でございまして、市の方は助役というのが好ましいという大阪府等との協議の中で、今回からこのようにさせていただいたものであります。一応、こういう事態でございまして、当然のことながら変えまして、田中助役をもって代理ということにさせていただきたい、このように存じます。口頭で恐縮ですが、議事録もございまして、ひとつ御了承いただきたいと思います。

- 議長（大谷昌幸君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第12号は原案どおり可決されました。

- 18番（赤阪和見君） 議長、原案どおりと違いますよ。名前を差し替えたのですから、その点、言うといってください。

- 議長（大谷昌幸君） ただいまの御答弁どおり、その分だけ差し替えていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

議案第13号

財産取得について

和泉市立いぶき野小学校校舎及びプールとして次の建物を取得することについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

平成6年3月4日 提出

和泉市長 池田 忠雄

- 1 財産の所在地、種別、数量 和泉市いぶき野三丁目3番1号
校舎
鉄筋コンクリート造 3階建 2,111㎡
プール施設設備一式
プール FRP造 25m×13m 6m×4m
附属棟 鉄筋コンクリート造 平家建 87㎡
- 2 取得の方法 随意契約
- 3 取得予定価格 校舎 472,338,651円
プール 85,071,858円
- 4 取得の相手方 大阪市城東区森ノ宮一丁目6番85号
住宅・都市整備公団 関西支社
理事・支社長 四方 大中

議案第14号

財産取得について

和泉市立北池田中学校校舎及びプールとして次の建物を取得することについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

平成6年3月4日 提出

和泉市長 池田 忠雄

- 1 財産の所在地、種別、数量 和泉市いぶき野三丁目4番1号
校舎
鉄筋コンクリート造 3階建 4,728㎡

プール施設設備一式

プール 鉄筋コンクリート造 25m×13m

附属棟 鉄筋コンクリート造 平家建 83㎡

- 2 取得の方法 随意契約
- 3 取得予定価格 校舎 1,147,212,650円
プール 85,072,953円
- 4 取得の相手方 大阪市城東区森ノ宮一丁目6番85号
住宅・都市整備公団 関西支社
理事・支社長 四方大中

○ 議長（大谷昌幸君） 日程第10「財産取得について」（和泉市立いぶき野小学校校舎及びプール）及び日程第11「財産取得について」（和泉市立北池田中学校校舎及びプール）を一括議題といたします。

○ 議長（大谷昌幸君） 提案理由の説明を願います。

○ 総務部長（神藤恒治君） ただいま一括御上程いただきました議案第13号及び議案第14号の「財産取得について」、提案の理由並びにその内容について、総務部長神藤より御説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、本案は、住宅・都市整備公団の立て替え施行により建設し、平成4年4月より開校いたしております市立いぶき野小学校校舎及びプール施設一式、また、市立北池田中学校校舎及びプール施設一式を相手方住宅・都市整備公団との契約により取得するに当たり、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の御議決をお願いするものであります。

それでは、議案書13ページをお願いいたします。議案第13号の「財産取得について」、内容の御説明を申し上げます。

本件いぶき野小学校校舎及びプールは、住宅・都市整備公団の立て替え施行により建設したもので、平成4年3月に完成し、同年4月に開校いたしておりますが、本年度において国庫補助金及び地方債を仰ぎ、市有財産として取得するものであります。

構造及び面積についてでございますが、校舎は、鉄筋コンクリート造り3階建、2,111㎡で、普通教室4、養護教室1、多目的室1、特別教室3、その他管理所室等で、取得予定価格は、4億7,233万8,651円であり、財源内訳といたしましては、国庫補助金2億3,073万2,000円、地方債9,220万円、一般財源1億4,940万6,651円であります。

また、プール施設一式につきましては、取得予定価格は、8,507万1,858円であり、財源内訳といたしましては、国庫補助金1,354万1,000円、地方債1,080万円、一般財源6,073万858円です。

続きまして、議案第14号について御説明申し上げます。議案書15ページをお願いいたします。

本件北池田中学校校舎も同様で、平成4年3月に完成し、同年4月に開校いたしており、本年度において国庫補助金及び地方債を仰ぎ、市有財産として取得するものであります。

構造及び面積については、校舎は、鉄筋コンクリート造り3階建、4,728㎡で、普通教室12、養護教室1、特別教室11、その他管理室等で、取得予定価格は、11億4,721万2,650円であり、財源内訳といたしましては、国庫補助金5億2,376万3,000円、地方債2億950万円、一般財源4億1,394万9,650円です。

また、プール施設一式につきましては、取得予定価格は、8,507万2,953円であり、財源内訳といたしましては、国庫補助金1,261万円、地方債1,000万円、一般財源6,246万2,953円を予定いたしております。

なお、これら物件を取得するに当たり、取得予定価格の支払方法につきましては、本年度において補助金及び地方債相当額を住宅・都市整備公団に支払い、残り一般財源相当分については、平成14年度から33年度まで20年間にわたり半年賦、元金均等払いにより償還予定でございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第13号及び議案第14号についての内容の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をいただきまして、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（大谷昌幸君） 本2件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本2件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第13号及び議案第14号は、原案どおり可決されました。

議案第15号

平成5年度和泉市一般会計補正予算（第4号）

平成5年度和泉市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,811,686千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49,136,612千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成6年3月4日 提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

		歳 入		
款	項	補正前の額	補正額	計
3. 利子割交付金		430,000	63,789	493,789 ^{千円}
	1. 利子割交付金	430,000	63,789	493,789
9. 分担金及び負担金		1,983,722	125,000	2,108,722
	2. 負担金	1,941,433	125,000	2,066,433
11. 国庫支出金		4,568,321	1,772,991	6,341,312
	1. 国庫負担金	2,702,338	1,205	2,703,543
	2. 国庫補助金	1,784,888	1,771,789	3,556,674
12. 府支出金		2,581,399	3,061	2,584,460
	2. 府負担金	331,573	3,061	334,634
13. 財産収入		1,720,803	△ 649,755	1,071,048
	1. 財産運用収入	326,232	27,145	353,377
	2. 財産売払収入	1,394,571	△ 676,900	717,671
14. 寄附金		251,000	1,030,000	1,281,000
	1. 寄附金	251,000	1,030,000	1,281,000

15. 繰入金		2,275,080	11,400	2,286,480
	2. 基金繰入金	2,137,780	11,400	2,149,180
17. 市債		1,897,430	1,455,200	3,352,630
	1. 市債	1,897,430	1,455,200	3,352,630
歳入合計		45,324,926	3,811,686	49,136,612

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		4,977,085	123,210	5,100,295 ^甲
	1. 総務管理費	3,501,464	123,210	3,624,674
3. 民生費		12,362,681	30,220	12,392,901
	1. 社会福祉費	5,575,323	30,220	5,605,543
7. 土木費		9,220,295	1,723,800	10,944,095
	2. 道路橋梁費	1,756,360	251,000	2,007,360
	4. 都市計画費	4,759,889	1,472,800	6,232,689
9. 教育費		5,803,868	445,922	6,249,790
	2. 小学校費	1,644,485	154,711	1,799,196
	3. 中学校費	1,365,237	287,305	1,652,542
	5. 社会教育費	1,174,641	3,906	1,178,547
10. 公債費		4,543,501	1,205,070	5,748,571
	1. 公債費	4,543,501	1,205,070	5,748,571
11. 諸支出金		1,078,000	283,464	1,361,464
	2. 基金費	1,071,000	283,464	1,354,464
歳出合計		45,324,926	3,811,686	49,136,612

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
7. 土木費	2. 道路橋梁費	富秋幸線整備事業	18,400 ^{千円}
7. 土木費	2. 道路橋梁費	(仮称)中央2号歩行者専用道路整備事業	89,324
7. 土木費	4. 都市計画費	宮ノ上公園整備事業	345,110
7. 土木費	4. 都市計画費	地域開発公園整備事業	10,600
7. 土木費	4. 都市計画費	和泉中央線整備事業	34,781
合 計			498,215

第3表 地方債補正

起債の目的	補			正			前			補			正			後									
	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	限度	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	限度	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	限度	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	限度	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
道路整備事業	315,600	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以内	政府 銀行 その他	25年以内(内据置5年 以内)ただし、市財政 の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し もしくは繰上償還又は 低利に借換えすることが できる。	494,300	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以内	政府 銀行 その他	25年以内(内据置5年 以内)ただし、市財政 の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し もしくは繰上償還又は 低利に借換えすることが できる。	494,300	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以内	政府 銀行 その他	25年以内(内据置5年 以内)ただし、市財政 の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し もしくは繰上償還又は 低利に借換えすることが できる。	494,300	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以内	政府 銀行 その他	25年以内(内据置5年 以内)ただし、市財政 の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し もしくは繰上償還又は 低利に借換えすることが できる。	494,300	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以内	政府 銀行 その他	25年以内(内据置5年 以内)ただし、市財政 の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し もしくは繰上償還又は 低利に借換えすることが できる。
都市計画 整備事業	181,100	同上	同上	同上	同上	1,391,300	同上	同上	同上	同上	1,391,300	同上	同上	同上	同上	1,391,300	同上	同上	同上	同上	1,391,300	同上	同上	同上	同上
義務教育施 設整備事業	630,500	同上	同上	同上	同上	756,800	同上	同上	同上	同上	756,800	同上	同上	同上	同上	756,800	同上	同上	同上	同上	756,800	同上	同上	同上	同上
計	1,897,430					3,352,630					3,352,630					3,352,630					3,352,630				

- 議長（大谷昌幸君） 日程第12「平成5年度和泉市一般会計補正予算（第4号）」を議題といたします。
- 議長（大谷昌幸君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部長（神藤恒治君） それでは、ただいま御上程いただきました議案第15号「平成5年度和泉市一般会計補正予算（第4号）」につきまして、内容の御説明を申し上げます。

今回、御上程をいただきました補正予算の内容は、退職者の増加に伴います退職手当の追加、市有財産売り払いの更正減及び財産区財産の売り払いに伴います地元公共事業交付金の追加、国保会計等特別会計に対する繰出金の追加、国庫補助金の確定に伴います事業費、公共用地先行取得資金貸付金などの補正並びに繰越明許費の設定などが主なものでございます。

それでは、内容の御説明を申し上げます。17ページでございます。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算にそれぞれ38億1,168万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を491億3,661万2,000円とするものでございます。

歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正」のとおりでございます。

第2条は、繰越明許費でございます。経費の一部を翌年度に繰り越して使用することを定めたもので、内容につきましては、富秋幸線整備事業外4事業で、「第2表 繰越明許費」のとおりでございます。

第3条は、地方債の補正でございます。内容につきましては、「第3表 地方債補正」のとおりでございます。

それでは、事項別明細書に基づき、歳出予算から御説明申し上げます。27ページでございます。

まず、総務費では、1億2,321万円を計上いたしました。これは弁護士委託料の補正並びに退職手当、財産区財産売り払いに係る地元公共事業交付金の追加計上でございます。

次に、民生費では、国民健康保険事業特別会計並びに老人保健事業特別会計に対する繰出金の補正でございます。3,022万円を追加計上いたしました。

土木費では、17億2,380万円を計上いたしました。国庫補助金の確定に伴い光明池春木線整備事業、上代伏屋線整備事業、宮ノ上公園整備事業等でそれぞれ追加計上いたしました。和泉中央線整備事業、和泉中央駅前線整備事業、和泉中央駅前交通広場整備事業では、住宅・都市整備公団直接施行事業に対する負担金を計上いたしました。さらに、和泉市土地開発公社に対する公共用地先行取得資金の貸付金、地域開発公園整備事業費の補正でございます。

教育費では、4億4,592万2,000円を計上いたしました。これは国庫補助金の確定に伴います

いぶき野小学校、北池田中学校整備事業、また、美術館運営委託料をそれぞれ追加計上いたしました。

公債費では、12億507万円を計上いたしました。これはNTT無利子貸付金の償還方法の確定に伴い、本年度における償還額が確定したため計上いたしましたものでございます。

諸支出金では、2億8,346万4,000円を追加計上いたしました。内容につきましては、財政調整基金、公共施設整備基金で追加計上。また、庁舎建設基金については、社会経済情勢等により更正減いたしましたものであります。

次に、これらに充当いたします歳入予算の内容について御説明申し上げます。23ページでございます。

利子割交付金6,378万9,000円につきましては、実績等を勘案し、追加計上いたしましたものであります。

次に、分担金及び負担金1億2,500万円、国庫支出金、17億7,299万1,000円、府支出金306万1,000円、繰入金1,140万円、寄附金10億3,000万円、市債14億5,520万円は、いずれも歳出予算に関連する財源でございます。

また、財産収入では、6億4,975万5,000円の更正減をいたすものでございます。

以上が、今回、御上程いただきました議案第15号の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（大谷昌幸君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 18番（赤阪和見君） 1点、公園費の宮ノ上公園整備事業費でお伺いいたします。

この工事委託料追加というのは、どこへ、どのような形で委託しているのか、それだけ聞かせください。

○ 議長（大谷昌幸君） 答弁。都市整備部。

○ 都市整備部次長（山下喬三君） 公園課山下からお答え申し上げます。

この委託につきましては、住宅・都市整備公団に委託いたします。

それから、工事費でございますが、国の景気対策の一環として、第3次補正で補正額2億5,000万円が国の方から限度額として受けたものであります。

○ 18番（赤阪和見君） 公団の方ですが、現実の工事業者というのはいかがでしょうか。

○ 都市整備部次長（山下喬三君） 工事の発注につきましては、公団の方で発注していただいております。私どもの方は、事務費も引っ括めた中で公団の方で全部委託をしている状況でございます。

○ 18番（赤阪和見君） それはわかってるんです。これは追加ですから、既に工事はやっ

ると理解してよろしいのですか。

○ 都市整備部次長（山下喬三君） この分につきましては、まだ工事発注はいたしておりません。平成5年度に委託をいたしました1億円プラス2,000万円につきましては発注済みですが、この2億5,000万円につきましては、新年度の発注になろうかと思えます。

○ 18番（赤阪和見君） その業者を教えてくださいということです。

○ 都市整備部次長（山下喬三君） ちょっと公団の方からまだきてませんので……。

○ 18番（赤阪和見君） 公団の方からきてません、というのは、僕が懸念するのは、桃山大学が南海建設、鹿島、もう1つどこかの3つのジョイントです。この鹿島というのは今、ゼネコンの渦中の業者である。桃山大学というのは私立ですから、どういう形態をとろうか余り問題はないと思いますが、その中で入り口をああい形で使われているわけですね。しょうがないから、公団発注へ切り替えていると、私は以前から理解をしています。

その中で南海建設、鹿島等が入ったジョイントが、南海建設は問題はないのですが、鹿島が入ったジョイントではいかがなものかと考えているわけです。その点では、既に公団発注とはいえ、市から委託をしているところに対して、相手は国ですから、ゼネコンの選別という点でしっかり行政としてすべきではないかと思えますが、その点、いかがでしょうか。

○ 都市整備部次長（山下喬三君） 議員さんからの御意見はもっともだと思います。現在、宮ノ上公園のしているところは、話題になっている企業は、受託していないと記憶しています。今後は、ゼネコンで問題になっている企業には、行政として公団に対して、発注は注意するように申し入れをしておきたいと思えます。

○ 18番（赤阪和見君） 今、やっているところはどこか、それぐらいは教えてもらわんとね。後の質問もあろうかと思えますので、ちょっと横へ置いといてもらって結構です。

○ 議長（大谷昌幸君） 他に。並河議員。

○ 20番（並河道雄君） 1点、お聞きをしたいと思います。

総務費で弁護士委託料360万5,000円は、急拠、年度末で補正されていますが、どういう事態が発生したのか、御説明願いたいと思えます。

○ 議長（大谷昌幸君） 答弁。

○ 総務部次長（池辺 功君） 委託料360万円につきまして、総務課池辺より御説明させていただきます。

本件は、昭和61年3月3日付をもちまして、王子財産区財産通称手洗池を売却処分したわけですが、この売却を不服とする高橋理喜男外35名によりまして、昭和62年9月22日、文化財として管理保存せよ、ということと売買契約の無効の2点を理由に大阪地裁へ提訴さ

れ、過去、33回の口頭弁論、証人尋問を経まして平成5年12月22日、第一審大阪地裁での判決が言い渡されました。

内容といたしましては、文化財として管理保存せよ、とのことについては却下、売買契約の無効については棄却といずれも勝訴したものでございます。それらに伴います弁護士のご成功謝金でございます。

○ 20番（並河道雄君） 了解です。

○ 議長（大谷昌幸君） 他に。

○ 25番（天堀 博君） 25番・天堀です。2点、お伺いします。

1つは、根競べかもしれませんが、市有財産売却収入更正減の8億円、これは例の凍結したというのですが、この更正減をしたそもその理由を再度、おさらいで述べていただきたい。

それから、一般寄附金の開発指導要綱による収入追加、これは10億3,000万円とかなり大きいですね。主なものについて一定、挙げていただきたいと思います。

○ 議長（大谷昌幸君） 答弁。市長。

○ 市長（池田忠雄君） 前々からの御指摘ございまして、この根競べだという御質問でございます。相変わらずの御答弁でまことに恐縮でございますけれども、昨年度の議会の経過に基づきまして、処分については凍結をさせていただきたい、と私から先般の議会で申し上げさせていただきましたとおりでございます。それに基づきまして、平成5年度の処分の歳入歳出につきましては、更正減ということで対応させていただいたということでございますので、御理解を相賜りたいと存じます。

○ 議長（大谷昌幸君） 次。

○ 開発調整課長（上出 卓君） 開発調整課上出でございます。主なものということですが、本年度は、開発件数自身が100件を超えておりますので、こういう金額を見込んだものでございます。一番大きなものとしては、府中町森田土地の東洋不動産の開発マンションが514軒ということで6億5,000万円ほど収入いたしております。これが主な原因でございます。

○ 25番（天堀 博君） 新年度は、どうも財源不足その他もあって最初から多く見込むということをしている。それは、それでよろしいですわ。主には、その6億5,000万円があったということですね。

今、市長が言われたように、議会の経過があって凍結をした、ということでしょう。私が再度、問題にするのは、凍結した分の問題については、何ら解決していない。今回の私の一般質問で答弁されているように、今回の20億円についても、了解合意を得てから売却をする、その時点で凍結解除になるということですね。ですから、何も問題が解決されてないままで20億円

という大きなものを出されてきた。

きっちりしておけば、なぜ凍結をしたか、については、突如として出してきた。これは大きな問題があったんです。胸中深く秘めた代物ではないじゃないか。隠していたことについては、考え方の違いはあるということでしたが、とにかくそんなものじゃない。これは最初から明らかにすべきものではなかったか、ということです。そもそも、大阪府企業局からいただいたものについては、市長は、何でも使ってください、ということでしたが、突き詰めていったらそうとは違ったわけですね。それはおかしいと止まってしまったんです。

そのときの議事録では、坂口助役さんが、その以前の企業局との折衝をずっとしてこられた。そのことは本人さんがお話しになってます。市長もそれをお認めになってますが、いろいろやり取りがあった上で、最後に、いろいろ大阪府議会で問題になったら大変ですよ、ということに対して「先生がおっしゃるとおりです。公式的には、たまたま文化スポーツ施設というランクの中にこれも入っているということでございます。われわれが交渉し、折衝する中では、表には出せません。したがって、こういう形の中に含めていただいたものでございまして、むしろわれわれは自由に売ってくれ、庁舎建設基金に入れるんや、というようなことは、一切、当時としては話し合いもいたしてございません」と述べておられます。

その続きで休憩があった後、市長が「御指摘の文化スポーツ施設の位置付けもあることでございますので、そうした点も配慮させていただく」と述べておられるわけですから、これは何も後の市長の答弁だけの問題ではない。前からずっと一連の質問と答弁が絡んで続いてきた経過の上での最後の休憩後の市長の答弁です。せやから、皆さんもそういうものや、と思うてはるのです。

昨日の穴瀬議員さんの質問でも出てましたように、穴瀬議員さんは非常に気がいいというか、自分で言うて市長が適当に答弁したのをそのとおりなるものと思うておられるのかしりませんが、非常にその前の私の質問に対する答弁のニュアンスが違うんですね。何か後の分も庁舎建設基金に入れていくことが基本になるような答弁をされてます。

ところが、昨日の答弁では、そのうちの何ぼかは入れるという意味でしょうが、かなりの部分が文化スポーツ施設の方に入ってくるという、その辺について、後で議事録を見たらだまされたようになります。そういういろんな経過を見ましたら、もう一度原点に戻ってこないといけないと思ひ、今、質問をしているんですよ。

これはきちんとしとかんといけないと思ひます。昨年3月議会でこのような助役さんの答弁もあり、その後でえらいことになりますよ、と当時の竹下議長さんが「お昼のため1時まで休憩いたします」と言うて休憩に入り、その後、議長さんを通じて私の方にもお話がありまして、

それでは大変だから一応、凍結をしよう、となりました。その後、各派代表者の話し合いもあったように聞いてます。その中でも文化スポーツ施設ということについて早急に立案し、配慮もした上でもう1回出てきたらどうや、それまでは凍結をしよう、ということで話が付いたようです。

私は、そのときまでじっと我慢で待っているか、と思ってました。なかなか計画も出てこなければ、凍結解除の話もない。新年度の予算で突然、また20億円が出てきた。これはどないなっているのか、と質問をさせたもらったら、どうも過去の問題については忘れてしまったような、凍結したままの予算を堂々と先に出してきている。そうなると、そのときいろいろお約束したこともあります。しかし、私の方も、そのことについては一切白紙にさせていただきたいと思えます。議事録も残ってますし、その点は十分お考えになって進めていただきたいと思えます。

○ 議長（大谷昌幸君） さきの赤阪議員さんに対する答弁を願います。

○ 都市整備部次長（山下喬三君） 遅くなって申しわけございません。今、聞いてまいりました。泉佐野市の横井組というところですか。公団の方で発注したBランクということも聞いてます。

以上です。

○ 18番（赤阪和見君） 桃山大学との工事進入は一緒だと思いますが、その点の市道の運用の仕方についても、一緒に話し合いをしてやっていると理解をしてよろしいんですか。

○ 都市整備部次長（山下喬三君） そのとおりです。

○ 18番（赤阪和見君） いろいろあると思いますが、今日、ゼネコン問題が大きく進展するような形になってます。やはり大きな問題である。何も私どもの市が云々する問題ではないかもしれないませんが、やはり関連する事業は、各ゼネコンがやっているわけですから、そういう点も心して行政運営に携わってほしいと要望しておきます。

○ 議長（大谷昌幸君） 西口議員。

○ 22番（西口秀光君） 1点、教育委員会にお聞きします。

先ほどの小中学校公社の財産取得費の予算が載ってますが、予算委員でないので、この場でちょっとお聞きをしたいと思います。

昨今、京都の方で子供さんが焼却炉に入って焼死したという事件が報道されました。今回の校舎買収費の中で新しい学校の校舎では、その焼却炉などはどのような実態になっているのか、お聞かせ願いたいと思えます。

○ 議長（大谷昌幸君） 答弁。

- 総務課長（田丸周美君） 総務課田丸よりお答え申し上げます。
- 新設校の焼却炉でございますが、和泉市の37の幼稚園、小中学校には、すべて焼却炉がございます。その構造でございますが、ごみの投入口が、すべて地上から80cmから1m上になってます。また、全部蓋が付いてまして、安全性は確保されている状況でございます。

以上です。

- 22番（西口秀光君） 一応、各小中学校、幼稚園、保育所もあるだろうと思いますが、京都の学校でも、校長先生を初めまさかこんな起こるだろうとは、だれも想像してなかったと思います。和泉市でも以前、富秋中学校で子供さんが窓枠ごと落ちたという、これもまさかそういうことが起きるとは、だれも予想してなかったと思います。こういった不慮の事故は、悲惨な結果を生む割に予想だにしないことが起こるわけです。相手が子供さんということもありますので、もう一度安全点検を深めていただきたいと思います。

私の1つの提案ですが、これは答弁は結構ですが、別に学校や幼稚園、保育園で燃やさんでもええやないかと思うわけです。子供さんのプライバシーとかもありますので、ペーパーシュレッダーとか、そういうものを導入、別に学校で燃やすのではなく、他の回収方法あるいは最近では再生紙もブームですので、それらの点を含めもう一度安全対策を深めて検討していただきたいことを要望して終わります。

- 議長（大谷昌幸君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第15号は、原案どおり可決されました。

議案第16号

平成5年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成5年度和泉市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ65,421千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,800,972千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成6年3月4日 提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

歳		入		
款	項	補正前の額	補正額	計
8. 繰入金		675,084	17,803	692,887 ^{千円}
	1. 一般会計繰入金	594,458	17,803	612,261
10. 繰越金			47,618	47,618
	2. 繰越金		47,618	47,618
歳入合計		7,735,551	65,421	7,800,972

歳		出		
款	項	補正前の額	補正額	計
3. 老人保健拠出金		1,807,787	65,421	1,873,208 ^{千円}
	1. 老人保健拠出金	1,807,787	65,421	1,873,208
歳出合計		7,735,551	65,421	7,800,972

- 議長（大谷昌幸君） 日程第13「平成5年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。
- 議長（大谷昌幸君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部長（神藤恒治君） ただいま御上程いただきました議案第16号「平成5年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」につきまして、その内容を御説明申し上げます。今回の補正の理由でございますが、老人保健医療費拠出金の追加補正を行うものでございます。35ページでございます。まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,542万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億97万2,000円とするものでございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。それでは、事項別明細書に基づき、歳出予算から内容を御説明申し上げます。38ページでございます。

老人保健医療費拠出金でございますが、6,522万8,000円、同事務費拠出金19万3,000円をおの
おの追加計上するものでございます。

次に、歳入でございますが、保険基盤安定繰入金の確定に伴いまして、1,224万8,000円並びに
職員給与費等繰入金555万5,000円をおの計上し、前年度繰越金として、4,761万8,000円を計
上するものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、御上程いただきました議案第16号の説明を終わらせ
ていただきます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願いを申し
上げます。

○ 議長（大谷昌幸君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第16号は、原案どおり可決されました。

○

議案第17号

平成5年度和泉市老人保健事業特別会計補正予算（第2号）

平成5年度和泉市の老人保健事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ98,506千円を追加し、歳入歳出予算の総
額を歳入歳出それぞれ7,247,016千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金
額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成6年3月4日 提出

和泉市長 池田 忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

歳		入		
款	項	補正前の額	補正額	計
1. 支払基金交付金		4,918,115	49,668	4,967,783 ^円
	1. 支払基金交付金	4,918,115	49,668	4,967,783
2. 国庫支出金		1,430,733	24,004	1,454,737
	1. 国庫支出金	1,430,733	24,004	1,454,737
3. 府支出金		359,018	12,417	371,435
	1. 府負担金	357,580	12,417	369,997
4. 繰入金		364,208	12,417	376,625
	1. 一般会計繰入金	364,208	12,417	376,625
歳入合計		7,148,510	98,506	7,247,016

歳		出		
款	項	補正前の額	補正額	計
2. 医療諸費		7,065,645	98,506	7,164,151 ^円
	1. 医療諸費	7,065,645	98,506	7,164,151
歳出合計		7,148,510	98,506	7,247,016

- 議長（大谷昌幸君） 日程第14「平成5年度和泉市老人保健事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。
- 議長（大谷昌幸君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部長（神藤恒治君） それでは、ただいま御上程いただきました議案第17号「平成5年度和泉市老人保健事業特別会計補正予算（第2号）」につきまして、内容の御説明を申し上げます。

今回の補正は、老人医療給付費の増加に伴い補正を行うものでございます。

それでは、内容の御説明を申し上げます。39ページでございます。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ9,850万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を72億4,701万6,000円とするものでございます。

歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

それでは、事項別明細書に基づきまして、歳出予算より御説明申し上げます。42ページでございます。

医療給付費として、9,850万6,000円を追加計上いたしました。

また、これに充当いたすべき歳入予算といたしましては、支払基金交付金4,966万8,000円、国庫支出金2,400万4,000円、府支出金1,241万7,000円、一般会計繰入金1,241万7,000円をそれぞれ追加計上いたしました。

以上、まことに簡単ではございますが、御上程いただきました議案第17号の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○ 議長（大谷昌幸君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第17号は、原案どおり可決されました。

議案第18号

平成5年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

平成5年度和泉市の公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,129,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,195,321千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成6年3月4日 提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

		歳 入		
款	項	補正前の額	補正額	計
3. 国庫支出金		479,500	910,000	1,389,500 ^円
	1. 国庫補助金	479,500	910,000	1,389,500
7. 市 債		1,935,700	219,000	2,154,700
	1. 市 債	1,935,700	219,000	2,154,700
歳 入 合 計		4,066,321	1,129,000	5,195,321

		歳 出		
款	項	補正前の額	補正額	計
1. 下水道事業費		3,423,182	372,000	3,795,182 ^円
	2. 下水道整備費	2,844,860	372,000	3,216,860
2. 公 債 費		642,639	757,000	1,399,639
	1. 公 債 費	642,639	757,000	1,399,639
歳 出 合 計		4,066,321	1,129,000	5,195,321

第2表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額
1. 下水道事業費	2. 下水道整備費	公共下水道整備事業	442,630 ^円
1. 下水道事業費	2. 下水道整備費	南大阪湾岸北部流域下水道事業費負担金	21,180
合 計			463,810

第3表 地方債補正

起債の目的	補正前				補正後					
	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	借入先	利率	起債の方法		
公共下水道 整備事業	千円 1,935,700	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以内	政府 銀行 その他	償還 30年以内（内据置5年 以内）ただし、市財政 の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し もしくは繰上償還又は 低利に借換えすること ができる。	千円 2,154,700	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以内	政府 銀行 その他	償還の方法 30年以内（内据置5年 以内）ただし、市財政 の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し もしくは繰上償還又は 低利に借換えすること ができる。

○ 議長（大谷昌幸君） 日程第15「平成5年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

○ 議長（大谷昌幸君） 提案理由の説明を願います。

○ 総務部長（神藤恒治君） ただいま御上程いただきました議案第18号「平成5年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）」につきまして、内容の御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、国庫補助金の確定に伴います公共下水道事業費の補正並びにNTT無利子貸付金償還方法の確定に伴います公債費の補正、繰越明許費の設定でございます。

それでは、内容の御説明を申し上げます。43ページでございます。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ11億2,900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を51億9,532万1,000円といたすものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第1表 歳入歳出補正」のとおりでございます。

第2条は、繰越明許費として、公共下水道事業等において経費の一部を翌年度に繰り越して使用することを定めたもので、内容につきましては、「第2表 繰越明許費」のとおりでございます。

第3条は、地方債の補正でございまして、内容につきましては、「第3表 地方債補正」のとおりでございます。

それでは、事項別明細書に基づきまして、歳出予算から内容の御説明を申し上げます。48ページでございます。

公共下水道整備事業費として、3億7,200万円を追加計上いたしました。内容につきましては、公共下水道整備工事費並びに中央丘陵下水道整備事業負担金の追加計上でございます。

公債費では、7億5,700万円を追加計上いたしました。これはNTT無利子貸付金の償還方法の確定に伴いまして、本年度の償還額が確定いたしましたものでございます。

次に、これらに充当いたします歳入予算でございますが、47ページでございます。

国庫補助金9億1,000万円、市債2億1,900万円を追加計上いたしました。これらはいずれも歳出予算に関連いたします特定財源でございます。

以上、まことに簡単ではございますが、御上程いただきました議案第18号の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○ 議長（大谷昌幸君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第18号は、原案どおり可決されました。

議題第19号

平成5年度和泉市水道事業会計補正予算(第3号)

第1条 平成5年度和泉市水道事業会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第2条 平成5年度和泉市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条第1項第4号中「952,057千円」を「925,277千円」に改める。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計 算)
	収	入	
第1款 水道事業収益	2,549,222千円	6,680千円	2,555,902千円
第1項 営業収益	2,335,441千円	△7,590千円	2,327,851千円
第2項 営業外収益	211,935千円	14,270千円	226,205千円
	支	出	
第1款 水道事業費用	2,723,623千円	△29,767千円	2,693,856千円
第1項 営業費用	2,420,437千円	△29,750千円	2,390,687千円
第2項 営業外費用	300,686千円	△17千円	300,669千円

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「319,958千円」を「296,679千円」に、過年度分損益勘定留保資金「303,022千円」を「281,222千円」に、当年度消費税資本的収支調整額「16,936千円」を「15,457千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計 算)
	収	入	
第1款 資本的収入	1,904,552千円	56,246千円	1,960,798千円
第1項 企業債	825,000千円	△14,000千円	811,000千円
第2項 工事負担金	1,014,000千円	77,250千円	1,091,250千円
第3項 負担金	61,400千円	△7,004千円	54,396千円

	支	出	
第1款 資本的支出	2,224,510千円	32,967千円	2,257,477千円
第1項 建設改良費	2,053,948千円	32,967千円	2,086,915千円

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額、拡張事業「814,000千円」を「800,000千円」に改める。

第6条 予算第7条中原水及び浄水費「1,105,219千円」を「1,070,834千円」に改める。

第7条 予算第10条中たな卸資産の購入限度額「422,717千円」を「421,917千円」に改める。

平成6年3月4日 提出

和泉市長 池田忠雄

- 議長（大谷昌幸君） 日程第16「平成5年度和泉市水道事業会計補正予算（第3号）」を議題といたします。
- 議長（大谷昌幸君） 提案理由の説明をお願いします。
- 水道部長（仲田博文君） お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第19号「平成5年度和泉市水道事業会計補正予算（第3号）」について、水道部仲田より提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。議案書50ページをお願いいたします。

今回、補正いたします主な理由は、決算見込み額に基づき、収益的収支並びに資本的収支について、それぞれ所要の補正措置を行うものでございます。

まず、第2条では、業務予定量について、第1項第4号中拡張事業9億5,205万7,000円を9億2,527万7,000円に減額し、第4条と相関連するものでございます。

次に、第3条 収益的収入及び支出でございますが、第1款 水道事業収益既決予定額に668万円を増額、計25億5,590万2,000円といたすものでございます。

その主な内容は、第1項 営業収益では、給水収益の減少と受託工事収益等の増加を差し引きした結果759万円を減額。第2項 営業外収益では、加入金等で1,427万円を追加計上いたしました。

一方、支出でございますが、第1款 水道事業費用既決予定額から2,976万7,000円の減額を行い、計26億9,385万6,000円といたすものでございます。

その主な内容は、第1項 営業費用において、受水費、薬品費の減少等と受託工事費の追加等をそれぞれ差し引きして2,975万円の減額。第2項 営業外費用では、支払利息の減少と消費税の増加を差し引きし1万7,000円をそれぞれ減額いたしております。

次に、第4条 資本的収入及び支出でございますが、第1款 資本的収入既決予定額に5,624万6,000円を増額、計19億6,079万8,000円といたすものでございます。

その主な内容は、第1項 企業債で工事繰り延べ等で1,400万円の減額。第2項 工事負担金では、原因者負担工事の増加により7,725万円の増額を行い、第3項 負担金は、水質検査機器の購入価格低下により700万4,000円を減額するものでございます。

一方、支出では、第1款 資本的支出既決予定額に3,296万7,000円を増額、計22億5,747万7,000円といたすものでございます。

その主な内容は、第1項 建設改良費で3,296万7,000円を増額、計22億5,747万7,000円といたすものであります。

その主な内容は、第1項 建設改良費で改良工事費及び中央丘陵水道施設建設事業の増額と拡張事業及び営業設備費の減額を差し引きした結果であります。

次に、第5条では、起債の限度額。

第6条は、流用金額。

さらに、第7条では、たな卸資産購入限度額について、それぞれ今回の補正措置に伴い改めるものでございます。

なお、以上の結果、平成5年度決算見込み額は、損益収支において約1億3,800万円の単年度欠損額が生じる見通しであります。

以上が、今回、上程させていただきました「平成5年度和泉市水道事業会計補正予算（第3号）」の概要でございます。詳細につきましては、52ページ以下に記載しておりますので御参照賜り、原案どおり可決、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○ 議長（大谷昌幸君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第19号は、原案どおり可決されました。

議題第20号

平成5年度和泉市病院事業会計補正予算（第3号）

第1条 平成5年度和泉市病院事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成5年度和泉市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第1項第2号中、

入院「106,580人」を「102,280人」に、外来「247,800人」を「266,070人」に、同項第3号中、入院「292人」を「280人」に、外来「840人」を「905人」に改める。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計 算)

収 入

第1款 病院事業収益 5,664,924千円 198,042千円 5,862,966千円

第1項 医業収益 5,055,360千円 199,800千円 5,255,160千円

第2項 医業外収益 609,564千円 △1,758千円 607,806千円

支 出

第1款 病院事業費用 5,836,202千円 151,000千円 5,987,202千円

第1項 医業費用 5,654,543千円 157,000千円 5,811,543千円

第2項 医業外費用 179,659千円 △6,000千円 173,659千円

第4条 予算第8条中、職員給与費「3,128,640千円」を「3,083,640千円」に改める。

第5条 予算第10条中、「1,795,916千円」を「1,997,916千円」に改める。

平成6年3月4日 提出

和泉市長 池田 忠雄

○ 議長(大谷昌幸君) 日程第17「平成5年度和泉市病院事業会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

○ 議長(大谷昌幸君) 提案理由の説明を願います。

○ 病院事務局長(橋本昭夫君) ただいま御上程いただきました議案第20号「平成5年度和泉市病院事業会計補正予算(第3号)」につきまして、市立病院橋本より提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。議案書64ページでございます。

今回の補正は、平成5年度における事業収益並びに事業費用を精査いたしましたところ、各費目について増減の必要が生じたため補正をお願いするものでございます。

それでは、補正予算各条について、その内容を御説明申し上げます。

第2条でございますが、本条は、予算第2条に定めた業務の予定量を補正するものでございまして、年間患者数を入院10万2,280人に、外来26万6,070人に、1日平均患者数を入院280人に、外来905人に改めるものでございます。

次に、第3条でございますが、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額の補正でございます。

まず、収入でございますが、第1款の病院事業収益に1億9,804万2,000円を追加いたしまして、58億6,296万6,000円といたすものでございます。

その内容でございますが、第1項 医業収益では、入院患者数の減少等による入院収益の減収分8,200万円の減額と、外来患者数の増加等による外来収益の増収分2億8,180万円の追加をいたすものであります。

第2項の医業外収益では、府の補助金の確定等による減収分175万8,000円を減額いたすものでございます。

次に、支出でございますが、病院事業費用に1億5,100万円を追加し、59億8,720万2,000円にいたすものであります。

その内容でございますが、第1項の医業費用では、職員の新陳代謝等による給与費の減少分4,500万円の減額と、外来患者数の増加等による薬品費等材料費の不足分2億200万円を追加するものでございます。第2項の医業外費用では、一時借入金の減少と、借入利率の低下等による支払利息の減少分600万円を減額するものでございます。

次に、第4条でございますが、本条は、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない職員給与費。

第5条は、予算第10条に定めたたな卸資産の購入限度額を、今回の補正によりそれぞれ改めさせていただくものでございます。

以上の結果、医業収支で5億5,638万3,000円の欠損が、医業外収支では4億3,414万7,000円の利益が生じ、予備費を含めた当年度の損益収支は、1億2,423万6,000円の損失となる見込でございます。今後とも経営努力を重ね、できる限り損失を少なくするよう全力を尽くしていきたいと思っております。

なお、次ページ以降にその詳細を添付してございますのでよろしく御高覧の上、原案どおり御可決くださいますようお願いを申し上げます。

○ 議長（大谷昌幸君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第20号は、原案どおり可決されました。

議案第21号 和泉市教育委員会委員の任命について

教育委員会委員の任命について

次の者を教育委員会委員に任命するについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成6年3月4日 提出

和泉市長 池田忠雄

住 所

氏 名

生年月日

職 業

○ 議長（大谷昌幸君） 日程18「教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

○ 議長（大谷昌幸君） 提案理由の説明をお願いします。

（市長登壇、説明）

○ 市長（池田忠雄君） ただいま御上程をいただきました議案第21号「教育委員会委員の任命について」、提案の理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

本市教育行政の運営に際し格段の御尽瘁をいただいてまいりました小林委員さんには、来る3月17日をもって任期満了と相なります。先生の卓越した識見と教育に対する御熱意に深く敬意と感謝を申し上げますとともに、今般、引き続き教育委員会委員として、豊富な御経験のもとに本市教育行政の発展にお力添えを賜りたく、再任の御同意を御提案を申し上げる次第であります。

小林委員さんには、お手元に御配付の資料のとおり、大正11年10月21日生まれ。住所は、大野町759番地であり、昭和23年、南横山村立中学校教諭、昭和29年、府立鳳高等学校教諭を経、昭和58年から府立羽曳野高等学校長を最後に退職され、昭和61年に和泉市教育委員会委員に御就任をいただきました。

極めて温厚、実直なお人柄でございまして、本市教育行政の一層の充実のため御尽力をいただけるものと存じます。

つきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定により、教育委員会委員として小林 保氏の任命につきまして、議員皆様方の御同意を賜りますようお願いを申し上げます。提案の理由並びにその内容についての説明に代えさせていただきたいと存じます。何とぞよろしくお願いを申し上げます。

○ 議長（大谷昌幸君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり同意するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第21号は、原案どおり同意することに決しました。

この際、選任同意を受けました小林 保氏よりあいさつの申し出がありますので、これをお受けいたします。

（教育委員会委員就任あいさつ）

○ 教育委員会委員（小林 保君） ただいま御紹介にあずかりました小林でございます。このたび、教育委員会委員任命につきまして、市議会の御同意を得ましたことは、まことにありがとうございます。たく厚く御礼を申し上げます。

昭和61年3月、教育委員に就任させていただき、この間、議員先生方の御指導、御理解を賜りましたことを深く感謝いたしているところでございます。

近年、教育行政がますます複雑多様化し、その上質的にも高度かつ専門化しつつあるとき、教育委員再任の栄に浴させていただくことになりましたことは、身の引き締まる思いがいたしますとともに、情熱を持ってその職責に尽くしたい所存でございます。

今後とも、微力ではございますが、誠心誠意、その職務に励む所存でございますので、議員先生方の重ねての御指導をお願い申し上げます。まことに簡単ではございますが、御礼を兼ねごあいさついたします。どうもありがとうございました。（拍手）

○

○ 議長（大谷昌幸君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

なお、明12日より27日までは休会とし、28日より議案審議を行いますので、定刻御参集くださるようお願いいたします。

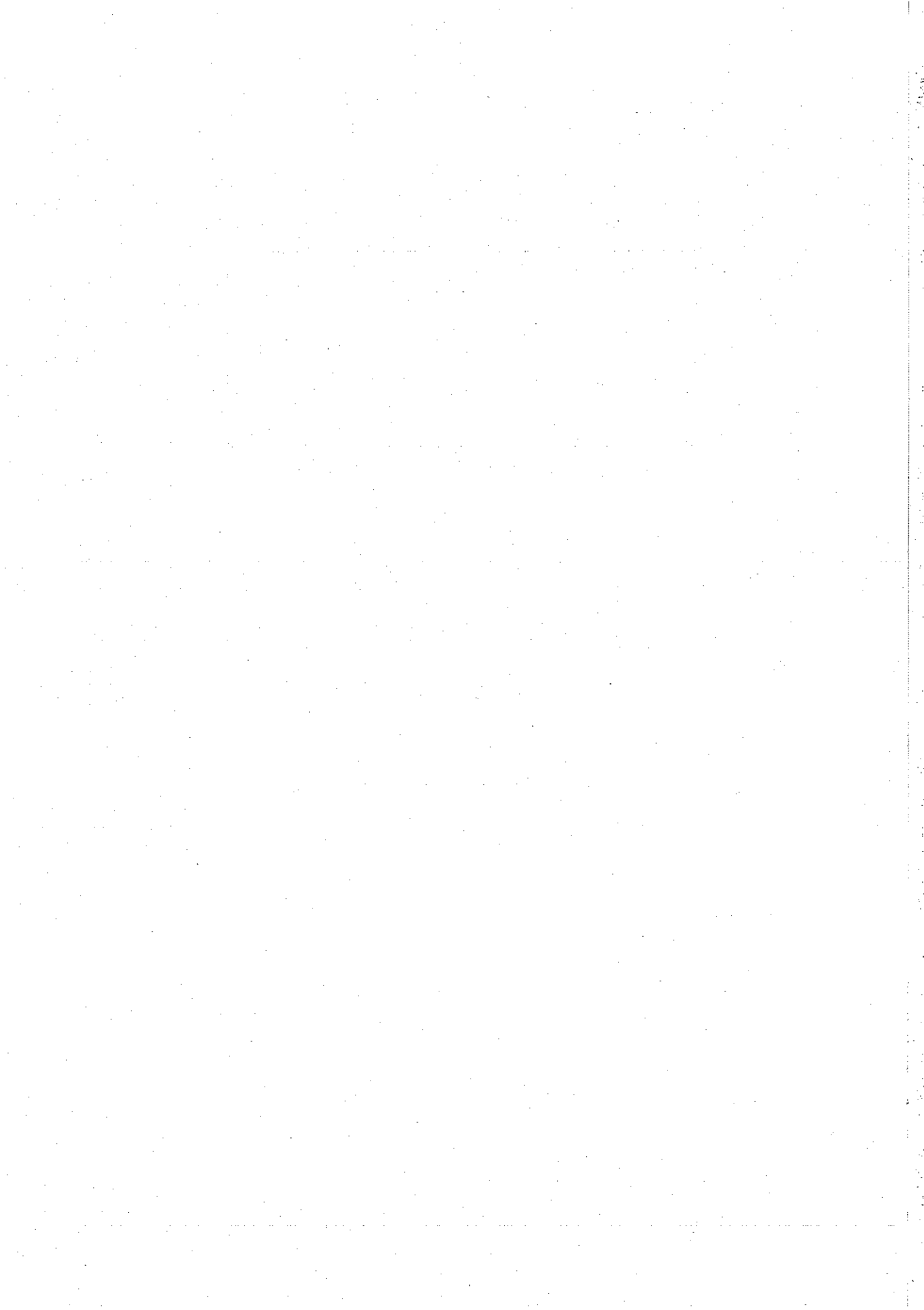
また、予算委員会には15日から予算委員会を開催していただき、御審査をお願いすることとなっております。委員の皆さん方には大変御苦勞でございませぬ、よろしく御審査くださいますようお願いいたします。

それでは、本日はこれにて散会をいたします。長時間、まことにありがとうございました。

(午前11時20分散会)



最 終 日



平成6年3月28日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	友田博文	16番	竹下義章
2番	森悦造	17番	須藤洋之進
3番	若浜記久男	18番	赤阪和見
5番	上田育子	19番	穴瀬克己
6番	田代一男	20番	並河道雄
7番	松尾孝明	21番	辻正治
8番	中塚新治	22番	西口秀光
9番	讚岐一太郎	23番	柳瀬美樹
10番	池田秀夫	25番	天堀博
11番	井坂善行	26番	原重樹
12番	大谷昌幸	27番	早乙女実
13番	柏富久蔵	28番	猪尾伸子
15番	木村静雄	29番	勝部津喜枝

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

市長	池田忠雄	総務部長	神藤恒治
助役	坂口禮之助	同次長兼総務課長	池辺功
助役	田中昭一	同次長兼財政課長	阪豊光
収入役	中塚白	同次長兼資産税課長	加久本良一
市長公室長	堀宏行	同和对策部長	森利治
同理事(人事担当)	鹿島賢昌	同次長	門林良治
同人権啓発室長	明坂文嘉	解放総合センター所長	戸口泰明
同次長兼広報広聴課長	池辺一三	同副理事(解放総合センター担当)	山本襄
同次長兼人事課長	石本博信	福祉事務所長	中川鉄也
同秘書課長	木寺正次	同理事	坂田平之
企画調整部長	逢野博之	同次長兼総合福祉会館長	松尾守
同理事(施策推進室担当)	三井義秋	市民生活部長	麻生和義
同副理事(施策推進第二担当)	吉祇利朗	同理事(環境整備・ごみ減量対策担当)	岸田秀仁
同企画室長	今村堅太郎	同次長兼健康課長	池辺修次
同施策推進室長	井阪和充	同次長兼保険年金課長	長岡敏晃
同企画室企画調整課長	油谷巧	同次長兼環境整備課長	和田栗登

産 業 部 長	大 塚 孝 之	同次長兼工務課長	西 尾 浩
同 理 事	白 樫 通 有	病 院 長	竹 林 淳
同次長兼農林課長	松 林 保	病 院 事 務 局 長	橋 本 昭 夫
同次長兼交通公害課長	大 塚 俊 昭	同 理 事	谷 上 徹
建 設 部 長	奥 村 富 彦	同次長兼総務課長	梅 山 世 紀
同 理 事 兼 用 地 室 長	谷 俊 雄	消 防 長 兼 消 防 署 長	高 宮 武 男
同次長（建築担当）	藤 本 仁	同次長兼総務課長	一ノ瀬 喜 広
同次長兼住宅課長	西 岡 政 徳	同次長兼消防署副署長	池 野 透
都 市 整 備 部 長	萩 本 啓 介	土 地 開 発 公 社 事 務 局 長	中 西 淳 富
同 理 事 （ 再 開 発 担 当 ）	盛 尾 久 和	教 育 委 員 長	藤 井 謹 市
同 理 事 （ コ ス モ ポ リ ス 担 当 ）	中 辻 寿 夫	教 育 長	杉 本 弘 文
同 理 事 （ コ ス モ ポ リ ス 担 当 ）	田 中 拓 夫	教 育 次 長 兼 管 理 部 長	稲 田 順 三
同 理 事 （ コ ス モ ポ リ ス 担 当 ）	中 屋 正 彦	指 導 部 長	西 川 義 徳
同次長兼都市計画課長	田 中 武 郎	社 会 教 育 部 長	生 田 稔
同次長兼公園課長	山 下 喬 三	同 次 長	田 丸 勝 之
コ ス モ ポ リ ス 推 進 室 長	福 原 進	同次長兼図書館長	北 野 喜 平
下 水 道 部 長	藤 原 清 司	収 入 役 室 長	藤 木 意 継
同 次 長	中 野 英 二	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	高 橋 正 道
同 副 理 事 （ ふ る さ と 急 傾 斜 対 策 事 業 担 当 ）	岸 本 孝 二	同 事 務 局 長	着 本 善 夫
改 良 事 業 部 長	富 田 宏 之	監 査 委 員	庄 司 清
同次長兼用地課長	帛 田 嗣 夫	同 事 務 局 長	吉 田 陽 三
水 道 事 業 管 理 者	田 中 稔	農 業 委 員 会 会 長	森 口 義 忠
水 道 部 長	仲 田 博 文	同 事 務 局 長	農 端 小 一
同次長兼総務課長	城 前 伊 佐 雄		

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○
 本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市囑託速記士 中野満男

○
 本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事 務 局 長	北 野 敦 雄
次 長	河 原 茂 隆
参 事	西 垣 宏 高
議 事 係 長	田 中 康 弘
議 事 係 員	田 村 隆 宏

本日の議事日程は次のとおりである。

平成6年和泉市議会第1回定例会議事日程

(3月28日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	(平成5年) 請願第1号	看護婦確保対策の充実を求める請願の取下げについて	別紙
2	(平成5年) 請願第2号	和泉中央駅周辺(シビックセンター)に図書館建設を求める請願(産業文教委員長報告)	
3	(平成5年) 請願第3号	聖神社・信太の森の国史跡指定についての請願 (産業文教委員長報告)	
4	議案第22号	和泉市立病院の料金等に関する条例及び和泉市立休日急病診療所条例の一部を改正する条例制定について	追加 P. 1
5	議案第9号	和泉市事務分掌条例の一部を改正する条例制定について (予算審査特別委員長報告)	P. 1
6	議案第10号	和泉市奨学基金条例の一部を改正する条例制定について (予算審査特別委員長報告)	P. 5
7	議案第2号	平成6年度和泉市一般会計予算 (予算審査特別委員長報告)	別冊
8	議案第3号	平成6年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算 (予算審査特別委員長報告)	別冊
9	議案第4号	平成6年度和泉市老人保健事業特別会計予算 (予算審査特別委員長報告)	別冊
10	議案第5号	平成6年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算 (予算審査特別委員長報告)	別冊
11	議案第6号	平成6年度和泉市公共下水道事業特別会計予算 (予算審査特別委員長報告)	別冊
12	議案第7号	平成6年度和泉市水道事業会計予算 (予算審査特別委員長報告)	別冊
13	議案第8号	平成6年度和泉市病院事業会計予算 (予算審査特別委員長報告)	別冊
14	報告第1号	和泉市土地開発公社平成6年度事業計画書類の提出について	P. 80

(午前10時15分開議)

- 議長(大谷昌幸君) おはようございます。議員各位には、何かとお忙しい中御出席賜りまして、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を報告させます。

(市議会事務局長報告)

- 市議会事務局長（北野敦雄君） 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは23名でございます。欠席並びに遅刻の届け出の議員さんはございません。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思います。現在、23名でございます。

- 議長（大谷昌幸君） ただいまの報告のとおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

平成6年 月 日

和泉市議会議長

大谷昌幸 殿

請願（代表）者

住 所 大阪市北区天神橋 1-13-15
大阪グリーン会館内
大阪医療労働組合連合会

氏 名 坂本重徳 ㊞

紹介議員

天堀 博 ㊞

猪尾 伸子 ㊞

 ㊞

請願の撤回について

平成5年10月4日付をもって提出した下記請願は都合により撤回したいので、承認されるようお願いいたします。

記

1. 請願第1号

(請願名) 看護婦確保対策の充実を求める請願

○ 議長（大谷昌幸君） 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承願います。

○ 議長（大谷昌幸君） それでは、日程審議に入ります。

日程第1平成5年請願第1号「看護婦確保対策の充実を求める請願の取下げについて」を議題といたします。

本件については、去る平成5年第3回定例会において所管の厚生病院常任委員会に付託し、継続審議となっておりますが、先般、請願者並びに紹介議員からお手元に配付いたしておりますとおり、本請願の取下げ申し出書の提出があり、厚生病院委員会でも本件の取り下げについて御承認をいただいております。

お諮りいたします。本請願の取下げを許可するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、本請願の取下げは許可することに決しました。

○

○ 議長（大谷昌幸君） 日程第2「和泉中央駅周辺（シビックセンター）に図書館建設を求める請願」を議題といたします。

本件については、産業文教委員会に付託となっておりますので、審査の経過並びに結果の報告を早乙女委員長にお願いいたします。

（産業文教委員会委員長登壇、報告）

○ 産業文教委員会委員長（早乙女実君） 平成5年12月14日開会の第4回定例会において、当産業文教委員会に付託されました「和泉中央駅周辺（シビックセンター）に図書館建設を求める請願」について、去る2月16日、委員会を開催し、審査いたしました結果の概要について御報告申し上げます。

まず、理事者より本請願に対する市としての考え方について説明があり、1点目のシビックセンターに気軽に利用できる魅力ある図書館を早期に建設してください、ということについては、和泉市公共公益施設整備基本構想調査報告書に総合センターの中に図書館の設置が位置付けられておりますので、今後、その具体化に向けて検討したい。

次に、2点目の図書館建設に当たっては、施策の中に私たち市民の意見を取り入れてください、ということについては、建設に際し市民の御意見、御要望を参考とさせていただく、との説明がありました。

次に、質疑の内容であります。建設の時期、規模、蔵書、特質についてどのように検討されているか、との質問に対し、図書館の希望としては、床面積1,000㎡、蔵書5万冊、また、

視聴覚資料を備えることにより特色を持たせたい、との答弁があり、質疑を終わりました。

次に、本請願の取り扱いについてお諮りいたしましたところ、全員異議なく採択することに決しました。

以上で当産業文教委員会に付託されました審査の経過並びに結果の報告を終わります。

- 議長（大谷昌幸君） ただいま委員長より詳細な報告がありました。

委員長報告に対する質疑、御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別のないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本請願を委員長報告どおり採択するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、本請願を委員長報告どおり採択することに決しました。

○

- 議長（大谷昌幸君） 日程第3「聖神社・信太の森の国史跡指定についての請願」を議題といたします。

本件についても産業文教委員会に付託となっておりますので、審査の経過並びに結果の報告を早乙女委員長にお願いいたします。

（産業文教委員会委員長登壇、報告）

- 産業文教委員会委員長（早乙女実君） 平成5年12月14日開会の第4回定例会において、当産業文教委員会に付託されました「聖神社・信太の森の国史跡指定についての請願」について、去る2月16日、委員会を開催し、審査いたしました結果の概要について御報告申し上げます。

まず、理事者より本請願に対する市としての考え方について説明があり、1点目の日本の代表的な文学として著名な「信太のキツネの物語」の舞台である鏡池を含む聖神社境内が、国史跡として指定されるよう大阪府や国へ働きかけてください、ということについては、かねてから大阪府を通じて働きかけてきたが、国史跡ということについては、国の史跡指定基準から見て、伝説や伝承の地あるいは文学として著名な地という位置付けでは国史跡としてはなじまない、というのが国の見解である。

また、2点目の信太の森として歴史的な由緒を持ち、シリブカガシの群生地（北限地）として、学術的にも貴重な聖神社の鎮守の森が国指定天然記念物として指定されるよう、大阪府や国へ働きかけてください、ということについては、市としても、古くからの植生を伺うことのできる貴重な森であるので、その指定について国に働きかけてきたが、国指定ができないということであるので、今後は、府指定として要望してまいりたい。

次に、3点目の松食虫による被害等によって由緒ある信太の森がこれ以上荒廃し、縮小することのないよう保全対策を考え、しかるべき措置をとってください、ということについては、関係機関と協議し、努力してまいりたい。

次に、4点目の歴史的、文化的に価値の高い信太の森を整備し、後世に守り伝えられるよう協力してください、ということについては、国、府指定建造物と、それらを取り巻く環境も含めて信太の森として整備することは、郷土の文化財を保護していく上からも大切なことであるので、土地の権利関係等の整理、土地所有者あるいは管理者の同意等、前提条件が整備された時点で市としてできる範囲で協力したい。

また、5点目の和泉市においても、歴史的文化遺産を保護するために文化財保護条例を制定してください、ということについては、趣旨を尊重し、検討してまいりたい、とのそれぞれの項目に対する考え方の説明がありました。

次に、質疑の内容であります、いずれの項目においても要望していくとか検討、努力したい、ということであるが、もっと具体的な説明を、という質問に対し、聖神社の建物は、国、府の重要文化財として指定されているところであるが、それ以外に文学や演劇、伝説の舞台として有名とか境内にはシリブカガシが群生している、あるいは横穴式石室を持つ古墳がある。また、古い形態を持つ相撲場があるなど、個々の要素によって史跡や天然記念物等に別々に指定を受けるのではなく、これらを総合したような形で指定を受けるよう、いろいろの文献資料を収集しながら府と相談していく、との答弁がありました。

次に、聖神社境内は国史跡としてなじまない、とあるが、他の方法はないのか、との質問に対し、文化財保護法に基づく史跡指定基準があり、聖神社境内の場合は、その基準に適合するものがないということで国指定になじまない、という答弁がありました。

次に、信太の森の保全について、指定を受ける場合と受けない場合の違いについての質問に対し、指定を受けた場合は、現状変更は難しいが、森林の病虫害駆除の補助金が交付される半面、指定されない場合は、補助金を受けることは困難である。

また、文化財保護条例制定については検討したい、ということであるが、全国伝統地名連絡会に加盟しているような古い和泉市が文化財として何も無い。また、それを保護していく条例もないということは寂しいことである、ということについては、制定するについての必要な資料収集、調査等前段の整理を図りながら制定に向け取り組んでまいりたい、との答弁があり、質疑を終わりました。

次に、本請願の取り扱いについてお諮りいたしましたところ、大きく5項目ある中2項目から5項目については、理事者として実施に向け検討、努力をされる、とのことであり、残る

1項目の国の史跡になじまないことについては、やむを得ない面もあるが、請願者の意を尊重し、今後、関係機関と十分協議されるなど、検討、努力されんことの見解を付して全員異議なく採択することに決しました。

以上で当産業文教委員会に付託されました審査の経過並びに結果の報告を終わります。

○ 議長（大谷昌幸君） ただいま委員長より詳細な報告がありました。

委員長報告に対する質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別がないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本請願を委員長報告どおり採択するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、本請願を委員長報告どおり採択することに決しました。委員の皆さん方には慎重御審議、まことに御苦労さんでございました。

議案第22号

和泉市立病院の料金等に関する条例及び和泉市立休日

急病診療所条例の一部を改正する条例制定について

和泉市立病院の料金等に関する条例及び和泉市立休日急病診療所条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成6年3月28日 提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市立病院の料金等に関する条例及び和泉市立休日

急病診療所条例の一部を改正する条例（案）

（和泉市立病院の料金等に関する条例の一部改正）

第1条 和泉市立病院の料金等に関する条例（昭和47年和泉市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

病院において診療を受ける者の料金（以下「診療料金」という。）は、次のとおりとする。

(1) 法令上の定めがある場合にあつては、当該法令の定めるところにより算定した額

(2) 自動車損害賠償責任保険の適用を受ける場合にあつては、前号に規定する額に1.5を乗

じて得た額

(3) 前2号に掲げる場合以外の場合にあっては、第1号に規定する額に1.2を乗じて得た額
(和泉市立休日急病診療所条例の一部改正)

第2条 和泉市立休日急病診療所条例(昭和51年度和泉市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第4条後段を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の和泉市立病院の料金等に関する条例及び和泉市立休日急病診療所条例の規定は、平成6年4月1日以後の診療所に係るものについて適用し、同日前の診療に係るものについては、なお従前の例による。

理 由

平成6年度における療養に要する費用の額の基準等が改正されたことに伴い、関係条例を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

○ 議長(大谷昌幸君) 日程第4「和泉市立病院の料金等に関する条例及び和泉市立休日急病診療所条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

○ 議長(大谷昌幸君) 提案理由の説明を願います。

○ 病院事務局長(橋本昭夫君) ただいま御上程いただきました議案第22号「和泉市立病院の料金等に関する条例及び和泉市立休日急病診療所条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びにその内容につきまして、市立病院橋本より一括して御説明申し上げます。

病院等における診療報酬の算定は、70歳以上の老人の方の場合は、老人保健法の規定による「医療に要する費用の額の算定に関する基準」のうち「甲」「乙」いずれかの点数表を、その他の方の場合は、健康保険法の規定による「療養に要する費用の額の算定方法」のうち「甲」「乙」いずれかの点数表を選択し、算定することとされておりますが、平成6年度の改正により診療報酬点数表の「甲」「乙」の区分が廃止され、医科診療報酬点数表に統一されました。これに伴い条例改正が必要となったものでございます。

なお、御上程が大変遅くなりましたのは、厚生省の告示が去る3月16日、施行が来る4月1日という急なことになりましたので、当初に御提案申し上げることができず、本日の御上程と相なった次第であります。事情御賢察を賜り、御容赦いただきますようお願い申し上げます。

それでは、その内容につきまして御説明申し上げます。

まず、第1条の和泉市立病院の料金等に関する条例第2条第1項の改正は、先ほど御説明申し上げましたように、診療報酬点数表の「甲」「乙」の区分が廃止され、医科診療報酬点数表に統一されたことにより、選択の規定を廃止し、各号の整理を図るものでございます。

第1号は、「法令上の定めがある場合にあつては、当該法令の定めるところにより算定した額」と、第2号は、「自動車損害賠償責任保険の適用を受ける場合にあつては、前号に規定する額に1.5を乗じて得た額」と、第3号は、「前2号に掲げる場合以外の場合にあつては、第1号に規定する額に1.2を乗じて得た額」とそれぞれ規定いたしますものでございます。

次に、第2条の和泉市立休日急病診療所条例の一部改正につきましても、同様の趣旨により改正いたしますものでございまして、第4条の後段を削り、「診療料金及び手数料の額及び徴収については、和泉市立病院の料金等に関する条例第2条から第4条までの規定を準用する」と整理を図ったものであります。

なお、本条例は、平成6年4月1日から施行し、改正後の規定につきましては、平成6年4月1日以降の診療に係るものについて適用し、同日前の診療に係るものについては、なお、従前の例による、と定めるものでございます。

以上、まことに簡単でございますが、内容の説明を終わります。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（大谷昌幸君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第22号は、原案どおり可決されました。

○ 議長（大谷昌幸君） 日程第5「和泉市事務分掌条例の一部を改正する条例制定について」より日程第13「平成6年度和泉市病院事業会計予算」までの9議案を一括議題といたします。

本件につきましては、去る3月4日の本会議において予算審査特別委員会に付託し、慎重審査をいただいておりますので、その審査の経過並びに結果を穴瀬委員長から御報告願います。

（予算審査特別委員会委員長登壇、報告）

○ 予算審査特別委員会委員長（穴瀬克己君） 去る3月4日の本会議におきまして、平成6年度和泉市一般会計予算、4特別会計予算、2企業会計予算及び関連議案2件についてが上程さ

れ、その審査を予算審査特別委員会に付託されました。慎重に審査いたしました経過並びに結果につきまして、取りまとめ御報告いたします。

去る15日から17日までの3日間にわたり委員会を開催をいたしました。

なお、審査内容の詳細につきましては、既に各会派に委員会録を配付させていただいておりますので、結果のみの報告にとどめたいと存じますので、御了承賜りたいと存じます。

まず、一般会計並びに関連議案2件について採決いたしましたところ、議案第2号「平成6年度和泉市一般会計予算」については反対意見があり、本件については、賛成多数で原案どおり可決されました。

次に、議案第9号「和泉市事務分掌条例の一部を改正する条例制定について」及び議案第10号「和泉市奨学基金条例の一部を改正する条例制定について」については、別に異議なく、原案どおり可決されました。

次に、議案第3号「平成6年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算」について採決の結果、反対意見があり、本件については、賛成多数で原案どおり可決されました。

次に、議案第4号「平成6年度和泉市老人保健事業特別会計予算」について採決の結果、反対意見があり、賛成多数で原案どおり可決されました。

次に、議案第5号「平成6年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算」及び議案第6号「平成6年度和泉市公共下水道事業特別会計予算」についてそれぞれ採決いたしました結果、別に異議なく、いずれも原案どおり可決されました。

次に、議案第7号「平成6年度和泉市水道事業会計予算」について採決の結果、反対意見があり、賛成多数で原案どおり可決されました。

次に、議案第8号「平成6年度和泉市病院事業会計予算」については別に異議なく、原案どおり可決されました。

なお、今回の審査に当たっては、3日間を通じ非常に多岐にわたり質疑が展開されました。しかも、その多くは、それにとどまらず、強い要望・意見・指摘として出されたことでもあります。したがって、理事者におかれては、それらに十分意を配し、厳しい財政状況の折、創意と工夫をもって市民サービス向上に努力されるよう強く要望するものであります。

以上で本委員会の報告を終わります。

○ 議長（大谷昌幸君） ただいま委員長から詳細な報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑を省略し、これより討論を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

それでは、これより討論を行います。まず、反対討論からお願いいたします。

- 28番（猪尾伸子君） 28番・猪尾でございます。ただいまの委員長報告に対しまして、日本共産党議員団を代表いたしまして反対討論を行います。

まず、一般会計でございますが、この中には、これまでわが党としても要望しておりました幾つかについて実現しております。例えば教育費の保護者負担については、一定の軽減が図られつつありますし、市政概要の発行が予定され、和泉保育園の改修も行われ、10園ではあります。完全自家給食もスタートします。あるいは今の不況のもとで小規模企業融資の利子補給を実施するといったこともあるわけですが、基本的な面で賛成しかねる点がございまして。

1つは、いつも指摘をしておりますが、不公正な同和行政が依然として続いているということです。例えばアジア太平洋人権情報センター出捐金に見られるように、解放同盟言いなりに部落差別と民族差別などを同列に扱い、差別事象の拡大を行いつつ、基本法制定という部落問題の解決をおくらせる誤った方向を強めています。また、解同支部助成金はなくしたものの、地区協予算は見直しの対象にすらなっていません。さらに、和泉診療所は、設置条例もないまま当面そのままできくとして、本気で同和行政を見直そうとはしていません。

第2に、福祉行政などについてですが、この不況下で生活保護が増加傾向となっているにもかかわらず、生活福祉資金の貸し付け実態は、とても温かい福祉行政とは言い難いものです。また、多様なニーズにこたえるということで、市のホームヘルパーを福祉公社に委託していますが、デイサービスの福祉公社委託が示すように、有料化による低所得者切り捨てにつながり、公的責任を投げ捨てるもので、これを認めることはできません。

第3に、農業振興やまちづくりについては、重視する、とは言うものの、農地の整備計画にしても、都市基盤整備にしても国や大阪府の言いなり、大規模開発関連ばかりという状況で、和泉市独自の考え方が全くなく、既存住民のための身近なまちづくりがないがしろにされています。

第4に、歳入にかかわることでは、これまでの議会の経過からはとても考えられないことですが、府企業局から提供された土地を売却し、庁舎建設基金に繰り入れることを議会の同意、合意を得ないまま予算計上をしています。とても認めることはできません。

以上の基本点を指摘をしまして、一般会計には反対をいたします。

また、関連議案につきましては、事務分掌条例の一部を改正する条例制定についてですが、この問題の経過の中でも、コスモポリス事業そのものや第三セクターでの責任問題などを指摘をしてきましたが、事業の失敗を決して望むものではありませんが、部に昇格することで、損

失など危険性に対する市の責任がますます大きくなることを改めて指摘をしておきます。

続いて、奨学基金条例の一部を改正する条例制定については、府下市町村の平均水準からはまだまだ不十分ですが、増額するということですので、賛成をいたします。

次に、国民健康保険事業特別会計については、これまでも指摘しているように、国保会計が苦しいと言われながら、府下自治体に比べても多額の4億円近い基金を保有していることは、今年も、保険料の値上げはしていない、とは言うものの、低所得者層の保険料の軽減を図ろうとはしていないということなどからしても一定の矛盾があると思います。また、部落解放同盟が認めれば、所得にかかわらず5割減免されるという同和減免を行っている一方で、一般減免については減免規定も公表していないし、窓口での受け付けも厳しいという状況があります。

以上の点を申し上げ、国民健康保険事業特別会計には反対いたします。

次に、老人保健事業特別会計につきましては、お年寄りの医療費を有料化した会計であり、差別医療を進めているそのもとになっている会計でもありますので、反対をいたします。

次に、水道事業会計については、平成5年度の年度途中に行われた料金改定に基づく初めての年間予算ということもありますので、反対をいたします。

なお、その他の会計につきましては賛成をする、ということを表示をいたしまして、日本共産党議員団の反対討論といたします。

○ 議長（大谷昌幸君） 次に、賛成討論をお願いいたします。

○ 13番（柏富久蔵君） 私は、平成6年度予算並びに関連議案について、賛成の立場から意見を述べたいと思います。

本年は、景気低迷と住民税減税など本市の財政環境は非常に厳しいものであろうかと思われれます。このような状況のもとで、まず、一般会計予算についてであります。特に和泉中央駅の開業を控え、和泉中央線、光明池春木線などの基幹道路の整備並びに阪和東側2号線、（仮称）中央2号歩行者専用道、富秋幸線など、道路網整備を中心とした都市基盤づくりに積極的に取り組まれています。しかし、広大な面積を持つ本市のまちづくりとしては、全体の調和のとれた都市基盤整備を念頭に施策展開を望むところです。

また、迫り来る高齢化社会への対応として、ホームヘルプサービス、ショートステイ、デイサービス事業などの在宅福祉施策を民間活力を活用し積極的に推進するほか、重度障害者についても入浴、給食サービスなどのデイサービスを新たに実施するなど、きめ細かな福祉施策を展開されています。本市においても、今後、ますます高齢化が進む中で、昨年、策定した和泉市老人保健福祉計画に基づき、福祉施策の充実を望むものであります。

また、児童福祉についても和泉保育園を建て替えるほか、10保育園で自家給食を実施するな

ど、住民ニーズに沿った施策を推進されています。しかし、児童数の減少で効率的な運営という面では課題があるものと思われます。

その他教育費についても、昨年に引き続き小中学校の大規模改造を実施するほか、奨学基金制度の充実や、いぶき野小学校区での留守家庭児童会の開設などを実施されています。また、平成9年の大阪国体に向け、きめ細かな整備と配慮で成功させていただきたいと思っております。

以上のような施策も含め財政基盤の脆弱な本市において、限られた財源をもって都市基盤整備と高齢化社会に対応する在宅福祉施策を積極的に推進される姿勢を高く評価いたしますが、本予算においては一般財源不足が生じ、地方債と基金に依拠した非常に硬直化した予算編成であり、早急に行政運営の見直しを図り、効率的な運営と国、府に対しては地方財源の拡充を要請し、もって市民福祉の向上に努められることを望むものであります。

次に、国民健康保険事業特別会計予算については、高齢化の進行とともに医療費の増加などにより、年々厳しい運営状況であろうかと思われます。しかし、そのようなもとの、今後とも、国に対して抜本的な制度改革により財政基盤の確立を強く要望し、健全な運営を維持できるよう期待するものであります。

次に、公共下水道事業特別会計予算については、下水道整備を積極的に推進され、普及率の向上に努められていることを評価いたしますが、とりわけ、既存の住宅地への污水管整備をより積極的に実施され、市民の快適な生活環境づくりに努められることを切に望むものであります。

その他老人保健事業特別会計予算並びに公共用地先行取得事業特別会計予算についても、事業目的に積極的に取り組み、適切な予算であると評価いたします。

次に、水道事業及び病院事業の企業会計予算については、特に病院事業については、本館の老朽化などの問題もあり、大変厳しい状況下にあります。企業目的の推進に努力され、市民サービスの向上に努められることを望むものであります。

以上により平成6年度一般会計予算、特別会計予算及び企業会計予算並びに関連議案について、要望、意見を付して賛成するものであります。

○ 議長（大谷昌幸君） 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。本9議案のうち4議案について反対意見がありますので、これを先に採決を行います。

お諮りいたします。議案第2号「平成6年度和泉市一般会計予算」、議案第3号「平成6年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算」、議案第4号「平成6年度和泉市老人保健事業特別会計予算」及び議案第7号「平成6年度和泉市水道事業会計予算」の以上4議案は、いずれも

委員長報告は原案可決であります。本4件を委員長報告どおり可決するに賛成の方の挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって、議案第2号、第3号、第4号及び第7号の4議案は、原案どおり可決されました。

次に、残り5議案についてお諮りいたします。議案第9号「和泉市事務分掌条例の一部を改正する条例制定について」、議案第10号「和泉市奨学基金条例の一部を改正する条例制定について」、議案第5号「平成6年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算」、議案第6号「平成6年度和泉市公共下水道事業特別会計予算」並びに議案第8号「平成6年度和泉市病院事業会計予算」の以上5議案は、いずれも委員長報告は原案可決であります。本5議案を委員長報告どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第9号、第10号、第5号、第6号並びに第8号の5議案は、原案どおり可決されました。予算委員の皆さん方には連日にわたる御審査、まことに御苦労様でございました。厚く御礼申し上げます。



報告第1号

和泉市土地開発公社平成6年度事業計画書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、和泉市土地開発公社の平成6年度の事業計画に関する書類を別紙のとおり提出する。

平成6年3月4日 提出

和泉市長 池田 忠雄

○ 議長（大谷昌幸君） 日程第14「和泉市土地開発公社平成6年度事業計画書類の提出について」を議題といたします。

○ 議長（大谷昌幸君） 報告の説明を願います。

○ 土地開発公社事務局長（中西淳富君） お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました報告第1号「和泉市土地開発公社平成6年度事業計画書類の提出について」を土地開発公社事務局長中西より御説明を申し上げます。

当公社の運営につきましては、平素から格別の御指導、御支援を賜り、心より厚く御礼を申し上げます。公社の事業計画は、さきに御議決賜りました平成6年度和泉市一般会計予算等に

基づき作成したものでございます。

それでは、その内容を御説明申し上げます。別冊公社予算書1ページでございます。

第1条は、総則でございます。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものでございまして、まず、収入では、第1款 事業収益18億4,379万円を計上いたしました。

その内容は、第1項 公有地取得事業収益で、公有地の譲渡による収入でございます。

第2款 事業外収益117万円を計上いたしました。

その内容は、第1項 受取利息17万円。第2項 雑収益100万円でございます。

以上、収入の合計は、18億4,496万円でございます。

次に、2ページの支出でございますが、第1款 事業原価17億7,161万5,000円を計上いたしております。

その内容は、第1項 公有地取得事業原価で、譲渡予定の公有地の原価でございます。

第2款 販売費及び一般管理費は、6,550万8,000円を計上いたしております。

その内容は、職員給与費その他の経常経費でございます。

第3款 事業外費用187万5,000円を計上いたしております。

その内容は、第1項 支払利息で、短期借入金の利息でございます。

次に、第4款 予備費は、前年度同様300万円といたしております。

以上、支出合計は、18億4,199万8,000円で、収益的収入及び支出の差し引き額は296万2,000円となり、これが当年度純利益と相なるものでございます。

次に、3ページの第3条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるものでございまして、収入は、主として本年度取得予定の公有地取得事業資金等の借り入れ予定額を、また、支出は、本年度の公有地取得事業費並びに借入金の元利償還金の支出予定額を定めたものでございます。

まず、収入でございますが、第1款 資本的収入第1項 借入金及び収入合計とも同額の37億8,003万7,000円を計上しております。

次に、支出でございますが、第1款 資本的支出55億5,165万2,000円を計上いたしております。

その内容は、本年度取得予定の第1項 公有地取得事業費25億1,953万4,000円と、第2項 借入金償還金30億3,211万8,000円でございます。

以上、支出合計55億5,165万2,000円と相なり、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額17億7,161万5,000円は、当年度損益勘定留保資金で補填をするものであります。

次に、4ページでございます。第4条は、公有地取得費等の資金に充てるための借入金の限

度額を37億8,003万7,000円と定めたものでございまして、市一般会計並びに特別会計予算の債務負担及び債務保証に基づくものでございます。

続きまして、事業計画について御説明を申し上げます。8ページでございます。

まず、本年度の先行取得計画について申し上げますと、環境改善整備事業用地といたしまして、1,995.00㎡を5億1,151万8,000円で、また、公共用地では、都市計画道路光明池春木線用地外公共下水道用地、公有地の拡大の推進に関する法律に基づきます買い取り用地等で2万3,930.68㎡を20億801万6,000円で取得する計画で、以上、合わせまして公有地取得計画面積は2万5,925.68㎡、取得事業費は、25億1,953万4,000円と相なります。

次に、公社保有の公有地譲渡処分計画について御説明申し上げます。9ページでございます。一般公共用地では、前年度に引き続きまして、都市計画道路和泉中央線用地、小田公園用地の譲渡を初めその他道路、公共下水道用地など1万509.9㎡を10億6,080万円で、また、環境改善整備事業用地として道路用地など1,968.21㎡を4億5,486万9,000円で、合計いたしまして市への譲渡は、1万2,498.11㎡、15億1,566万9,000円を予定しております。

また、大阪府には、都市計画道路大阪岸和田南海線用地73.73㎡を1,136万2,000円で譲渡する計画でございます。

次に、環境改善整備事業を円滑に進めるための受け皿として換地対策事業用地2,456.47㎡を2億3,080万9,000円で各権利者へ譲渡、また、一般処分用地766.14㎡を8,595万円で譲渡を計画しております。以上、合わせて譲渡計画面積は1万5,744.45㎡、譲渡計画総額は、18億4,379万円を予定しております。

10ページ以下に資金計画、平成5年度並びに平成6年度の予定損益計算書、予定貸借対照表、15ページには予算説明書を添付いたしておりますので、御参照賜りますようお願い申し上げます。

なお、平成5年度の決算見込みでございますが、平成5年度予定損益計算書のとおり、当年度純利益3,500万円余を予定いたしておりますので、御報告いたします。

以上、簡単ですが、報告第1号「和泉市土地開発公社平成6年度事業計画書類の提出について」の説明を終わります。今後とも、経費の節減、低金利資金の導入、保有資産譲渡処分の促進等公社経営の健全化に努める所存でございますので、一層の御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（大谷昌幸君） 本報告に対し質疑、御意見ありませんか。
- 25番（天堀 博君） 25番・天堀です。他の委員会等でお聞きをしている分もございしますが、一応、新年度平成6年度の公社予算でありますので、2点ほど基本的な点をお聞きをしておき

たいと思います。

今の報告にありましたように、本年度に公社が購入を予定している土地は、環境改善整備事業用地の1,995㎡と公共用地として2万3,930.68㎡であるわけです。譲渡をする分については、9ページに和泉中央線整備事業用地以下一般処分用地に至るまで、合計で1万5,774.45㎡を譲渡するということでもあります。

いわゆる公社が用地を購入する場合には、市の方の財産評価審査委員会等で価格が決定をされるなどいろんな形で明確にもなりますし、今は、公社の特別委員会がつくられたときのような非常に不明朗な買い物をすることにはなっていないわけです。大阪府とか和泉市など公共的機関からの要請に応じて先行取得をしていくことになっているわけです。

しかし、売却する場合地区内の環境改善整備事業用地、それから、換地対策事業用地あるいは一般処分用地もそうですが、こういうものについては、一切、幾らで、どんな形で、どこに売ったのかがはっきりわからないのが現実であります。これは委員会でも申し上げました。特に環境改善整備事業が終結を目前にしておる状況の中では、へた地というか残地も出てまいりますし、最終的な終末処理をしていく段階での売却等については、問題点があってはならないということは、だれしもが考えていることでもあります。原課でもそういうことはゆめゆめ思っておられないだろうと思います。

しかし、私自身も公社の特別委員もしておりますが、わからないところで全部処分をされていってしまうという状況があります。これは公社の健全運営をしていく上からも、最終処理的な時期にもきてますし、他の用地もそうですが、いつ、だれに、幾らで、どこの土地を売ったか、ということについて、今後は、少なくとも委員のメンバーには明確にしていっていただきたい、この要望についてどのように考えられるか。

それから、いつもお聞きをしているように、一般処分用地の中で特に大きいのがサントリー周辺の土地です。この土地についても、毎年、今年こそは、今年こそは、と約束を理事長として市長がされておりますが、なかなか運動団体との協議が整わない。男前を上げることも十分いってないと言われて延びてきております。今年こそはどのようにされるのか。

以上、2点をお聞きをしておきたいと思います。

- 議長（大谷昌幸君） 答弁。
- 土地開発公社事務局長（中西淳富君） 公社中西からお答えいたします。

第1点の問題につきましては、本議会の一般質問の中でもお触れになりまして、私から答弁を申し上げましたとおり、現在、十分検討いたしまして善処いたしたいと存じます。

また、サントリーにつきましては、さきの特別委員会におきまして、私どもの理事長から御

説明を申し上げました。本年度をめどに最善の努力をしたいと存じておりますので、よろしく
お願いいたします。

○ 25番(天堀 博君) あれから以降、内容の報告については、まだ報告が出てませんが、今
後、十分検討される、ということですので、ぜひこれは善処をしていただきたいと思います。

それから、サントリーの件につきましては、今も局長さんから答弁がありました。理事長で
ある市長もそういうふうにおっしゃっているわけですので、今年こそは、本当にすかを食らう
ことなくきちんと処分をするなり、対応を考えてほしいと思います。

終わります。

○ 議長(大谷昌幸君) 他に質疑、御意見ないものと認め、報告第1号を終わります。



平成6年和泉市議会第1回定例会議事日程(追加)
(3月28日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	議員提出 議案 第2号	看護婦確保対策の充実を求める要望決議	別紙
2	議員提出 議案 第3号	保健所法改悪による保健所の削減と、母子保健等保健 サービスの全面的市町村委譲に反対する意見書	別紙
3	議員提出 議案 第4号	地方バス生活路線運行維持補助制度の改善に関する 意見書	別紙
4	議員提出 議案 第5号	日本の主食コメは、輸入でなく日本の大地で賄うことを 求める意見書	別紙
5	議員提出 議案 第6号	国立病院・療養所の充実、強化に関する意見書	別紙
6	議員提出 議案 第7号	定住外国人に対する地方選挙への参政権など、人権保障 の確立に関する要望決議	別紙

○ 議長(大谷昌幸君) ここで、追加日程表等を配付させますので、しばらく自席でお待ち願
います。

(追加日程表等配付)

○ 議長(大谷昌幸君) お諮りいたします。ただいまお手元に配付いたしました追加日程表に
従い、それぞれ日程に追加したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、それぞれ日程に追加することにいたします。

追加日程第1「看護婦確保対策の充実を求める要望決議」を議題といたします。

決議文を朗読させます。

(事務局職員朗読)

平成6年3月28日

和泉市議会議長

大谷昌幸 殿

提出者

和泉市議会議員	上田育子
同	辻正治
同	森悦造
同	竹下義章
同	天堀博
同	松尾孝明
同	中塚新治
同	木村静雄
同	西口秀光

看護婦確保対策の充実を求める要望決議

標記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

(別紙)

議員提出議案第2号

看護婦確保対策の充実を求める要望決議

平成4年6月、医療機関で働く看護婦等の労働条件を改善し、看護婦不足を解消することを目的にした「看護婦等の人材確保に関する法律」が成立し、同12月にはそれを具体化するための「基本指針」が告示されました。これは深刻な看護婦不足を「一刻も早く解消せよ」との国民的な要求を反映したものであり、法律・指針にもとづく看護婦確保対策の抜本的な強化が強く求められている。

法律には看護婦確保に関する市町村の役割も記されているが、国や都道府県の責務、権限に属するものが主たる内容となっている。本市における独自の施策を要望するとともに、「看護婦確保法」同法施行の「基本指針」、更に国会決議や附帯決議等にもとづき、政府及び大阪府に対し次のことを要望する。

1. 看護学生に対する修学資金制度の拡充をはかるため国の補助金の増額と大阪府においては貸付枠の拡大をはかること。
2. すべての就業看護婦を対象にした生涯教育・研修を実施するため、国、府制度や補助金の拡充を行い、より積極的な施策を行うこと。
3. 国補助金による看護婦再就職準備金制度や再就職のための研修や研修助成金などの施策を積極的に行うこと。

以上、決議する。

平成6年3月28日

大阪府和泉市議会

内閣総理大臣	}	宛
大蔵大臣		
文部大臣		
厚生大臣		
労働大臣		
自治大臣		

- 議長（大谷昌幸君） 提案の趣旨説明を願います。
- 5番（上田育子君） ただいま事務局朗読のとおりでございますので、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。
- 議長（大谷昌幸君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
 （「なし」と呼ぶ者あり）
 別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
 お諮りいたします。本件を原案どおり決議するに御異議ありませんか。
 （「異議なし」と呼ぶ者あり）
 御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第2号は、原案どおり決議することに決しました。

平成6年3月28日

和泉市議会議長

大谷昌幸 殿

提出者

和泉市議会議員 上田育子

同 友田博文

同 若浜記久男

同 松尾孝明

同 中塚新治

同 竹下義章

同 穴瀬克己

同 西口秀光

同 天堀博

保健所法改悪による保健所の削減と、母子保健等保健サービスの
全面的市町村委譲に反対する意見書

標記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

(別紙)

議員提出議案第3号

保健所法改悪による保健所の削減と、母子保健等保健サービスの
全面的市町村委譲に反対する意見書

厚生省は、昨年暮れ突如として「保健所法を廃止して地域保健法を策定する」と表明しその原案となる考えを発表した。

その内容は保健所で行なっている保健サービス事業の多くを市町村へ委譲し、保健所は「二次医療圏」に一ヶ所に削減して保健・福祉サービスの総合化を進める管理的事務所に変わると言うものである。

全国では「852保健所が半分に」と言われているが、大阪にあてはめれば54保健所・7支所が4～11保健所となる計算になり、住民の健康を守る保健対策と環境・食品の衛生など暮らしの安全を守る行政は抹消されるに等しい後退が起こることは明らかであり、現在の住民サービスの維持は困難と考えられる。

また、現在老人保健福祉計画の策定・実践という大きな課題を背負っている市町村に母子保健サービスを始めた諸事業を委譲された時、財政的にもマンパワー確保の点でも過大な負担となることも明らかなことであり、母子保健サービスの後退がおこることは避けられない。

よって、保健所の削減に反対し、保健所の充実と市町村保健衛生財源を拡充して憲法にもとづく公衆衛生の向上についての国の責務を全うするよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成6年3月28日

大阪府和泉市議会

内閣総理大臣
厚生大臣
大蔵大臣

宛

- 議長（大谷昌幸君） 追加日程第2「保健所法改悪による保健所の削減と、母子保健等保健サービスの全面的市町村委譲に反対する意見書」を議題といたします。

意見書を朗読させます。

（事務局職員朗読）

- 議長（大谷昌幸君） 提案の趣旨説明を願います。
- 5番（上田育子君） ただいま事務局朗読のとおりでございますので、議員皆様方の御賛同をよろしくお願いいたします。
- 議長（大谷昌幸君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第3号は、原案どおり意見書を提出することに決しました。

○

平成6年3月28日

和泉市議会議長

大谷昌幸 殿

提出者

和泉市議会議員 若 浜 記久男

同 友 田 博 文

同 松 尾 孝 明

同 中 塚 新 治

同 木 村 静 雄

同 竹下 義章

同 穴瀬 克己

同 西口 秀光

同 天堀 博

地方バス生活路線運行維持補助制度の改善に関する意見書

標記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

(別紙)

議員提出議案第4号

地方バス生活路線運行維持補助制度の改善に関する意見書

本市における地方バス路線は、地域住民生活の維持発展に必要不可欠な公共交通機関であるが、マイカーの大幅な普及により交通事故、交通公害などの交通問題を発生させ、公共交通の生命である安全性が失われている。

また、輸送人員の減少、人件費の増加により定時性・利便性が守られず地方バスを取り巻く環境は一層厳しさを増すばかりである。

高齢者、身障者、児童、通学生や車をもたない交通弱者にとって生活するための足の確保は21世紀に向かい真の福祉国家へと変わるために、早急に着手すべき問題である。

よって、地方バス路線運行維持対策要綱の再考および国庫補助制度の拡大強化について、格段の配慮を要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成6年3月28日

大阪府和泉市議会

内閣総理大臣 }
運輸大臣 } 宛
大蔵大臣 }

○ 議長(大谷昌幸君) 追加日程第3「地方バス生活路線運行維持補助制度の改善に関する意見書」を議題といたします。

意見書を朗読させます。

(事務局職員朗読)

○ 議長(大谷昌幸君) 提案の趣旨説明を願います。

○ 3番(若浜記久男君) ただいま事務局朗読どおりでございますので、議員各位の御賛同を

よろしく願い申し上げます。

○ 議長（大谷昌幸君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第4号は、原案どおり意見書を提出することに決しました。

平成6年3月28日

和泉市議会議長

大谷昌幸 殿

提出者

和泉市議会議員	天堀 博
同	友田 博文
同	若浜 記久男
同	松尾 孝明
同	中塚 新治
同	木村 静雄
同	竹下 義章
同	穴瀬 克己
同	西口 秀光

国民の主食コメの、安全で安定した供給を求める意見書

標記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

（別紙）

議員提出議案第5号

国民の主食コメの、安全で安定した供給を求める意見書

昨年の大凶作を理由にした、コメの「緊急輸入」とその販売がはじまって以来、主食であるコメの問題と日本農業のあり方について国民の関心は、これまでになく高まっており、輸入農産物に含まれる残留農薬や、搬送途上の問題も少なくなく、安全性に対する危惧と、食文化の違いなどからくる味等も含め問題になっている。

国民は、「日本の主食は、日本の大地から」「安心して食べられる、安全な食料を」を望んでいる。

よって、政府におかれては、消費者への情報提供などの対策を講じるとともに、日本農業の発展と国土の保全を確立し、国民の主食であるコメについては、安全で安定した供給に力を注ぐことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成6年3月28日

大阪府和泉市議会

内閣総理大臣
農林水産大臣
通商産業大臣
外務大臣

宛

○ 議長（大谷昌幸君） 追加日程第4「国民の主食コメの、安全で安定した供給を求める意見書」を議題といたします。

意見書を朗読させます。

（事務局職員朗読）

○ 議長（大谷昌幸君） 提案の趣旨説明を願います。

○ 25番（天堀 博君） ただいま事務局の朗読どおりでございますので、議員皆様方の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○ 議長（大谷昌幸君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第5号は、原案どおり意見書を提出することに決しました。

平成6年3月28日

和泉市議会議長

大谷昌幸 殿

提出者

和泉市議会議員 天堀 博

同 友田 博文

同 若浜 記久男

同 松尾 孝明

同 中塚 新治

同 木村 静雄

同 竹下 義章

国立病院・療養所の充実、強化に関する意見書

標記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

(別紙)

議員提出議案第6号

国立病院・療養所の充実、強化に関する意見書

国立病院・療養所は、高度医療及び特殊医療を担当する病院として、地域医療の確保と医療水準及び公衆衛生の向上に大きく寄与してきたところであるが、近年、これらの医療需要が高度化、多様化する傾向にあることから、これまで以上にその役割が増大している。

よって、政府においては、このような情勢に対処するため、高度かつ特殊専門医療機関として、大阪府に所在する国立病院・療養所の施設整備を進めるとともに、医師、看護婦等医療従事者の必要な定員の確保を図る為職員の削減、処遇の切り下げは見直し、診療機能の一層の充実強化に努め、病棟閉鎖等を行わないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成6年3月28日

大阪府和泉市議会

内閣総理大臣
大蔵大臣
厚生大臣
自治大臣
労働大臣

宛

○ 議長（大谷昌幸君） 追加日程第5「国立病院・療養所の充実、強化に関する意見書」を議題といたします。

意見書を朗読させます。

(事務局職員朗読)

(公明党議員 4 名、市民クラブ議員 2 名退席)

- 議長 (大谷昌幸君) 提案の趣旨説明を願います。
- 25 番 (天堀 博君) ただいま事務局の朗読どおりでありますけれども、既に賃金看護婦の切り捨てであるとか、いろいろ施設の削減を行ってきておりますため、緊急の手術もできないという事態も起こってきております。中には、せんだっての新聞等の調査でも明らかなように、患者をほかの病院に移さなければならないという事態も生まれてきていることは事実であります。

こういう状況から公立病院、特に国立の病院としての役割を果たしていく、あるいは国や厚生省の役割から考えて、今回の措置については非常に大きな問題があると考えますので、どうか皆様方の御賛同をいただき、この意見書を提出をしていただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

- 議長 (大谷昌幸君) 本件について質疑、御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第 6 号は、原案どおり意見書を提出することに決しました。

○

平成 6 年 3 月 28 日

和泉市議会議長

大 谷 昌 幸 殿

提 出 者

和泉市議会議員 須 藤 洋之進

同 若 浜 記久男

同 松 尾 孝 明

同 中 塚 新 治

同 竹 下 義 章

同 穴 瀬 克 己

同 西 口 秀 光

定住外国人に対する地方選挙への参政権など、
人権保障の確立に関する要望決議

標記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

(別紙)

議員提出議案第7号

定住外国人に対する地方選挙への参政権など、
人権保障の確立に関する要望決議

人権の保障は、世界の平和と安全につながるものであり、日本国民の願いである。

人権の国際化が叫ばれ、「内外人平等」をうたった国際人権規約など、国際法の批准により、定住外国人の待遇は、除々に改善されている。

しかし、生来的にすでに地域社会の構成員となり、納税義務を負っているにもかかわらず社会保障制度や選挙権などについては、日本国民と同等になっていないのが現状である。

よって、本市議会は、政府に対し、定住外国人に対する社会保障制度や地方選挙への参政権など、人権保障の確立を強く要望する。

以上、決議する。

平成6年3月28日

大阪府和泉市議会

内閣総理大臣
自治大臣
厚生大臣
法務大臣
外務大臣

宛

(公明党議員4名、市民クラブ議員2名着席)

- 議長(大谷昌幸君) 追加日程第6「定住外国人に対する地方選挙への参政権など、人権保障の確立に関する要望決議」を議題といたします。

決議文を朗読させます。

(事務局職員朗読)

(共産党議員4名退席)

- 議長(大谷昌幸君) 提案の趣旨説明を願います。
- 17番(須藤洋之進君) ただいま事務局朗読とおりでございます。議員各位の御賛同をよろ

じくお願い申し上げます。

- 議長（大谷昌幸君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 25番（天堀 博君） ただいま上程されました要望決議でありますけれども、私ども日本共産党の基本的な考えといたしまして、ここに述べられておりますような状況については、近い将来、解決しなければならない問題だと考えております。ですから、全くこのことについては反対ということではありません。しかし、日本国憲法等とのかかわりから言いかけても、地方での参政権という問題等もござりますが、基本的には、今の段階でこれを云々し、決議等をあげていくことではないと思います。

よって、私どもは、このことに関しましては、これに参加をすること自体が問題だと考えますので、他の者が先に退席しておりますが、私も退席をして棄権をいたします。

（天堀 博議員退席）

- 議長（大谷昌幸君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案どおり決議するに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第7号は、原案どおり決議することに決しました。

（共産党議員5名着席）

- 議長（大谷昌幸君） 以上をもちまして、本定例会に付議されました諸議案はすべて議了いたしました。

ここで、理事者から市税条例の一部を改正する条例の専決処分をお願いするにつき、お手元に配付いたしております資料に基づき、事前にその内容と理由の説明をしたい、との申し出がありますので、これを許可いたします。説明を願います。

- 総務部長（神藤恒治君） 総務部長神藤でございます。貴重なお時間を拝借し、恐縮に存じます。それでは、お許しをいただきまして、市税条例の一部改正について御説明申し上げ、あらかじめ、専決処分の御了承を賜りたいと存じます。

御承知のとおり、現在、第129回通常国会において、地方税法の一部改正の法律案の審議が行われているところでありますが、本法律案が可決成立いたしますと、平成6年度の市税の賦課から適用することとなり、本市市税条例の規定につきましても、所要の改正を行う必要が生じることとなる次第でございます。

当然のことといたしまして、市税条例の一部改正につきましても、市議会に御提案を申し上

げることと相なるわけでございますが、本定例会の終了後にこの法律案が可決されますと、市税条例の一部改正について御提案を申し上げるいとまがございません。したがいまして、かかる事態におきましては、地方自治法第179条の規定により専決処分をさせていただきたく存する次第でございますので、よろしく御了承賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、お手元に御配布の資料に基づきまして、市税条例の一部を改正する条例（案）の概要について御説明を申し上げます。

第1点目といたしましては、平成6年度分の個人の市民税の所得割額の20%相当額（ただし限度額20万円）を控除しようとする特別減税措置で、平成6年度限りの特例措置でございます。

第2点目といたしましては、個人市民税の均等割の非課税の範囲の加算額13万円を18万円に引き上げ、また、個人の市民税の所得割の非課税の範囲等の加算額25万円を30万円に引き上げ、いずれも非課税限度額を引き上げようとするものでございます。

第3点目といたしましては、法人市民税の均等割の税率の適用区分につきまして、資本等の区分は現行のとおりでございますが、従業者数50人以下の部分に係る税率についていずれも1万2,000円を増額し、新たに適用しようとするものでございます。

第4点目といたしましては、市街化区域内の土地の取得に対して課する特別土地保有税の特例措置、いわゆるミニ保有税の適用期限を、現行の平成6年3月31日から平成5年12月31日までに短縮しようとするものでございます。

第5点目といたしましては、その他所要の規定の整備を図ろうとするものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、概要の説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御了承賜りますようお願いを申し上げます。

○

○ 議長（大谷昌幸君） お諮りいたします。本定例会はこれをもって閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

それでは、閉会に当たりまして市長のあいさつを願います。

（市長登壇、閉会あいさつ）

○ 市長（池田忠雄君） 閉会に当たりまして、一言、御礼を申し上げます。

去る4日、本年第1回の定例市議会をお願いを申し上げ、平成6年度一般会計予算、特別会計予算を初め水道事業会計予算、病院事業会計予算と、それに関連をいたします条例制定等、多数の重要議案を御提案をさせていただきましたところ、議員皆様方には、公私何かと御繁忙

の折にもかかわりませず、長期間にわたりまして慎重御審議を相賜り、御可決、御承認をいただきましたことを衷心より厚く深く御礼を申し上げる次第でございます。ありがとうございました。

また、予算審査特別委員の皆様方には、お疲れのところ、連日にわたりまして御審議を相賜り、御可決をいただき、深く感謝を申し上げる次第でございます。

なお、本会議を通じまして、あるいは予算審査特別委員会の審議の過程におきまして御指摘をいただきました諸事項、御意見、御要望等につきましては十分尊重させていただきまして、私はもとより職員一体となって遺憾なきを期してまいるとともに、予算執行に当たりましても慎重を期してまいる所存でございます。議員皆様方におかれましても、市政運営につきまして、今後、なお一層の御支援助と御協力をお寄せをいただきますようお願いを申し上げる次第であります。

また、今議会におきまして、教育委員会委員の任命につきましても御同意を賜り、教育行政の執行体制も確立をされました。議員皆様方の御期待におこたえすべく、渾身の努力を尽くしてまいる所存でございますので、重ねて御支援助と御協力を賜りますようお願いをいたします。

ようやく寒さも和らぎまして陽春の季節となってまいりました。議員皆様方には、ますます御多忙のこととは存じますが、気候の変わり目であります。何とぞ御自愛をいただきまして、御健勝で市政発展のために御尽瘁を相賜りますよう心から念願をさせていただきまして、はなはだ簡単ではございますが、閉会に当たりましての御礼のごあいさつにさせていただきます。長期間にわたりまして本当にありがとうございました。

(議長登壇、閉会あいさつ)

- 議長(大谷昌幸君) 閉会に当たりまして、一言、御礼を申し上げます。

平成6年度当初予算を初め関連する諸議案の審議に当たり終始熱心に御審議を賜り、無事終了できましたことを衷心より厚く御礼を申し上げます。

理事者各位におかれましては、新年度も行財政にますます厳しさが加わる中で、定例会並びに予算委員会を通じ議員各位からの御指摘、御要望が多々ありましたが、これらを十分に尊重し、その意を体得され、苦しい財源の中で創意と工夫を凝らし、市民の信託にこたえられ、より市民生活の向上、和泉市政の発展に努力されることを強く要望したいと思います。

それでは、これもちまして、平成6年第1回定例会を閉会いたします。長期間、まことにありがとうございました。

(午前11時27分閉会)



この会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

和泉市議会議長 大谷 昌 幸

同 署名議員 上 田 育 子

同 署名議員 並 河 道 雄